

I 「乳用牛の飼養管理に関する指針（案）」への御意見の概要と、当該御意見への農林水産省の考え及び指針での対応

御意見の概要	御意見への農林水産省の考え及び指針での対応
【指針全般への御意見】	
●国が指針を示すことに関する御意見 近年、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理が求められており、畜産物の輸出推進を図るためにも、国際基準(OIEコード)に沿った指針を発出し普及することは、推進すべきである。 持続可能な酪農乳業産業を目指すため、アニマルウェルフェアや労働環境に着目し、その課題改善に向けて我々関係者において、議論を開始した。こうした議論を行う中で、国が乳用牛の飼養管理に関する指針を示すことは、こうした取り組みに弾みがつくものであり歓迎したい。	アニマルウェルフェアは、家畜を快適な環境で飼養し、家畜のストレスを減らす取組であり、科学的知見を踏まえたアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組を推進してまいります。
● 指針の作成に際し考慮すべき事項に関する御意見 持続可能な畜産の発展のために、アニマルウェルフェアについては OIE コードと同水準を目指すだけでは不十分であり、EU と遜色のない水準のアニマルウェルフェアの基準を設けるべきである。 酪農には多様な飼養方式があるとともに、家族経営の小規模経営者、従業員を雇用する大規模経営者等様々な経営がある。繋ぎ飼い方式の経営や小規模な家族経営も含めた全ての経営で実行可能な指針とすべきである。 我が国の酪農を巡る情勢が非常に厳しい中、国の指針を実行するために生産現場で新たな作業や経費が発生することのない	本指針は、国民のアニマルウェルフェアに関する関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際基準である OIE コードまで引き上げることを目指してお示しするものです。 また、本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コードを遵守することは、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、生産現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、全ての生産者の方々に改善のための取組をお

ように配慮すべきである。 アニマルウェルフェアの実現に向けては、現在の劣悪な家畜産業の環境を大きく変える必要がある。このためには、「可能な限り」「努める」といった努力義務ではなく、「義務」とであると明記すべきである。 畜産技術協会の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」が一般的に普及しているため、国が示す新たな指針においても基本的には表記等を含め同内容とすると、関係者の理解が円滑に進むと考えられる。 ● 指針の普及に関する御意見 生産現場でアニマルウェルフェアを実行するためには、酪農家のみならず、獣医師、農協、飼料メーカー、家畜輸送業者等の関係者の理解・配慮・支援が必要不可欠である。このため、酪農家をはじめ農場に出入りする業界関係者に対し、パンフレット等による分かりやすい啓発・普及活動と、行政によるこれらの関係者への主体的な指導が行われるべきである。 国の指針の普及には、都道府県のほか関係団体等の協力が不可欠であることから、酪農関係団体としてもその普及に努めていく。 国の指針に基づく取組みを通じて乳用牛の飼養管理技術を高め、生産性が向上することで、持続可能な酪農経営につながることを関係者に理解してもらう必要がある。 消費者に対し、生産現場の実態とアニマルウェルフェアの取組みについて、正しい理解を醸成する取組みを実施して欲しい。 飼養方式に関する対応については、畜舎の構造、施設・設備、土地の制約、近隣住民への配慮など様々な要素を考慮する必要	願います。 本指針の発出に当たっては、農林水産省から都道府県、関係団体等に対し幅広く周知し、指導・協力を依頼するとともに、本指針の内容を生産者等に御理解いただけるよう Q&A 等により、分かりやすい情報発信に努めることとしています。また、農林水産省が主催する「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」や国の補助事業により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組を推進する重要性やアニマルウェルフェアの水準の向上に伴う費用の負担の必要性について、消費者や流通関係者等に御理解いただくための努力を行っていく考えです。
--	---

があり、経営体ごとに工夫できることが異なるため、生産者が適切な策を講ずることができるよう、事例を示すなど適切な情報発信をすべきである。	
● 実施状況のモニタリングに関する御意見 【実施が推奨される事項】については、今後、農林水産省が実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえて達成目標年度を設定するとしているが、それらの時期を明確にするとともに、達成に向けた具体的な手法を示すべきである。 国の指針の普及を開始するにあたり、酪農が現時点でどの程度指針に沿って取り組んでいるのか現状を確認し、課題を解決するための取り組みを進め改善を図っていく必要がある。 酪農は、飼料価格の高騰や生乳需給緩和などにより危機的な状況に直面していることを考慮し、達成目標年度を設定すべき。 【実施が推奨される事項】には、すぐに取り組める事項やある程度時間をかけて工夫すれば達成出来る事項もあるが、相応の費用を要する事項や解決しなければならない課題が含まれている事項もあることを考慮して達成目標年度を設定すべきである。	今後、農林水産省は、【実施が推奨される事項】について、都道府県や関係団体の協力を得て、その実施状況のモニタリングを行うこととしています。当該モニタリングの結果を踏まえ、専門家等の御意見も参考に【実施が推奨される事項】について個々の達成目標年を設定し、定期的に進捗状況を確認していく予定です。また、現状を確認した後は、明らかになった課題を解決するための体制や具体的な方策を、都道府県や関係団体とともに検討し、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組について普及及び推進を図っていく所存です。
【指針の個別事項への御意見】	
第1 管理方法 1 観察・記録	
「牛の健康状態、疾病・事故の発生の有無、泌乳の状況（乳量等）、飼料摂取量、水が適切に給与できているかどうか、最高及び最低温度、湿度等について、毎日記録をつける」との記述について、最高及び最低温度、湿度等の測定は困難であるため、「高温多湿による問題が生じていないか確認する」に改めるべきである。	最高及び最低温度、湿度の測定は、ヒートストレスメーター等の入手が容易な機器で対応可能であり、測定が困難との状況にはないと考えます。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。

「牛の健康悪化の兆候としては、姿勢の変化、被毛の状態の変化、目やに、鼻水、下痢、食欲不振、反芻の消失、速く不規則な呼吸、持続的な咳や喘ぎ、震え、跛行等が挙げられる。」との記述に、OIE コードに沿って、「横臥時間の変化、体を丸める、過剰な毛繕い、常同的・沈鬱的その他異常な行動の表出、繁殖効率、搾乳時の拒否的な行動」を追記すべきである。	本記述は、牛の観察を行うことの重要性等を説明するため、兆候の主な例を記述したものであり、実際に観察を行う際に指標となる兆候については、原案では「(参考) 乳用牛の測定指標」に具体的に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「(参考) 乳用牛の測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第6 乳用牛のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
「記録する項目としては、牛の健康状態、疾病・事故の発生の有無、泌乳の状況（乳量等）、飼料摂取量、水が適切に給与できているかどうか、最高及び最低温度、湿度等が挙げられる。」との記述について、OIE コードに沿って、「生産データ（搾乳牛頭数、出産、当該牛群への動物の移出入）だけでなく、敷料の状態、異常行動、体の汚れ、死亡率、淘汰率及び獣医学的治療の記録」を追記すべきである。	
「飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか等」との記述について、OIE コードに沿って、「敷料が汚れていないか」等を追記すべきである。	乳用牛の OIE コード (OIE コード「第 7.11 章 アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム」をいう。以下、特に説明のない場合において同じ。) には、 「第 7.11.6 条の 5 床、敷料、寝床の表面及び牛舎外の用地は、良好な衛生状態及び快適性を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるため、状況から必要とされる場合、清掃される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか、敷料が汚れていないか等を確認する。」に改めました。
「牛の健康状態、疾病・事故の発生の有無、泌乳の状況（乳量等）、飼料摂取量、水 が適切に給与できているかどうか、最高及	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.4 条の 3

び最低温度、湿度等について、毎日記録 をつける。」との記述について、OIE コードに沿って、「生産データ（搾乳牛頭数、出産、当該牛群への動物の移出入）だけでなく、敷料の状態、異常行動、体の汚れ、死亡率、淘汰率及び獣医学的治療の記録」を追記すべきである。	死亡率及び淘汰率並びにその原因は、毎日、毎月、毎年又は生産サイクルの主要な飼養管理活動の機会等に応じて定期的に記録される。」 「第 7.11.7 条の 1 b) 当該プログラムには、生産データ（例えば、搾乳牛頭数、出産、当該牛群への動物の移出入、乳量）、罹病率、死亡率、淘汰率及び治療の記録が含まれる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「特に、疾病及び事故の発生の有無や発生した場合の状況について、毎日、毎月若しくは毎年又は生産サイクルの主要な飼養管理の機会等に応じ、死亡率、罹病率、淘汰率を確認し、その増減の原因、治療の内容等とともに定期的に記録する。記録する項目は、アニマルウェルフェア上の問題が生じている可能性のある行動（第 6 の 1 を参照）が見られる場合等は、状況に応じて追加する。」に改めました。
記録すべき事項に、「殺処分の実施者と方法」を追記すべきである。	別途、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を示しており、当該指針の「第 2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務」の【実施が推奨される事項】に、「安楽死が完了した後、その実施内容について記録を作成する。その際、アニマルウェルフェア、実施者の安全及び家畜衛生への影響についても記載する。」と記述しています。このため、本指針においては、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
2 牛の取扱い	
OIE コードの「家畜のと畜」に記載があるように、「その動物が応答せず移動しないときには、何か物理的もしくはその他の障害が、動物の移動を妨げていないかどうか調査すること」を追記するとともに、電気スタンガンやその他の刺激についても	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 14 牛の取扱いに係る勧告は、第 7.5 章にも見られる。とりわけ痛み及び苦悩を与えるおそれのある取扱補助器具（例えば、

「体の後部への使用に限定する（厳密には EU のように後肢の筋肉にのみ）」を追記すべきである。	電気ムチ) は、極端な状況であって、当該動物が自由に動ける場合にのみ使用される。乳用牛は乳房、顔、目、鼻、肛門、性器部を含む敏感な部位を突かれてはならない。電気ムチは、子牛には使用しない（第 7.3.8 条の 3 も参照）。」 と記載されており、第 7.5 章の動物のと畜に関する OIE コード及び第 7.3 章の家畜の輸送に関する OIE コードも参照することとされています。 また、第 7.5 章の動物のと畜に関する OIE コードには、 「第 7.5.2 条の 1 f) の i) 追い立て棒やその他の補助具は、動物が反応しなかったり、移動に失敗した場合であっても繰り返し使用してはならない。こうした場合には、どのような物理的あるいは他の種類の障害が動物の動きを妨げているかを検証する。」 さらに、第 7.3 章の家畜の輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3 b) このような道具の利用は、豚や大型の反芻動物の後躯を対象とした充電式追い立て棒に限定し、目、口、耳、肛門性器部位あるいは腹部といった感受性の高い部位へは決して使用しない。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「電気ムチ等の苦痛を与えるおそれのある補助器具は、他の方法が失敗した場合であって牛が自由に行動できる場合のみ後躯に使用でき、乳房、顔、目、鼻、肛門、性器等の敏感な部位に使用してはならない。追い立て棒やその他の補助具は、牛が反応しない又は移動に失敗した場合であっても繰り返し使用せず、どのような障害が牛の動きを妨げているかを検証する。」に改めました。
--	---

【実施が推奨される事項】中、「手荒な扱いを避け、丁寧に取り扱う。」との記述について、OIE コードに沿って、その具体例として「尾を捻る、叩く、緊急時以外のスタンガンの使用等」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 14 牛の取扱いに係る勧告は、第 7.5 章にも見られる。(以下略)」と記載されており、第 7.5 章の動物のと畜に関する OIE コードには、 「第 7.5.2 条の 1 e) 動物は、危害、苦痛又は損傷を避ける方法で取扱う。いかなる状況であっても、動物取扱者は、動物の尾を押し潰す又は折る、目を掴む若しくは耳を引っ張るといった暴力的な行為を用いて動物を移動させてはならない。(以下略)」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、牛舎内で作業をする、又は牛に近づく際、不要なストレスを与える突発的な行動を起こさず、手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取扱う。牛の尾を折る、目を掴む、耳を引っ張るといった、牛に苦痛を与える方法を用いて牛を移動させてはならない。」に改めました。
「視覚的なコントラストの変化」とは、どのような場面を想定しているのか、もっと具体的に記述すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 14 牛は、様々な視覚的な環境に順応できる。しかしながら、ストレス及び恐怖に対する反応を防止するために、突然の移動又は視覚的なコントラストの変化に牛を曝すことは、可能な場合は、最低限に抑えなければならない。」と記載されています。牛がストレスや恐怖を感じないように急な明暗や色彩の変化に注意して飼養管理を行っていただきたいという意図であるため、生産者等が理解しやすいよう、御意見

	を踏まえ、「視覚的なコントラストの変化（急な明暗や色彩の変化）」と注釈を追記しました。
「電気拘束」はどのような行為や意味であるのか分かりづらいので、明確に記述すべきである。	電気拘束とは、動物の背骨に低電圧の電流を流して一時的に麻痺させ、自発的な運動を妨げる拘束方法です。生産者が理解しやすいよう、御意見を踏まえ、「電気拘束（低電圧の電流により麻痺させる方法）」と注釈を追記しました。
3 除角	
OIE コードに沿って、「無角牛の選択が、除角よりも望ましい」ことを追記すべきである。	我が国の乳用牛では、無角の種雄牛の供用頭数が少ないことから、記述していませんでしたが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「除角や無角牛の選択は、特に牛舎内で群飼を行う場合に、不要な損傷の発生や流産等を防ぐ有効な手段と考えられる。」に改めました。
除角の代替措置として「角カバー」の装着があることを追記すべきである。	御意見を踏まえ、「除角に代わる方法として、角の一部を覆う「角カバー」を装着する方法もある。」との記述を追記しました。
「獣医師等」について、獣医師以外に想定している者があるなら具体的に記載すべきである。	「獣医師等」の「等」は、当該処置に係る知識と熟練した技術を有する者を想定していますが、特定の名称が使い難いことから、原案の「等」の記述の維持にご理解をお願いします。
除角の実施の時期について、OIE コードに沿って、「角芽が頭蓋骨に付着する前の適切な月齢で実施されるものとする」ことを追記すべきである。	乳用牛の OIE コードの内容を我が国の生産者が理解しやすいよう、目安となる具体的な月齢とともに、【実施が推奨される事項】に「角が未発達である遅くとも生後 2 か月以内」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
OIE コードでは、摘芽を実施する場合には、麻酔及び無痛法の使用が強く推奨されている。このため、除角する場合には、常に麻酔及び無痛法を使用するよう追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 13 a) 摘芽を実施する場合には、麻酔及び鎮痛の使用が強く推奨され、除角する場合には、常に使用される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「実施の

	時期は、確実な処置を行うため、角根部を触ると角が分かるようになる時期以降で、除角によるストレスが少ない焼きごてでの実施が可能であり、角が未発達な時期である遅くとも生後2か月以内とし、確実に保定した上で処置する。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う。」に改めました。
「薬品(ペースト)」に関する記載について、「薬品(ペースト)も牛に苦痛を与えることを認識しておく」ことを追記すべきである。	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の13 a) 化学軟膏を使用する場合は、当該子牛の他の部位又は他の子牛への化学熱傷を避けるため、特別な注意が払われる。この方法は2週齢を超える子牛には推奨されない。」と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、 【実施が推奨される事項】に、「薬品が付着して火傷等を起こさないよう特に注意し」と記述しており、当該記述から、本処置が牛に苦痛を与え得る処置であることが明確であるため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
4 断尾	
断尾は禁止すべきである。搾乳時に邪魔だからという人間本位の理由で体の一部を切断することを認めるべきではない。	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の13 b) 断尾は乳用牛の健康及びアニマルウェルフェアを向上させないため、推奨されない。衛生の維持が問題である場合には、尾毛の刈り込みが、代替法として考慮される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「害虫を追い払うことができなくなり、牛がストレスを感じることや、牛の健康及び

	アニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、断尾は行わない。衛生上の問題がある場合、代替法として尾毛の刈取りを検討する。」に改めました。
5 個体識別	
個体識別の方法として、凍結及び焼きごてによる烙印は禁止すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 13 c) 凍結烙印及び焼きごてによる烙印は、代替の個体識別方法（例えば、電子的個体標識又は耳標）が存在する場合には、避ける。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、 【実施が推奨される事項】に、「凍結及び焼きごてによる烙印は、代替の個体識別方法が存在する場合行わない。」と記述していることから原案の記述の維持に御理解をお願いします。
6 蹄の管理	
乳用牛・肉用牛の定期的な削蹄について、（公社）日本装削蹄協会では 1 年に 2 回の削蹄を推奨しているため、現行の年 1 回の記述を 2 回に改めることが望ましいと考える。	乳用牛の OIE コードには、削蹄の頻度に関する記載はありません。適切な削蹄の頻度は、牛の運動量、運動場の地面や牛舎の床の状況によって異なるため、科学的根拠を持って具体的な頻度を示すことは困難なことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
乳用牛が蹄病に罹ったりした場合、肉用牛と同様の症状がみられるため、肉用牛の指針案と同様に「姿勢が悪くなり、歩行困難になることもある。」と追記すべきである。また、「伏臥時等に（中略）乳房炎の原因にもなる。」の記述の前に「特に搾乳期では、」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.4 条の 2 乳房炎及び蹄、繁殖及び代謝性の疾病はまた、乳用牛の成牛にとって、とりわけ重要な動物健康上の問題である。」 「第 7.11.4 条の 8 飼養管理の円滑化、人の安全及びアニマルウェルフェアの向上（例えば摘芽、削蹄）、並びに特定の状況に対する処置（例えば、第四胃変位）のため、乳用牛に外科的又は非外科的な処

	置が行われる場合がある。しかしながら、これらの処置が適切に実施されない場合、アニマルウェルフェアは損なわれ得る。」 「第 7.11.7 条の 1 b) 跛行は、乳用牛にとって問題となるおそれがある。動物管理者は、蹄及び爪の状態を監視し、跛行を予防する措置を取り、脚の健康を維持する。」 「第 7.11.7 条の 2 動物管理者は、消化不良及びその負の結果（第四胃変位、亜急性ルーメンアシドーシス、鼓張症、肝膿瘍、蹄葉炎）に関連して、牛の体格及び年齢、天候パターン、飼料組成並びに急激な飼料の変更の影響を理解する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「牛の蹄は、荷重を安定させ、起立や伏臥を正常に行うために重要な部位であり、蹄が変形し、又は蹄病に罹った場合等は、姿勢が悪くなり、体重の支え方や歩様にも悪影響が生じ、歩行困難になることもある。特に泌乳期は、伏臥時等に乳房や乳頭を傷つけやすくなり、乳房炎の原因にもなるため、蹄を正常な状態に保つことが必要である。」に改めました。
7 搾乳	
初産牛を経産牛の群に入れることは、両者では体力に差があるため、初産牛にとってはストレスや事故の要因となることが知られている。したがって「初妊牛は初めての搾乳の際の事故等を予防するため、経産牛群での飼養や搾乳場所に予め慣らしておく」と追記するとともに、その科学的な根拠を明確にし、生産現場での取り組みを進めるべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 3 問題点となる分野には、敵対行為及び発情行為、未經産牛と経産牛の混合、様々な体格及び年齢の牛の同一房内での給餌、空間的ゆとりの欠如、採餌場における不十分な空間、不十分な給水及び種雄牛の混合などがある。」 「第 7.11.7 条の 12 初めて搾乳される動物に対し、特別な注意を払う。そのよう

	な動物に対し、出産に先立ち、搾乳施設に馴致させておく。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「15 牛群構成及び社会的環境」に記述を追記することとし、「複数の牛群を混合した場合、闘争行動等が増加するリスクがあることを理解する。特に、未経産牛の新しい群への導入、様々な体格及び週齢の牛の混合、種雄牛の混合、空間的ゆとりの欠如、採餌場の空間及び給水の不足は、過度な闘争行動を生ずることがある。」に改めました。
9 繁殖	
「牛への過剰なストレスを防止するとともに、可能な限り苦痛を生じさせないよう」との記述について、可能な限り苦痛を生じさせない方法が不明確であるため、具体的な記述を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 7 人工授精及び妊娠診断は、資格を有する技術者によって、痛み又は苦悩を与えない方法で実施される。」と記載されています。我が国においては、家畜改良増殖法に基づき、資格を有する獣医師や家畜人工授精師のみが家畜人工授精や家畜受精卵移植を行うことができます。資格を有する者が適期に実施することは、苦痛を緩和し過度なストレスの防止につながると考えられます。また、苦痛を生じさせない手法として、「適切な設備、器具等を用い」、「必要に応じて獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う」旨を具体的に記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
繁殖において、体高や体格による繁殖供用開始時期の基準はあるが、体高や体格だけでなく、子宮や卵巣といった生殖器についても判断基準も必要だと思われる。また、繁殖供用開始の判断には技術的知見が必要になるため、家畜授精師等の育成が不可欠であり、そのための長期的なロードマップが必要である。	【実施が推奨される事項】に、「未経産牛は、出産時の母子の健康やより良いアニマルウェルフェアを確保するために十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない。」と記述しており、「身体的成熟」には御意見の生殖器の発育も含まれますので、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
10 分娩	

【将来的な実施が推奨される事項】のうち、「分娩区域には、分娩の1週間程度前に移動させることが望ましい」との記述については、【実施が推奨される事項】として記載すべきである。	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の8 経産牛及び未経産牛は、分娩が近づいたときには監視される。」 と記載されており、具体的な移動の時期について1週間程度前とは記載されていません。牛の妊娠期間は一般的に産次数や品種によって異なることが知られており、過去の分娩の傾向なども考慮し、家畜の飼養者が移動の時期を判断することが望ましいと考えられます。このため、御意見を踏まえ、指針の記述を「妊娠している牛は、妊娠期間や分娩の兆候を踏まえ、分娩が始まる前の適切な時期に分娩区域に移動させる。」に改め、【実施が推奨される事項】に移動しました。
「新生子牛は低体温症になりやすいので、分娩区画の温度管理や換気は、新生子牛に合わせて行う。」との記述について、OIEコードに沿って、「やわらかくて乾燥した敷料及び補助的な加熱が、低温ストレスの予防に役立つ場合がある」ことを追記すべきである。	御意見の内容は、「分娩区画の温度管理」に含まれるものと考え記述していませんでしたが、乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条 新生子は、低体温症の影響を受けやすい。分娩区画の温度及び換気は、新生子のニーズを考慮する。やわらかくて乾燥した敷料及び補助的な加温は、低温ストレスの予防に役立ち得る。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「やわらかくて乾燥した敷料及び補助的な加温が、低温ストレスの予防に役立つ場合がある。」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】のうち、母牛が出産直後の子牛を舐めるリッキングは、健康な体を作るためにもストレスの緩和のためにも重要である。「リッキングのための十分な時間を確保するよう努める。」を追記すべきである。	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の10 子牛を母牛から引き離すため、異なる戦略が、乳用牛生産システムにおいて活用されている。これらには、早期分離（通常出生後48時間以内）又はより段階的な分離（子牛が乳を飲み

	続けられるようにより長期間母牛と一緒に子牛を置く）がある。分離は、母牛及び子牛の双方にとってストレスが大きい。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「11 母子分離及び離乳」における記述を「子牛を母牛から引き離すための様々な手法が、乳用牛の生産システムにおいて活用されているが、母子分離は、母牛及び子牛の双方にストレスが大きい」に改めました。
分娩介助について、実際の現場では、いきみに合わせて引っ張るものの、仔牛の体が全て出るまで一気に引っ張ることをよく目にする。この方法では、臍帯が勢いよく切れることにより、仔牛の臍からの出血や親牛の腹膜炎の原因になることもある。また、仔牛が高いところから勢いよく下に落ちるリスクもある。このため、「分娩介助の際は、勢いよく引っ張り出すことのないよう、仔牛の体半分出たあたりからできるだけ自然に産ませる。」と追記すべきである。	【実施が推奨される事項】に、「分娩介助は、難産の場合の補助として行い、分娩時間の短縮を目的として行わない。また、過度の痛みや苦痛等を起こすことがないよう行う。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
11 母子分離及び離乳	
産後すぐに子牛を無理やり母牛から分離させることは禁止すべきである。子牛には初乳をたっぷり飲ませ、母牛のもとで健やかに育てるべきである。実際に、放牧で乳牛を飼養管理している酪農家は、母牛と子牛を一緒に育てている。	【実施が推奨される事項】に、「管理者及び飼養者は、母子分離について、母牛及び子牛の生理特性を十分に理解した上で、過度なストレスがかからないよう計画的に行う。」等と記述していることから、原案の維持に御理解をお願いします。 なお、酪農では、肉用牛とは異なり、離乳前の子牛と母牛と一緒に放牧することは一般的ではなく、母子分離後に搾乳により得た初乳を哺乳瓶などで人為的に子牛にしっかり飲ませ、その後は代用乳により哺育することが広く行われています。
12 疾病、事故等の措置	
【実施が推奨される事項】のうち、「疾病・事故の記録を残し、発生頻度が高い場合は、必要に応じて獣医師等に相談し、適切	乳用牛の OIE コードには、農場における安楽死の方法の記録についての記載はありません。

な対応をとる」との記述について、農林水産省から令和3年に「農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について」という畜産振興課長名の通知が出ているように、どのような場合にどのような殺処分が行われているかについて透明性が低いため、殺処分方法の記録・情報収集・情報公開を行い、農場での殺処分におけるアニマルウェルフェア向上の取組を進めることが畜産業の信頼性の観点から必要であると考えことから「疾病・事故・殺処分方法の記録を残し」を追記すべきである。	本指針において安楽死は、【実施が推奨される事項】において、「農場内で安楽死させる場合（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき殺処分を行う場合を除く。）、『家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針』を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」としています。この別途示している「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」においては、「安楽死が完了した後、その実施内容について記録を作成する。」と記述していることから、本指針においては、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、御意見の中で言及された通知においては、都道府県の動物愛護管理部局や畜産部局等に対し、日頃より、産業動物の適切な取扱いの確保及び虐待等の防止に係る事業者への指導助言や情報共有の徹底を図るとともに、適切な方法による安楽死が行われていない事態や飼養保管が適切でないことに起因して産業動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が認められたときは、速やかな改善を求め、改善の意志がない場合は、警察への告発を含めて厳正に対処するよう対応をお願いしています。
【実施が推奨される事項】のうち、「歩行困難な牛であっても、常時飲水できるようにするとともに、少なくとも1日1回は飼料を給与する。」との記述について、OIEコードに沿って「必要に応じて搾乳されるものとする。それらに対しては、日陰が施され、肉食獣から保護されるものとする」を追記すべきである。	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の1 b) 歩行困難牛は、常時飲水でき、少なくとも一日一回飼料が給与され、必要に応じて搾乳される。それらは、日陰が提供され、捕食動物から保護される」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「歩行困難な牛であっても、常時飲水できるようにするとともに、少なくとも1日1回は飼料を給与する。また、これらの牛に対しては、必要に応じて搾乳を行い、捕食動物から

	保護するとともに、日陰を提供する。」に改めました。
14 農場内における防疫措置等	
OIE コードに沿って「病原体のまん延に係る感染源及び感染経路」として、「牛・当該動物群への導入を含む、様々な導入元に由来する子牛、その他の家畜・野生生物、衛生業者を含む人、設備・器具及び施設、輸送手段、空気、給水・飼料及び敷料、堆肥・排せつ物及び死亡畜処理、精液及び受精卵」を追記すべきである。	「病原体のまん延に係る主な感染源及び感染経路」については、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」に記載されており、本指針においては、【実施が推奨される事項】に、「家畜伝染病予防法に基づく『飼養衛生管理基準』を遵守する」と記述済みであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「管理者等が牛舎に出入りする場合等においては、適切に消毒する。」との記述について、「消毒槽の有効濃度の維持」を追記すべきである。	十分な消毒の効果を得るためには、消毒槽内の消毒液の有効濃度のみならず、消毒する物からの泥や有機物の除去、消毒後の再汚染防止などが必要です。このため、「消毒槽内の有効濃度の維持」だけを記述すると、それ以外の十分な消毒の効果を得るための行為（例えば、消毒後の再汚染防止等）がなくとも良いとの誤解を与えかねないことから、「適切に消毒」と記述したものであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、農林水産省では、別途、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（都道府県による指導用）（令和４年１０月３日一部改訂）」において、消毒に関する留意事項を解説しています。
畜舎で猫を飼っているところがSNS等で見られるため、飼養衛生管理基準には「猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育は禁止する」との記載があることから、同様な記述を追記すべきである。	「飼養衛生管理基準」には、 「11 愛玩動物の飼育禁止 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと。」 と記載されています。このため、【実施が推奨される事項】に、「家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守する」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
15 牛群構成及び社会的環境	
「闘争行動等が増加するリスク」の原因として、OIE コードに	乳用牛の OIE コードには、

沿って、「高い飼養密度、不十分な餌場のスペース、不十分な水へのアクセスがあること」を追記すべきである。	「第 7.11.7 条の 3 問題点となる分野には、敵対行為及び発情行為、未經産牛と経産牛の混合、様々な体格及び週齢の牛の同一房内での給餌、空間的ゆとりの欠如、採餌場における不十分な空間、不十分な給水不足並びに種雄牛の混合などがある。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「複数の牛群を混合した場合、闘争行動等が増加するリスクがあることを理解する。特に、未經産牛の新しい群への導入、様々な体格及び週齢の牛の混合、種雄牛の混合、空間的ゆとりの欠如、採餌場の空間及び給水の不足は、過度な闘争行動を生ずることがある。」に改めました。
OIE コードに沿って、「適切な囲い込みによって、牛の不適切な混合によって生じる可能性のある動物福祉の問題を最小限に抑えるものとする」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 3 家畜飼養管理者は、不適切な牛群の混合（例えば、新しい牛群への未經産牛の導入、異なる栄養要求にある異なる育成ステージの動物の混合）により引き起こされるおそれのあるアニマルウェルフェア上の問題を認識し、それらを最小限に抑えるための適切な措置を提供する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「複数の牛群を混合した場合、闘争行動等が増加するリスクがあることを理解する。特に、未經産牛の新しい群への導入、様々な体格及び週齢の牛の混合、種雄牛の混合、空間的ゆとりの欠如、採餌場の空間及び給水の不足は、過度な闘争行動を生ずることがある。このため、過度な闘争行動やマウンティングが見られる牛は、必要に応じ、適切な囲い込みによって、当該牛群から移動させる等、アニマルウェルフェア上の問題が可能な限り小さくなるよう対応す

	る。」に改めました。
「その際、相互に耳、乳首、外部生殖器、尾などを吸い合う行動を監視し、その発生防止措置を講ずる」との記述について、OIEコードに沿って、「おしゃぶり措置の提供」を追記すべきである。	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の11 後継牛は、相互に吸い合う行動を監視され、その発生を防止するための適切な措置（例えば、おしゃぶり器具の提供、給餌業務の見直し又は変更、その他の環境改善の提供）がとられる。」
子牛・育成牛の臍吸い等の「クロスサッキング cross-sucking」の異常行動は、アニマルウェルフェアの欠如が原因であるか不明である。「クロスサッキング cross-sucking」の発生機序の科学的根拠を明確にした上で、対応策（例：空ニップルの設置 P16）を講じる必要があると考える。	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「その際、相互に耳、乳首、外部生殖器、尾等を吸い合う行動がないか監視し、その発生防止のため、例えば、空ニップルの設置、給餌業務の見直し又は変更、その他飼養環境の改善等の措置を講ずる。」に改めました。
16 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解等の促進	
「経営者、従業員、外部作業者が十分なアニマルウェルフェアの手技や指針の内容の習得についてトレーニングを受けることとともに、理解が不足している場合には現場に関わらせない」ことを追記すべきである。	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条 良好な動物管理業務は、許容可能なアニマルウェルフェアの水準を提供するために非常に重要である。乳用牛の取扱い及び飼養に従事する者は、乳用牛の行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する必要な実用的な技術及び知識を身に付けるために関連する経験又は研修により、適切な能力を備える。牛の健康及びアニマルウェルフェアを確保するため、十分な数の動物管理者を置く。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、牛の行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識（疾病又は

	苦痛の初期における特有の兆候、例えば、咳、眼漏、乳の性状の変化、運動行動の変化等や、飼料や水の摂取量の減少、体重やボディコンディションの変化、行動の変化や外見の異常等の非特異的な兆候を承知している等）と技術を身に付けるための適切な経験を積む、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得し、適性を有する。特に、歩行困難牛、出産したばかりの牛及び慢性疾病への罹患や損傷が疑われる牛を識別し、適切に管理する知識と技術を習得するとともに、（以下略）」に改めました。
第2 栄養 1 必要栄養量・飲水量	
OIE コードに沿って「牛の大きさ、年齢、気候、飼料組成、突然の餌の変更が、消化不良及びその他悪影響（第四胃変位、亜急性ルーメンアシドーシス、誇張症、肝膿瘍、蹄葉炎）を引き起こすことを理解しておくものとする。」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 2 動物管理者は、消化不良及びその負の結果（第四胃変位、亜急性ルーメンアシドーシス、鼓張症、肝膿瘍、蹄葉炎）に関連して、牛の体格及び週齢、天候パターン、飼料組成並びに急激な飼料の変更の影響を理解する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「牛の管理者又は飼養者は、第四胃変位、ルーメンアシドーシス、鼓腸症、肝膿瘍、蹄葉炎に関して、牛の体格、年齢、天候、飼料組成やその急激な変更の影響を理解し、（以下略）」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「飼料の補充がない場合、と畜、販売、移転または安楽死を含め、飢餓を避ける手順を踏むものとする」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 16 災害（例えば、地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、ハリケーン）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が整備されている。そのような計画には、避難手順、高台の確認、緊急用

	の飼料及び水の備蓄、必要に応じた淘汰及び人道的殺処分が含まれる場合がある。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「第5 アニマルウェルフェアの状態確認等」の「3 緊急時の対応」の【実施が推奨される事項】に、「飢餓を予防するために牛の頭数を削減する際には、移転、販売、と畜又は安楽死等の手段をとる。」との記述を追記しました。
2 飼料・水の品質の確保	
「新規の粗飼料等を導入する際は、徐々に導入するようにし、嗜好性の良い粗飼料をいつでも摂取できるようにしておく」との記述について、現在、飼料価格が高騰するとともに、嗜好性の良い粗飼料が手に入りづらい状況にあるので、記載内容を工夫すべきである。	飼料の急激な変更を避けることは、飼養管理の基本であると考えています。また、牛の健康を維持する上では良質な粗飼料の給与が重要であるため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「給餌器や給水器の定期的なチェック及び清掃を行う」との記述について、「毎日のチェックと清掃」等具体的な頻度を記載すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮して、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。」に改めました。
4 初乳及び子牛の給餌	
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って「子牛は、可能な場合には、誕生後少なくとも5日間は初乳又はそれに相当するものを継続的に与えられるものとする」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、御意見のような記述はありませんが、 「第7.11.7条の9 動物管理者は、受動免疫を与えるため、子牛が出生後24時間以内に十分な品質の初乳を十分な量摂取することを確保する。初乳は、出生後最初の6時間以内に摂取された場合に最も有益である。」 と記載されています。 また、「1 必要栄養量・飲水量」の【実施が推奨される事項】に、「必要な栄養素の種類とその量について、「日本飼養標準—

	乳牛」、「日本標準飼料成分表」等を参照する」と記述しており、「日本飼養標準—乳牛」には、「実際の給与法として、新生子牛には、生後 24 時間以内、できれば 12 時間以内に可能な限り多くの初乳を与え、最低でも 3 日間は移行乳（分娩後 24 時間～72 時間以内に搾乳された乳）を与える。人工哺乳は自然哺乳に比べ哺乳量が正確に把握できる。」等と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
仔牛の胃の発達、下痢、口部の異常行動につながるので「口の異常な動きを減少させるため（壁やパイプを吸ったり舐めたりし続ける）哺乳瓶のニップルの先を大きく切ることなく、少量ずつ飲ませるようにする。また、同様な理由により、早い時期からのバケツで直接飲ませる方法は避ける。」を追記すべきである。	「1 必要栄養量・飲水量」の【実施が推奨される事項】に、「必要な栄養素の種類とその量について、「日本飼養標準—乳牛」、「日本標準飼料成分表」等を参照する。」と記述しており、「日本飼養標準—乳牛」の「4. 2 哺育から離乳までの飼養」においては、 「4. 2. 1 哺育期の飼養 哺乳方法としてはバケツ哺乳でも乳首を用いても良いが、衛生管理上からは洗浄が容易な哺乳バケツが良い。ほ乳瓶を用いた場合、乳首の穴を小さくして摂取させると摂取後の異常行動（なめ合い、壁に向かって哺乳行動をとる等）が少なくなり、満腹感に影響するといわれている。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「哺乳に当たって、通常バケツで飲ませるとミルクが第一胃に流れ込み、消化不良や鼓腸症になる可能性があるため、哺乳バケツ又は哺乳瓶を用いることが望ましい。特に、衛生管理上は洗浄が容易な哺乳バケツが望ましい。哺乳瓶を用いる場合、乳首の穴を小さくして摂取させると満腹感に影響し、摂取後の異常行動（なめ合い、壁に向かって哺乳行動をとる等）が少なくなるといわれている。」に改めました。 なお、省力化や飼養管理の高度化のため、国の補助事業によ

	り哺乳ロボットの導入への助成も行っているところであり、哺乳ロボットの普及によっても現場の改善を図っていく考えです。
第3 牛舎	
「野生動物、ネズミ、ハエ等の有害動物の侵入や発生を抑制するよう設計し、管理する」との記述について、「設計し、管理する」との記述は、牛舎の建て替えや改修をしなければならないと誤解されることのないよう、記載内容を工夫すべきである。	本指針は、必ずしも牛舎の建て替えや改修を要求するものではありませんが、牛舎を新たに建築又は改修する際の、設計や補修に当たっての留意事項を記述したものであることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
牛舎にも消防法を適用し、規模に応じて自動消火設備の設置を義務づけるべきである。	「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）又は「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（令和 3 年法律第 34 号）に基づいて建築した畜舎であれば、「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）が適用されることとなり、消防用設備については、「消防法」に基づき、当然に必要な設備を備えておくことが義務となります。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
1 飼養方式	
OIE コードに沿って、敷料が清潔な状態で管理されるよう「床材、敷料、寝床の表面及び舎外の追い込み柵は、良好な衛生状態、快適性を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるため、契約に定められたとおり、清掃されるものとする」、「わら、砂、又はゴムマット、砕ゴム充填マットレス、ウォーターベッド等その他の敷料システムにおいては、当該敷料は、適切なもの（たとえば、衛生的で非毒性のもの）であって、清潔で、乾燥した、快適な横臥場所を牛に提供するように維持されるものとする」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 5 床、敷料、寝床の表面及び牛舎外の用地は、良好な衛生状態及び快適さを確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるため、状況が必要とする場合、清掃される。（略） わら、砂、又はその他の敷料のシステム（ゴムマット、砕ゴム充填マットレス、ウォーターベッド等）では、敷料は適切なもの（たとえば、衛生的で非毒性のもの）であり、清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供するように維持される。」 と記載されています。御意見での敷料の清潔な管理について具体的に記述されている乳用牛の OIE コードの内容は、既に、「2 構造・設備」の【実施が推奨される事項】に、「わら、砂、お

	が粉又はゴムマット等の敷料は、衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、適切に追加し、交換することにより清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供し、その状態を維持する。」と記述しています。また、牛舎等の清掃について総論的に記述されている乳用牛の OIE コードの内容については、「第 1 管理方法」の「13 牛舎等の清掃・消毒」において、既に「牛に快適な環境を提供することは、良好な衛生状態を確保し、疾病及び損傷のリスクを可能な限り小さく抑えることにつながる。」と記述し、「床、敷料、寝床の表面及び屋外の用地は、良好な衛生状態を確保し、疫病及び損傷のリスクを可能な限り小さく抑えるため、必要に応じて清掃する。」と記述を改めたところであり、記述の維持に御理解をお願いします。
(1) 繋ぎ飼い方式	
【将来実施が推奨される事項】に「搾乳牛を 24 時間常時繋ぎ飼いにしてはいけない。」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.3 条の 1 1 舎飼 これらは、牛が屋内又は屋外において、形成された表面の上で飼養され、動物が必要とする基本的なもの、例えば飼料、収容場所、水などの提供を人に完全に依存しているシステムである。牛舎の種類は、環境、気候条件及び管理システムに依拠する。この舎飼システムでは、動物は、拘束されていないか又は繋がれて収容されている。」 「第 7.11.6 条の 5 タイストール牛舎で飼養されている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれずに十分な運動ができるようにする。」 と記載されており、繋ぎ飼い自体は否定されておらず認められています。また、【実施が推奨される事項】に、「繋ぎ飼い方式で

	飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「牛を繋ぐ場合は、最低限、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、邪魔されることなく毛繕いができるようにする」との記載について、毛繕いのみが邪魔されることなくという形容詞にかかっているが、すべての行動が妨げられてはならないことが明確になるよう、OIE コードに沿って、「牛を繋ぐ場合は、最低限、妨げられることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする」に改めるべきである。とすること。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 5 牛が、舎内又は舎外にかかわらず、繋がれていなければならない場合は、最低限、妨げられることなく横臥し、立ち上がり、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「牛を繋ぐ場合、アニマルウェルフェア上の問題が発生するリスクが高まることを認識し、最低限、妨げられることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に「清潔な敷料の管理」に関する記述を追記すべきである。	「2 構造・設備」の【実施が推奨される事項】に、「わら、砂、おが粉又はゴムマット等の敷料は、衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、適切に追加し、交換することにより清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供し、その状態を維持する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
OIE コードに沿って、「家畜飼養管理者は、牛が繋がれている場合には、ウェルフェア上の問題のリスクが高まることを認識しておくものとする。」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 5 動物管理者は、牛が繋がれている場合の、アニマルウェルフェア上の問題のより高いリスクを認識する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「牛を繋ぐ場合、アニマルウェルフェア上の問題が発生するリスクが高まることを認識し、(以下略)」に改めました。

「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止する ため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。」との記述について、「運動の頻度は1日1回以上とする」と追記すべきである。	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の5 タイストール牛舎で飼養されている牛は、ウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれずに十分な運動ができるようにする。」 と記載されており、具体的な運動の頻度については記載がありません。「十分な」とは、牛がストレスを解消できるようにということであると理解しており、具体的には、アニマルウェルフェア上の問題がある可能性のある行動が見られるかどうかなどにより判断すべきものと考えていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「屋外でつながれている場合には、歩くことができるようにする。」との記述について、OIEコードに沿って「展開及び歩行（turn around and walk）できるものとする」に修正すべきである。	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の5 野外で繋がれている場合には、歩くことができるようにする。」 肉用牛のOIEコードには、 「第7.9.5条の3 i) 繋がれて飼養されている牛は、最低限、横臥できるものとし、もし屋外で繋がれている場合は、向きを変え、及び歩くことができるようにする。」 と記載されています。乳用牛のOIEコードには御意見のような記載はありませんが、肉用牛のOIEコードの記載内容を参考に、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「屋外で繋がれている場合、身体の向きを変えることや歩くことができるようにする。」に改めました。
「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、～繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする」との記述について、「十分に」の定義が不明瞭である。また、Q&Aで「それぞれの経営内	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の5 タイストール牛舎で飼養されている牛は、ウェルフェア上

で工夫して運動の機会を確保するよう努めてください」と説明しているが、繋ぎ牛舎で運動を促す場合、生産者の安全性も考慮し、人が事故なく作業できる管理方法を確立するとともに、科学的根拠にもとづいた運動の頻度の基準を示すべきである。その際、周辺環境によっては運動が牛に逆にストレスを与える場合もあることや牛舎の構造や農場の広さ、従事者数等の都合により、どうしても運動をさせることができない農場もあることに留意すべきである。	の問題を防止するため、繋がれずに十分な運動ができるようにする。」 と記載されています。「十分に」とは、牛がストレスを解消できるようにということであると理解しており、具体的には、アニマルウェルフェア上の問題がある可能性のある行動が見られるかどうかなどにより判断すべきものと考えていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 また、Q&Aについては、それぞれの酪農経営により状況が異なる中で、国が示した指針の基準を速やかに満たすことが難しいことを理由に取組自体を断念するのではなく、出来る取組から始めていただき、徐々に改善していただきたいとの意図からお示したものです。 なお、国においても補助事業を活用し、搾乳牛の運動欲求に及ぼす運動場の効果や生産性への影響を調査しているところです。
「カウトレーナーを使用する場合には、適切な方法で設置・使用する」との記述について、OIE コードに沿って、「適切な保守を行うこと」を追記すべきである。更に、カウトレーナーを使用しなくてはならない飼養方法そのものの禁止を検討すべきである。	乳用牛のOIE コードには、 「第 7.11.6 条の 6 動物の行動を管理するために設計された帯電機器（例えば、カウトレーナー）は、適切に設計、使用及び維持されていない場合は、ウェルフェア上の問題を引き起こすおそれがある。」 と記載されており、カウトレーナー自体の使用は否定されていませんが、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「カウトレーナーを使用する場合、適切な方法で設置し、使用するとともに、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮して、適切に保守を行う。」に改めました。
スタンションストールは著しく牛を拘束するため、その使用を禁止すべきである。	乳用牛のOIE コードには、 「第 7.11.3 条

	1 舎飼 これらは、牛が屋内又は屋外において、形成された表面の上で飼養され、基本的な動物が必要とするもの、例えば飼料、収容場所、水などの提供を人に完全に依存しているシステムである。牛舎の種類は、環境、気候条件及び管理システムに依拠する。この舎飼システムでは、動物は、拘束されていないか又は繋がれて収容されている。」 と記載されており、スタンションストールを含む、繋いで収容する方式自体は否定されていません。また、スタンションストールを含む繋ぎ飼い方式において、アニマルウェルフェアの観点から【実施が推奨される事項】に「牛を繋ぐ場合、アニマルウェルフェア上の問題が発生するリスクが高まることを認識し、最低限、妨げられることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする。」と記述したところであり、御理解をお願いします。
(2) 放し飼い方式	
「放牧」や「放し飼い」には、屋外での放し飼いが含まれ、定義が曖昧であることから、「牛舎内での放し飼い」と記述を改めるべきである。	「(2) 放し飼い方式」と「(3) 放牧方式」に区分していますが、放し飼い方式には牛舎内だけでなく屋外のパドックで終日飼養する場合も含まれると解されることから、「牛舎内での放し飼い」とすることは適当ではないと考えています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「飼養密度が高い場合」の記述について、アニマルウェルフェアを考慮すると、飼養密度を高くしてはいけないので、この記述全体を削除すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「牛が自由に行動することにより、牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察するとともに、飼養密度や牛群の編成に注意する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って「清潔な敷料の管理」を追記すべきである。	「2 構造・設備」の【実施が推奨される事項】において、既に「わら、砂、おが粉又はゴムマット等の敷料は、衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、適切に追加し、交換すること

	により清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供し、その状態を維持する。」と記述していることから、原案の記述の維持に、御理解をお願いします。
「放し飼い方式」は、現在、我が国の酪農で最も主流である「フリーストール・フリーバーン」方式を示しているものと理解するが、その説明やこの飼養管理方式の特徴の記述が不十分である。また、子牛のカウハッチによる飼養や育成牛の群飼における留意点や注意事項等についても記述が必要である。	御意見を踏まえ、「放し飼い方式」にはフリーストールやフリーバーン等で終日飼養する場合も含まれると解されることから、「フリーストールやフリーバーン等における飼養が含まれる。」との記述を追記しました。また、子牛の飼養や育成牛の群飼における留意点等については、「第1 管理方法」の「15 牛群構成及び社会的環境」及び「第2 栄養」の「4 初乳及び子牛の給餌」に記述しています。さらに御意見を踏まえ、「第3 牛舎」の「3 飼養空間」に記述を追記することとし、「子牛は、単独又は群房かに関わらず、快適に身体の向きを変え、休息し、起立し、毛繕いができる十分な空間を与えられるとともに、他の牛の姿を見られる状態にする。」に改めました。 また、乳用牛の OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はなく、OIE コードに記載がない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切ではないことから、飼養方式の特徴や評価に関連する記述は削除しました。
（3）放牧方式	
放牧は、環境負荷の低減や持続可能な畜産の展開のみならず、アニマルウェルフェアの観点からも優れており、今後とも推進していく必要があるが、「乳用牛の飼養管理に関する指針(案)」、「肉用牛の飼養管理に関する指針(案)」の放牧に関する記述は、相対的にデメリットが多いような誤解を与えかねない印象がある。このため、「運動によって筋肉や骨格が鍛えられ、しっかりした肢蹄の形成が促進される。」及び「日光を浴びることでビタミンDの形成が促される。」とのメリットを追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はなく、OIE コードに記載がない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切ではないことから、飼養方式の特徴や評価に関連する記述は削除しました。

肉用牛の指針案には「適度な運動により繁殖性が改善される」との記述があるが、乳用牛についても同様な記述を追記すべきである。	
3 飼養空間	
「1頭を収容できる必要最小面積の目安は、通常、必要面積（m²）＝係数 a×体重（kg）^{0.67}で算出される」との記述について、「この数値は最低の面積であり、アニマルウェルフェアを確保するためにはより広い面積が必要である」と追記すべきである。	本計算式で算出される面積はあくまで目安であり、必要な飼養空間は、飼養される牛の品種や体重、牛舎の構造、飼養方式等によって変動するため、適切な水準について一律に言及することは困難ですが、重要なことは、管理者等が牛をよく観察し、飼養空間が適当であるかどうかを判断することです。また、OIEコードにおいては、全畜種において、飼養面積について具体的な数値を示していないことから、御意見を踏まえ、「3 飼養空間」の記述を改めるとともに、付録Ⅳ及び付録Ⅴを削除しました。
「その際、フリーストールの牛床は、例えば長さ、幅及び高さは、最も大きな牛のサイズに合ったものとするなど、牛が堅固な床面の上に快適に立ち、横臥できるようにする。」との記述について、OIEコードに沿って「困難なく毛繕いするのに十分な空間が設けられるものとする」を追記すべきである。	御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「同じ牛群の全ての牛に対し、妨げられることなく、同時に横臥し、休息し、起立し、毛繕いするために十分な空間を与える。」に改めました。
「ほ育期にロープ等による繋留を行う場合は、容易に横になったり、立ち上がったたり、毛繕いができる長さを確保する。」との記述は、OIEコードに沿って、「個別に又は群飼房で育成されるかにかかわらず、各仔牛は、快適に回転し、休息し、起立し、毛繕いを行い、他の動物が目に入る十分な空間を有するものとする」に変更すべきである。	乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の11 単独又は群房で育成されるかにかかわらず、各子牛には、快適に体の向きを変え、休息し、起立し、毛繕いを行い、他の動物が目に入る十分な空間を与える。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「子牛は、単独又は群房かに関わらず、快適に身体の向きを変え、休息し、起立し、毛繕いができる十分な空間を与えられるとともに、他の牛の姿を見られる状態にする。」に

	改めました。
「育成牛は空間的ゆとりが体重増加に影響」との記述について、意図するところが分かりにくいので、記述を改めるべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 4 不十分及び不適切な空間的ゆとりは、損傷の発生を増加させ、成長速度、飼料効率、運動、休息、摂食及び飲水等の行動に悪影響を与えることがある。 育成中の動物の場合は、空間的ゆとりは、体重増加に悪影響を与えることがないように管理される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「育成牛に対して飼養空間が不適切な場合、体重増加に悪影響が及ぶことがあり、そのようなことがないように管理する。」に改めました。
第 4 牛舎の環境 1 熱環境	
「牛の快適性は、温度だけでなく、湿度、日射、風速、換気方法、泌乳能力等の影響も受けるため、牛をよく観察し、快適性を維持することが重要である。」との記述について、OIE コードに沿って、「飼育密度、品種、月齢、体型、代謝率など」動物側の要因を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 1 a) 牛にとっての高温ストレスのリスクは、気温、相対湿度、風速、飼養密度（動物あたりに利用可能な面積及び体積）、利用可能な日陰を含む環境的要因、品種、週齢、ボディコンディション、代謝率及び泌乳段階ステージ、被毛の色及び密度等を含む動物側要因により影響を受ける。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「牛の快適性は、気温、湿度、風、日射、換気方法、飼養密度等の環境的な要因と、品種、年齢、ボディコンディション、泌乳能力、代謝率、泌乳ステージ、毛の色及び密度等の牛側の要因による影響を受けるため、牛をよく観察し、快適性を維持することが重要である。」に改めました。
「牛にとって暑すぎる環境で、呼吸数の増加、食欲の減退、乳	乳用牛の OIE コードには、

量・乳質の低下、繁殖 成績の低下等が観察される場合は」との記述について、その対策に、OIE コードに沿って、「飼育密度の緩和、追加の水の入手」を追記すべきである。	「第 7.11.6 条の 1 a) 動物管理者は、高温ストレスのリスクが非常に高い水準に達する場合は、追加的な水へのアクセスを優先し、日陰、扇風機の準備、飼養密度の減少、地域の状況にとって適切な冷却装置の準備を含む、緊急時行動計画を設ける。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「牛にとって暑すぎる環境で、(中略) 十分な飲水を給与し、(中略) 飼養密度の緩和等の暑熱対策を講じることとし、」に改めました。
低体温ストレスを受けている牛に追加飼料を給餌することは、他の疾病のリスクや、別のストレスを引き起こす可能性があることに言及すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 1 b) 極端に寒い気象条件においては、動物管理者は、牛に収容場所、適切な飼料及び水を与える緊急時行動計画を設ける。」と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
2 換気	
OIE コードに沿って、「空気の組成は、動物の密度、牛の体格、床、敷料、糞尿の管理、畜舎設計及び換気システムに影響される」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 3 空気の組成は、動物の密度、牛の体格、床、敷料、糞尿の管理、牛舎の設計及び換気システムにより影響される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「空気の組成は、飼養密度、牛の体格、床、敷料、排せつ物の管理、牛舎の設計及び換気システムに影響される。」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】のうち、「(25ppm を超える状態)」との記述について、25ppm は限界値であり基準とすべきではないので、「15ppm」程度を目安として示すことが適当である。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 3 適切な換気は、牛の効果的な放熱及び牛舎単位内における糞尿及び粉塵から発生するものを含む排出ガス (例えば、アン

	モニア及び硫化水素)の蓄積を防ぐために重要である。非開放型牛舎内におけるアンモニア濃度は、25ppmを超えない。」と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「換気や排せつ物の除去を徹底する」との記述について、「敷料管理」を追記すべきである。	御意見については、原案において既に、「第3 牛舎」の「2 構造・設備」の【実施が推奨される事項】に、「わら、砂、おが粉又はゴムマット等の敷料は、衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、適切に追加し、交換することにより清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供し、その状態を維持する。」と記述していることから、原案の維持に御理解をお願いします。
4 騒音	
【実施が推奨される事項】のうち、「騒音は、可能な限り小さくする。」との記述について、騒音についても臭気と同様に具体的な目安となる数値を示すべきである。	乳用牛の0IEコードには、 「第7.11.6条の4 牛は、様々な程度及び種類の騒音に順応可能である。ただし、ストレス及び恐怖反応を防ぐため、人によるものを含む突然の予期せぬ騒音に牛を曝すことは、可能な場合は、最小限に抑える。換気扇、警報器、給餌機又はその他の屋内又は屋外の設備は、騒音を最小限にするよう、建設、設置、運用及び維持される。」 と記載されており、具体的な数値は示されていません。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【将来的に実施が推奨される事項】のうち、「絶え間ない騒音や突然の騒音は避けるよう努める。」との記述について、「努める」を削除し、【実施が推奨される事項】として記載すべきである。	乳用牛の0IEコードには、 「第7.11.6条の4 牛は、様々な程度及び種類の騒音に順応可能である。ただし、ストレス及び恐怖反応を防ぐため、人によるものを含む突然の予期せぬ騒音に牛を曝すことは、可能な場合は、最小限に抑える。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨

	される事項】に、「ストレス及び恐怖反応を防止するため、人によるものを含む、突然の予期せぬ大きな騒音に牛を曝すことを、可能な場合、最小限に抑える。」との記述を追記しました。
第5 アニマルウェルフェアの状態確認等 2 設備の点検・管理	
【実施が推奨される事項】に、「畜舎火災が起こった際は、原因を公表し、業界全体への注意喚起に貢献する」ことを記載すべきである。	アニマルウェルフェアの観点から火災原因の公表を求めることは困難ですが、今後、牛舎の火災の原因について関係者への注意喚起が必要であると考えられるケースが発生した場合には、畜産振興課長通知の発出や全国畜産課長会議等により情報共有を図るなど、業界全体への注意喚起を図ってまいります。
3 緊急時の対応	
豚の OIE コードには、避難計画について、「避難手順、高台の確認、不具合を検出する警報器、予備用発電機、主なサービス事業者の連絡先情報、農場の貯水能力、水運搬サービスの利用、適切な農場内飼料保管及び代替飼料の供給、緊急備蓄飼料及び水の供給」を含むこととされていることから、乳用牛についてもこの内容を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 7 電気、水及び飼料の供給システムの機能停止は、アニマルウェルフェアを損ねるおそれがある。酪農生産者は、これらシステムの機能停止を補う緊急時計画を整備する。当該計画には、不具合を検出する警報器、予備用発電機、重要なサービス提供者の連絡先情報、農場の貯水能力、水運搬サービスの利用、適切な農場内飼料保管、代替飼料の供給及び第 7.6 章に従った緊急的な動物の殺処分が含まれる。 緊急時の予防的措置は、結果に基づくものではなく、原因に基づくものとする。緊急時計画は、避難計画を含み、文書化され、すべての関係者に伝達される。警報及び予備用システムは、定期的に点検される。」 「第 7.11.7 条の 1 c) 緊急時計画は、緊急の疾病発生に直面した農場における管理をカバーし、国家プログラム及び獣医サービスの勧告と適切に整合している。」

	「第 7.11.7 条の 16 災害（例えば、地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、ハリケーン）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が整備される。そのような計画には、避難手順、高台の確認、緊急用の飼料及び水の備蓄、必要に応じた淘汰及び人道的殺処分が含まれる。 干ばつのときには、動物管理の決定は可能な限り早期に行われ、これらには牛の頭数削減に関する検討を含む。 病気又は損傷を受けた牛に対する人道的殺処分の手順は、当該災害管理計画の一部を成す。」 と記載されています。このため、緊急時計画等については、各農場において記述すべき事項の検討が必要であり、御意見のように具体例を網羅的に全て示すことは困難であると考えられますが、既に、「各農場においては、主なサービス事業者の連絡先情報の把握、飼料及び燃料の備蓄や取水方法等の検討、搾乳、除糞等の設備のための自家発電機や代替システムの整備等の対策をとる必要がある。」と主な事項を記載していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「これについて習熟する」との記述について、「それは文書化され、すべての関係者に伝達されるものとする」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 7 緊急時の予防的措置は、結果に基づくものではなく、原因に基づくものとする。緊急時計画は、避難計画を含み、文書化され、すべての関係者に伝達される。警報及び予備用システムは、定期的に点検される。」 と記載されています。このため、ご意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「（略）災害の結果に対する対処ではなく、あらかじめ想定される事項に備える予防的措置として、避難計画を含む文書化された緊急時計画又は

	危機管理マニュアル等を整備し、これについて習熟するとともに、全ての関係者と共有する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って「熱ストレス、干ばつ、吹雪、家事や洪水といった自然災害や極端な気候条件などの影響を最小限に軽減する計画が整っているものとする」を追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 16 災害（例えば、地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、ハリケーン）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が整備される。」 と記載されています。このため、ご意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、電気、水及び飼料の供給システムの停止に対処し、災害（地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、台風、高温ストレス等）による影響を可能な限り小さく抑え、これを緩和するため、災害の結果に対する対処ではなく、あらかじめ想定される事項に備える予防的措置として、避難計画を含む文書化された緊急時計画又は危機管理マニュアル等を整備し、これについて習熟するとともに、全ての関係者と共有する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】のうち、「警報や発電機などの予備システムは、定期的に点検する」との記述について、「週に 1 回の点検」など具体的な頻度を示すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「警報や発電機等の予備システムは、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検する。」に改めました。
東日本大震災のときに餓死した牛の映像がいまだに目に焼き付いている。餌が提供されずに餓死することは、アニマルウェルフェア上、大きな問題であることから、適切な安楽殺も含めて対応にあたることを明記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 16 災害（例えば、地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、ハリケーン）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が整備される。そのような計画には、避難手順、高台の確認、緊急用の飼料及び水の備蓄、必要に応じた淘汰及び人道的殺処分が含まれる。」 「第 7.11.7 条の 17

	人道的殺処分の理由には、以下のものを含む。 - 災害管理対応の一部として」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「飢餓を予防するために牛の頭数を削減する際には、移転、販売、と畜又は安楽死等の手段をとる。」との記述を追記しました。
付録Ⅵ 乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針チェックリスト	
一部1つのチェック項目に複数の質問が入っているため、「はい・いいえ」の2択では回答しづらい。具体的には、「1 管理方法 11 母子分離及び離乳」の「2 離乳は、反芻機能の発達に応じて段階的に行い、離乳後の育成牛は、同体格の牛で群飼していますか」と記載されているが、「離乳は、反芻機能の発達に応じて段階的に行」っていても、「離乳後の育成牛は、同体格の牛で群飼」していない場合には「いいえ」と回答すべきなのか。あまりチェック項目数が増えてしまうと「簡便なチェック」にならないが、わかりづらいので改善すべきである。	チェックリストは、指針における各事項の進捗状況を農家自ら確認するツールであること等から、指針から削除することとしました。
7 搾乳の⑤に、「搾乳システムから得られる情報を定期的に確認し、それらの情報に応じた適切な飼養管理を行っていますか。」との記載について、全ての搾乳システムから十分な情報を得ることができる訳ではないので、牛群検定を含めた搾乳システム等に変更すべきである。	
チェックの実施者や、タイミング、実施頻度、各間に1頭でも対象牛が確認された場合に、はいにチェックをするのか等、チェックリストの活用方法について具体的に示すべきである。	

Ⅱ 「肉用牛の飼養管理に関する指針（案）」への御意見の概要と、当該御意見への農林水産省の考え及び指針での対応

御意見の概要	御意見への農林水産省の考え及び指針での対応
【指針全般への御意見】	
●指針の作成に際し考慮すべき事項に関する御意見 持続可能な畜産の発展のために、アニマルウェルフェアについては OIE コードと同水準を目指すだけでは不十分であり、EU と遜色のない水準のアニマルウェルフェアの基準を設けるべきである。	本指針は、国民のアニマルウェルフェアに関する関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際基準である OIE コードまで引き上げることを目指してお示しするものです。 また、本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コードを改善することは、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、生産現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、全ての生産者の方々に改善のための取組をお願いします。
第 1 管理方法 1 観察・記録	
「牛の健康悪化の兆候としては、姿勢の変化、被毛の状態の悪化、目やに、鼻水、下痢、食欲不振、反芻の消失、速く不規則な呼吸、持続的な咳や喘ぎ、震え、跛行等が挙げられる」との記述について、OIE コード（乳牛含む）に沿って、「常同症、攻撃、沈鬱、その他の異常な行動、外部寄生虫の有無、繁殖効率、横臥時間の変化」を追記すべきである。	本記述は、牛の観察を行うことの重要性等を説明するため、兆候の主な例を記述したものであり、実際に観察を行う際に指標となる兆候については、原案では「(参考) 肉用牛の測定指標」に具体的に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、本測定指標に OIE コードに沿って御意見の事項を追記するとともに、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「(参考) 肉用牛の測定指標」とのタイトルから、本指針の他の項目と同列扱いであることを明ら

	かにするため、「第6 肉用牛のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
「記録する項目」に、OIEコードに沿って、「敷料の状態、異常行動、体の汚れ、疾病・事故の発生割合、取り扱い時の異常発生割合、」を追記すべきである。	肉用牛のOIEコード（OIEコード「第7.9章 アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム」をいう。以下、特に説明のない場合において同じ。）には、 「第7.9.4条の3 死亡率は、罹病率と同様に、アニマルウェルフェアの状態を示す直接的又は間接的な指標になることがある。生産システムに応じ、死亡の原因並びに死亡の割合及び時間・空間的パターンの分析により、死亡率の推定値が得られることがある。死亡率は、毎日、毎月、毎年又は生産サイクルの主要な飼養管理活動の機会に応じて、定期的に記録される。」 「第7.9.5条の1 動物衛生管理とは、牛群における身体的及び行動上の健康及びウェルフェアを最適化するために設計されたシステムをいう。それは、適切な場合には、疾病、損傷、死亡率及び治療の記録といった、疾病の予防、治療及び管理並びに当該群に影響する状況を含む。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「特に、疾病及び事故の発生の有無や発生した場合の状況について、毎日、毎月若しくは毎年又は生産サイクルの主要な飼養管理の機会等に応じ、死亡率、罹病率、淘汰率を確認し、その増減の原因、治療の内容等とともに定期的に記録する。記録する項目は、アニマルウェルフェア上の問題が生じている可能性のある行動（第6の1参照）が見られる場合等は、状況に応じて追加する。」に改めました。
「観察する際には、牛の健康状態、採食や反芻の状態、損傷や	本記述は、牛の観察を行うことの重要性等を説明するため、

跛行の発生状況、休息の状況等」との記述について、OIE コードに沿って、「異常行動、体の汚れ」を追記すべきである。	兆候の主な例を記述したものであり、実際に観察を行う際に指標となる兆候については、原案では「(参考) 肉用牛の測定指標」に具体的に記述しており、御意見の内容も記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を、考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「(参考) 肉用牛の測定指標」とのタイトルから、他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第6 肉用牛のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
「飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか等」との記述について、OIE コードに沿って、「敷料が汚れていないか」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2 f) 稲わら又はその他の敷料システムにおいて、乾燥した快適な横臥場所を牛に提供するように敷料は維持される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか、敷料が汚れていないか等を確認する。」に改めました。
記録すべき項目について、殺処分の実施者と方法を追記すべきである。	別途、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」をお示ししており、当該指針の「第 2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務」の【実施が推奨される事項】に、「安楽死が完了した後、その実施内容について記録を作成する。その際、アニマルウェルフェア、実施者の安全及び家畜衛生への影響についても記載する。」と記述しています。このため、本指針においては、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
2 牛の取扱い	
「愛情をもって牛と接し、信頼関係を築くことはアニマルウェルフェアの向上につながる」との記述について、不適切な飼育であっても愛情をもって牛と接し信頼関係があるという主観的な理由で認めることになりかねない。このため、「拘束飼育(つ	肉用牛の OIE コードには、繋ぎ飼いについて 「第 7.9.5 条の 3 i) 繋がれて飼養されている牛は、最低限、横臥でき、もし屋外で繋がれている場合には、向きを変え及び歩くことがで

なぎ飼い) と鼻環の装着も廃止する」ことを追記すべきである。	きる。」 と記載されており、繋ぎ飼い自体は否定されておらず、認められています。また、本指針の「第3 牛舎」の「1 飼養方式」の「(1) 繋ぎ飼い方式」の【実施が推奨される事項】に、「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。」と記述していることから、記述の維持に御理解をお願いいたします。 また、肉用牛の OIE コードには、鼻環に関する記載はありませんが、本指針においては、「8 鼻環」の【実施が推奨される事項】に、「鼻環を装着する際、牛へのストレスを極力減らし、可能な限り苦痛を生じさせないように、素早く適切な位置に装着する。また、鼻環に強い力がかかることが想定される場合、頭絡を装着する等の代替措置を検討する。鼻環を装着した後は、過度に捻る等の不適切な使用はせず、誤って牧柵等に鼻環を引っかけて牛が損傷しないよう注意する。」と記述していることから、記述の維持に御理解をお願いいたします。 さらに、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「牛は、周囲の環境変化に敏感に反応する動物であるため、日常の飼養管理を行う際、管理者及び飼養者が丁寧に牛と接し、牛との良好な関係を築くことは、アニマルウェルフェアの向上につながる。」に改めました。
【実施が推奨される事項】中、「手荒な扱いを避け、丁寧に取り扱い」との記述について、OIE コード（と畜）に沿って、その具体例として「尾を捻る、叩く、鼻環を強く引っ張る、緊急時以外のスタンガンの使用等」を追記すべきである。	御意見について、肉用牛の OIE コードに記載はありませんが、第 7.11 章の乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 14 牛の取扱いに係る勧告は、第 7.5 章にも見られる。(以下略)」と記載されており、第 7.5 章の動物のと畜に関する OIE コードには、

	「第 7.5.2 条の 1 e) 動物は、危害、苦痛又は損傷を避ける方法で取扱う。いかなる状況であっても、動物取扱者は、動物の尾を押し潰す又は折る、目を掴む若しくは耳を引っ張るといった暴力的な行為を用いて動物を移動させてはならない。(以下略)」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、牛舎内で作業をする、又は牛に近づく際、不要なストレスを与える突発的な行動を起こさず、手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取り扱う。牛の尾を折る、目を掴む、耳を引っ張るといった、牛に苦痛を与える方法を用いて牛を移動させてはならない。」に改めました。
「牛を取り扱う際に道具を使用する場合は、鋭い角や先端がある等、牛に不要な痛みを与える可能性のあるものは使用しない。電気ムチなど苦痛を与えるおそれのある補助器具は、他の方法が失敗した場合であって牛が自由に行動できる場合のみ使用でき、乳房、顔、目、鼻、肛門、生殖器など敏感な部位を突いてはならない」との記述について、OIE コード(と畜)に沿って、「その動物が応答せず移動しないときには、何か物理的もしくはその他の障害が、動物の移動を妨げていないかどうか調査すること」「体の後部への使用に限定する(厳密には EU のように後肢の筋肉にのみ)」を追記すべきである。	御意見について、肉用牛の OIE コードに記載はありませんが、第 7.11 章の乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 14 牛の取扱いに係る勧告は、第 7.5 章にも見られる。とりわけ痛み及び苦悩を与えるおそれのある取扱補助器具(例えば、電気ムチ)は、極端な場合であって、当該動物が自由に移動できるときにのみ使用されるものとする。乳用牛の乳房、顔、目、鼻、肛門性器部等の敏感な部位を突いてはならない。電気ムチは、子牛には使用しない(第 7.3.8 条の 3 も参照)。」 と記載されており、第 7.5 章の動物のと畜に関する OIE コード及び第 7.3 章の家畜の輸送に関する OIE コードも参照することとされています。 また、第 7.5 章の動物のと畜に関する OIE コードには、 「第 7.5.2 条の 1 f) の i) 追い立て棒やその他の補助具は、動物が反応しなか

	ったり、移動に失敗した場合であっても繰り返し使用してはならない。こうした場合には、どのような物理的あるいは他の種類の障害が動物の動きを妨げているかを検証する。」 さらに、第 7.3 章の家畜の輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3 b) このような道具の利用は、豚や大型の反芻動物の後躯を対象とした充電式追い立て棒に限定し、目、口、耳、肛門性器部位あるいは腹部といった感受性の高い部位へは決して使用しない。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「電気ムチ等の苦痛を与えるおそれのある補助器具は、他の方法が失敗した場合であって牛が自由に行動できる場合のみ後躯に使用でき、乳房、顔、目、鼻、肛門、性器等の敏感な部位に使用してはならない。追い立て棒やその他の補助具は、牛が反応しない又は移動に失敗した場合であっても繰り返し使用せず、どのような障害が牛の動きを妨げているかを検証する。」に改めました。
アニマルウェルフェアの説明に「農耕・運搬用の役用牛として長く飼養されてきた歴史があり」の記載は削除すべきである。	御意見を踏まえ、当該記述は削除しました。
3 除角	
「肉用牛では、角は繋留時に役立つ等から、除角を行わないことがある。」との記述について、OIE コードに沿って、「除角より、角のない牛を選抜する方が望ましい」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 3 e) の ii) 肉用牛は、動物の損傷及び皮革への損害を減少し、人の安全性を向上させ、施設への損害を減少し、輸送及び取扱いを円滑化するため、通常、除角される。生産システムにとって実用的で適切な場合は、無角牛の

	選択が、除角よりも望ましい。」と記載されています。 このため、御意見を踏まえ、「除角や無角牛の選択は、特に牛舎内で群飼を行う場合に、不要な損傷の発生や流産等を防ぐ有効な手段と考えられる。」に改めました。
また、除角に変わる「角カバー」があることを追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 3 e) 痛みを伴う飼養管理手段 (中略)これらの手段に関連したアニマルウェルフェアを強化するための将来の選択肢としては、当該手段の中止及び管理戦略を通じた現行の運用へのニーズへの対応、当該手段を必要としない牛の育種又はアニマルウェルフェアを高めることが示されている非外科的な代替法への現行手段の置換えなどがある。 そのような介入の例には、去勢、除角、卵巣摘出（卵巣除去）、断尾、個体識別がある。」と記載されています。 このため、御意見を踏まえ、「除角に代わる方法として、角の一部を覆う「角カバー」を装着する方法もある。」との記述を追記しました。
「実施の時期は、確実な処置を行うために角根部を触ると角がわかるようになる時期以降で、除角によるストレスが少ない焼きごてでの実施が可能な角が未発達な時期（遅くとも生後 2 か月以内）とし、確実に保定した上で処置する。」との記述について、OIE コード（乳牛）に沿って、「麻酔及び無痛法の使用は、摘芽を実施する場合には、強く推奨される」を追記すべきである。	御意見について、肉用牛の OIE コードには記述がありませんが、第 7.11 章の乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 13 a) 摘芽を実施する場合には、麻酔及び鎮痛の使用が強く推奨され、除角する場合には、常に使用される。」と記載されています。 このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「実施の時期は、確実な処置を行うため、角根部を触ると角が分かるようになる時期以降で、除角によるストレスが少ない焼きごてでの実施が可能

	であり、角が未発達な時期である遅くとも生後2か月以内とし、確実に保定した上で処置する。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う。」に改めました。
「薬品（ペースト）」に、「薬品（ペースト）も牛に苦痛を与えることを認識しておく」ことを追記すべきである。	御意見について、肉用牛のOIEコードには記述がありませんが、第7.11章の乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の13 a) 化学軟膏を使用する場合は、当該子牛の他の部位又は他の子牛への化学熱傷を避けるため、特別な注意が払われる。この方法は2週齢を超える子牛には推奨されない。」と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、【実施が推奨される事項】に、「薬品が付着して火傷等を起こさないよう特に注意し」と記述しており、当該記述から、本処置が牛に苦痛を与え得る処置であることが明確であるため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
4 断尾	
乳用牛において記述のある「断尾」の記述が肉用牛に無く、肉用牛では許容されるとの誤解を生じる可能性があることから、追加すべきである。	肉用牛のOIEコードには、 「第7.9.5条の3 e)のiv) 断尾は、肉用牛において、舎飼管理における尾の先端の壊死を予防するため実施されてきた。研究によれば、1頭当たりの空間を広げること及び適切な敷料が、尾の先端の壊死の予防に効果的であることが示されている。したがって、肉用牛の尾を切る手法は、推奨されない。」と記載されていますが、我が国の飼養実態において、肉用牛ではほとんど断尾されないため、断尾に関しては記載しておりませんでした。しかし、御意見を踏まえ、断尾の項目を新設し、

	【実施が推奨される事項】に、「害虫を追い払うことができなくなり、牛がストレスを感じることや、1頭当たりの飼養空間を広げること及び清潔な敷料の提供が、尾の先端の壊死の予防に効果的であることが示されていることから、断尾は行わない。」との記述を追記しました。
5 去勢	
アニマルウェルフェアの観点から、去勢は麻酔を使用して行うべきである。	肉用牛のOIEコードには、 「第7.9.5条の3 e)のi) 肉用牛を去勢する必要がある場合は、その牛のタイプ及び生産システムにとって最適な方法及び時期に関し、獣医師の指導を求める。 肉用牛に使用される去勢の方法には、精巣の外科的摘出、虚血法並びに精索の挫滅及び破砕がある。 実行可能な場合に、牛は、3か月齢より前又はこの月齢を超えて得られた最初の取扱いの機会に、当該動物に対し最も痛み又は苦しみが小さい利用可能な方法を用いて去勢される。 と記載されており、去勢を行う際に必ず麻酔を使用するよう求められていません。しかし、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「去勢を行う必要がある場合、当該牛の品種及び飼養方法にとって可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法及び時期について獣医師の指導を求め、離乳時期と重ならないよう考慮する等、牛へのストレスの防止や感染症の予防に努めつつ、生後3か月以内に行うこととし、3か月齢を超える場合、なるべく早期に行う。また、3か月齢を超える牛を去勢する場合、麻酔や鎮静について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う。」に改めました。

「必要に応じて 獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う。」との記述について、OIE コードに沿って、「特に高齢の動物の去勢の際、鎮静または麻酔の利用可能性や妥当性について 獣医師から指導を受けるものとする」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 3 e) の i) とりわけ、より高齢の動物における肉用牛の去勢のための鎮痛又は麻酔の利用可能性及び妥当性に関し、獣医師の指導を求める。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「3 か月齢を超える牛を去勢する場合、麻酔や鎮静について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う。」に改めました。
肉牛の去勢について 3 か月齢以内とあるが、哺乳期間からスターターを食べ始める時期であることに加え、海外の肉専用種と和牛は成長速度や成熟度に違いがあるため、尿道の発育に影響し尿石症を誘発する可能性があるとの問題がある。科学的根拠のもと和牛の成育特性に合わせた去勢の適切な実施時期を示すべきである。	御意見を頂いた和牛における去勢の適正月齢については、科学的根拠を得るべく、令和 4 年度から、公益社団法人畜産技術協会において調査試験を実施中です。なお、和牛の去勢時期と尿石症の関係については、現時点で、因果関係が認められた科学的根拠はありません。
6 個体識別	
個体識別の方法として、凍結及び焼きごてによる烙印を禁止すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 3 e) の iv) 個体識別 耳標、耳刻、刺青、凍結烙印及び無線周波数識別装置 (RFID) が、アニマルウェルフェアの立場から、肉用牛を永続的に個体識別する望ましい方法である。ただし、状況によっては、焼きごてによる烙印が必要である場合やそれが肉用牛を永続的に個体識別する唯一の実用的方法である場合がある。牛が烙印される場合は、迅速に、専門的に、適切な器具を用いて行われる。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、

	【実施が推奨される事項】に、「凍結及び焼きごてによる烙印は、代替の個体識別方法が存在する場合行わない。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
7 蹄の管理	
乳用牛・肉用牛の定期的な削蹄について、(公社)日本装削蹄協会では1年に2回の削蹄を推奨しているため、現行の年1回の記述は年2回に改めることが望ましいと考える。	肉用牛のOIEコードには、削蹄の頻度に関する記載はありません。適切な削蹄の頻度は、牛の運動量、運動場の地面や牛舎の床の状況によって異なるため、科学的根拠を持って具体的な頻度を示すことは困難なことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
8 鼻環	
鼻環はOIEコードにはない手技であり、対EU輸出食肉の取扱要綱でも「鼻環又は両脚を拘束、牽引等しないこと」が規定されている。鼻環は痛みを感じやすい鼻に痛みを与えて牛を制御しようとする器具であり、アニマルウェルフェア上使ってはならないことを明記すべきである。また、実際に肉用牛の飼養管理においても鼻環は必要ない。	肉用牛のOIEコードには鼻環に関する記載はありませんが、【実施が推奨される事項】に、「鼻環を装着する際、牛へのストレスを極力減らし、可能な限り苦痛を生じさせないように、素早く適切な位置に装着する。また、鼻環に強い力がかかることが想定される場合、頭絡を装着する等の代替措置を検討する。鼻環を装着した後は、過度に捻る等の不適切な使用はせず、誤って牧柵等に鼻環を引っかけて牛が損傷しないよう注意する。」と記述していることから、原案の維持に御理解をお願いします。
9 繁殖	
「発情休止、分娩間隔の延長、低い受胎率、高い流産率など」との記述について、OIEコードに沿って、「高い難産率」を追記すべきである。	肉用牛のOIEコードには、 「第7.9.4条の5 繁殖効率は、動物の健康及びアニマルウェルフェアの状態の指標になる。繁殖能力の低下は、アニマルウェルフェア上の問題を示し得る。例としては以下のものを含む。 － 発情休止期又は分娩間隔の延長 － 低い受胎率 － 高い流産率 － 高い異常分娩率」

	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「高い異常分娩率等」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】のうち、人工授精や受精卵移植を行う場合の「牛への過剰なストレスを防止するとともに、可能な限り苦痛を生じさせないよう」との記述について、苦痛が生じる方法と苦痛を生じさせない方法とはどのような内容なのか具体的に記載すべきである。	我が国においては、家畜改良増殖法に基づき、資格を有する獣医師や家畜人工授精師のみが正しい知識と技術により家畜人工授精や家畜受精卵移植を行うことができます。資格を有する者が適期に実施することは、苦痛を緩和し、過度なストレスの防止につながると考えられます。また、苦痛を生じさせない手段として、「適切な設備、器具等を用い」、「必要に応じて獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う」旨を具体的に記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「種雄牛を採精に用いる場合、獣医師又は家畜人工授精師が種雄牛及び台牛に痛みや苦痛を与えない方法で実施する。」との記述について、どのようなやり方が痛みを与え、どのようなやり方が痛みを与えないのか具体的に記載すべきである。	我が国においては、家畜改良増殖法に基づき、資格を有する獣医師及び家畜人工授精師のみが、正しい知識と技術により採精を行うことができます。資格を有する者が実施することは、苦痛の緩和につながると考えています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
繁殖において、体高や体格による繁殖供用開始時期の基準はあるが、体高や体格だけでなく、子宮や卵巣といった生殖器での判断基準も必要になると思われる。また、判断には技術的知見が必要になるため授精師等の育成が不可欠であり、長期的なロードマップが必要となる。	【実施が推奨される事項】に、「未経産牛は、出産時の母子の健康やより良いアニマルウェルフェアを確保するために十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない。」と記述しており、「身体的成熟」には御意見の生殖器の発育も含まれますので、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
10 分娩	
「新生子牛は低体温症になりやすいので、分娩区画の温度管理や換気は、新生子牛に合わせて行う」との記述について、OIEコードに沿って、「やわらかくて乾燥した敷料及び補助的な加熱が、低温ストレスの予防に役立つ場合がある」を追記すべきである。	御意見について、肉用牛の OIE コードには記述がありませんが、第 7.11 章の乳用牛のコードには、 「第 7.11.7 条の 9 新生子は、低体温症の影響を受けやすい。分娩区画の温度及び換気は、新生子のニーズを考慮する。やわらかくて乾燥した敷料及び補助的な加温は、低温ストレスの予防に役立ち得る。」

	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「やわらかくて乾燥した敷料及び補助的な加温が、低温ストレスの予防に役立つ場合がある。」との記述を追記しました。
【将来的な実施が推奨される事項】のうち、「分娩区域には、分娩の1週間程度前に移動させることが望ましい」との記述について【実施が推奨される事項】に記載すべきである。	肉用牛のOIEコードには、 「第7.9.5条の3 b) 経産牛及び未経産牛は、可能な場合には、分娩が近づいたときには監視される。」 と記載されており、移動の時期について具体的な日数等は記載されておりません。牛の妊娠期間は、一般的に産次数や品種によって異なることが知られており、過去の分娩の傾向なども考慮し、家畜の飼養者が移動の時期を判断することが望ましいと考えられることから、御意見を踏まえ、指針の記述を「妊娠している牛は、妊娠期間や分娩の兆候を踏まえ、分娩が始まる前の適切な時期に分娩区域に移動させる。」に改め、【実施が推奨される事項】に移動しました。 なお、分娩房に移動させるタイミングにかかわらず、分娩房の汚れた敷料は交換する必要があります。
「分娩区域には、分娩の1週間程度前に移動させる」との記述について、早期に分娩房に入れることで敷料の汚れや分娩時の衛生環境の悪化につながり、家畜にとって負担となる可能性があることから、記述を改めるべきである。	
11 母子分離及び離乳	
【実施が推奨される事項】に、「母牛が出産直後の子牛を舐めるリッキングは健康な体を作るためにもストレスの緩和のためにも重要である。十分な時間を確保するよう努める。」を追記すべきである。	肉用牛のOIEコードには、 「第7.9.5条の3 d) 子牛は、成長及びウェルフェアを維持できるようその反芻消化器系が十分に発達したときのみ離乳させる。必要な場合は、肉用牛の生産者は、自身の飼養する牛のタイプ及び

OIE コードに沿って、「子牛の離乳は、反芻動物の消化の仕組みが、成長と福祉を維持するために十分に発達してから行うべきである」を追記すべきである。	生産システムにとって、最も適切な離乳の時期及び方法について、専門的な助言を求める。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「飼養者は、離乳を行う際、自身の飼養する牛の品種や飼養方法にとって最も適切な実施の時期及び方法について、専門家に助言を求める。離乳は、反芻機能の発達に応じて段階的に行い、子牛の成長に影響を与えることなく、良好なアニマルウェルフェアを確保する。」との記述を追記しました。
疾病対策の観点から初乳を飲んだあとすぐ母子分離が必要な場合もあるので、「可能な限り実施」という文言にすべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「疾病対策や母牛の繁殖機能の早期回復を図ること等を目的として、」に改めました。
12 疾病、事故等の措置	
【実施が推奨される事項】のうち、「疾病・事故の記録を残し、発生頻度が高い場合は、必要に応じて獣医師等に相談し、適切な対応をとる」との記述について、農林水産省から令和3年に「農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について」という畜産振興課長名の通知が出ているように、どのような場合にどのような殺処分が行われているかについて透明性が低いため、殺処分方法の記録・情報収集・情報公開を行い、農場での殺処分におけるアニマルウェルフェア向上の取組を進めることが畜産業の信頼性の観点から必要であると考えことから「疾病・事故・殺処分方法の記録を残し」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、農場における安楽死の方法の記録についての記載はありません。 安楽死は、【実施が推奨される事項】において、「農場内で安楽死させる場合（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき殺処分を行う場合を除く。）、『家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針』を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」としています。この別途示している「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」においては、「安楽死が完了した後、その実施内容について記録を作成する。」と記述していることから、本指針においては、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、御意見の中で言及された通知においては、都道府県の動物愛護管理部局や畜産部局等に対し、日頃より、産業動物の適切な取扱いの確保及び虐待等の防止に係る事業者への指導助言や情報共有に徹底を図るとともに、適切な方法による安楽死

	が行われていない事態や飼養保管が適切でないことに起因して産業動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が認められたときは、速やかな改善を求め、改善の意志がない場合は、警察への告発を含めて厳正に対処するよう対応をお願いしています。
【実施が推奨される事項】のうち、「歩行困難な牛であっても、常時飲水できるようにするとともに、少なくとも1日1回は飼料を給与する。」との記述について、OIEコード（乳用牛）に沿って「日陰が施され、肉食獣から保護されるものとする」を追記すべきである。	御意見について、肉用牛のOIEコードには記述はありませんが、第7.11章の乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の1 b) 歩行困難牛は、常時飲水でき、少なくとも一日一回飼料が給与され、必要に応じて搾乳される。それらは、日陰が提供され、捕食動物から保護される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「これらの牛に対しては、捕食動物から保護するとともに、日陰を提供する。」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】に、「疾病に罹患したり損傷しているおそれのある牛が確認された場合は、放置してはならない」を追記すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「疾病に罹患し、又は損傷しているおそれのある牛が確認された場合、可能な限り丁寧に移動させ、分離し、迅速に手当を行うとともに、特別に隔離する場合、追加的な敷料や代替となる床面等、当該牛のあらゆる要求に配慮する。」に改めました。
14 農場内における防疫措置等	
OIEコード（乳用牛）に沿って「病原体のまん延に係る感染源及び感染経路」として、「牛、その他の家畜、人、機材・器具、車両、空気、給水、飼料、堆肥・排せつ物及び死亡畜処理、精液及び受精卵」を追記すべきである。	「病原体のまん延に係る主な感染源及び感染経路」については、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」に記載されており、本指針においては、【実施が推奨される事項】に、「家畜伝染病予防法に基づく『飼養衛生管理基準』を遵守する」と記述済みであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が奨励される事項】の「管理者等が牛舎に出入りする場合等においては、適切に消毒する。」との記述について「消毒	十分な消毒の効果を得るためには、消毒槽内の消毒液の有効濃度のみならず、消毒する物からの泥や有機物の除去、消毒後

槽の有効濃度の維持」を追記すべきである。	の再汚染防止などが必要です。このため、「消毒層内の有効濃度の維持」だけを記述すると、それ以外の十分な消毒の効果を得るための行為（例えば、消毒後の再汚染防止等）がなくとも良いとの誤解を与えかねないことから、「適切に消毒」と記述したものであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、農林水産省では、別途、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（都道府県による指導用）（令和４年１０月３日一部改訂）」において、消毒に関する留意事項を解説しています。
15 牛群構成及び社会的環境	
「複数の牛群を混合した場合」のリスクに、OIE コードに沿って、「高い飼養密度、不十分な餌場のスペース、不十分な水へのアクセス」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2 g) 問題点となる分野には、敵対行為及び発情行為、未經産牛と経産牛の混合、様々な体格及び週齢の牛の同一房内での給餌、空間的許容量の減少、採餌場における不十分な空間、不十分な給水及び種雄牛の混合などがある。」
「過剰な闘争行動やマウンティングが見られる牛は、必要に応じ当該牛群から移動させる」との記述について、OIE コードに沿って、「適切な囲い込みによって、牛の不適切な混合によって生じる可能性のある動物福祉の問題を最小限に抑えるものとする」を追記すべきである。	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「複数の牛群を混合した場合、闘争行動等が増加するリスクがあることを理解する。特に、未經産牛の新しい群への導入、様々な体格及び週齢の牛の混合、種雄牛の混合、空間的ゆとりの欠如、採餌場の空間及び給水の不足は、過度な闘争行動を生ずることがある。このため、過度な闘争行動やマウンティングが見られる牛は、必要に応じ、適切な囲い込みによって、当該牛群から移動させる、適切な柵を整備する等、アニマルウェルフェア上の問題が可能な限り小さくなるよう対応する。」に改めました。
「その際、相互に耳、乳首、外部生殖器、尾などを吸い合う行動を監視し、その発生防止措置を講ずる」との記述について、OIE コード(乳用牛)に沿って、「おしゃぶり措置の提供等」を追	御意見について、肉用牛の OIE コードに記述はありませんが、第 7.11 章の乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 11

記すべきである。	後継牛は、相互に吸い合う行動を監視され、その発生を防止するための適切な措置（例えば、おしゃぶり器具の提供、給餌業務の見直し又は変更、その他の環境改善の提供）がとられる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「その際、相互に耳、乳首、外部生殖器、尾等を吸い合う行動がないか監視し、その発生防止のため、例えば、空ニップルの設置、給餌業務の見直し又は変更、その他飼養環境の改善等の措置を講ずる。」に改めました。
16 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進	
【実施が推奨される事項】のうち、「これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識を習得する」の記述について、知識の習得には個人差があるので、熟知度を点数化する仕組みが必要である。十分な知識を有しない者を動物の作業に携わらせるべきではない。そういう部分まで含めたトレーニングシステムが必要である。また「アニマルウェルフェアに対する正しい理解と知識を習得」との記述は、「知識と技術を習得」に変更すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 3 g) 肉用牛に対し責任あるすべての者は、その責任に応じた能力を有し、牛の飼養管理、行動、バイオセキュリティ、疾病の一般的徴候並びにストレス、痛み、不快等の劣悪なアニマルウェルフェアの指標及びその軽減を理解する。能力は、正式な訓練又は実務経験を通じて獲得する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、（中略）生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識（疾病又は苦痛の初期における特有の兆候、例えば、咳、眼漏、運動行動の変化等や、飼料や水の摂取量の減少、体重やボディコンディションの変化、行動の変化や外見の異常等の非特異的な兆候を承知している等）と技術を身に付けるための（中略）これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得し、適性を有する。特に、歩行困難牛、出産したばかりの牛及び慢性疾病への罹患や損傷が疑われ

	る牛を識別し、適切に管理する知識と技術を習得するとともに、輸送の適合性を評価する知識や適正なボディコンディションスコア（付録Ⅰ：「栄養度」判定要領についてを参照）に関する知識も習得する。」に改めました。
第２ 栄養 １ 必要栄養量・飲水量 （１）肉用牛全般	
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「飼料の補充がない場合、屠畜、販売、移転または安楽死を含め、飢餓を避ける手順を踏むものとする」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2 e) 補充の飼料が入手できない場合、飢餓を防止するため、当該牛のと畜、販売又は移転若しくは人道的殺処分等の手段がとられる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「第 5 アニマルウェルフェアの状態確認等」の「3 緊急時の対応」の【実施が推奨される事項】に、「飢餓を予防するために牛の頭数を削減する際には、移転、販売、と畜又は安楽死等の手段をとる。」との記述を追記しました。
OIE コードに沿って「牛の大きさ、年齢、気候、飼料組成、突然の餌の変更が、消化不良及びその他悪影響（第四胃変位、亜急性ルーメンアシドーシス、誇張症、肝膿瘍、蹄葉炎）を引き起こすことを理解しておくものとする。」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2 e) 管理者は、消化不良及びその負の結果（アシドーシス、鼓張症、肝膿瘍、蹄葉炎）に関して、牛の体格及び週齢、天候パターン、飼料組成並びに急激な飼料の変更の影響を理解する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「牛の管理者及び飼養者は、第四胃変位、ルーメンアシドーシス、鼓腸症、肝膿瘍、蹄葉炎に関して、牛の体格、年齢、天候、飼料組成やその急激な変更の影響を理解し、（以下略）」との記述を追記しました。

【実施が推奨される事項】に、粗飼料の適切な投与に関する具体的な記述を追記すべきである。	粗飼料の適切な給与量は、飼料成分分析を行い、「日本飼養標準―肉用牛」と「日本標準飼料成分表」を参照することで御確認いただきたいと考えていることから、【実施が推奨される事項】において既に、「必要な栄養素の種類とその量について、『日本飼養標準―肉用牛』、『日本標準飼料成分表』等を参照する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
(2) 肥育牛	
「筋肉内の脂肪交雑を高めるため、肥育の中期に、ビタミンAの給与量を制御する飼養方法も実施されるが、ビタミンAが欠乏した場合には、食欲不振、視覚障害、水腫等が生じることとなるため、「日本飼養標準・肉用牛」、「日本標準飼料成分表」等を参照して、ビタミンAの制御時期とその給与量には十分注意する」は栄養の制限を肯定しているように読めるので改めるべきである。 「ビタミンAの制御時期とその給与量には十分注意する」との記述について、「失明や跛行、夜盲症、浮腫、関節炎、食欲喪失の発生可能性があるため、ビタミンA給与制限は行ってはならない」と変更すべきである。日本独特の課題であるためOIEコードには書かれていないが、肉質を変えるための栄養成分の制限はアニマルウェルフェアに反するものである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「『日本飼養標準―肉用牛』、『日本標準飼料成分表』等を参照して、ビタミンAを始めとする栄養の適切な給与に注意する。」に改めました。
2 飼料・水の品質の確保	
【実施が推奨される事項】のうち、「給餌器や給水器の定期的なチェック及び清掃を行う」との記述について、「毎日のチェックと清掃」等具体的な頻度を記載すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮して、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。」に改めました。
4 初乳及び子牛の給餌	
「2週齢を超える子牛には、(中略)口部の異常な動きを減少	肉用牛のOIEコードには、

させるため」の記述について、「口部の異常な動き」はわかりにくいため、肉用牛全般の【実施が推奨される事項】と同様に「舌遊び行動」と記載すべきである。	「第 7.9.5 条の 2 e) 粗飼料が不十分な食餌は、仕上げ期の牛における舌遊び等の異常な口部の行動の一因となることがある。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「2 週齢を超える子牛には、(中略) 口部の異常な動き (舌遊び等) を減少させるため」に改めました。
【実施が推奨される事項】について、アニマルウェルフェアに配慮した哺乳の方法を「バケツで与えず、適切なニップルを使うなどすることで、情緒が安定し、その後の問題行動の防止につながる」など具体的に明記すべきである。	御意見の内容は、「日本飼養標準—乳牛」の「4. 2 哺育から離乳までの飼養」において、 「4. 2. 1 哺育期の飼養 哺乳方法としてはバケツ哺乳でも乳首を用いても良いが、衛生管理上からは洗浄が容易な哺乳バケツが良い。ほ乳瓶を用いた場合、乳首の穴を小さくして摂取させると摂取後の異常行動 (なめ合い、壁に向かって哺乳行動をとる等) が少なくなり、満腹感に影響するといわれている。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「哺乳に当たって、通常バケツで飲ませるとミルクが第一胃に流れ込み、消化不良や鼓腸症になる可能性があるため、哺乳バケツ又は哺乳瓶を用いることが望ましい。特に、衛生管理上は洗浄が容易な哺乳バケツが望ましい。哺乳瓶を用いる場合、乳首の穴を小さくして摂取させると満腹感に影響し、摂取後の異常行動 (なめ合い、壁に向かって哺乳行動をとる等) が少なくなるといわれている。」に改めました。
第 3 牛舎 1 飼養方式 (1) 繋ぎ飼い方式	
「拘束飼育はアニマルウェルフェア上の課題につながるため廃止が必要である」との記述を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 3

	i) 繋がれて飼養されている牛は、最低限、横臥でき、もし屋外で繋がれている場合は、向きを変え及び歩くことができる。」 と記載されています。 また、第 7.11 章の乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 5 タイストール牛舎で飼養されている牛は、ウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれずに十分な運動ができるようにする。」 と記載されており、繋ぎ飼い自体は否定されておらず、認められています。また、【実施が推奨される事項】に、「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「常時繋ぎ飼いを廃止する」との記述について、【将来実施が推奨される事項】に追記すべきである。	
「牛を繋ぐ場合は、最低限、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、邪魔されることなく毛繕いができるようにする」との記述については、OIE コードに沿って、「牛を繋ぐ場合は、最低限、妨げられることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする」とすべきである。毛繕いのみが邪魔されることなくという形容詞にかかっているが、すべての行動が妨げられてはならない。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 3 繋がれて飼養されている牛は、最低限、横臥でき、もし屋外で繋がれている場合は、向きを変え及び歩くことができる。」と記載されています。 また、第 7.11 章の乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 5 牛が、舎内又は舎外にかかわらず、繋がれていなければならない場合は、最低限、妨げられることなく横臥し、立ち上がり、自然な姿勢を維持し、毛繕いすることができるようにする。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「牛を繋ぐ場合、アニマルウェルフェア上の問題が発生するリスクが高まることを認識し、最低限、妨げられ

	ることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に「清潔な敷料の管理」について追記すべきである。	「2 構造・設備」の【実施が推奨される事項】に、「わら、砂、おが粉又はゴムマット等の敷料は、衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、適切に追加し、交換することにより清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供し、その状態を維持する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
OIE コードに沿って、「家畜飼養管理者は、牛が繋がれている場合には、ウェルフェア上の問題のリスクが高まることを認識しておくものとする。」を追記すべきである。	御意見について、肉用牛の OIE コードに記述はありませんが、第 7.11 章の乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 5 動物管理者は、牛が繋がれている場合のウェルフェア上の問題のより高いリスクを認識する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追加することとし、【実施が推奨される事項】を、「牛を繋ぐ場合、アニマルウェルフェア上の問題が発生するリスクが高まることを認識し、(以下略)」に改めました。
「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。」との記述については、「1 日 1 回以上とする」と、運動の頻度を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、具体的な運動の頻度については記載がありません。適切な運動の頻度は、牛の飼養状況や健康状況によって異なるため、具体的な頻度を示すことは困難であり、アニマルウェルフェア上の問題のある可能性のある行動が見られるかどうかなどにより判断すべきものと考えていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「屋外で繋がれている場合には、歩くことができるようにする。」との記述については、OIE コードに沿って、「転回」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 3 i) 繋がれて飼養されている牛は、最低限、横臥でき、もし屋外で繋がれている場合は、向きを変え及び歩くことができる。」

	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「屋外で繋がれている場合、身体の向きを変えることや歩くことができるようにする。」に改めました。
少頭数飼育農家では、牛房での放し飼いも多く見られる。役用牛の歴史は関係ないので、削除すべき。	御意見を踏まえ、「肉用牛は、役用牛として飼養されてきた歴史から、少頭数の繁殖牛を飼養する農家では、この方式で飼養されることが多い。」との記述は削除しました。
（２）放し飼い方式	
「放牧や放し飼い」には、屋外での放し飼いの意味が含まれ意味が曖昧なので、「牛舎内の放し飼い」とすべきである。	「（２）放し飼い方式」と「（３）放牧方式」とに区分していますが、放し飼い方式には牛舎内だけでなく屋外のパドックで終日飼養する場合も含まれると解されることから、「牛舎内での放し飼い」とすることは適当ではないと考えています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】の「飼養密度が高い場合や、新たに牛群を編成した場合等には、牛同士の闘争・競合が多いことから、牛の損傷がないか観察する。」の記述について、アニマルウェルフェアを考慮すると、飼養密度は高くしてはいけないので、この記述を削除すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「牛が自由に行動することにより、牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察するとともに、飼養密度や牛群の編成に注意する。」に改めました。
（３）放牧方式	
放牧は、環境負荷の低減や持続可能な畜産の展開のみならず、アニマルウェルフェアの観点からも優れており、今後とも推進していく必要があるが、「乳用牛の飼養管理に関する指針(案)」、「肉用牛の飼養管理に関する指針(案)」の放牧に関する記述は、相対的にデメリットが多いような誤解を与えかねない印象がある。このため、「運動によって筋肉や骨格が鍛えられ、しっかりした肢蹄の形成が促進される。」及び「日光を浴びることでビタミンDの形成が促される。」とのメリットを追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はなく、OIE コードに記載のない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切ではないことから、飼養方式の特徴や評価に関連する記述は削除しました。

「衛生管理の視点から、放牧地は輪換する」との記述については、理解しづらいので、丁寧な説明が必要である。栄養・草地管理の視点からは「放牧地及び牛の栄養状態を適正に管理するため、放牧地内の草の量及び質と放牧頭数（放牧圧）に常に留意する」等と記述することが適当であると考え、衛生管理の視点の意図するところを明らかにすべきである。	御意見について、肉用牛の OIE コードには記載はありませんが、第 7.11 章の乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.5 条の 5 放牧型システムでは、家畜は、良好な衛生状態を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるため、用地間を順に移動させる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「良好な衛生状態を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるため、牛を放牧地間で適切に移動させる。」に改めました。
3 飼養空間	
「1 頭を収容できる必要最小面積の目安は、通常、必要面積（m^2）＝係数 a×体重（kg）0.67 で算出される」との記述について、この数値が最低の面積であり、アニマルウェルフェアを確保するためにはより広い面積が必要であることを追記すべきである。	本計算式で算出される面積はあくまで目安であり、必要な飼養空間は、飼養される牛の品種や体重、牛舎の構造、飼養方式等によって変動するため、適切な水準について一律に言及することは困難ですが、重要なことは、管理者等が牛をよく観察し、飼養空間が適当であるかどうかを判断することです。また、OIE コードにおいては、全畜種において、飼養面積について具体的な数値を示していないことから、御意見を踏まえ、「3 飼養空間」の記述を改めるとともに、付録Ⅱ及び付録Ⅲを削除しました。
「ほ育期にロープ等による繋留を行う場合は、容易に横になったり、立ち上がったたり、毛繕いができる長さを確保する。」との記述について、OIE コードに沿って、個別に又は群飼房で育成されるかにかかわらず、各仔牛は、快適に回転し、休息し、起立し、毛繕いを行い、他の動物が目に入る十分な空間を有するものとする」に変更すべきである。	御意見について、肉用牛の OIE コードには記載はありませんが、第 7.11 章の乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 11 単独又は群房で育成されるかに関わらず、各子牛は、快適に方向転換し、休息し、起立し、毛繕いを行い、他の動物を見ることが出来る十分な空間を有する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「子牛は、単独又は群

	房かに関わらず、快適に身体の向きを変え、休息し、起立し、毛繕いができる十分な空間を与えられるとともに、他の牛の姿を見られる状態にする。」に改めました。
【実施が推奨される事項】の最終行、「育成牛は空間的ゆとりが体重増加に影響」の意味が不明である。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2 h) 飼養密度は、体重増加及び横臥に費やされる時間が、密集により悪影響を受けないよう管理される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「育成牛に対して飼養空間が不適切な場合、体重増加に悪影響が及ぶことがあり、そのようなことがないよう管理する。」に改めました。
第 4 牛舎の環境 1 熱環境	
OIE コードに沿って、「また、牛への暑熱ストレスの危険性は品種、年齢、身体の状態、代謝率と被毛の色など動物側の要因によっても影響を受ける」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2 a) の i) 牛にとっての高温ストレスのリスクは、気温、相対湿度、風速を含む環境的要因、品種、週齢、ボディコンディション、代謝率、被毛の色及び密度を含む動物側要因による影響を受ける。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「牛の快適性は、気温、湿度、風、日射、換気方法、飼養密度等の環境的な要因と、品種、年齢、ボディコンディション、代謝率、毛の色及び密度等の牛側の要因による影響を受けるため、牛をよく観察し、快適性を維持することが重要である。牛にとって暑すぎる場合、呼吸数の増加、食欲の減退、繁殖成績の低下等が見られる。」に改めました。
「直射日光を防ぎ、大型扇風機による送風、屋根への散水、細霧システムの導入、涼しい夜間に給餌する等の暑熱対策を講じ	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2

ることとし、可能な限り牛の体感温度の低下に努めるとともに」との記述について、OIE コードに沿って、「飼育密度の低減、飲用水への自由なアクセス」を追記すべきである。	a) 動物管理者は、高温ストレスのリスクが非常に高い水準に達する場合には、飼養密度の低減、日陰の提供、飲用水への自由なアクセス及び被毛に浸透する散水の使用による冷却を含む緊急時行動計画を策定する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「牛にとって暑すぎる環境で、(中略) 十分な飲水を給与し、(中略) 飼養密度の緩和等の暑熱対策を講じることとし」に改めました。
低体温ストレスを受けている牛に追加飼料を給餌することは、他の疾病のリスクや、別のストレスを引き起こす可能性があることに言及すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2 a) 動物管理者は、牛が、低温ストレスを受けている間、適切な飼料及び水にアクセスできることを確保する。」と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
2 換気	
OIE コードに沿って、「空気の構成要素は、飼養密度、牛の大きさ、床、寝床、廃棄物管理、建物の設計と換気システムによって影響を受ける」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2 c) 空気の組成は、動物の密度、牛の体格、床、敷料、糞尿の管理、牛舎の設計及び換気システムにより影響される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「空気の組成は、飼養密度、牛の体格、床、敷料、排せつ物の管理、牛舎の設計及び換気システムに影響される。」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】のうち、「(25ppm を超える状態)」の記述について、アニマルウェルフェアを考慮すれば「15ppm」くらいが目安ではないか。25ppm は限界値であり基準ではない。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2 c) 適切な換気は、牛の効果的な放熱並びに牛舎単位における NH₃ (アンモニア) 及び排出ガスの蓄積の予防のために重要である。劣悪な空気の性状及び換気は、呼吸器の不調及び疾病に係るリスク要因である。閉鎖型牛舎内のアンモニア

	濃度は 25ppm を超えてはならない。」と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「換気や排せつ物の除去を徹底する」の記述に「敷料管理」を追記すべきである。	御意見については、原案において既に、「第3 牛舎」の「2 構造・設備」の【実施が推奨される事項】に、「わら、砂、おが粉又はゴムマット等の敷料は、衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、適切に追加し、交換することにより清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供し、その状態を維持する。」と記述していることから、御理解をお願いします。
「高い飼養密度の禁止」も換気とアニマルウェルフェアの関係から重要であり追記すべきである。	御意見については、原案において既に、「第3 牛舎」の「3 飼養空間」の【実施が推奨される事項】に、「快適性及び社会化のための適切な空間を全ての牛に提供する。」「飼養空間は、横臥、起立及び採食のための様々な空間を考慮して設定及び管理し、同じ牛群の全ての牛に対し、妨げられることなく、同時に横臥し、休息し、起立し、毛繕いするために十分な空間を与える。」と記述していることから、御理解をお願いします。
4 騒音	
【将来的に実施が推奨される事項】のうち、「絶え間ない騒音や突然の騒音は避けるよう努める。」との記述について、「努める」を削除し、【実施が推奨される事項】に記載すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 2 d) 牛は、様々な程度及び種類の騒音に順応可能である。ただし、ストレス及び恐怖反応（集団暴走等）を防ぐため、突然の又は大きな騒音に牛を曝すことは、可能な場合は、最小限に抑える。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「ストレス及び恐怖反応を防止するため、人によるものを含む、突然の予期せぬ大きな騒音に牛を曝すことを、可能な場合、最小限に抑える。」に改めました。

第5 アニマルウェルフェアの状態確認等 2 設備の点検・管理	
【実施が推奨される事項】に、畜舎火災が起こった際は、原因を公表し、業界全体への注意喚起に貢献することを記載すべきである。	アニマルウェルフェアの観点から火災原因の公表を求めることは困難ですが、今後、牛舎の火災の原因について関係者への注意喚起が必要であると考えられるケースが発生した場合には、畜産振興課長通知の発出や全国畜産課長会議等により情報共有を図るなど、業界全体への注意喚起を図ってまいります。
3 緊急時の対応	
豚の OIE コードに含まれる避難計画の詳細の内容「避難手順、高台の確認、不具合を検出する警報器、予備用発電機、主なサービス事業者の連絡先情報、農場の貯水能力、水運搬サービスの利用、適切な農場内飼料保管及び代替飼料の供給、緊急備蓄飼料及び水の供給」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 3 h) 電気、水及び飼料の供給システムの機能停止が、アニマルウェルフェアを損ねるおそれがある場合は、肉用牛生産者は、これらのシステムの機能停止を補うための緊急時対応計画を整備する。当該計画は、不具合を検出する警報器、予備用発電機、整備事業者の利用、農場の貯水能力、水運搬サービスの利用、適切な農場内飼料保管及び代替飼料の供給を含む。 計画は、自然災害又は高温ストレス、干ばつ、暴風雪、火事、洪水等の極端な天候条件の影響を最小限に抑え緩和するものとする。病気又は損傷を受けた牛に対する人道的殺処分の手順が、当該緊急時行動計画の一部を成す。干ばつの場合は、動物管理の決定は可能な限り早期に行われ、それらには牛の頭数削減に関する検討を含む。緊急時計画は、緊急の疾病発生に直面した農家における管理をカバーし、国家プログラム及び獣医サービスの勧告と適切に整合している。」と記載されています。このため、緊急時計画については、各農場において記述すべき事項の検討が必要であり、御意見のように具体例を網羅的に全て示すことは困難であると考えられます

	が、既に、「各農場においては、主なサービス事業者の連絡先情報の把握、飼料及び燃料の備蓄や取水方法等の検討、除糞等の設備のための自家発電機や代替システムの整備等の対策をとる必要がある。」と主な事項を記載していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「これについて習熟する」との記述について、「それは文書化され、すべての関係者に伝達されるものとする」を追記すべきである。	御意見について、肉用牛の OIE コードには記載はありませんが、乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 7 緊急時の予防的措置は、結果に基づくものではなく、原因に基づくものとする。緊急時計画は、避難計画を含み、文書化され、すべての関係者に伝達される。警報及び予備用システムは、定期的に点検される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「（略）災害の結果に対する対処ではなく、あらかじめ想定される事項に備える予防的措置として、避難計画を含む文書化された緊急時計画又は危機管理マニュアル等を整備し、これについて習熟するとともに、全ての関係者と共有する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って「熱ストレス、干ばつ、吹雪、家事や洪水といった自然災害や極端な気候条件などの影響を最小限に軽減する計画が整っているものとする」を追記すべきである。	肉用牛の OIE コードには、 「第 7.9.5 条の 3 h) 計画は、自然災害又は高温ストレス、干ばつ、暴風雪、火事、洪水等の極端な天候条件の影響を最小限に抑え緩和するものとする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、電気、水及び飼料の供給システムの停止に対処し、災害（地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、台風、高温ストレス等）による影響を可能な限り小さく抑え、これを緩和するため、災害の

	結果に対する対処ではなく、あらかじめ想定される事項に備える予防的措置として、避難計画を含む文書化された緊急時計画又は危機管理マニュアル等を整備し、これについて習熟するとともに、全ての関係者と共有する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】のうち、「警報や発電機などの予備システムは、定期的に点検する」との記述について、「週に1回の点検」など具体的な頻度が必要である。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「警報や発電機等の予備システムは、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検する。」に改めました。
餌が提供されずに餓死のおそれがある場合は、アニマルウェルフェア上、大きな問題となる。適切な安楽殺も含めて対応にあたることを明記すべきである。	肉用牛のOIEコードには、 「第7.9.5条の2 e) 補充の飼料が入手できない場合、飢餓を防止するため、当該牛のと畜、販売又は移転若しくは人道的殺処分等の手段がとられる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「飢餓を予防するために牛の頭数を削減する際には、移転、販売、と畜又は安楽死等の手段をとる。」に改めました。

Ⅲ 「豚の飼養管理に関する指針（案）」への御意見の概要と、当該御意見への農林水産省の考え及び指針での対応

御意見の概要	御意見への農林水産省の考え及び指針での対応
【指針全般への御意見】	
●指針の作成に際し考慮すべき事項に関する御意見 持続可能な畜産の発展のために、アニマルウェルフェアについては OIE コードと同水準を目指すだけでは不十分であり、EU と遜色のない水準のアニマルウェルフェアの基準を設けるべきである。	本指針は、国民のアニマルウェルフェアに関する関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際基準である OIE コードまで引き上げることを目指してお示しするものです。 また、本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コードを遵守することは、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、生産現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、全ての生産者の方々に改善のための取組をお願いします。
劣悪な環境下でただ殺されるためだけに生かされている状況から家畜を解放していただきたい。自然死した動物のお肉をいただく訳にはいかないのか。	家畜は、伴侶動物とは異なり畜産物生産の目的で飼養されていますが、アニマルウェルフェアは、家畜を快適な環境下で飼育し、家畜のストレスや疾病を減らす取組であり、その推進は重要な課題であると認識しています。このため、今般、アニマルウェルフェアの推進に国が主体的に取り組むことを示すため、国際基準である OIE コードに沿った形で本指針を整理し、国が公表することといたしました。 なお、御意見のと畜処理によらず死亡した動物の肉については、当該動物が伝染性疾病により死亡した可能性や死後の時間経過による腐敗等もあり、公衆衛生上のリスクが高いものと考え

	えます。
【指針の個別事項への御意見】	
第1 管理方法	
1 観察・記録	
「豚の健康等の悪化の徴候」との記述について、OIE コードに沿って、「突然の不動状態、逃走を試みる事、横臥時間の変化、身の寄せ合い、高音での鳴き声と鳴く回数の増加、敵対的行動の増加（攻撃を含む）、常同行動の増加、その他の異常な行動の増加」を追記すべきである。	本記述は、豚の観察を行うことの重要性等を説明するため、兆候の主な例を記述したものであり、実際に観察を行う際に指標となる兆候については、原案では「（参考）豚の測定指標」に具体的に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「（参考）豚の測定指標」とのタイトルから（参考）を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第7 豚のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。 豚の OIE コード（OIE コード「第 7.13 章 アニマルウェルフェアと豚生産システム」をいう。以下、特に説明のない場合において同じ。）には、 「第 7.13.7 条 動物によっては、例えば、分娩した雌豚、新生子豚、離乳直後の子豚、新たに混合された未経産雌豚及び成熟雌豚、病気にかかった又は損傷を受けた豚及び異常行動（尾かじり等）を示している豚は、さらに頻繁に検査を受ける。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「特に、新生子豚、離乳直後の子豚、分娩前後の繁殖雌豚、外科的措置を施したばかりの豚、新たに混合された繁殖雌豚、疾病に罹患した豚又は損傷した豚等がいる場合（特に多発時）、（以下略）」に改めました。
「観察する際には、豚の健康状態、損傷や跛行の発生状況、尾かじり等の発生が見られないか」との記述について、OIE コードに沿って、「異常行動、糞による過度な汚れ」を追記すべきである。	
「特に、新生子豚、離乳直後の子豚、分娩前後の雌豚、疾病や損傷を受けた豚等がいる場合」との記述について、OIE コードに沿って、「新たに混合された未経産雌豚及び成熟雌豚」を追記すべきである。	
「飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか等」との記述について、OIE コ	豚の OIE コードには、 「第 7.13.14 条

ードに沿って、「床材、敷料、寝床の表面及び舎外の囲い地は、良好な衛生状態、快適さを確保されているか、過剰な糞の体積がないか」を追記すべきである。	屋内型生産システムの床の管理は、豚のウェルフェアに著しい影響を及ぼし得る。床材、寝床、休息場所の表面及び屋外の敷地は、状況から必要な時に、良好な衛生状態及び快適性を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるために清掃される。過度な糞便の蓄積した場所は休息に適していない。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「観察する際、(中略)床材、敷料、寝床の表面及び屋外のパドックが良好な衛生状態に保たれ、快適性を確保できているか、過度な排せつ物の堆積がないか等を確認する。」に改めました。
「疾病・事故の発生の有無や発生した場合の状況については、死亡率及び淘汰率並びにその原因（判明している場合）を定期的に（毎日等）記録」との記述について、淘汰の実施者と方法を追記すべきである。	別途、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を示しており、当該指針の「第2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務」の【実施が推奨される事項】に、「安楽死が完了した後、その実施内容について記録を作成する。その際、アニマルウェルフェア、実施者の安全及び家畜衛生への影響についても記載する。」と記述しています。このため、本指針においては、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
2 豚の取扱い	
「手荒な取扱い」との記述について、OIE コードに沿って、「蹴られる、投げられる、落とされる、上を歩かれる、1本の前足や耳又は尾をつかまれる又は引っ張られる」という具体的な行為を追記すべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.7条 豚は、不適切又は攻撃的に扱われてはならない（例えば、蹴られる、投げられる、落とされる、上を歩かれる又は1本の前足、耳若しくは尾を掴まれる若しくは引っ張られる）。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、豚舎内で作業をする、又は豚に近づく際、不要なストレスを与える突発的な行動を起こさず、蹴る、投げる、落とす、上を歩く又は前足の片方のみ、耳若しくは尾を掴む若しくは引っ張る

	等の手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取り扱う。」に改めました。
「なじみのない豚との混飼」との記述について、これは”mixing”のことであると理解して良いか。また、「混飼は可能な限り抑え」との記述について、育成豚・肥育豚においては離乳後、同腹以外の豚と一緒に混合することが一般的に行われており、このことについて言及すべきではないか。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.21 条 なじみのない豚との混合 (mixing) は、優劣順位を確立するための闘争行動に繋がり得るため、混合は可能な限り最小限に抑える。」 と記載されています。御意見のとおり、原案での「混飼」との記述は「mixing」のことですので、御意見を踏まえ、表現を「混合」に改めました。 その上で、原案において既に、【実施が推奨される事項】に、「混合する際、闘争の発生を避けるための措置を講じるとともに、ストレス及び損傷を可能な限り抑えるため、豚を混合後に観察し、攻撃が激しい又は長引く場合、一時的に群から離す等の闘争行動の発生防止措置を講ずる。」と記述し、一定の条件の下での同腹以外の豚との混合を否定していないこと、混合は育成豚・肥育豚だけでなく繁殖雌豚においても行われること、OIE コードの同条においても対象となる豚を具体的に記述していないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「ストレス及び損傷を可能な限り抑えるため、豚を混飼後に観察し、攻撃が激しい又は長引く場合は、一時的に群から離す等の発生防止措置を講ずる」との記述について、豚が喧嘩している際、群を分けるために豚房に入るのは労働安全上危険なため削除すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.21 条 なじみのない豚との混合は、優劣順位を確立するための闘争行動に繋がり得るため、混合は可能な限り最小限に抑える。混合する時は、攻撃を低減するための戦略が実施される。動物は混合後、観察され、攻撃が激しい又は長引く場合は、ストレス及び損傷を最小限にするため、介入が適用される。」 と記載されています。この記載を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「ストレス及び損傷を可能な限り抑えるため、豚を混合

	後に観察し、攻撃が激しい又は長引く場合、一時的に群から離す等の闘争行動の発生防止措置を講ずる。」と記述しています。 労働安全上のリスクがある状況での介入を求めることは考えておりませんが、豚が喧嘩している際、群を分けるために豚房に入るのは労働安全上危険であると感じているならば、混合を避けていただくようお願いします。
電気突き棒の使用方法に、OIE コードに沿って、「体の後部への使用に限定すること」を加えること。さらに、EU の規制と同じように、「電撃は1秒以内にし、後肢の筋肉にのみ限定すること」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.7 条 豚の取扱いに係る勧告は、第 7.3 章にも見られる。とりわけ痛み及び苦悩を与えるおそれのある取扱補助器具（例えば、電気ムチ）は、他の方法が失敗し、当該動物が自由に移動でき取扱補助器具から離れることができるという条件でのみ使用する。電気ムチの使用は避け（第 7.3.8 条の 3 も参照）、同じ動物に繰り返し使用されず、乳房、顔、目、鼻、耳、肛門又は性器部を含む敏感な部位に対し使用されてはならない。」と記載されており、第 7.3 章の家畜の輸送に関する OIE コードも参照することとされています。 また、第 7.3 章の家畜の輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3 a) 追い立て棒やその他の補助具は、動物が反応しなかったり、移動に失敗した場合であっても繰り返し使用してはならない。こうした場合には、どのような物理的あるいは他の種類の障害が動物の動きを妨げているかを検証する。 b) このような道具の利用は、豚や大型の反芻動物の後躯を対象とした充電式追い立て棒に限定し、目、口、耳、肛門、性器部又は腹部といった感受性の高い部分へは決して使用しない。こうした道具は、全ての年齢の馬、羊及び山羊又は子牛若しくは子豚に用いられない。」

	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「電気ムチ等の苦痛を与えるおそれのある補助器具は、他の方法が失敗した場合であって豚が自由に行動できる場合のみ後駆に使用することができ、同じ豚に繰り返し使用してはならず、乳房、顔、目、鼻、耳、肛門、性器等の敏感な部位に使用してはならない。追い立て棒やその他の補助具は、豚が反応しない又は移動に失敗した場合であっても繰り返し使用せず、どのような障害が豚の動きを妨げているかを検証する。」に改めました。
3 繁殖	
妊娠中の母豚について、カロリーの低い飼料で量を食べさせたり時間のかかる飼料など工夫することで母豚の空腹への配慮をすることを追記すべきである。	御意見の「母豚の空腹への配慮」について、豚の OIE コードに具体的な記載はありませんが、空腹や摂食制限等による採食欲求の阻害が心理的ストレスの要因となることが知られています。このため、御意見等を踏まえ、記述を追記することとし、「第2 栄養」の「3 給餌・給水方法」を、「飼料や水等を巡る闘争の抑制や空腹を感じる時間の短縮のための給餌時間の延長、飼料探索の機会の提供等が、尾かじりや柵かじり・偽咀嚼等の低減につながる」と改めました。
豚の呼称（雌雄）を統一すべきである。	御意見を踏まえ、未経産の時期及び子豚の離乳から次の分娩までの期間の雌豚を「繁殖雌豚」、分娩から子豚の離乳までの期間の雌豚を子豚との対比として「母豚」とし、記述の統一を図りました。 また、繁殖用の雄豚は「種雄豚」として記述を統一しています。
4 分娩	
「分娩は、問題なく行われるのが最も重要であるが、難産や早死産、胎盤停滞（後産停滞）等によって、管理者又は飼養者の介助を必要とする場合もあり、豚にとっては大きなストレスと	豚の OIE コードには、御意見に関連する記載はないものの、問題のない分娩が最もアニマルウェルフェア上望ましいこと、豚の管理者等が介助の必要性を予め認識しておくことが良好な

なる場合がある。」との記述について、「分娩は」、「問題なく行われるのが最も重要であるが」及び「管理者又は飼養者の介助を必要とする場合もあり」との記述についてはいずれも不要であり削除すべきである。	アニマルウェルフェアの確保につながることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【将来的な実施が推奨される事項】のうち、「分娩区域には、分娩の1週間程度前に移動させることが望ましい」との記述について、【将来的な実施が推奨される事項】に位置付ける理由が不明であることから、「望ましい」を削除し、【実施が推奨される事項】に記載すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.19 条
【実施が推奨される事項】に、豚の移動について書かれていないので、「分娩の少なくとも1日前には分娩区域に雌豚を移動する」と追記すべきである。	成熟した雌豚及び未経産雌豚は、分娩前に分娩施設に順応するための時間を必要とする。可能であれば分娩の少なくとも1日前までに、成熟した雌豚及び未経産雌豚が巣材を利用できるようにする。分娩予定時期に近づけば、成熟した雌豚及び未経産雌豚は頻繁に観察される。成熟した雌豚及び未経産雌豚によっては、分娩時に補助を必要とするので、十分な空間及び適格な職員を用意する。」
「1週間程度前に移動させる」との記述については不要であるため削除し、「分娩区域には、分娩までの安息期間を十分に確保することが望ましい」に修正すべきである。	と記載されており、具体的な移動の時期について1週間程度前とは記述しておりません。豚の妊娠期間は一般的に産次数や品種によって異なることが知られており、過去の分娩の傾向なども考慮し、家畜の飼養者が移動の時期を判断することが望ましいと考えられます。このため、御意見を踏まえ、指針（案）の記述を「妊娠している繁殖雌豚は、妊娠期間や分娩の兆候を踏まえ、分娩が始まる前の適切な時期に分娩区域に移動させる。」に改め、【実施が推奨される事項】に移動しました。
「分娩区域に雌豚が利用できる巣材を提供する」との記述について、国内の一般的な養豚場は平床ではなくスノコとなっているため、スノコ環境に適した巣材の検討が必要である。	巣材の候補として、稲わら、麦わら、乾牧草、おが粉等が考えられます。具体的な巣材については、本指針中に盛り込むのではなく、「家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関する Q&A」を作成し、「分娩前の繁殖雌豚に提供する巣材として、どのようなものがありますか。」との質問への回答として、詳細な情報を紹介していますので、御参照下さい。
「分娩の少なくとも1日前に母豚が利用できる巣材を入れる」との記述について。巣材として藁等を用いる場合、輸用品については ASF が心配であり、国産品については CSF が心配である。このため、農水としては巣材としてこういったものを想定	

しているのか具体的な記述をお願いしたい。	
5 新生子豚の管理	
将来的な議論として切歯、断尾や去勢が禁止された場合の家畜にとってのリスク（切歯しないことで闘争による切傷が増える、断尾しないことで尾かじりによる事故率が増える、去勢しないことで雄臭が増える、感染症の温床になる）について十分な検討が必要である。	切歯、断尾又は去勢等の代替措置については、我が国の生産現場においてどのような取組が実行可能なのか、科学的情報の収集や生産者団体との意見交換を通じ、引き続き検討してまいります。
去勢、断尾、歯切り、牙切り等に関する記述において、その実施者が獣医師に限定されていないため、獣医師等の指導の下であれば、獣医師以外の者でも実施できると解釈されるが、獣医師法に照らして問題はないのか。また、麻酔剤や鎮痛剤の使用、殺処分など獣医師の関与すべき場面が多くあるが、「獣医師等の指導の下」で実施できる範囲、「獣医師法等関連法例に留意して実施」などの記述では、何を獣医師以外の者が行ってはいけないのか明確でなく、コンプライアンス上の不安が消えない。このため、国内法上獣医師のみが行うことができる処置が明確となるよう記述を改めるべきである。	獣医師法（昭和 26 年法律第 186 号）においては、「獣医師でなければ、豚などの飼育動物の診療を業務としてはならない」とされています（第 17 条）。ここで言う「診療」とは、「飼育動物の疾病についての診察、診断、治療その他の獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある一切の行為を意味する」とされています。（参考：「獣医師法・獣医療法の解説」（農林水産省畜産局監修 地球社）） このため、個別具体的な事例におけるどのような処置が診療に該当するかについては、事例ごとに総合的に判断する必要があり、診療に該当する処置を一律に記述することは困難であると考えています。
「去勢、断尾、歯切り等は、飼養管理を円滑にし、人の安全又は豚のアニマルウェルフェアを守ることを目的として行われることがある」との記述について、OIE コードで意図している内容とズレが生じているので、OIE コードに沿って、「去勢、断尾、歯切り等の外科的処置は訓練を積んだ人員のみが実施するものとし、飼養管理を円滑にするため、また市場又は環境の要件を満たすため、人の安全の向上又はアニマルウェルフェアを損ねないために必要な場合のみ行われるものとする。」と正確に記載すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.8 条 外科的去勢、断尾、歯切り又は研磨、牙切り、個体標識、鼻輪といったいくつかの処置が豚に対して行われる。これらの処置は、管理を円滑化し、市場又は環境の要件を満たし、人の安全の向上又はアニマルウェルフェアを保護するために必要な時にのみ、訓練を受けた者により実施される。 これらの処置は痛みを伴う又は痛みをもたらす可能性がある。それらは、動物に対する全ての痛み、不安及び苦痛を最小

去勢、断尾、歯切りについて、OIE コードに沿って、「これらの処置は痛みを伴う、又は苦痛をもたらす可能性がある。これらの処置は、動物への痛み、苦痛及び苦しみを最低限にする方法で行われるものとする。」を追記すべきである。	限にする方法で行われる。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「去勢、断尾、歯切り等の処置は痛みを伴い、苦痛をもたらす可能性があるため、アニマルウェルフェア又は人の安全を損ねないために必要な場合のみ、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛及び苦しみを可能な限り少なくする方法で行う。」に、「7 個体識別」の【実施が推奨される事項】を、「耳刻等は痛みを伴い、苦痛をもたらす可能性があるため、アニマルウェルフェアを損ねないために必要な場合のみ、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛及び苦しみを可能な限り少なくする方法で行う。」に、「8 牙切り」の【実施が推奨される事項】を、「牙切りは痛みを伴い、苦痛をもたらす可能性があるため、アニマルウェルフェア又は人の安全を損ねないために必要な場合のみ、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛及び苦しみを可能な限り少なくする方法で行う。」に改めるとともに、「9 鼻輪」との項目を新たに追加し、【実施が推奨される事項】に、「鼻輪は痛みを伴い、苦痛をもたらす可能性があるため、アニマルウェルフェアを損ねないために必要な場合のみ、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛及び苦しみを可能な限り少なくする方法で行う。」を追記しました。
OIE コードに沿って、 「外科的去勢、断尾、切歯、牙切り、個体標識、鼻輪、蹄の処置等の痛みを伴う又は潜在的に苦痛な処置が豚に行われる。ただし、これらの処置が適切に実施されない場合には、アニマルウェルフェア及び動物の健康が不必要に損なわれることもある。これらの処置に関連する問題の指標には以下のものがある。 処置後の感染、腫脹 処置後の跛行	豚の OIE コードには、 「第 7.13.4 条の 9 管理を円滑化し、市場又は環境の要件を満たし、人の安全の向上又はアニマルウェルフェアを保護するため、外科的去勢、断尾、歯切り又は研磨、牙切り、個体標識、鼻輪、蹄の手入れといったいくつかの痛みを伴う又は潜在的に痛みを伴う処置が豚に対して行われる。 しかし、これらの処置は適切に実施されなければ、アニマル

苦痛、恐怖、苦悩又は苦しみを示す行動 罹病率、死亡率及び淘汰率の増加 摂食量及び飲水量の減少 処置後の体型及び体重減少」 と追記すべきである。	ウェルフェア及び健康は不必要に損なわれ得る。 これらの処置に関連する問題の指標は、以下が含まれる。 ― 処置後の感染及び腫脹 ― 処置後の跛行 ― 痛み、恐怖、苦悩又は苦しみを示す行動 ― 罹病率の増加並びに死亡率及び淘汰率の増加 ― 飼料及び水の摂取量の減少 ― 処置後のボディコンディション及び体重の減少」 と記載されています。飼養管理上の処置による問題に関する指標については、原案では「(参考) 豚の測定指標」に具体的に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「(参考) 豚の測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第7 豚のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
新生子豚の管理に関する記述において、「国際的に認められている『3つのR』があり」との記述について、国際的に認められているとする根拠が不明であるため、削除すべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.8条 これらの処置に関連してアニマルウェルフェアを高めるための選択肢は、国際的に認識されている『3つのR』、すなわち置換(Replacement)(例えば、外科的に去勢された雄豚の代わりに未去勢豚又は免疫学的去勢豚の使用)、削減(Reduction)(例えば、必要な場合のみの断尾及び切歯)及び改善(Refinement)(例えば、獣医師の勧告又は監督の下での鎮痛又は麻酔の提供)を含む。」 と記載されています。アニマルウェルフェアに関する国際基準であるOIEコードにおいて「国際的に認識されている」と記載されていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いしま

無麻酔での外科的処置を禁止すべきである。特に去勢、歯切り、牙切り、断尾は不必要な処理なので禁止すべきである。	す。 豚の OIE コードには、 「第 7.13.8 条 外科的去勢、断尾、歯切り又は研磨、牙切り、個体標識、鼻輪といったいくつかの処置が豚に対して行われる。これらの処置は、管理を円滑化し、市場又は環境の要件を満たし、人の安全の向上又はアニマルウェルフェアを保護するために必要な時にのみ、訓練を受けた者により実施される。 これらの処置は痛みを伴う又は痛みをもたらす可能性がある。それらは、動物に対する全ての痛み、不安及び苦痛を最小限にする方法で行われる。」 と記載されており、去勢、歯切り、牙切り及び断尾自体は否定されておらず、動物に対する痛みを最小限にし、訓練を受けた者により実施されること等の条件を満たした上での実施が認められていること、また、必ず麻酔を使用することは要件となっていないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
(1) 去勢	
「雄豚を去勢しないで肥育した場合は、肉に異臭（雄特有の臭い）が生ずる。」「このため、食肉に供する雄豚は外科的に去勢することが一般的である。」との記述については、OIE コードには掲載されておらず、またそもそもアニマルウェルフェアとは無関係の内容であるため、削除すべきである。性成熟に達する前に屠殺する場合は雄特有の臭いは生じないことと、去勢しないほうが自然の作用であるにも関わらず異臭と表現することは恣意的である。	本記述については、飼養者が去勢を実施する理由や目的を理解しやすいよう記述したのですが、御意見を踏まえ、「異臭」との表現は使わず、「雄豚を去勢しないで肥育した場合、肉に雄特有の臭いが生ずる。」に改めました。
「雄豚を去勢しないで肥育した場合は、肉に異臭雄特有の臭いが生ずる」との記述について、去勢肉豚と未去勢肉豚の豚肉を食べ比べたところ、どちらかわからない、においは気になら	

ない程度、という感想もあるため「異臭」と記述することは不適切である。性成熟前の5ヶ月齢で出荷すれば解決できる内容であるため、アニマルウェルフェアと関係ない記述なので削除すべきである。 また、「生後5か月頃から同居している豚に盛んに乗駕することにより損傷が多発する。」との記述について、そのような懸念があるのであれば、免疫学的製剤の投与により対応したらよいだけである。	
「なお、外科的去勢による苦痛を避ける手法として、免疫学的去勢による方法もあり、免疫学的製剤の投与により異臭をコントロールする技術も開発され、欧州で実用化されており、日本でも認可されている」との記述について、欧州では去勢をしないことが多いためほとんど普及していないことや免疫学的製剤が飼養者に危害を及ぼすこと、睾丸の跡が残ることがあり日本国内での格付に影響がすることから、その使用は推奨せず削除すべきである。	「EUの養豚・豚肉産業～多様な産地と経営体～」（独立行政法人農畜産業振興機構「畜産の情報 2017年8月」）によれば、EUにおける雄豚の去勢割合は64%であり、うち免疫学的去勢は3%とされており、「欧州では去勢をしないことが多いため、ほとんど普及していない」との状況にはないと考えています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、免疫学的薬剤に限らず、家畜に薬剤を投与する際は、誤って飼養者に危害が及ぶことのないよう注意していただくことが重要です。
【実施が推奨される事項】に、「去勢・断尾等の外科的処置の際には麻酔をする」ことを追記すべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.8条 外科的去勢、断尾、歯切り又は研磨、牙切り、個体標識、鼻輪といったいくつかの処置が豚に対して行われる。これらの処置は、管理を円滑化し、市場又は環境の要件を満たし、人の安全の向上又はアニマルウェルフェアを保護するために必要な時にのみ、訓練を受けた者により実施される。 これらの処置は痛みを伴う又は痛みをもたらす可能性がある。それらは、動物に対する全ての痛み、不安及び苦痛を最小限にする方法で行われる。」 と記載されており、去勢について、必ず麻酔を使用することは

	要件とされておらず、また、既に原案において【実施が推奨される事項】に、「必要に応じて獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
(2) 断尾	
断尾に関する記述の冒頭に「アニマルウェルフェア上は行わないことが望ましい。」と追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.8 条 外科的去勢、断尾、歯切り又は研磨、牙切り、個体標識、鼻輪といったいくつかの処置が豚に対して行われる。これらの処置は、管理を円滑化し、市場又は環境の要件を満たし、人の安全の向上又はアニマルウェルフェアを保護するために必要な時にのみ、訓練を受けた者により実施される。 これらの処置は痛みを伴う又は痛みをもたらす可能性がある。それらは、動物に対する全ての痛み、不安及び苦痛を最小限にする方法で行われる。」 と記載されており、断尾自体は否定されておらず、必ず麻酔を使用することも要件とされておりません。また、既に原案において、【実施が推奨される事項】に、「必要に応じて獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
(3) 歯切り	
新生子豚の歯切りについて、養豚場の規模を問わず多くの農場が、歯切りをやめても影響がなかったとして歯切りを廃止している。事故の”防止”のための手段として一律に実施してはならない。「原則として歯切りは行わない。問題が発生した場合にのみ、個別に歯切りを行うこと」に記述を改めるべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.8 条 外科的去勢、断尾、歯切り又は研磨、牙切り、個体標識、鼻輪といったいくつかの処置が豚に対して行われる。これらの処置は、管理を円滑化し、市場又は環境の要件を満たし、人の安全の向上又はアニマルウェルフェアを保護するために必要な時にのみ、訓練を受けた者により実施される。

	これらの処置は痛みを伴う又は痛みをもたらす可能性がある。それらは、動物に対する全ての痛み、不安及び苦痛を最小限にする方法で行われる。」 と記載されており、歯切り自体は否定されていませんが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「去勢、断尾、歯切り等の処置は痛みを伴い、苦痛をもたらす可能性があるため、アニマルウェルフェア又は人の安全を損ねないために必要な場合のみ、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛及び苦しみを可能な限り少なくする方法で行う。」に改めました。
「歯切りを実施する場合は、子豚が歯肉炎等にならないよう、歯の先端のみをやすり（グラインダー）で研磨したりニッパーで切断する方法とするが、ニッパーで切断する場合、歯が割れるリスクがあるので注意して行う」との記述について、「歯切りは歯の先端のみにやすりを使うこととする。ニッパーは歯が割れるリスクが伴うため使用しない」とすべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.8 条 外科的去勢、断尾、歯切り又は研磨、牙切り、個体標識、鼻輪といったいくつかの処置が豚に対して行われる。これらの処置は、管理を円滑化し、市場又は環境の要件を満たし、人の安全の向上又はアニマルウェルフェアを保護するために必要な時にのみ、訓練を受けた者により実施される。 これらの処置は痛みを伴う又は痛みをもたらす可能性がある。それらは、動物に対する全ての痛み、不安及び苦痛を最小限にする方法で行われる。」 と記載されています。歯切りについては、条件付きで実施することが認められていますが、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「去勢、断尾、歯切り等の処置は痛みを伴い、苦痛をもたらす可能性があるため、アニマルウェルフェア又は人の安全を損ねないために必要な場合のみ、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛及び苦しみを可能な限り少なくする方法で行う。」と記述するとともに、歯切りを行う際に注意いただきたい事項として、「ニッパーで切断する場合、歯が割れるリスクがあるの

	で、適切な器具を用い、切断する位置に注意して行う。」に改めました。
6 離乳	
OIE コードに沿って、「離乳を4週齢又はそれ以上に遅らせることは、腸管免疫の向上、下痢の低減、及び抗菌剤の使用の低減等の利益をもたらす可能性がある。」を追記すべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.20条 離乳を4週齢又はそれ以上に遅らせることは、腸管免疫の改善、下痢の減少及び抗菌剤の使用の低減等の利益をもたらし得る。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「離乳を4週齢又はそれ以上に遅らせることは、腸管免疫の改善、下痢の減少及び抗菌剤の使用の低減等の利益をもたらし得る。」との記述を追記しました。
OIE コードに沿って、「週齢にかかわらず、低体重の子豚は追加の世話が必要であり、共通の飼養区域に移せるようになるまで、特別な囲いの中で小さな群で飼養されることは効果がある」を追記すべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.20条 週齢に関わらず、低体重の子豚は追加の世話を必要とし、共通の哺育区域に移すことができるまで、特別な囲いの中で小さな群で飼養することが有益となり得る。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「週齢に関わらず、低体重の子豚は追加の世話を必要とし、共通の哺育区域に移すことができるまで、特別な囲いの中で小さな群で飼養することが有益となり得る。」との記述を追記しました。
「子豚の離乳は、獣医師等から指示されている場合を除き3週齢以上で行う。」との記述について、「概ね3週齢以上」に修正すべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.20条 子豚は、疾病管理目的の獣医師による勧告がない限り、3週齢又はそれ以上で離乳される。」 と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】 において「子豚は、疾病管理目的で	「子豚の離乳は、獣医師等から指示されている場合を除き3

獣医師が別の方法を指示する場合を除き、3週齢以上で離乳する」との記述になっているが、上段の部分では【獣医師等】となっている理由は何か。	週齢以上で行う。」における「獣医師等」の「等」には、子豚の特性を理解し必要な技術を習得した者を想定していましたが、離乳に関する一般的な記述のため、御意見を踏まえ、「獣医師等から指示されている場合を除き」との記述を削除しました。
「離乳した子豚は、子豚への疾病の伝染を可能な限り抑えるため、種豚が飼育されている場所から離れた、清潔で消毒された豚舎に移動する」との記述について、「種豚が飼育されている場所から離れた、清潔で消毒された」を削除し、「離乳豚舎」とすべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.20 条 離乳した子豚は、子豚への疾病の伝染を最小限にするため、成熟した雌豚が飼養されている場所から離れた清潔で消毒された豚舎に移動する。」 と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
7 個体識別	
【実施が推奨される事項】に、耳刻はできるだけ早期に実施する旨を追記すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「子豚への過度なストレスの防止や感染症の予防に注意しつつ、できるだけ早期に行う。」に改めました。
個体識別における耳刻は、耳標で代替可であることから禁止すべきである。	耳標は、脱落、印字の損耗、他の豚が興味を持ち口の中に入れてしまうなど、利用に際して留意すべき点があります。 また、豚の OIE コードには、 「第 7.13.8 条 外科的去勢、断尾、歯切り又は研磨、牙切り、個体標識、鼻輪といったいくつかの処置が豚に対して行われる。これらの処置は、管理を円滑化し、市場又は環境の要件を満たし、人の安全の向上又はアニマルウェルフェアを保護するために必要な時にのみ、訓練を受けた者により実施される。 これらの処置は痛みを伴う又は痛みをもたらす可能性がある。それらは、動物に対する全ての痛み、不安及び苦痛を最小限にする方法で行われる。」 と記載されており、耳刻を含む個体標識自体は否定されてい

	いものの、条件が付されていることから、【実施が推奨される事項】に、「耳刻等は痛みを伴い、苦痛をもたらす可能性があるため、アニマルウェルフェアを損ねないために必要な場合のみ、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛及び苦しみを可能な限り少なくする方法で行う。」との記述を追記しました。
8 牙切り	
牙切りについて、牙切り自体が労働安全のためであり、アニマルウェルフェアには関係のない処置なため不要であり削除すべきである。	種雄豚の牙は、向きによっては当該豚自身の顎に食い込んだり、交配時に雌豚を傷つけたりする可能性があるため、牙切りは労働安全のためだけでなく豚のアニマルウェルフェアの向上にも資する処置です。 また、豚の OIE コードには、 「第 7.13.8 条 外科的去勢、断尾、歯切り又は研磨、牙切り、個体標識、鼻輪といったいくつかの処置が豚に対して行われる。これらの処置は、管理を円滑化し、市場又は環境の要件を満たし、人の安全の向上又はアニマルウェルフェアを保護するために必要な時にのみ、訓練を受けた者により実施される。(以下略)」 と記載されており、牙切り自体は否定されておらず、動物に対する痛みを最小限にし、訓練を受けた者により実施されること等の条件を満たした上での実施が認められていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
OIE コードに沿って、「3つのR」の記述を加えるべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.8 条 これらの処置に関連してアニマルウェルフェアを高めるための選択肢は、国際的に認識されている『3つの R』、すなわち置換 (Replacement) (例えば、外科的に去勢された雄豚の代わりに未去勢豚又は免疫学的去勢豚の使用)、削減 (Reduction) (例えば、必要な場合のみの断尾及び切歯) 及び

	改善（Refinement）（例えば、獣医師の勧告又は監督の下での鎮痛又は麻酔の提供）を含む。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「また、処置に関連したアニマルウェルフェアを向上させるための選択肢として、国際的に認められている『3つのR』がある。」との記述を追記しました。
牙切りについて、牙の先端のみを研磨する方法に限り実施可能とし、ニッパーの使用は、牙が割れるリスクが高いことから禁止すべきである。	牙切りは、成長に伴い伸びた犬歯（牙）を切断するものであり、種雄豚の牙は子豚の時に歯切りをしても生涯伸び続け十数cmの長さになる場合もあります。このように伸びた牙を短くする手段として、研磨は時間がかかり長時間の保定は豚にとって負担となることに加え、伸長する度に研磨が必要なことから、利用可能な方法を研磨に限定していません。 なお、ニッパー等を使用して切断する場合、子豚への歯切りと同様に牙が割れるリスクがあることから、適切な器具を用い、切断する位置に注意して行う必要があります。
【実施が推奨される事項】に、「保定を行う際は、痛みや苦痛を伴わない方法とする」を追記すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「牙切りは痛みを伴い、苦痛をもたらす可能性があるため、アニマルウェルフェア又は人の安全を損ねないために必要な場合のみ、訓練を受けた者が、豚の痛み、苦痛及び苦しみを可能な限り少なくする方法で行う。」に改めました。
9 疾病、事故等の措置	
「隔離豚房には給餌器や給水器の他、豚が必要とするものを備える」との記述について、OIEコードに沿って、「例えば、横臥している動物や歩行困難な動物、重大な傷を負った動物には、追加の敷料又は代替の床の表面が必要な場合がある。また、水と飼料が手の届く場所にあるものとする」とを追記すべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.12条 隔離された区域が提供される時、動物が必要とする全てのもの、例えば、横臥した若しくは歩行困難な動物又は重傷の動物には、追加の敷料又は敷料の代替となる床の表面を、また、水と飼料は届く範囲にあることを備える。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記す

	ることとし、原案における【実施が推奨される事項】での御意見の記述を、「第3 豚舎」の【実施が推奨される事項】に移した上で、「隔離豚房には豚が必要とするもの、例えば、横臥している豚、歩行困難な豚又は重大な損傷を受けた豚に対し、追加の敷料又は敷料の代替としてゴムマット等を備える等あらゆる要求に配慮するとともに、水と飼料は摂取しやすい場所に備える。」に改めました。
「疾病に罹患した豚又は損傷を受けた豚に対しては、可能な限り隔離豚房等に分離」との記述については、OIE コードに沿って、「異常な行動をする豚」を追記し、また「可能な限り」を削除し、必ず分離するものとすべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.12 条 病気の動物及び損傷を受けた動物又は異常な行動を示す動物が隔離され、処置され、観察されることができるとの隔離された囲い又は区域を設ける。動物によっては個別に飼養される必要があり得る。隔離された区域が提供される時、動物が必要とする全てのもの、例えば、横臥した若しくは歩行困難な動物又は重傷の動物には、追加の敷料又は敷料の代替となる床の表面を、また、水と飼料は届く範囲にあることを備える。」と記載されており、御意見の「異常な行動をする豚」を「必ず分離する」という記述はありません。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 また、原案における【実施が推奨される事項】の「疾病や損傷、又は異常な行動を示す豚を隔離・治療・観察するための隔離豚房を設ける。」を「第3 豚舎」の【実施が推奨される事項】に移した上で、「疾病に罹患した豚、損傷した豚又は異常な行動を示す豚を隔離し、治療し、及び観察するための隔離豚房を設ける。」に改めました。
「自力で動けない場合は、必要な場合を除き、なるべく動かさないようにし、動かす必要がある場合には、細心の注意を払い、損傷等が悪化しないよう注意する。」との記述について、OIE	豚の OIE コードには、 「第 7.13.7 条 豚は、不適切又は攻撃的に扱われてはならない（例えば、蹴

コード（と畜）に沿って、「意識のある動物は、投げられたり、引きずられたり、落とされたりしない」ことを追記すべきである。	られる、投げられる、落とされる、上を歩かれる又は1本の前足、耳若しくは尾を掴まれる若しくは引っ張られる。）」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「2 豚の取扱い」の【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、豚舎内で作業をする、又は豚に近づく際、不要なストレスを与える突発的な行動を起こさず、蹴る、投げる、落とす、上を歩く又は前足の片方のみ、耳若しくは尾を掴む若しくは引っ張る等の手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に扱う。」に改めました。
「農場内において豚を殺処分することが決定した場合（家畜伝染病予防法に基づき殺処分を行う場合を除く。）には、「家畜の農場内における殺処分に関する指針」を参照し、適切に実施する。」との記述について、日本で行われていた事例のあるやっではない方法を明記し、「首吊りや餓死など不適切な方法での殺処分方法は絶対にしてはならない。また処置後には必ず死亡確認を行うこととする。」を追記すべきである。	御意見の「日本で行われていた過去の不適切な事例」に対しては、当該事例発生を受け、令和3年1月に環境省自然環境局総務課長及び農林水産省生産局畜産部畜産振興課長の連名で「農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について」を発出し、都道府県等に対し、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）等の畜産関係者への周知を依頼いたしました。 本指針において、農場内における安楽死については、『家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針』を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」としています。この別途示している「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」において、「動物の安楽死の方法については、『動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）』において、『化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること』とされている。」と記述しています。このため、原案の記

	述の維持に御理解をお願いします。 豚の OIE コードには、農場における安楽死の方法の記録についての記載はありません。 本指針において安楽死は、【実施が推奨される事項】において、「農場内で安楽死させる場合、『家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針』を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」としています。この別途示している「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」においては、「安楽死が完了した後、その実施内容について記録を作成する。」と記述していることから、本指針においては、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、御意見の中で言及された通知においては、都道府県の動物愛護管理部局や畜産部局等に対し、日頃より、産業動物の適切な取扱いの確保及び虐待等の防止に係る事業者への指導助言や情報共有の徹底を図るとともに、適切な方法による殺処分が行われていない事態や飼養保管が適切でないことに起因して産業動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が認められたときは、速やかな改善を求め、改善の意志がない場合は、警察への告発を含めて厳正に対処するよう対応を依頼しています。
10 豚舎等の清掃・消毒	
「排せつ物は適切に取り除き、豚にとって快適な環境を提供する」との記述について、内容が曖昧であるため、OIE コードに沿って、「屋内生産システムの床管理は、豚のウェルフェアに大きな影響を与える可能性がある。床材、敷料、寝床の表面及び舎外の囲い地は、良好な衛生状態、快適さを確保し、疾病と損傷リスクを最小限に抑えるため、このような確証が得られる状況に清掃されるものとする」ことを追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.14 条 屋内型生産システムの床の管理は、豚のウェルフェアに著しい影響を及ぼし得る。床材、寝床、休息場所の表面及び屋外の敷地は、状況から必要な時に、良好な衛生状態及び快適性を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるために清掃される。」

	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第4 飼養方式、構造及び飼養空間」の「2 床の構造等」の【実施が推奨される事項】を、「ゴムマット等の床材、敷料、寝床の表面及び屋外のパドックは、清潔で乾燥した良好な衛生状態が保たれ、豚が横臥できるよう快適性を確保し、疾病や損傷のリスクを可能な限り防止するため、状況に応じて適切に清掃する。」に改めました。
「また、排せつ物が過剰に堆積している場所は休息に適していない」との記述について、過剰ではなくとも糞尿の堆積は休息に適していないことから、「過剰に」を削除すべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.14条 屋内型生産システムの床の管理は、豚のウェルフェアに著しい影響を及ぼし得る。床材、寝床、休息場所の表面及び屋外の敷地は、状況から必要な時に、良好な衛生状態及び快適性を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるために清掃される。過度な糞便の蓄積した場所は休息に適していない。」と記載されています。このため、「過剰でなくとも不適切」との御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「排せつ物が長時間放置されている場所は休息に適していない。」に改めました。
「また、排せつ物が過剰に堆積している場所は休息に適していない」との記述について、快適な環境を整えることを前文で説明していることから、不要であり削除すべきである。	また、「削除すべき」との御意見については、豚のOIEコードにも記載されていますので、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
11 農場内における防疫措置等	
口蹄疫ウイルス等病原体が侵入した際は、家畜衛生としての対応が優先されるものであり、例として不適切である。	家畜衛生のための対応が優先されるべきとの御意見はそのとおりですが、一方で家畜衛生を目的とした大量の殺処分が行われる場合には、アニマルウェルフェア上大きな問題が生じることも事実です。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
OIEコードに沿って、病原体のまん延に係る主な感染源及び感染経路について、	「病原体のまん延に係る主な感染源及び感染経路」については、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」に記載され

「動物群への導入時に異なる導入元由来の精液 その他の家畜、野生生物及び害虫 衛生業者を含む人 輸送手段を含む設備、器具及び施設 空気、給水、精液、飼料及び敷料 排せつ物堆肥を含む、ごみ及び死亡畜処理」 を追記すべきである。	ており、本指針においては、【実施が推奨される事項】に、「家畜伝染病予防法に基づく『飼養衛生管理基準』を遵守する」と記述済みであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】の「管理者等が豚舎に出入りする 場合等においては、適切に消毒、」の後に「消毒槽の有効濃度の 維持」を追記すべきである。	十分な消毒の効果を得るためには、消毒槽内の消毒液の有効濃度のみならず、消毒する物からの泥や有機物の除去、消毒後の再汚染防止などが必要です。このため、「消毒層内の有効濃度の維持」だけを記述すると、それ以外の十分な消毒の効果を得るための行為（例えば、消毒後の再汚染防止等）がなくとも良いとの誤解を与えかねないことから、「適切に消毒」と記述したものであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、農林水産省では、別途、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（都道府県による指導用）（令和4年10月3日一部改訂）」において、消毒に関する留意事項を解説しています。
「病原体を伝播する有害動物の侵入・発生を防止するとともに、発生時には速やかに駆除する」との記述について、全ての有害動物を速やかに駆除することは現実的に不可能なため削除すべきである。また、有害であるか無害であるかにかかわらず、動物の駆除はアニマルウェルフェアに反する。	豚のOIEコードには、 「第7.13.24条 これらのバイオセキュリティプランは、以下を含む病原体のまん延に係る主な感染源及び感染経路の管理に対応する。 — 特に異なる導入元からの動物群への導入 — 精液 — その他の家畜、野生生物及び害虫 — 衛生業者を含む人 — 車両、器具及び設備を含む施設 — 空気、水、飼料及び敷料 — 家畜排せつ物、ごみ及び死亡した家畜の処分を含む廃棄

	物」 と記載されています。また、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準（豚及びいのしし）」には、 「31 ねずみ及び害虫の駆除 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、豚舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。」 と記載されています。これらを踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「病原体を伝播する有害動物や吸血昆虫、外部寄生虫の侵入及び発生を防止するとともに、発生時は速やかに駆除する。」と記述したものであることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
12 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解等の促進	
【実施が推奨される事項】中、「豚を丁寧に扱うとともに」との記述について、OIE コードに沿って、具体的に「豚を不適切又は攻撃的に扱うべきではない。例えば、蹴られる、投げられる、落とされる、上を歩かれる、1 本の前足や耳又は尾をつかまれる又は引っ張られる」を追記すべきである。また、スタンガンの多用も実際に行われているので、スタンガンの使用に対する注意喚起も追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.7 条 豚は、不適切又は攻撃的に扱われてはならない（例えば、蹴られる、投げられる、落とされる、上を歩かれる又は 1 本の前足、耳若しくは尾を掴まれる若しくは引っ張られる）。 （略） とりわけ痛み及び苦悩を与えるおそれのある取扱補助器具（例えば、電気ムチ）は、他の方法が失敗し、当該動物が自由に移動でき取扱補助器具から離れることができるという条件でのみ使用する。電気ムチの使用は避け（第 7.3.8 条の 3 も参照）、同じ動物に繰り返し使用されず、乳房、顔、目、鼻、耳、肛門又は性器部を含む敏感な部位に対し使用されてはならない。」 と記載されており、OIE コード第 7.3 章の「家畜の陸上輸送」

	(家畜の輸送に関する OIE コード) も参照することとされています。 また、家畜の輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3 a) 追い立て棒やその他の補助具は、動物が反応しなかったり、移動に失敗した場合であっても繰り返し使用してはならない。こうした場合には、どのような物理的あるいは他の種類の障害が動物の動きを妨げているかを検証する。 b) このような道具の利用は、豚や大型の反芻動物の後躯を対象とした充電式追い立て棒に限定し、目、口、耳、肛門、性器部又は腹部といった感受性の高い部分へは決して使用しない。こうした道具は、全ての年齢の馬、羊及び山羊又は子牛若しくは子豚に用いない。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「2 豚の取扱い」の【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、豚舎内で作業をする、又は豚に近づく際、不要なストレスを与える突発的な行動を起こさず、蹴る、投げる、落とす、上を歩く又は前足の片方のみ、耳若しくは尾を掴む若しくは引っ張る等の手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取り扱う。(中略) 電気ムチ等の苦痛を与えるおそれのある補助器具は、他の方法が失敗した場合であって豚が自由に行動できる場合のみ後躯に使用することができ、同じ豚に繰り返し使用してはならず、乳房、顔、目、鼻、耳、肛門、性器等の敏感な部位に使用してはならない。追い立て棒やその他の補助具は、豚が反応しない又は移動に失敗した場合であっても繰り返し使用せず、どのような障害が豚の動きを妨げているかを検証する。」に改めました。
--	---

「獣医師等に相談を求め」について、獣医師からの指導により対策を行っていることを明確にするため「獣医師等に指導を求め」に修正すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.6 条 豚に対し責任のある全ての者は、その責任に応じ、公式な訓練又は実際の経験を通じ適切な能力を有する。これは、動物の取扱い、栄養、繁殖管理技術、行動、バイオセキュリティ、疾病の徴候並びにストレス、痛み、不快等の低いアニマルウェルフェアの指標及びその軽減に関する理解及び技術を含む。」と記載されており、管理者等に対する獣医師の指導は記載されておりません。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、豚の行動、取扱い、健康、繁殖管理、バイオセキュリティ、生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識（疾病又は苦痛の初期における特有の兆候、例えば、咳、流産、下痢、運動行動の変化、無関心な行動等や、飼料や水の摂取量の減少、体重やボディコンディションの変化、行動の変化や外見の異常等の非特異的な兆候、尾かじり等の異常行動、柵かじり・偽咀嚼等の常同行動を承知している等）と技術を身に付けるための適切な経験を積む、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得し、適性を有する。特に、歩行困難豚、出産したばかりの豚及び慢性疾病への罹患や損傷が疑われる豚を識別し、適切に管理する知識と技術を習得するとともに、輸送の適合性を評価する知識や豚の栄養状態を示したボディコンディションスコア（付録Ⅰ：繁殖雌豚のボディコンディションスコアを参照）に関する知識も習得する。」に改めました。
「豚の基本的な行動様式や行動欲求、尾かじり等の異常行動、柵かじり・偽咀嚼等の常同行動、豚の快適性を高めるための飼養管理方式、疾病の発生予防等に関する知識、輸送の適合性を	豚の OIE コードには、 「第 7.13.6 条 豚に対し責任のある全ての者は、その責任に応じ、公式な訓

評価する知識及びボディコンディションスコアに関する知識を習得する」との記述について、OIE コードに沿って、「栄養、繁殖管理技術、バイオセキュリティ、ストレス、痛み、不快等のアニマルウェルフェアの低さの指標及びその緩和」を追記すべきである。また OIE コードに沿って、「知識」だけでなく「技術の習得」を追記すべきである。	練又は実際の経験を通じ適切な能力を有する。これは、動物の取扱い、栄養、繁殖管理技術、行動、バイオセキュリティ、疾病の徴候並びにストレス、痛み、不快等の低いアニマルウェルフェアの指標及びその軽減に関する理解及び技術を含む。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、豚の行動、取扱い、健康、繁殖管理、バイオセキュリティ、生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識（疾病又は苦痛の初期における特有の兆候、例えば、咳、流産、下痢、運動行動の変化、無関心な行動等や、飼料や水の摂取量の減少、体重やボディコンディションの変化、行動の変化や外見の異常等の非特異的な兆候、尾かじり等の異常行動、柵かじり・偽咀嚼等の常同行動を承知している等）と技術を身に付けるための適切な経験を積む、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得し、適性を有する。特に、歩行困難豚、出産したばかりの豚及び慢性疾病への罹患や損傷が疑われる豚を識別し、適切に管理する知識と技術を習得するとともに、輸送の適合性を評価する知識や豚の栄養状態を示したボディコンディションスコア（付録Ⅰ：繁殖雌豚のボディコンディションスコアを参照）に関する知識も習得する。」に改めました。
第2 栄養 1 必要栄養量・飲水量	
OIE コードに沿って、 「全ての豚は、以下の目的のために、適切な量及び質の飼料及び栄養を毎日提供されるものとする。 1. 健康を維持すること 2. その生理的要求を満たすこと	豚の OIE コードには、 「第 7.13.9 条 全ての豚が以下の事項をできるよう、適切な量及び質の飼料及び栄養を毎日提供する。 — 良好な健康を維持する

3. 飼料探索と採餌行動の要求を満たすこと」を追記すべきである。	— その生理的要求を満たす、及び — その飼料探索及び摂食行動の要求を満たす」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「豚の発育段階等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的要求並びに採食及び摂食行動の欲求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、品種及び生理学的状態に応じたボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理し、豚が健康を維持し、正常な発育、繁殖等の活動を行えるようにする。」に改めました。
「飼料中の食物繊維や粗タンパク質の量、飼料の粒子の粗さが胃潰瘍等の予防に、ミネラルや必須アミノ酸の不足が尾かじり等の発現に影響を与えることが知られているため、給与する飼料の栄養素や量等に注意する」について、飼養管理の自由度が損なわれるため具体的な解説は不要であり削除すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.9 条 豚は、胃潰瘍の発生を最小限にする意図で、飼料を給与される（例えば、食物繊維の増量、又は粗たんぱく質の低減）。」 「第 7.13.11 条 2) 尾かじりは、適切な改良物質及び適切な飼料（ミネラル又は必須アミノ酸の不足を避ける）の提供、密飼い並びに飼料及び水といった資源のための競争を避けることにより軽減でき得る。」 と記載されています。また、『新編畜産ハンドブック』（講談社 2006 年）には、「微粉末飼料の多給や粗飼料不足、ストレスなどに起因して潰瘍や粘膜の不全角化などが認められる。」と記載されています。 これらを踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「飼料中の食物繊維や粗タンパク質の量、飼料の粒子の粗さが胃潰瘍の予防や柵かじり等の軽減に、ミネラルや必須アミノ酸の不足が尾かじり等の発現に影響を与えることが知られているため、給与する飼料の栄養素や量等に注意する。」と記述していることから、原

	案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「飼料中の食物繊維や粗タンパク質の量、飼料の粒子の粗さが胃潰瘍等の予防に、ミネラルや必須アミノ酸の不足が尾かじり等の発現に影響を与えることが知られているため、給与する飼料の栄養素や量等に注意する。」との記述について、OIEコードに沿って、「豚が胃潰瘍になることを最小限にとどめることを意図した飼料（例えば、食物繊維を増やしたり、未加工のたんぱく質を減らす等）を給与するものとする」を追記すべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.9条 豚は、胃潰瘍の発生を最小限にする意図で、飼料を給与される（例えば、食物繊維の増量又は粗たんぱく質の低減）。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「特に、胃潰瘍の発生を最小限に抑えるため、食物繊維や粗タンパク質の量を調整する。」との記述を追記しました。
2 飼料・水の品質の確保	
【実施が推奨される事項】のうち、「給餌器や給水器の定期的なチェック及び清掃を行う」との記述について、「毎日のチェックと清掃」等具体的な頻度を記載すべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.9条 全ての豚は、豚の生理学的要求に適合し、豚の健康に有害な汚染物質を含まない、飲用に適した水の適切な供給が利用できる。飲水器の出水率は、動物の週齢、生産段階及び環境状態に応じて設定される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「給餌器や給水器は、清掃が容易な構造とし、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮して、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。」に改めました。
水について「必要に応じて塩素等の添加による消毒を行う」を追記すべきである。	「1 必要栄養量・飲水量」の【実施が推奨される事項】に、「水分要求量は、月齢、温度、湿度、体重、飼料成分等によって影響されるが、飲水器を適切に調整し、生理学的要求を満たし、健康に有害な汚染物質を含まない新鮮で飲用に適した十分な量の水を常時給与する。」と記述していることから、記述の維持に御理解をお願いします。
3 給餌・給水方法	

【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「飼料探索の行動の推奨」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.10 条 豚は、物理的及び社会的な環境の向上を通じそのウェルフェアを改善することを目的とした、以下のような改良が提供される。 一 豚が、飼料（食べられる物質）を探索して見つけ、かじり（噛める物質）、鼻で地面を掘る（探することができる物質）及び物質を操るといった、その必要性を満たすことができるような十分な量の適切な物質。（以下略）」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「第 5 豚舎の環境」に、「5 飼養環境の改良」との項目を新たに追加し、 【実施が推奨される事項】に、「正常な行動を促進し、異常な行動を軽減して身体的及び心的状態を改善するため、複雑性、操作可能性及び認知機能を活性化する環境を提供する。例としては以下が挙げられる。 ・豚が飼料を探し、かじり、鼻で地面を掘り、遊べる十分な量の適切な物質を提供する。」との記述を追記しました。
「飼料や水などの競争の抑制や給餌時間の延長、飼料探索の機会の提供等が、尾かじりや柵かじり・偽咀嚼等の低減につながる事が知られている」との記述について、解説は不要であり削除すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.10 条 豚は、物理的及び社会的な環境の向上を通じそのウェルフェアを改善することを目的とした、以下のような改良が提供される。 一 豚が、飼料（食べられる物質）を探索して見つけ、かじり（噛める物質）、鼻で地面を掘る（探することができる物質）及び物質を操るといった、その必要性を満たすことができるような十分な量の適切な物質。（以下略）」 「第 7.13.11 条 1) 口を使う常同行動（例えば、棒かじり、偽咀嚼、過剰な飲

	水)は、環境改良の提供、給餌時間の延長、飼料中の繊維含有量の増加又は粗飼料の探索によって、軽減でき得る。」と記載されています。この記載を踏まえ、飼養者が理解しやすいよう、「飼料や水等を巡る闘争の抑制や空腹を感じる時間の短縮のための給餌時間の延長、飼料探索の機会の提供等が、尾かじりや柵かじり・偽咀嚼等の低減につながる事が知られている。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
第3 豚舎	
「豚舎は安全、効率、人道的な管理及び豚の動きを確保できるものとする。」との記述について、人道的な管理の意味が分かりにくいので、記述を改めるべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「豚舎は、安全かつ効率的に、苦痛を与えないよう豚を管理し、豚が動けるようにする。」に改めました。
OIE コードに沿って、「全ての豚がお互いに見え、周りを視覚的に調べ、その他の正常な行動パターンを示し、職員が豚の適切な観察のために必要な十分な光のレベルとする。照明管理は、健康及び行動の問題を防ぐようにするものとし、24 時間周期とし、十分に連続した暗い時間と明るい時間（それぞれ 6 時間以上が好ましい）を含むものとし、人工的な照明源は豚にとって不快にならないような場所に置くものとする」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.18 条 屋内型システムでは、全ての豚がお互いの姿を見て、周囲を視覚的に調べ、その他の正常な行動パターンを示し、職員が豚を適切に検査することができ、はっきりと豚が見えるよう、十分な光のレベルを備える。照明の体制は、健康及び行動の問題を防ぐようにする。それは 24 時間周期とし、十分に連続した暗い時間と明るい時間、両方とも 6 時間以上が望ましい。 人工的な照明源は、豚に対し不快を生じない場所に設置される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第5 豚舎の環境」の「3 照明」の【実施が推奨される事項】を、「豚が飼料及び水の摂取等の行動を正常に行え、特に屋内飼養の場合、全ての豚がお互いの姿を見たり周囲を見回すことができ、管理者又は飼養者が日常作業を支障なく行えるように適切な照明設備等を設置する。

	照明は、豚にとって不快を与えないものとし、健康及び行動上の問題を予防できる管理を行う。 なお、強制換気型豚舎等で光線管理を行う際、豚の休息やストレス低減のために、24 時間周期とし、連続した明るい時間と暗い時間（それぞれ 6 時間以上が望ましい。）が含まれるよう設定する。」に改めました。
「アニマルウェルフェアの実現のためには自然光が必要である」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.18 条 屋内型システムでは、全ての豚がお互いの姿を見て、周囲を視覚的に調べ、その他の正常な行動パターンを示し、職員が豚を適切に検査することができ、はっきりと豚が見えるよう、十分な光のレベルを備える。照明の体制は、健康及び行動の問題を防ぐようにする。それは 24 時間周期とし、十分に連続した暗い時間と明るい時間、両方とも 6 時間以上が望ましい。」と記載されており、自然光が必要であるとの記載はありません。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「・・・定期的に検査し、維持管理する。」との記述について、具体的な頻度を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.12 条 舎飼システム及びその構成要素は、豚の損傷、疾病及びストレスのリスクを軽減するよう設計され、建築され、定期的に検査され、及び維持される。」と記載されていますが、点検頻度に関する具体的な記載はありません。 また、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（令和 3 年法律第 34 号）に基づき建築された畜舎については、省令によりおおむね 5 年に 1 回の定期報告が義務付けられていますが、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき建築された畜舎については、定期的な点検・報告の義務付けはありません。

	ん。 これらを踏まえ、本指針においては、豚の OIE コードに基づき定期的な検査等の実施を求めることとしていますが、豚舎の規模や設備によって適切な点検頻度は異なると考えられ、具体的な点検頻度は記述しないことが適当と考えられることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「適切な排せつ物処理が可能な構造を備えること」との記述について、人によって認識が異なるため削除すべきである。	豚舎における適切な排せつ物の処理は重要な必須事項であることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
第4 飼養方式、構造及び飼養空間 1 飼養方式	
「他の豚と同様に社会的な動物であり」について、根拠が不明なため削除すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.12 条 成熟した雌豚及び未経産雌豚は、他の豚と同様に、社会的な動物であり、群で生活することを好むため、妊娠中の成熟した雌豚や未経産雌豚は、望ましくは群で飼う。」 と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「群で生活することを好む」とあるが、競争や闘争によりアニマルウェルフェア上問題が発生する場合があるため、経営面等を考慮し、「可能であれば」と追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.12 条 成熟した雌豚及び未経産雌豚は、他の豚と同様に、社会的な動物であり、群で生活することを好むため、妊娠中の成熟した雌豚や未経産雌豚は、望ましくは群で飼う。」 と記載されています。このため、この記載を引用し、【将来的な実施が推奨される事項】に、「繁殖雌豚は、他の豚と同様に社会的な動物であり、群で生活することを好むことから、妊娠した繁殖雌豚や未経産の繁殖雌豚はなるべく群で飼うよう努める。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。

フリーストールが豚に与える影響について、人間の思い込み、先入観が入っているのではないか。科学的な調査・研究を進めて科学的な視点でその効果（メリット、デメリット）を判断すべきである。	農林水産省では、アニマルウェルフェアの考え方に基づいた飼養管理技術の普及を推進するため、「みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業」のうち「鶏及び豚の快適性により配慮した飼養管理技術の開発（令和4～6年度）」において、繁殖雌豚をフリーストールで飼養した場合の行動調査等を実施するなど、科学的な調査研究を進めているところです。
日本の90パーセント以上の農場で妊娠ストールが使用されているが、国際的にストール飼育を禁止する方向に進む中で、豚という動物本来の姿を考えると、体を方向転換することもできないようなストールに期間の定めもなく入れておくことは、あまりにひどい状況である。豚が受けるストレスは相当なものであり、家畜にこのような扱いをする業界には人が定着しないのではないか。国が主体となって消費者にもこのような実態を伝えて理解を得ることにより、畜産業者だけに負担のいくことのないよう、協力していくべきである。	豚のOIEコードには、 「第7.13.12条 成熟した雌豚及び未経産雌豚は、他の豚と同様に、社会的な動物であり、群で生活することを好むため、妊娠中の成熟した雌豚や未経産雌豚は、望ましくは群で飼う。」 「第7.13.13条 3 ストール及びクレート 給餌、授精及び妊娠用ストール及び分娩用のクレートは、豚が以下の行動をとれるような適切な大きさとする。 — ストール又はクレートの両側に触れることなく自然な姿勢で起立する — 上の棒に触れることなく自然な姿勢で起立する — ストール又はクレートの両端に同時に触れることなく起立する — ストールが給餌のためだけに使われる場合を除き、隣の豚を邪魔すること又は他の豚により損傷されることがなく快適に横臥する」
【将来的な実施が推奨される事項】に、「妊娠ストールを廃止し群飼する」を追記すべきである。	
【将来的な実施が推奨される事項】に、「拘束飼育とアニマルウェルフェアは相反するものであるため群飼への切り替えの検討を早急に始めること」を追記すべきである。	と記載されており、繁殖雌豚をストールで飼養すること自体は否定されておらず、実施が認められていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、今回、国としてアニマルウェルフェアに関する各畜種ごとの飼養管理指針を示し、アニマルウェルフェアの考え方に

	対応した飼養管理の取組について普及及び推進を図っていくにあたり、農林水産省が主催する「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」や国の補助事業を活用して、消費者の方々にもアニマルウェルフェアの重要性について普及啓発を進めていく考えです。
「繁殖雌豚は、他の豚と同様に社会的な動物であり、群で生活することを好むことから、妊娠した雌豚や未経産雌豚はなるべく群で飼うよう努める。」との記述について、【将来的な実施が推奨される事項】ではなく、【実施が推奨される事項】に変更すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.12 条 成熟した雌豚及び未経産雌豚は、他の豚と同様に、社会的な動物であり、群で生活することを好むため、妊娠中の成熟した雌豚や未経産雌豚は、望ましくは群で飼う。」 と記載されており、「望ましくは」との記載となっています。この記載を踏まえ、本指針においては【将来的な実施が推奨される事項】として「なるべく群で飼うよう努める」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
（１）単飼（ストール、囲い・おり）方式	
母豚のストール飼育は、初産豚のように体がまだ小さい豚では、ストール幅に余裕ができるため、頭と尻が反対になるように回転する場合があります、その場合、給餌器側に排泄してしまい、飼料が汚れることがあります。さらに尻側は人工授精などの作業効率を考慮して、低く設計されている場合があります、場合によっては回転した豚がストールの外に飛び出す可能性もある。そのため、豚の自由度を高めたより幅広のストールにした場合は、排せつ場所が固定されにくく不衛生かつ除糞の作業性が悪くなることや飛び出し防止のための構造が必要となる事を考慮する必要がある。	御意見については、今後、アニマルウェルフェアの考え方に 対応した飼養管理の取組について普及及び推進を図っていくにあたり、参考とさせていただきます。
「行動が制約されることにより、運動不足となり、脚弱となるだけでなく、心理的なストレスによる、異常行動発現の要因となる。」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はなく、OIE コードに記載のない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において

「行動が制約されることにより、運動不足となり、脚弱となる危険性がある。」との記述について、「異常行動なども起こす可能性が高く、精神的苦痛が大きいこと」を追記すべきである。	示すことは適切でないことから、飼養方式の特徴や評価に関連する記述は削除しました。
「豚の能力や状態に合わせた個体管理（飼料給与量の調整、発情確認、人工授精、分娩管理、環境改善等）を行いやすい。」の記述について、「環境改善」は拘束飼育下では難しいことから削除すべきである。	
【実施が推奨される事項】の「必要な場合のみ、囲い・おり等の個別の囲いにて飼養する。」との記述について、「必要な場合」というのは「損傷した豚などの飼養」という理解でよい。	「必要な場合」には、御意見の「損傷した豚などの飼養」のほか、本項に記述しているとおり、種雄豚や繁殖雌豚も含まれています。
妊娠期間中のストール飼育ではアニマルウェルフェアを達成することは不可能であることを明記の上、分娩時のストールに限ってのみ詳細を記載すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.3 条 1 屋内型システム これらのシステムでは、豚は、屋内で飼養され、飼料及び水といった動物の基本的要求の提供を完全に人に依存する。豚舎のタイプは、環境、気候条件及び管理システムに依拠する。動物は、群又は個別に飼養される。」 「第 7.13.12 条 成熟した雌豚及び未経産雌豚は、他の豚と同様に、社会的な動物であり、群で生活することを好むため、妊娠中の成熟した雌豚や未経産雌豚は、望ましくは群で飼う。」 「第 7.13.13 条 3 ストール及びクレート 給餌、授精及び妊娠用ストール及び分娩用のクレートは、豚が以下の行動をとれるような適切な大きさとする。 — ストール又はクレートの両側に触れることなく自然な姿勢で起立する

	― 上の棒に触れることなく自然な姿勢で起立する ― ストール又はクレートの両端に同時に触れることなく起立する ― ストールが給餌のためだけに使われる場合を除き、隣の豚を邪魔すること又は他の豚により損傷されることなく快適に横臥する」 と記載されており、御意見のように「妊娠期間中のストール飼育ではアニマルウェルフェアを達成することは不可能である」旨の記載はないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
妊娠ストール及び分娩ストールを禁止すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7. 13. 13 条 3 ストール及びクレート 給餌、授精及び妊娠用ストール及び分娩用のクレートは、豚が以下の行動をとれるような適切な大きさとする。 ― ストール又はクレートの両側に触れることなく自然な姿勢で起立する ― 上の棒に触れることなく自然な姿勢で起立する ― ストール又はクレートの両端に同時に触れることなく起立する ― ストールが給餌のためだけに使われる場合を除き、隣の豚を邪魔すること又は他の豚により損傷されることなく快適に横臥する」 と記載されており、妊娠ストール及び分娩ストールでの飼養自体は否定されておらず、実施が認められていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「個別のエリアを確保する」の記述について、OIE コードに沿って、「十分な空間が提供され	豚の OIE コードには、 「第 7. 13. 13 条

るものとする」に変更すべきである。	2 個別の囲い・おり 豚は、必要な場合のみ、個別の囲い・おりで飼われる。個別の囲い・おりの中では、豚は、自然な姿勢で快適に、起立し、向きを変え、横臥することができ、排せつ、横臥及び食餌のための分離した区画を提供するために、十分な空間を有する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「豚は、必要な場合のみ、囲い・おり等で個別に飼養する。その際、自然な姿勢での起立、方向転換、快適な横臥が可能であり、排せつ、摂食のための個別のエリアが確保できる十分な空間を提供する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】のうち、「適切な大きさのストールを用いる」の記述について、OIE コードに沿って、「体の側面を下にして快適に横臥できる適切な大きさのストールを用いる」に変更すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.13 条 3 ストール及びクレート 給餌、授精及び妊娠用ストール及び分娩用のクレートは、豚が以下の行動をとれるような適切な大きさとする。 — ストール又はクレートの両側に触れることなく自然な姿勢で起立する — 上の棒に触れることなく自然な姿勢で起立する — ストール又はクレートの両端に同時に触れることなく起立する — ストールが給餌のためだけに使われる場合を除き、隣の豚を邪魔すること又は他の豚により損傷されることがなく快適に横臥する」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「ストールで飼養する場合、ストールの両端に同時に触れることなく、かつストール

	の壁や上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立できるようにするとともに、隣の豚を邪魔し、又は他の豚から損傷を受けることなく快適に横臥できる適切な大きさのストールを用いる。クレートを用いる場合も同様とする。」に改めました。
(2) 群飼方式	
母豚の群飼育は、群内での闘争行動により肢蹄の故障が発生したり、闘争に負けた個体は恐怖から逃避行動がみられるなどの懸念がある。指針にそれらを回避する方法の記載はあるものの、通常、激しい闘争は新たに群編成した直後のおよそ1日間の短期間で起こり、一度の闘争による母豚の損傷は相当大きい。また、馴染みのある個体同士であっても分娩等のために一度離れると、再度闘争を行うこともあり、闘争の回避は容易ではなく、群飼育することが自動的により良い動物福祉を意味するわけではない。農場内のピッグフロー（施設利用と豚の発育ステージに沿った移動パターン）や避難場所を十分に考慮した上で群飼を採用する必要がある。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.12 条 成熟した雌豚及び未経産雌豚は、他の豚と同様に、社会的な動物であり、群で生活することを好むため、妊娠中の成熟した雌豚や未経産雌豚は、望ましくは群で飼う。」と記載されています。このため、本指針においては、繁殖雌豚の群飼について、「1 飼養方式」の【将来的な実施が推奨される事項】に位置付け、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組を進める中で、生産者に考慮いただきたい事項として記述しておりますが、御意見については今後の参考とさせていただきます。
「エレクトリックサウフィーディングシステム（電子的な識別により、個体ごとに必要な飼料量を給与するシステム）の開発、研究等が各国で行われている」との記述については、事実に沿って、「エレクトリックサウフィーディングシステム（電子的な識別により、個体ごとに必要な飼料量を給与するシステム）の開発、研究を経てすでに日本を含め各国で実用されている」に変更すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「繁殖雌豚の群飼システムの一つとして、エレクトリックサウフィーディングシステム（電子的な識別により、個体ごとに必要な飼料量を給与するシステム）が、実用化されている。」に改めました。
(3) 放牧方式	
屋外での放牧と、屋内でも放し飼いを基本とすべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.3 条 商業型豚生産システム 商業型豚生産システムは、以下を含む。 1 屋内型システム

	これらのシステムでは、豚は、屋内で飼養され、飼料及び水といった動物の基本的要求の提供を完全に人に依存する。豚舎のタイプは、環境、気候条件及び管理システムに依拠する。動物は、群又は個別に飼養される。 2 屋外型システム これらのシステムでは、豚は、避難場所又は日陰のある屋外で飼養され、避難場所や日陰の利用に対してある程度の自主性は有しているが、飼料及び水といった動物の基本的要求の提供を完全に人に依存し得る。豚は、通常、その生産ステージに応じてパドック又は牧草地において飼養される。動物は、群又は個別に飼養される。 3 複合型システム これらのシステムでは、豚は、屋内型及び屋外型の生産システムの任意の組合せにより管理される。」と記載されています。豚の OIE コードにおいては、多様な飼養方式が認められていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「飼料の摂取量等のきめ細やかな個体管理を行うことが難しい」は、事実に沿って「飼料の摂取量等の個体管理を行うために屋外用のエレクトリックサウフィーディングシステム（電子的な識別により、個体ごとに必要な飼料量を給与するシステム）が開発されている」に変更すべきである。	御意見を踏まえ、「放牧時の個体管理システムとして、屋外用のエレクトリックサウフィーディングシステムが、研究・開発されている。」との記述を追記しました。 （豚の OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はなく、OIE コードに記載のない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切でないことから飼養方式の特徴や評価に関連する記述は削除しました。）
2 床の構造等	
OIE コードに沿って、「熱ストレスを防ぐためにスプリンクラー又はミスターが使用される可能性がある状況を除き、全ての	豚の OIE コードには、「第 7.13.14 条

生産方式において、豚には、水はけが良く、乾燥した、快適な休息場所が必要である」を追記すべきである。	全ての生産方式において、高温ストレスを防ぐためにスプリンクラー又は噴霧器が使用される状況を除き、豚は、水はけが良く、乾燥し、快適な休息場所を必要とする。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「暑熱ストレスを防ぐため、スプリンクラー又は噴霧器を使用する場合を除き、水はけが良く、乾燥した快適な休息場所が必要である。」との記述を追記しました。
【将来的な実施が推奨される事項】に「豚の本能であるルーティングを行えるような床材を用意すること。」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.10 条 動物は、正常な行動（例えば、探索、鼻で地面を掘るといった飼料探索、かじる及び飼料以外のものを噛む行為並びに社会的交流）を促進し、異常な行動（例えば、尾、耳、肢及び横腹に噛みつく、偽咀嚼、棒かじり並びに無気力な行動）を軽減し、身体的及び精神的な状態を向上させるため、複雑性、操作可能性及び認知刺激性をもたらす環境が提供される。 豚は、物理的及び社会的な環境の向上を通じそのウェルフェアを改善することを目的とした、以下のような改良が提供される。 — 豚が、飼料（食べられる物質）を探索して見つけ、かじり（噛める物質）、鼻で地面を掘る（探すことができる物質）及び物質を操るといった、その必要性を満たすことができるような十分な量の適切な物質。（以下略）」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「第 5 豚舎の環境」に、「5 飼養環境の改良」との項目を新たに追加し、【実施が推奨される事項】に、「物理的及び社会的環境の改善を通じて、豚の身体的及び心的状態を改善し、アニマルウェルフェアの向上を目的とした飼養環境の改良を行う。正常な行動を促進し、異常な行動を軽減して身体的及び心的状態を改善する

	ため、複雑性、操作可能性及び認知機能を活性化する環境を提供する。例としては以下が挙げられる。 ・豚が飼料を探し、かじり、鼻で地面を掘り、遊べる十分な量の適切な物質を提供する。」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「糞による過度な汚れが無いよう床の管理をする」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.14 条 屋内型生産システムの床の管理は、豚のウェルフェアに著しい影響を及ぼし得る。床材、寝床、休息場所の表面及び屋外の敷地は、状況から必要なときに、良好な衛生状態及び快適性を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるために清掃される。過度な糞便の蓄積した場所は休息に適していない。」 と記載されています。御意見の「糞による過度な汚れが無いよう床の管理をする」については、この記載を踏まえ、原案において既に、「第 1 管理方法」の「11 豚舎等の清掃・消毒」の【実施が推奨される事項】に、「排せつ物は適切に取り除き、豚にとって快適な環境を提供する。」と記述済みであることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
おが粉豚舎の場合はどう説明するのか。おが粉の入れ替えについて定義しないとおが粉豚舎は全て不適となってしまう。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.14 条 敷料又はゴムマットが提供される場合、それは豚に清潔で乾燥し快適な横臥場所を提供するよう、維持する。」 と記載されています。この記載を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「ゴムマット等の床材、敷料、寝床の表面及び屋外のパドックは、清潔で乾燥した良好な衛生状態が保たれ、豚が横臥できるよう快適性を確保し、疾病や損傷のリスクを可能な限り防止するため、状況に応じて適切に清掃する。」と記述しています。

	なお、「家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関する Q&A」において、「豚舎内でおが粉を敷料として使用する場合、良好な衛生状態や快適性を保つために、どう対応したらよいのですか。」との質問への回答として、詳細な情報を紹介していますので、御参照下さい。
3 飼養空間	
OIE コードに沿って、第 7.13.13 条 空間的ゆとりの内容を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.13 条 空間的ゆとりは、横臥、立位、食餌及び排せつのための異なる区域を考慮して管理される。飼養密度は、豚の正常な行動及び横臥して過ごす時間に悪影響を与えない。 不十分で不適切な空間的ゆとりは、ストレス及び損傷の発生を増加させ、成長率、飼料効率、繁殖性並びに移動、休息、食餌及び飲水といった行動並びに敵対的及び異常行動に悪影響を与える。 1 群飼型 床の空間は、温度、湿度、床の種類及び給餌システムといった豚のウェルフェアに影響する多くの要因と相互に作用する。全ての豚は、同時に横臥することができ、自由に起立し動ける。動物が飼料及び水を利用し、横臥と排せつの区域を分け、攻撃的な動物を避けられるよう、十分な空間が提供される。 群飼システムは、潜在的な攻撃者を避け又は逃げるための十分な空間及び機会を提供する。 異常に攻撃的な行動が見られる場合は、可能であれば空間的ゆとりを増やす又はバリアを設けるか、攻撃的な豚を個別に飼養するといった是正措置がとられる。（以下略） 2 個別のおり・囲い

	豚は、必要な場合のみ、個別の囲い・おりで飼われる。個別の囲い・おりの中では、豚は、自然な姿勢で快適に、起立し、向きを変え、横臥することができ、排せつ、横臥及び食餌のための分離した区画を提供するために、十分な空間を有する。(以下略) 3 ストール及びクレート 給餌、授精及び妊娠用ストール及び分娩用のクレートは、豚が以下の行動をとれるような適切な大きさとする。 — ストール又はクレートの両側に触れることなく自然な姿勢で起立する — 上の棒に触れることなく自然な姿勢で起立する — ストール又はクレートの両端に同時に触れることなく起立する — ストールが給餌のためだけに使われる場合を除き、隣の豚を邪魔すること又は他の豚により損傷されることがなく快適に横臥する。(以下略)」 と記載されています。 これらの記載を踏まえ、適切な空間的ゆとりの確保について、「1 飼養方式」の「(1) 単飼(ストール、囲い・おり)方式」及び「(2) 群飼方式」にそれぞれ第 7.13.13 条での記載に沿って記述していることから、記述の維持に御理解をお願いします。
(2) 繁殖雌豚(分娩後や泌乳中の母豚を含む。)	
単飼の場合での「生体重 200 kg で 1 頭当たり 1.15 m²」だと、OIE コードの「隣の豚を邪魔することや他の豚によって損傷されることがなく、体の側面を下にして快適に横臥する。ただし、給餌のみを目的としたストールの場合はこの限りではない。」に反する。単飼の場合でもより広い面積が必要である。ゆえに、「群飼方式の場合は、闘争等が生じることからより広い空間の確保	豚の OIE コードには、 「第 7.13.13 条 3 ストール及びクレート 給餌、授精及び妊娠用ストール及び分娩用のクレートは、豚が以下の行動をとれるような適切な大きさとする。 — ストール又はクレートの両側に触れることなく自然な

に努める。」を、「単飼方式の場合は豚が隣の豚を邪魔することや他の豚によって損傷されることなく、体の側面を下にして快適に横臥できる空間の確保に務める。また群飼方式の場合は、闘争等が生じることからより広い空間の確保に努める。」と改めるべきである。	姿勢で起立する — 上の棒に触れることなく自然な姿勢で起立する — ストール又はクレートの両端に同時に触れることなく起立する — ストールが給餌のためだけに使われる場合を除き、隣の豚を邪魔すること又は他の豚により損傷されることなく快適に横臥する」 と記載されています。このため、「1 飼養方式」の「(1) 単飼（ストール、囲い・おり）方式」の【実施が推奨される事項】に「ストールで飼養する場合、ストールの両端に同時に触れることなく、かつストールの壁や上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立できるようにするとともに、隣の豚を邪魔し、又は他の豚から損傷を受けることなく快適に横臥できる適切な大きさのストールを用いる。クレートを用いる場合も同様とする。」と記述するとともに、「(2) 群飼方式」の【実施が推奨される事項】に「全ての豚が、同時に横臥し、立ち上がって自由に動き、飼料や水を摂取でき、休息場所と排せつ場所が分離され、攻撃的な豚を避け潜在的な攻撃者から逃げられるよう十分な空間及び機会を確保する。」と記述していることから、記述の維持に御理解をお願いします。
「群飼方式で飼養する場合は、次の点を考慮する。」に、OIE コードに沿って、「良好な衛生状態、快適さを確保できる敷料管理」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.14 条 床材、寝床、休息場所の表面及び屋外の敷地は、状況から必要ときに、良好な衛生状態及び快適性を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるために清掃される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「2 床の構造等」の【実施が推奨される事項】を、

	「ゴムマット等の床材、敷料、寝床の表面及び屋外のパドックは、清潔で乾燥した良好な衛生状態が保たれ、豚が横臥できるよう快適性を確保し、疾病や損傷のリスクを可能な限り防止するため、状況に応じて適切に清掃する。」に改めました。
上記に加え、「無機質な環境への配慮としてその他のエンリッチメント素材の提供（気を紛らわせるおもちゃなど）」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.10 条 豚は、物理的及び社会的な環境の向上を通じそのウェルフェアを改善することを目的とした、以下のような改良が提供される。 — 豚が、飼料（食べられる物質）を探索して見つけ、かじり（噛める物質）、鼻で地面を掘る（探すことができる物質）及び物質を操るといった、その必要性を満たすことができるような十分な量の適切な物質。（以下略）」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「第 5 豚舎の環境」に、「5 飼養環境の改良」との項目を新たに追加し、【実施が推奨される事項】に、「物理的及び社会的環境の改善を通じて、豚の身体的及び心的状態を改善し、アニマルウェルフェアの向上を目的とした飼養環境の改良を行う。正常な行動を促進し、異常な行動を軽減して身体的及び心的状態を改善するため、複雑性、操作可能性及び認知機能を活性化する環境を提供する。例としては以下が挙げられる。 ・豚が飼料を探し、かじり、鼻で地面を掘り、遊べる十分な量の適切な物質を提供する。」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】のうち、「他の豚から攻撃された際に逃げる空間があること」との記述について、「逃げる空間やバリア」に修正すべきである。	御意見については、原案において既に、「1 飼養方式」の「(2) 群飼方式」の【実施が推奨される事項】に、「群飼区域では闘争から逃げられる環境（視覚的バリアの設置等）を提供し、（以下略）」と記述済みですが、この箇所での記述及び御意見を踏まえ、本箇所に記述を追記することとし、【実施が推奨される

	事項】を、「他の豚から攻撃された際に逃げる環境（空間や視覚的バリアの設置等）があること、」に改めました。
【実施が推奨される事項】として、母豚への配慮として考えると「母豚の前で去勢作業などしない」、「清潔な地面が保てる除糞回数」等を追記すべきである。	豚の OIE コードには、「母豚の前で去勢作業をしない」旨の記載はないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 また、「清潔な地面が保てる除糞回数」については、豚の OIE コードには、 「第 7.13.14 条 屋内型生産システムの床の管理は、豚のウェルフェアに著しい影響を及ぼし得る。床材、寝床、休息場所の表面及び屋外の敷地は、状況から必要なときに、良好な衛生状態及び快適性を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるために清掃される。過度な糞便の蓄積した場所は休息に適していない。」 と記載されており、排せつ物を除く具体的な回数は示されていないこと、豚舎の規模や状況により適切な回数は異なることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
繁殖雌豚の妊娠ストールを用いた飼養を禁止すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.13 条 3 ストール及びクレート 給餌、授精及び妊娠用ストール及び分娩用のクレートは、豚が以下の行動をとれるような適切な大きさとする。 — ストール又はクレートの両側に触れることなく自然な姿勢で起立する — 上の棒に触れることなく自然な姿勢で起立する — ストール又はクレートの両端に同時に触れることなく起立する。 — ストールが給餌のためだけに使われる場合を除き、隣の豚を邪魔すること及び他の豚により損傷されることなく

	快適に横臥する」 と記載されており、繁殖雌豚をストールで飼養すること自体は否定されておらず、実施が認められていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
(3) 種雄豚	
【実施が推奨される事項】について、「オモチャなど刺激があるものを提供しエンリッチメントに配慮する」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.10 条 豚は、物理的及び社会的な環境の向上を通じそのウェルフェアを改善することを目的とした、以下のような改良が提供される。 一 豚が、飼料（食べられる物質）を探索して見つけ、かじり（噛める物質）、鼻で地面を掘る（探すことができる物質）及び物質を操るといった、その必要性を満たすことができるような十分な量の適切な物質。（以下略）」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「第 5 豚舎の環境」に、「5 飼養環境の改良」との項目を新たに追加し、 【実施が推奨される事項】に、「物理的及び社会的環境の改善を通じて、豚の身体的及び心的状態を改善し、アニマルウェルフェアの向上を目的とした飼養環境の改良を行う。正常な行動を促進し、異常な行動を軽減して身体的及び心的状態を改善するため、複雑性、操作可能性及び認知機能を活性化する環境を提供する。例としては以下が挙げられる。 ・豚が飼料を探し、かじり、鼻で地面を掘り、遊べる十分な量の適切な物質を提供する。」との記述を追記しました。
第 5 豚舎の環境	
OIE コードに沿って、第 7.13.10 条 環境改良の以下の記述を追記すべきである。 「動物に提供される環境には、正常な行動（例えば、探索行	豚の OIE コードには、 「第 7.13.10 条 動物は、正常な行動（例えば、探索、飼料探索、鼻で地面を

動、鼻で地面を掘るといった飼料探索、飼料以外のものをかじったり噛むこと、社交的交流)を促進し、異常な行動(例えば、尾、耳、肢、脇腹へのかみつきの偽咀嚼、鉄柵へのかみつきの無気力な行動)を減らし、身体的・精神的状態を向上させるために、複雑性、操作可能性、認知作用への刺激物が提供されるものとする。

豚は、物理的及び社会的環境の向上を通じて、豚のウェルフェア向上を目的とした環境改良を提供するものとする。例としては以下のものをあげることができる。

豚が、飼料(食べられる物質)を探して発見でき、噛みつくことができ(噛める物質)、鼻で地面を掘ることができ(探索可能な物質)、物質をいじることができるような、十分な量の適切な物質。目新しさもまた、提供された物質への興味を保つ上で重要な点である。

豚をグループ飼いするか、あるいは個飼いの場合は、他の豚と視覚的・嗅覚的・聴覚的に接触できるようにする、といった社会的な環境改良。

良好な人間との接触(例えば、機会があるときに、定期的かつ直接の物理的接触を行う。この接触行為は肯定的な出来事を連想させる行為であり、給餌する、なでる、さする、搔く、話しかける、が含まれ得る)。

動物の状態に基づく基準(又は測定指標): 外観(損傷)、行動(常同行動、尾のかみつきの)、体重及び体型の変化、取扱時の反応、繁殖効率、跛行及び罹病、死亡率及び淘汰率」

掘る、かじる及び飼料以外のものを噛む行為並びに社会的交流)を促進し、異常な行動(例えば、尾、耳、肢及び横腹に噛みつく、偽咀嚼、棒かじり並びに無気力な行動)を軽減し、身体的及び精神的な状態を向上させるため、複雑性、操作可能性及び認知刺激性をもたらす環境が提供される。

豚は、物理的及び社会的な環境の向上を通じそのウェルフェアを改善することを目的とした、以下のような改良が提供される。

— 豚が、飼料(食べられる物質)を探索して見つけ、かじり(噛める物質)、鼻で地面を掘る(探すことができる物質)及び物質を操るといった、その必要性を満たすことができるような十分な量の適切な物質。目新しさは、提供された物質に対する関心を保つという意味で、重要なもう一つの面である。

— 豚を群飼いするか又は個別に飼われている豚を視覚的、嗅覚的、聴覚的に他の豚と接触させるような、社会的な改良
— 好意的な人間との接触(例えば、機会があったときに、給餌する、なでる、さする、搔く及び話しかけるなど、肯定的な出来事を連想させる定期的な直接の物理的接触)

動物の状態に基づく基準(又は測定指標): 外観(損傷)、行動(常同行動、尾かじり)、体重及びボディコンディションの変化、取扱時の反応、繁殖効率、跛行、死亡率及び淘汰率並びに罹病率」

と記載されています。

これらの記載に関しては、原案の「(参考) 豚の測定指標」に一部記述しておりましたが、全てを網羅していなかったことから、御意見を踏まえ、「第5 豚舎の環境」に、「5 飼養環境の改良」との項目を以下のとおり新たに追加しました。

	「5 飼養環境の改良 正常な行動（例：探索、ルーティング（鼻で地面を掘る行動）等の飼料探索、飼料以外のものをかじったり噛む行動、社会的交流等）の促進、異常な行動（例：尾、耳、肢及び横腹に噛みつく、偽咀嚼、柵かじり、無気力等）の軽減や身体的及び心的状態の改善のために、豚が様々な行動を取り、思い通りに行動し、感覚を刺激できる環境を整備する必要がある。 【実施が推奨される事項】 物理的及び社会的環境の改善を通じて、豚の身体的及び心的状態を改善し、アニマルウェルフェアの向上を目的とした飼養環境の改良を行う。正常な行動を促進し、異常な行動を軽減して身体的及び心的状態を改善するため、複雑性、操作可能性及び認知機能を活性化する環境を提供する。例としては以下が挙げられる。 ・豚が飼料を探し、かじり、鼻で地面を掘り、遊べる十分な量の適切な物質を提供する。目新しさも、豚が物質への興味を保つという点で重要である。 ・群飼、単飼いずれにおいても、視覚的、嗅覚的及び聴覚的に、他の豚と接触させる。 ・定期的、直接的及び物理的に、人間と好ましい触れ合いの機会を設ける（例：給餌する、なでる、さする、搔く、話しかける）。 【将来的な実施が推奨される事項】 なし。」 また、動物の状態に基づく基準（又は測定指標）については、原案では「(参考) 豚の測定指標」に具体的に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「(参考)
--	---

	豚の測定指標」とのタイトルから（参考）を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第7 豚のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
OIE コードに沿って、第7.13.11条 異常行動の防止の以下の記述を追記すべきである。 豚生産においては、適切な管理手順によって防ぐ又は軽減できる異常行動が多くある。 これらの問題の多くは多要因によるものであり、発生を軽減するには環境全体やいくつかの管理要因の検査が必要である。これらのいくつかの行動の問題の発生を軽減し得る管理手順には以下のものをあげることができる。 1) 口を使う常同症（例えば、棒かじり、偽咀嚼、過剰な飲水）は、環境改良の提供、給餌時間の延長、飼料中の繊維含有量又は飼料探索用の繊維質飼料の増加によって、軽減することができる。 2) 尾の噛みつきは、適切な改良物質及び適切な飼料（ミネラル又は必須アミノ酸の不足を避ける）を提供すること、密飼い又は飼料・水の競争を避けることによって軽減できることがある。他の考慮すべき要因には、動物の特性（品種、遺伝、性別）や社会的環境（群の大きさ、混合した動物）、全般的な健康、温度の快適さ及び空気の性状がある。 3) ベリーノーシング（訳注）及び耳なめは、離乳時期を遅らせること、飼料の急激な変化を避けるために離乳前に子豚に飼料を給与することによって軽減できることがある。（訳注）：子豚を母豚から早期に離乳することにより発現する問題行動の1つであり、鼻を使い他の子豚の腹部を持ち上げ母豚の乳房を探すような行動。 4) 外陰部の噛みつきは、飼料及び水を含むリソースの競争を	豚のOIEコードには、 「第7.13.11条 異常行動の防止 豚生産においては、適切な管理手順により防ぐ又は軽減できる多くの異常行動がある。これらの問題の多くは多要因によるものであり、その発生を軽減するには環境全体及びいくつかの管理要因の分析を必要とする。これらのいくつかの行動上の問題の発生を軽減し得る管理手順は以下のものを含む。 1) 口を使う常同行動（例えば、棒かじり、偽咀嚼、過剰な飲水）は、環境改良の提供、給餌時間の延長、飼料中の繊維含有量の増加又は粗飼料の探索によって、軽減でき得る。 2) 尾かじりは、適切な改良物質及び適切な飼料（ミネラル又は必須アミノ酸の不足を避ける）の提供、密飼い並びに飼料及び水といった資源のための競争を避けることにより軽減でき得る。他の考慮すべき要因には、動物の特性（品種、遺伝、性別）や社会的環境（群の大きさ、動物が混合されているかどうか）、全般的な健康、温度の快適さ及び空気の性状がある。 3) 横腹の鼻つつき及び耳しゃぶりは、離乳時期を遅らせる、飼料の急激な変化を避けるため離乳前に子豚に飼料を給与することにより軽減でき得る。 4) 外陰部への噛みつきは、飼料及び水を含む資源の競争を低減し、群のサイズを小さくすることによって軽減でき得る。 動物の状態に基づく基準（又は測定指標）：外観（損傷）、行

低減し、群れの頭数を減らすことによって軽減できることがある。 動物の状態に基づく基準（又は測定指標）：外観（損傷）、行動（異常行動）、罹病率、死亡率及び淘汰率、繁殖効率、体重及び体型の変化	動（異常行動）、罹病率、死亡率及び淘汰率、繁殖効率、体重及びボディコンディションの変化」と記載されています。 御意見については、それぞれ本指針の下記項目に記述済みですので、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 「第1 管理方法 6 離乳 3週齢未満の早期離乳は、子豚における特定の疾病の発生をコントロールする有効な手段の一つであるが、他の子豚の腹を鼻でつついたり耳を吸ったりする等の異常行動が起こり得る。このような異常行動は、離乳後に子豚へ給与する予定の飼料を離乳前から給与することや液状の代用乳を給与することにより軽減され得る。」 「第2 栄養 1 必要栄養量・飲水量 【実施が推奨される事項】 飼料中の食物繊維や粗タンパク質の量、飼料の粒子の粗さが胃潰瘍の予防や柵かじり等の軽減に、ミネラルや必須アミノ酸の不足が尾かじり等の発現に影響を与えることが知られているため、給与する飼料の栄養素や量等に注意する。 3 給餌・給水方法 飼料や水等を巡る闘争の抑制や空腹を感じる時間の短縮のための給餌時間の延長、飼料探索の機会の提供等が、尾かじりや柵かじり・偽咀嚼等の低減につながる事が知られている。」 「第4 飼養方式、構造及び飼養空間 3 飼養空間 【実施が推奨される事項】
--	---

	快適性及び社会化のための適切な空間を全ての豚に提供する。飼養空間は、横臥、起立、採食及び排せつのための様々な空間を考慮して設定及び管理し、同じ豚群の全ての豚に対し、妨げられることなく、同時に横臥し、休息し、起立するために十分な空間を与える。密飼いによる通常行動や横臥への悪影響を避け、異常行動が見られる場合、飼養空間の増加、横臥等のための空間の再設定等の是正措置を講じる。 」 「第5 豚舎の環境 5 飼養環境の改良 正常な行動（例：探索、ルーティング（鼻で地面を掘る行動）等の飼料探索、飼料以外のものをかじったり噛む行動、社会的交流等）の促進、異常な行動（例：尾、耳、肢及び横腹に噛みつく、偽咀嚼、柵かじり、無気力等）の軽減や身体的及び心的状態の改善のために、豚が様々な行動を取り、思い通りに行動し、感覚を刺激できる環境を整備する必要がある。」 「第7 豚のアニマルウェルフェアの測定指標 1 行動 豚の行動の中には、健康及び良好なアニマルウェルフェアの指標となり得るものがある（例：遊び、特定の鳴き声等）。 健康及びアニマルウェルフェア上の問題を示している可能性のある行動の例として、突然の静止、逃走の試み、飼料や水の摂取量の変化、運動時の行動及び姿勢の変化、横臥している時間や姿勢又は行動パターンの変化、呼吸数の変化、あえぎ呼吸、咳、震え、身の寄せ合い、甲高い鳴き声や回数増加、反抗の増加（攻撃を含む）、常同行動の増加、無関心な行動の増加、その他の異常行動の増加がある。
--	--

	2 罹病率及び損傷率 疾病、跛行、産前・産後又は術後の合併症等の罹病率及び損傷率は、一定の閾値を超えた場合、豚群全体のアニマルウェルフェアの状態を示す直接的又は間接的な指標になる場合がある。 疾病又は症候群の原因を理解することが、潜在的なアニマルウェルフェア上の問題を発見するために重要である。 3 死亡率及び淘汰率 死亡率及び淘汰率は、生産寿命の長さに影響し、罹病率及び損傷率と同様に、群レベルのアニマルウェルフェアの状態を示す直接的または間接的な指標になる場合がある。生産システムに応じ、死亡及び淘汰並びにその発生の時間的及び空間的パターンの分析を通じて、死亡率及び淘汰率の推定値が得られる場合もある。 死亡率及び淘汰率並びにその原因は、定期的に（毎日等）記録し、モニタリング（毎月、毎年等）に利用する。 4 体重及びボディコンディションの変化 成長期に期待される標準的な発育から外れた体重変化、特に極端かつ急激な減少は、豚の健康又はアニマルウェルフェアが損なわれている指標になる。 許容範囲を超えるボディコンディションの悪化、又は群内の個体毎のボディコンディションに大きな差が見られる場合、アニマルウェルフェアが損なわれ、健康状態が悪化し、又は成熟した豚の繁殖効率が低下している可能性がある。 5 繁殖効率 繁殖効率は、豚の健康及びアニマルウェルフェアの指標になる場合がある。 特定の品種や交雑種ごとに期待される標準値と比較して
--	---

	繁殖効率が悪い場合、アニマルウェルフェア上の問題を示している場合がある。 6 外観 外観は、豚の健康及びアニマルウェルフェアの指標だけでなく、管理状況の指標にもなり得る。以下のような場合、アニマルウェルフェアが損なわれている可能性がある。 ・腫脹、損傷又は病変」
1 熱環境	
「湿度、風速、換気方法、床の構造等の影響も受ける」との記述について、OIE コードに沿って、「日射、飼育密度、屋外型システムでの日陰や水たまりの利用可能性等の環境側の要因、品種、週齢、体型等の動物側の要因」を追加すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.16 条 1 高温ストレス 豚への高温ストレスのリスクは、気温、日射、相対湿度、風速、換気率、飼養密度、屋外型システムにおける日陰や泥浴び場の利用可能性を含む等の環境要因と、品種、週齢、ボディコンディションを含む動物要因により影響を受ける。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「豚の快適性は、温度だけでなく、日射、湿度、風速、換気方法、飼養密度、床の構造、放牧方式での日陰や水たまりの利用可能性等の環境側の要因、品種、週齢、ボディコンディション等の豚側の要因による影響も受けるため、豚をよく観察し、快適性を維持する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に「高い飼育密度は熱ストレスや湿気によるストレスを受けやすくなるため、空間的ゆとりを持たせること」を追記すべきである。	御意見については、【実施が推奨される事項】に、「豚の快適性は、温度だけでなく、日射、湿度、風速、換気方法、飼養密度、床の構造、放牧方式での日陰や水たまりの利用可能性等の環境側の要因、品種、週齢、ボディコンディション等の豚側の要因による影響も受けるため、豚をよく観察し、快適性を維持する。」との記述を追記したことから、御理解をお願いします。

「特に新生子豚は、体温調節機能が未発達なため十分な保温対策が必要であり、保温箱、加温器、保温マット等を利用して適切に保温する。」との記述について、OIE コードに沿って、「敷料の追加、ランプ」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.16 条 2 低温ストレス 状況が、豚、とりわけ新生子豚及び若齢豚並びに例えば病気といった生理学的に障害のある豚のウェルフェアを損ねるおそれが高い場合は、低温からの保護が提供される。保護は、断熱、敷料の追加、暖房用マット又はランプ及び屋外型システムにおける自然又は人工的な避難場所により提供され得る。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「特に新生子豚は、体温調節機能が未発達なため十分な保温対策が必要であり、保温箱、加温器（ガスブルーダー、ランプ等）、保温マット、敷料の追加等により適切に保温する。」に改めました。
2 換気	
OIE コードに沿って、「空気の良い性状及び換気は、呼吸器の不快、疾病及び異常な行動のリスクを低減するため、豚のウェルフェア及び衛生上重要である。塵、毒素、微生物、有毒ガス（例えば、動物のふん尿の腐敗によって生ずるアンモニア、硫化水素、メタン）は、屋内型システムでは問題となる」、「空気の性状は、舎飼型の管理及び畜舎設計に強く影響される。空気の組成は、動物の飼養密度、豚の体格、床、敷料、ふん尿の管理、畜舎設計及び換気システムに影響される」及び「特に若齢の豚にとって、乾燥しすぎない適切な換気は、豚の効果的な放熱、ふん尿の貯留システムからのものを含む畜舎内の流出ガス（例えば、アンモニア及び硫化水素）及び塵芥の抑制のために重要である」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.15 条 良好な空気の性状及び換気は、豚のウェルフェア及び健康にとって重要であり、呼吸器の不快、疾病及び異常な行動のリスクを低減する。塵、毒素、微生物及び有毒ガス（例えば、動物の排せつ物の腐敗によって生ずるアンモニア、硫化水素、メタン）は屋内型システムにおいては問題となり得る。 空気の性状は、舎飼型システムにおいては、管理及び畜舎の設計に強く影響される。空気の組成は、飼養密度、豚の体格、床、敷料、排せつ物の管理、畜舎設計及び換気システムに影響される。隙間風のない適切な換気は、特に若齢の豚にとって、豚における効果的な放熱及び豚舎内の排せつ物及び塵芥に由来するものを含む流出ガス（例えば、アンモニア及び硫化水素）の蓄積の防止のために重要である。非開放型豚舎内のアン

	モニア濃度は、25ppm を超えない。有用な指標として、豚における空気の性状のレベルが人にとって不快であれば、それは豚にとって問題である可能性が高い。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を以下のとおり改めました。 「豚舎内の良好な空気性状の維持とそのための換気は、豚の健康及びアニマルウェルフェア上重要であり、豚にとっての不快さや疾病のリスクの低減に有効である。 空気の組成は、飼養密度、豚の体格、床、敷料、排せつ物の管理、豚舎の設計及び換気システムに影響される。 常時、新鮮な空気を供給するとともに、豚の飼養環境を快適な範囲に保つため、適切な換気を行い、豚舎内で発生したアンモニア、硫化水素、二酸化炭素やほこり、湿気等を豚舎外に排出することが必要である。また、暑熱時における換気は、豚舎内の熱の排出と換気扇の風を利用することによる体熱放散を助ける効果もあるが、直接豚の体に送風を行うことのみを目的としていないことに留意する必要がある。 特に、換気不良によるアンモニア等の豚舎内での滞留は、豚だけでなく、飼養者の呼吸器等に障害を起こす等により、人の健康にも悪影響を与える。また、アンモニアは、豚の排せつ物から発生するため、その発生量や濃度は、換気方式や排せつ物の処理状態により大きく変化する。 【実施が推奨される事項】 換気システムは、豚舎全体に、常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。 アンモニア濃度は、豚舎内で作業を行う管理者等が豚の頭の高さで臭気を不快に感じる状態（25ppm を超える状態）とならないよう、常に新鮮な空気を供給し、換気や排せつ物の除去を徹
--	---

	底する。」
4 騒音	
「換気扇や給餌機を始めとする豚舎内外の設備等による騒音は、可能な限り小さくする。」との記述について、0IE コードに沿って、「換気扇や給餌機を始めとする豚舎内外の設備等による騒音は、可能な限り小さくするため建設、設置、操作及び維持する。」に変更すべきである。	豚の 0IE コードには、 「第 7.13.17 条 闘争行動の増加、ストレス及び恐怖を防止するため、突然の又は長期の騒音に豚を曝すことは避ける。換気扇、給餌機又はその他の屋内又は屋外の設備は、騒音を最小限にするよう、建設、設置、運用及び維持される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「換気扇や給餌機を始めとする豚舎内外の設備等は、可能な限り騒音を小さくするよう、設置及び維持・運用する。 ストレス及び恐怖反応を防止するため、人によるものを含む、突然の又は長期の大きな騒音に豚を曝すことは避ける。」に改めました。
【将来的な実施が推奨される事項】のうち、「絶え間ない騒音や突然の騒音は避けるよう努める。」との記述について、「努める」を削除し、【実施が推奨される事項】に追記すべきである。	
【実施が推奨される事項】のうち、「騒音は、可能な限り小さくする。」との記述について、騒音についても臭気と同様に具体的な数値が必要である。	豚の 0IE コードには、 「第 7.13.17 条 闘争行動の増加、ストレス及び恐怖を防止するため、突然の又は長期の騒音に豚を曝すことは避ける。換気扇、給餌機又はその他の屋内又は屋外の設備は、騒音を最小限にするよう、建設、設置、運用及び維持される。」 と記載されており、騒音に関する具体的な数値は示されていないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
第 6 アニマルウェルフェアの状態確認等	
2 設備の点検・管理	
【実施が推奨される事項】に、「畜舎火災が起こった際は、原因を公表し、業界全体への注意喚起に貢献すること」を記載す	アニマルウェルフェアの観点から火災原因の公表を求めることは困難ですが、今後豚舎の火災の原因について関係者への注

べきである。	意喚起が必要であると考えられるケースが発生した場合には、畜産振興課長通知の発出や全国畜産課長会議等により情報共有を図るなど、業界全体への注意喚起を図ってまいります。
3 緊急時の対応	
【実施が推奨される事項】のうち、OIE コードに沿って、避難計画の説明に「避難手順、高台の確認、不具合を検出する警報器、予備用発電機、主なサービス事業者の連絡先情報、農場の貯水能力、水運搬サービスの利用、適切な農場内飼料保管及び代替飼料の供給、緊急備蓄飼料及び水の供給」を追記すべきである。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.25 条 電気、水又は飼料の供給システムの機能停止が、アニマルウェルフェアを損ねるおそれがある場合、豚生産者は、緊急時計画を整備する。これらの計画には、不具合を検出する警報器、予備用発電機、主なサービス事業者の連絡先情報、農場の貯水能力、水運搬サービスの利用、適切な農場内飼料保管及び代替飼料の供給を含む。緊急時の予防的措置は、結果に基づくものではなく、原因に基づくものとする。警報及び予備用システムは、定期的に点検される。緊急時計画は、文書化され、全ての関係者に伝達される。」 「第 7.13.26 条 災害（例えば、地震、火事、洪水、暴風雪及びハリケーン）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が整備される。そのような計画には、避難手順、高台の確認、緊急用の飼料及び水の備蓄、必要に応じた淘汰及び人道的殺処分が含まれ得る。」 と記載されています。このため、緊急時計画等については、各農場において記述すべき事項の検討が必要であり、御意見のように具体例を網羅的に全て示すことは困難であると考えられますが、既に、「各農場においては、主なサービス事業者の連絡先情報の把握、飼料及び燃料の備蓄や取水方法等の検討、除糞等の設備のための自家発電機や代替システムの整備等の対策をとる必要がある。」と主な事項を記載していることから、御理解をお

	願います。
【実施が推奨される事項】に、餌が提供されずに餓死のおそれがある場合は、アニマルウェルフェア的に大きな問題となる。 「餌が提供されずに餓死のおそれがある場合は、適切な安楽殺も含めて対応にあたること」を明記すること。	豚の OIE コードには、 「第 7.13.26 条 災害（例えば、地震、火事、洪水、暴風雪及びハリケーン）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が整備される。そのような計画には、避難手順、高台の確認、緊急用の飼料及び水の備蓄、必要に応じた淘汰及び人道的殺処分が含まれ得る。 病気又は傷ついた豚の人道的殺処分の手順は、当該災害管理計画の一部をなし、第 7.6 章に従う。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「飢餓を予防するために豚の頭数を削減する際には、移転、販売、と畜又は安楽死等の手段をとる。」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】のうち、「警報や発電機などの予備システムは、定期的に点検する」との記述について、「週に 1 回の点検」など具体的な頻度が必要である。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「警報や発電機等の予備システムは、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検する。」に改めました。
（参考）豚の測定指標	
「家畜飼養管理者」が初めて出てきたが「飼養者」に記載を統一すべきである。	当初、豚の OIE コードにおける「handler」を「家畜飼養管理者」と訳していましたが、本指針においては、実際に家畜の管理に携わる者を「飼養者」と定義していることから、御意見を踏まえ、記述を揃えることとし、「7 取扱時の反応」を、「人と豚との関係が希薄であったことが分かる動作（例：移動時や飼養者が触れようとした際に、飼養者から激しく逃げ、異常な又は激しい鳴き声をあげる等）」に改めました。
付録Ⅲ チェックリスト	
付録チェックリスト内で一部「通常行動」とあるが、アニマルウェルフェアの「5つの自由」に即して考えると「正常行動」の	御意見のチェックリストについては、指針における各事項の進捗状況を農家が自ら確認するツールであること等から、指針

方が適している (OIE コードにも” normal behaviour” とあります)。	から削除することとしました。
付録チェックリスト内の「2 栄養」の「1 必要栄養量・飲水量」の1について、乳牛の指針でのチェックリストでは「必要な栄養素の種類とその量については、「日本飼養標準・乳牛」、「日本標準飼料成分表」等を参照して給与していますか」と具体的に記述されてるため、豚でも指針本文内で「日本飼養標準・豚」及び「日本標準飼料成分表」等の参照を促しているので、記載すべきである。	

Ⅳ 「採卵鶏の飼養管理に関する指針（案）」への御意見の概要と、当該御意見への農林水産省の考え及び指針での対応

御意見の概要	御意見への農林水産省の考え及び指針での対応
【指針全般への御意見】	
●国が指針を示すことに関する御意見 採卵鶏も含めたアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の下で生産される畜産物へのニーズや供給・調達の動きが国内外で強まりつつある中で、国内における養鶏産業の持続的発展と採卵鶏の安定的な供給・調達は、鶏卵を原料として製品を製造する需要家や事業者としても重要な課題であることから、今般、農林水産省が主体となって新たに飼養管理指針を策定され、その普及を図る取組に着手される意義は大きく、今後の行政としての積極的な施策の推進を要望する。	アニマルウェルフェアは、家畜を快適な環境で飼養し、家畜のストレスを減らす取組であり、本指針の発出後は、指針の実施状況を国がモニタリングを行い、その結果も踏まえ、【実施が推奨される事項】の達成目標年を設定します。また、可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図ってまいります。
●指針の作成に際し考慮すべき事項に関する御意見 持続可能な畜産の発展のために、アニマルウェルフェアについては OIE コードと同水準を目指すだけでは不十分であり、EU と遜色のない水準のアニマルウェルフェアの基準を設けるべきである。 日本は国土が狭いので、食糧危機への対応を考えると生産効率が高い養鶏は社会的価値が高いと思う。アニマルウェルフェアについてどこまでやるのか、極論すれば畜産をやめることになる。日本は欧米のアニマルウェルフェアの考えに流されすぎているのではないか。食料の問題は、その国の人口、環境、地形、風土などその国の持つ条件に左右されるので、日本のアニマル	本指針は、国民のアニマルウェルフェアへの関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際基準である OIE コード（採卵鶏についてはその案）まで引き上げることを目指してお示しするものです。 また、本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コード（採卵鶏についてはその案）を遵守することは、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、生産現場での努力や

ウェルフェアに対する考えをとしっかり主張することが大事で、欧米に合わせる必要はないと思う。人間は食物を摂食して生きていかねばならないのだから、ケージの面積を広くしても生き物の命をいただくことの根本的な解決にはならないのではないか。	工夫により多くの事項が対応可能ですので、全ての生産者の方々に改善のための取組をお願いします。
幅広い飼養のあり方を認める指針でよかった。一部ではケージフリーで飼えば、何もかもよくなると言っているが、欧米のような環境とは違い、日本は高温多湿であり、卵の生食文化もある。さらに昨今の世界中での鳥インフルエンザの発症の多発等々が懸念される。しかしアニマルウェルフェアを拒絶したいわけではないので、あらゆる状況を鑑みて日本ならではの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を作成すべきである。	
採卵鶏・ブロイラーに関しては、消費者の意見も取り入れつつ生産者を中心とした業界全体としてアニマルウェルフェアの観点から将来どうあるべきかを検討し、EU等の海外の状況も勘案しながら、段階的にアニマルウェルフェアの観点に立った飼養管理基準を構築すべきである。	
1. 手段と目的を間違っていない。 (1) アニマルウェルフェアは手段である アニマルウェルフェアは競争の手段として重要であるが、目的ではない。目的はあくまでも採卵養鶏経営の持続的成長と利益の創出にある。アニマルウェルフェアはその採卵養鶏企業の付加価値戦略のストーリーの中に位置付けて初めて意味を持つ。最大のネックはアニマルウェルフェアの付加価値を理解して具体的な購買行動や生活ポリシーにおいて日常の生活習慣にしている消費者がどのくらい存在するかである。	

(2) アニマルウェルフェアはビジネスモデルとして普遍性を持つか

アニマルウェルフェアによる付加価値の源泉は何か、タマゴそのものの栄養学的な差別化は困難なのが実情で、もっぱら消費者に対するイメージ戦略が先行している。すなわち、ケージ養鶏のシェアがほとんどを占めるようになった今日、アンチテーゼとして屋外で虫や野草を食べている鶏が「幸福（しあわせ）」、屋内のケージ飼いで産卵に追い立てられている鶏が「不幸（ふこうでかわいそう）」のイメージを付加価値の源泉としているのである。これがビジネスモデルとして普遍性を有するのかは検証が必要である。間違った誘導は、生産者と消費者の双方に不利益をもたらすことを認識すべきである。

2. 採卵鶏のアニマルウェルフェアの世界基準はない

(1) OIEにおいて採卵鶏のコードを策定中であるが、アニマルウェルフェアの世界基準を巡っては世界各国の意見は分かれており、将来的にもまとまる可能性はない。事務方の政治的に妥協に妥協を重ねた現在の合意案を巡っては双方から異論がでている。

(2) 採卵鶏の各飼養方式のアニマルウェルフェアの検証が不十分で、何が「善」で何が「悪」であるのかの基準（モノサシ）が恣意的で、科学的な根拠が弱い。EUがアニマルウェルフェアを先導してきたが、そもそも経済的な競争の土俵から、倫理的な競争の土俵に価値観の転換を狙ったものであることから検証そのものが説得力を有するものとなっていない。

(3) アニマルウェルフェアの推進は国民の意識を高めよう

というものであるが、現状は対立を煽っているようなので、もっと冷静な議論ができる場づくりに努めるべきではないか。	
基本的には、施設の改修を伴うような飼養形態の変更だけが「アニマルウェルフェア」と考えずに、現状のケージ飼い等の形態も含めて「卵を産む鶏の健康に配慮し、飼い方を適正に管理し、鶏が快適な環境で生活できるよう配慮する」ことがアニマルウェルフェアであると考えたい。 実態や現実から逸脱した方針に対してはにわかに賛成しかねるが、施設改修よりも、むしろ「将来的に1羽当たりの面積（羽当たり面積）の拡大」などについて、科学的根拠を示す調査研究等を踏まえて、飼養環境に配慮した改善策を目指すことの方がより現実的と考える。	
アニマルウェルフェアに関して、様々なサプライチェーンやバリューチェーンが独自の認証指標やマークを設定することは、サプライチェーンでの無用な混乱や競争に繋がるのが懸念される。併せて、アニマルウェルフェアに関する各種の技術的な要件を満たすための投資が必要な中で、各事業者による効果的、効率的な投資を阻むことにもなりかねない。 このため、アニマルウェルフェアに配慮した採卵鶏事業者による鶏卵の健全な生産・流通・消費が成り立つためにも、統一的で具体的な認定制度が必要である。	農林水産省が主催する「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」では、生産者、食肉・食鳥処理から流通・小売に至る関連事業者、消費者等の多岐にわたる参加者のアニマルウェルフェアに対する相互理解を深める取組も行っており、このような場も活用し、表示や認定等の要否も含め、様々な皆様の御意見を伺ってまいります。
アニマルウェルフェアに配慮した生産物を原材料として購入する製造事業者にとっては、当該生産物が実際にアニマルウェルフェアに配慮した畜産物であるかを判断する統一的、客観的な指標がないために、その判断に苦慮することが考えられる。 アニマルウェルフェアへの対応が総合的な取組である以上、その指標を一律に示すことには困難な面があるとしても、一定の総合的な指標や目安が国又は第三者機関的な組織から提供さ	

れることを要望する。 1 管理方法の①観察・記録に記載されている健康状態とは農家の日々の観察のしやすさということで肉体的健康状態を示していると思うが、アニマルウェルフェアの評価という視点からは、行動の問題・異常行動の観察も非常に重要である。一見健康であっても、必ずしも良好なアニマルウェルフェアの状況にあるとは言えないことから、精神的ストレスも考慮し、問題行動について、参考や付録に記載するだけでなく、本文に特に観察しなければならないこととして具体例を挙げながら、可能であれば対処方法とともに記載すべきである。また、飼養している動物の本能や習性を知らなければ、アニマルウェルフェアへの配慮の実践は難しい。農家はこれらの知識を有していることを大前提として指針案が作成され詳細な記載をされていないかと思うが、可能であれば各動物種の習性等についても参考や付録に記載すべきである。	採卵鶏の問題行動について観察すべき主な例については、原案では「(参考) 採卵鶏の測定指標」に具体的に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「(参考) 採卵鶏の測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
SDGs 考え方が広まる中、アニマルウェルフェア＝SDGs 解釈される方が多いが、目的が違ふと考えるので、国としての見解を示すべきである。	国連環境計画（UNEP）は、『『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』では、目指すべき世界像として「人類が自然と調和し、野生動植物その他の種が保護される世界」を掲げており、持続可能な開発目標（SDGs）の特に目標 12（持続可能な生産消費形態を確保する）において、アニマルウェルフェアは極めて重要な役割を果たしている」との見解を示しています。 【UNEP の HP】 Why is Animal Welfare Important for Sustainable Consumption and Production? https://www.unep.org/resources/perspective-series/issue-no-34-why-animal-welfare-important-sustainable-consumption-and

●指針の普及に関する御意見 今回の指針を遵守して生産された畜産物が OIE の国際基準に沿い、アニマルウェルフェアに配慮した畜産物であることが、消費者や関係事業者、さらに海外から理解を得られるような説明や広報普及の取組の推進を要望する。	本指針の発出に当たっては、農林水産省から都道府県、関係団体等に対し幅広く周知し、指導・協力を依頼するとともに、本指針の内容を生産者等に御理解いただけるよう Q&A 等により、分かりやすい情報発信に努めることとしています。また、農林水産省が主催する「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」や国の補助事業により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組を推進する重要性やアニマルウェルフェアの水準の向上に伴う費用の負担の必要性について、消費者や流通関係者等に御理解いただくための努力を行っていく考えです。
今回の指針に沿った飼養管理が今後推進される過程においては、畜産物のコストアップや新たな供給制約の要因となることも一部で懸念されることから、飼養管理指針に沿った畜産物が引き続き安定的供給が確保されるよう、国による各般の生産体制整備等に対する支援策の推進を要望する。	
アニマルウェルフェアに配慮した畜産物の生産、当該畜産物を使用した食品の製造、消費のサイクルが円滑に機能するためには、サプライチェーン全体での各ステークホルダー間の正しい知識や知見、現場の実情に基づく共通の理解・認識の醸成が重要であると考えられることから、このための取組における関係行政機関の一層の役割発揮を要望する。	
アニマルウェルフェアをめぐる世界情勢は勢いのある変化を続けている。採卵鶏のケージフリー飼育に関しては、2025 年に向かい、またそれ以後も大きな変化がある部分である。確実に変わっていることは、ケージフリー飼育をするか否かの議論から、ケージフリー飼育ありきの議論に変わっている。企業や国がケージフリー飼育の整理をするため、各地域で基準などが誕生している。アニマルウェルフェアや採卵鶏のケージフリー飼育に関し、社会の理解や科学的な認識も成熟していくので、今	新たな科学的知見や OIE における動きを踏まえ、必要に応じて適切に、本指針の見直しを行っていく考えです。

作成している指針は、短期間に定期的な見直しを設定することが必要である。	
●実施状況のモニタリングに関する御意見 採卵鶏も含めて、各畜種別の指針が OIE の国際基準又は最新のコード案に沿って「実施が推奨される事項」(should)と「将来的な実施が推奨される事項」(desirable)として統一的、体系的に示されることは、生産者における取組の優先順位や緊要度を判断する上での大切な指標になると考えられる。その場合、「実施が推奨される事項」(should)については、国によるモニタリングを経て達成目標年度が設定される(Q&A 問3)とのことだが、その設定は需要家サイドとしても今後の調達のあり方に影響を及ぼし得ることから、その設定に向けた手順や作業時期等が明らかになることを要望する。	今後、農林水産省は、【実施が推奨される事項】について、都道府県や関係団体の協力を得て、その実施状況のモニタリングを行うこととしています。当該モニタリングの結果を踏まえ、専門家等の御意見も参考に【実施が推奨される事項】について個々の達成目標年を設定し、定期的に進捗状況を確認していく予定です。また、現状を確認した後は、明らかになった課題を解決するための体制や具体的な方策を、都道府県や関係団体とともに検討し、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組について普及及び推進を図っていく所存です。
【指針の個別事項への御意見】	
第1 管理方法 1 観察・記録	
「歩様、接触性皮膚炎、羽毛の状態、恐れを示す行動、寄生虫感染、空間的分布、羽翼を広げる行動、羽根つつきとカニバリズム、損傷、目の状態、鶏鳴」を追記すべきである。	御意見の事項は、原案では、「(参考) 採卵鶏の測定指標」に記述しておりましたが、御意見を踏まえ、生産者等に本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目と認識していただけるよう、「(参考) 採卵鶏の測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列の扱いであることを明らかにするため、「第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
「倦怠状態、速く不規則な呼吸、持続的な咳や喘ぎ、震え、食欲不振等」との記述について、「死亡率、淘汰及び罹患率の増加、接触性皮膚炎、跛行あるいは歩行異常、羽根の汚れ、疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、恐れを示す行動、空間的分布、浅速呼吸と羽翼を広げる行動、砂浴び行動の減少、採餌や飲水行動の減少、羽根つつきとカニバリズムが見られないか」を追記すべきである。	
「記録する項目として」、「淘汰及び罹患率、跛行あるいは起	採卵鶏の OIE コード案 (2021 年の総会において採択に付され

立異常や歩行異常の割合、骨折、脱臼、疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、恐れを示す行動、浅速呼吸と羽翼を広げる行動、砂浴び行動の減少、採餌や飲水行動の減少、羽根つつきとカニバリズムの割合」を追記すべきである。	た OIE コード案「第 7. Z 章 アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システムの草案」をいう。以下、特に説明のない場合において同じ。）には、 「第 7. Z. 28 条
「観察は、少なくとも 1 日に 1 回」との記述について、「観察は、少なくとも 1 日 2 回」に変えること。ケージへの挟まりや、鶏舎に入れられている鶏の数が多いため、特にケージだと弱った個体を発見できないことが度々発生するため、観察の回数を増やすべきである。	採卵鶏の若鶏及び採卵鶏並びに施設及び鶏舎内又は屋外の施設内の設備は、少なくとも毎日検査される。検査には、以下の目的がある。 - 死んだ採卵鶏の若鳥及び採卵鶏を集めて取り除き、第 4. 13 条に従って廃棄するため - 病気又は損傷した採卵鶏を特定し、第 7. Z. 13 条に従って治療又は安楽死させるため - 群れの中のウェルフェア上又は健康上の問題を検出し、改善するため - 施設の不具合のある設備や他の問題を検出し、改善するため
「観察する際には、鶏の健康状態、損傷の有無、羽つつきの発生等が見られないか等を観察」との記述について、「脚などがケージに挟まっていないか、爪がひっかかっているか、ワクモの発生や個体への寄生、総排せつ口脱、腹部膨満、趾瘤症、歩様、行動の変化、羽毛が汚れていないか、糞の状態」を追記すべきである。	と記載されており、1 日に複数回観察することは求められておらず、観察する項目について具体的な内容は記載されておられません。また、実際に観察を行う際に指標となる兆候については、原案では「(参考) 採卵鶏の測定指標」に具体的に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「(参考) 採卵鶏の測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第 7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めるとともに、記述を追加することとし、【実施が推奨される事項】を、「鶏の観察は、飼養方法や、健康及びアニマルウェルフェア上のリスクに応じて適切な頻度で行い、少なくとも 1 日に 1 回は行う。(中略) 観察する際、鶏の体調、採食の状態、損傷の有

	無、羽つつきの発生、外部寄生虫の有無が見られないか等を観察することにより鶏の健康状態を把握し、第7で示す採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標も参考にしてアニマルウェルフェアの悪化の兆候がないかを確認するとともに、飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか、敷料又は下層の状態が悪化していないか等を確認する。」に改めました。
「飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか等」との記述について、平飼いや放牧のケースを考え「敷料の状態が悪化していないか」を追記すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「観察する際、鶏の体調、採食の状態、損傷の有無、羽つつきの発生、外部寄生虫の有無が見られないか等を観察することにより鶏の健康状態を把握し、第7で示すアニマルウェルフェアの測定指標も参考にしてアニマルウェルフェアの悪化の兆候がないかを確認するとともに、飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか、敷料又は下層の状態が悪化していないか等を確認する。」に改めました。
「死亡した鶏がいる場合は可能な限り迅速に分離する」との記述について、「死亡した鶏を発見するために飼育密度を低く保つとともに、鶏が動くことができるスペースを確保する」を追記すべきである。	「飼育密度を低く保つとともに鶏が動くことができるスペースを確保する」との御意見については、原案において既に、「第4 飼養方式、構造、飼養空間及び付帯設備」の「3 飼養空間」の【実施が推奨される事項】に「同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
記録事項に「飼料及び水の摂取量」との記述があるが、「飼料及び水の給与状態」へ変更すべきである。飼料の摂取量を把握するためには高額な重量計の設置が必要になるし、水の摂取量を把握できる方法を承知していない。アニマルウェルフェア上、そもそも飼料や水が行きわたっているか把握することの方が重	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「飼料の給与量又は摂取量、水が適切に給与できているか、(中略)を毎日記録する。」に改めました。

要である。その為、給餌ライン上の餌の減り具合や給水ラインから水が正常に出ているかなどといった「給与状態の確認」に改めることが適切である。	
2 鶏の取扱い	
「突発的な行動は起こさないよう努める」との記述について、「起こしてはならない」に修正すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 28 条 検査は、動物飼養管理者が群れの中を静かにゆっくりと動くなど、採卵鶏の若鶏及び採卵鶏を不必要に動揺させることがないような方法で行われる。 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏を取り扱うときは、特に鶏舎に収容する又は鶏舎若しくは屋外の施設から搬出するときは、損傷を与えず、恐怖及びストレスを最小限に抑える方法で保持される。」 と記載されています。このため、ご意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、鶏舎内で作業をする、又は鶏に近づく際、不要なストレスや恐れを与える突発的な行動を起こさず、手荒な扱いは避け、損傷を与えないよう、可能な限り丁寧に取り扱う。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、「鶏の羽を羽交い締めにしてはならない」を追記すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、（中略）手荒な扱いは避け、損傷を与えないよう、可能な限り丁寧に取り扱う。捕鳥は、特に鶏舎又は外の施設に入れる又は取り出す場合、能力のある動物取扱者が行い、なるべく薄暗い又は青色の照明の下でストレス、恐怖反応及び損傷を最小限に抑えるよう努め、首又は翼の先端を持って取り上げないようにし、強い衝撃を与えないよう注意して行う。」に改めました。
「治療や移動等のためにケージから鶏を取り出す場合」の対策に、OIE コードに沿うとともにブロイラーの指針に合わせ、	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 25 条

「捕鳥の際は、強い衝撃を与えないよう注意するとともに、暗くなるとおとなしくなる習性を利用して、鶏舎内の照度を下げる等の対応をとる。鶏の首または翼、片翼を持って持ち上げてはならないものとする。捕獲は熟練した動物取扱者が実施し、捕獲時に肉用鶏が怪我をした場合には、安楽死させる。捕獲は数万羽を一度に捕獲するが、時間的ゆとりをもたせ丁寧に扱うものとする。」を追記すべきである。

捕鳥は、第 7. Z. 28 条に従い、適格な家畜飼養管理者により実施され、各試みはストレス及び恐怖反応並びに損傷を最小限に抑えるように努める。採卵鶏の若鶏又は採卵鶏が捕鳥中に損傷した場合は、安楽死させる。

捕鳥は、採卵鶏の若鶏及び採卵鶏を落ち着かせるため、なるべく薄暗い又は青い照明の下で行われる。」

と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「捕鳥は特に鶏舎又は外の施設に入れる又は取り出す場合、能力のある動物取扱者が行い、なるべく薄暗い又は青色の照明の下でストレス、恐怖反応及び損傷を最小限に抑えるよう努め、首又は翼の先端を持って取り上げないようにし、強い衝撃を与えないよう注意して行う。」に、「5 疾病、事故等の措置」の【実施が推奨される事項】を、「捕鳥の際に損傷を受けた鶏、積載又は輸送に適さない鶏、治療を行っても回復の見込みがない鶏及び著しい発育不良や虚弱の鶏の農場内における安楽死は判断権限ある者が決定する。農場内で安楽死させる場合（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき殺処分を行う場合を除く。）、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」に改めました。

また、「数万羽を一度に捕獲するので、時間的ゆとりをもたせ丁寧に扱う」旨を追記すべきとの御意見については、別途示している「家畜の輸送に関する技術的な指針」の「第 3 輸送する家畜の管理方法」の「2 家畜の取扱い」の【実施が推奨される事項】に、「家畜を積み込む又は積み下ろす、家畜を移動させる又は捕まえる場合、家畜取扱者を家畜の頭羽数等に応じた人数確保する。補助員等を作業に参加させる場合、訓練されてい

	い者が作業を遅らせることにならないよう注意する。」と記述しております。
「雛を外部導入する場合には同じ飼養方式から導入し、自家育成の場合には育成段階から馴致する」との記述があるが、この部分について削除すべき、又は「途中で飼養方式が変更される場合は考慮した上で飼養を行う」といった内容へ変更すべきである。 この指針に則れば、成鶏期間を平飼いする場合、平飼いで育った大雛を調達する必要があるが、現在の日本では平飼いの大雛の供給は極めて限られている。その為、この記述は平飼い等アニマルウェルフェア対応の飼養方法の普及を妨げるものであり、生産者にとっても混乱を生じさせるものであると考える。	採卵鶏のOIEコード案には、 「第7.Z.6条 育成システムは、採卵鶏の若鶏を、意図している採卵鶏システムに、事前に適応させる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、当該記述を削除することとし、【実施が推奨される事項】を、「鶏は、計画している成鶏の飼養方式に適応させるため、育成段階から馴致する。」に改めました。
「飼養する鶏の品種・系統を選択する際には、産卵成績に加えてアニマルウェルフェアや健康を考慮した上で決定する」との記述があるが、「アニマルウェルフェアを考慮する」との記述により求める内容を具体的に記載すべきである。意図が不明瞭の為、チェックが困難である。生産者としては闘争性が低い、くちばしが尖りにくい等が想起される。	採卵鶏のOIEコード案には、 「第7.Z.6条 特定の場所、鶏舎及び生産システムのための系統の選択時、アニマルウェルフェア及び健康に関する考慮は、生産成績に関するあらゆる決定を調和させる。」 と記載されており、アニマルウェルフェアに関する考慮の具体的な内容は記載されていませんが、御意見の闘争性が低い等を包含した内容となっているものと考えており、原案の「特定の地域や飼養方法のための鶏の品種、系統の選択は、産卵成績に加えて、健康及びアニマルウェルフェアを考慮して行う。」との記述の維持に御理解をお願いします。
3 羽つつき防止（ビークトリミング）	
「羽つつきの発生を防止するための管理方法」に、具体的な方法「突きの素材の提供、広いスペースの提供、隠れる場所の提供、適切な照度の安定、給餌時間を長くするための餌の工夫、強	採卵鶏のOIEコード案には、 「第7.Z.19条 有害な羽つつき及びカニバリズムの防止及び管理

制給餌を行わないこと」を追記すべきである。 鶏同士の喧嘩を防ぐ目的で、嘴を切るデビークが行われている。9割以上の農家で行われており、それらは電気加温式断嘴器での無麻酔切断となり、複雑な神経が通っているため出血やその後の慢性的な痛みを伴う。痛みが少ないとされている赤外線による切断もあり、少数の農家で行われているが、行動学的に数週間は痛みが続く証拠が示されている。鶏同士のつつき合い、闘争は、止まり木、巣箱、ブロック、藁、木屑の設置や飼育密度を低くする等防ぐ方法はいくらでもあり、オーストラリア、スイス、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン等デビークを禁止している国も多数ある。	採卵鶏の若鶏及び採卵鶏生産システムにおいて、有害な羽つつき及びカニバリズムは課題である。 発生リスクを低減する管理方法は以下を含む： －育成及び産卵期における食餌及び飼料の形態の適応 －有害な羽つつきの傾向が低い遺伝的性質の選択 －産卵開始の晩期化 －育成期における空間的ゆとりの拡大 －育成及び産卵期における照明の管理 －恐怖に関連する要因の最小化 －育成及び産卵期における高い位置での止まり木の提供 －産卵時における営巣エリアの提供 －育成及び産卵期におけるついでみ又は他の扱いが可能な材料の提供 －育成及び産卵期における群のサイズの低減 管理方法は、該当する場合に実施され、損傷を受けた採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は速やかに取り除かれ、処置又は安楽死される。 これらの管理方法が成功しない場合、嘴の部分的除去は最終的な手段として考慮され得る。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「羽つつきを防止するため、状況に応じ、より穏和でおとなしい系統を選択するとともに、飼養管理において、育成及び産卵期における飼料の組成や形状の最適化、産卵開始日齢の引き上げ、育成期における空間的ゆとりの拡大、育成及び産卵期における照明の管理、恐怖に関連する刺激の最小化、付帯設備（高い止まり木、営巣のエリア及びついでみの材料等）の提供、育成及び産卵期における群のサイズの縮小、損傷した鶏やつつきをする鶏の分離のうち適
---	---

	用可能な管理措置を講ずる。羽つつきが発生した場合、損傷した鶏は、手当、治療又は安楽死させる。」に改めました。
ビークトリミングを原則禁止にすべきである。管理方法を変更しても羽つつきが防止できない場合は、防止のために実施した行為を全て記録として残し、やむを得ず嘴を切断する際には、赤外線方式に限定すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7.2.19 条 有害な羽つつき及びカニバリズムの防止及び管理 (中略) これらの管理方法が成功しない場合、嘴の部分的除去は最終的な手段として考慮され得る。」 と記載されており、ビークトリミング (嘴の部分的除去) 自体は否定せず、「最終的な手段」であることを明確に記載していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、ビークトリミングの手法について、御意見を踏まえ、「ビークトリミングの手法については、高温の刃により切除する方式や赤外線照射により嘴の先端部を壊死させて除去する方式がある。」との記述を追記しました。 なお、種鶏は本指針の対象外です。
デビークとビークトリミングの二つの用語を使い分ける必要があるのではないかと。OIE の用語の定義に従うべきであると考えるが、出血を伴う処置であるデビークは禁止して、ビークトリミングを推奨するほうが良いと思う。現在の指針案の記述では、英語に訳した場合、ビークトリミングが禁止されてしまう可能性がある。	
ビークトリミングについては、ほとんどの生産者が普通に実施していることであり、「最終的な手段としてビークトリミングも検討する」という記述は現場の実態を考慮していない踏み込みすぎの表現と考える。したがって、少なくとも「最終的な手段として」の文言を削除すべきである。	
原種鶏・種鶏の育成期間にビークトリミングは実施される。目的は、つつきの発生予防、飼料摂取効率の向上や鶏群内のバラツキを少なくし生産性の向上が期待されることである。 現在 コマーシャル雛は、種鶏孵化場で IRBT 処理を行うが、この機器は買い取り制度が無くリース契約のため孵化羽数の少ない原種鶏会社は導入のハードルは高い。	
4 誘導換羽 (休産)	

「鶏は強制換羽の間、非常に苦しみを被る。それは死亡、ストレス、羽つき、または常同行動を大幅に発生させる」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 20 条 換羽 よく管理されない場合、誘導換羽は、アニマルウェルフェア上の問題を引き起こし得る。誘導換羽が実施されるとき、断餌を含まない第 7. Z. 8 条（訳注：栄養）に整合した方法が用いられる。採卵鶏は、常時水を利用し、適切な期間光を浴びる。良好なボディコンディション及び健康状態にある採卵鶏のみが換羽される。換羽の期間中、体重の減少は、後続する採卵期間中のウェルフェアを含む、採卵鶏のウェルフェアを損なわない。換羽期間中の総死亡及び淘汰率は、群れにおける死亡及び淘汰率の通常の変動を超えない。」 と記載されています。この記載を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「誘導換羽を行う場合、（中略）実施中に異状が見られた個体は直ちに中止する。（中略）誘導換羽中は、その後の採卵期間も含め、アニマルウェルフェア上の問題となるような体重の減少が生じないように注意する。誘導換羽中の死亡率及び淘汰率が通常時の死亡率及び淘汰率を超えないように注意する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「適切な光線管理を行う。」との記述について、「適切な光線管理を行い日中に完全な暗闇にしてはならず、24 時間のリズムを継続する」に変更すべきである。適切な光線管理の意味するところが不明である。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 20 条 換羽 採卵鶏は、常時水を利用し、適切な期間光を浴びる。」と記載されています。この記述を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「常に飲水可能とし、適切な光線管理を行う。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【将来的な実施が推奨される事項】に「誘導換羽はどのような方法であれアニマルウェルフェアの問題となるので行ってはならない」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 20 条 よく管理されない場合、誘導換羽は、アニマルウェルフェア上の問題を引き起こし得る。誘導換羽が実施されるとき、断餌

	を含まない第 7. Z. 8 条（訳注：栄養）に整合した方法が用いられる。採卵鶏は、常時水を利用し、適切な期間光を浴びる。良好なボディコンディション及び健康状態にある採卵鶏のみが換羽される。換羽の期間中、体重の減少は、後続する採卵期間中のウェルフェアを含む、採卵鶏のウェルフェアを損なわない。換羽期間中の総死亡及び淘汰率は、群れにおける死亡及び淘汰率の通常の変動を超えない。」 と記載されており、誘導換羽自体は否定されておりません。
誘導換羽は、飼料コストがかかることに加え、卵管の再生と産卵回復を十分に得ることが難しい。また、ハウユニットの低下など、卵質に影響を与えるという試験結果も見られており、商品性が低下することが見込まれる。このため、経営上、誘導換羽は難しいと思われるため、引き続き、強制換羽の継続を望む。また、引き続き、誘導換羽は推奨としてもらいたい。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 20 条 誘導換羽が実施されるとき、断餌を含まない第 7. Z. 8 条（訳注：栄養）に整合した方法が用いられる。（中略）換羽の期間中、体重の減少は、後続する採卵期間中のウェルフェアを含む、採卵鶏のウェルフェアを損なわない。」 「第 7. Z. 8 条 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、毎日、飼料の十分な摂取機会が提供される。」 と記載されており、誘導換羽は適切な管理の下でのみ認められていること及び断餌を伴わない方法で行うことが明確に記載されていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。また、「体重」に関する御意見については、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「誘導換羽中は、その後の採卵期間も含め、アニマルウェルフェア上の問題となるような体重の減少が生じないように注意する。」に改めました。
誘導換羽については、生産現場で普通に実施されていることであり、実態はどうしても数日以上絶食を伴う。したがって、「24 時間以上の絶食は推奨されない」を「過度な絶食は推奨されない」に、「誘導換羽中は、云々、体重の減少が起こらないよう、云々」は「誘導換羽中は、云々、体重の過度な減少が起こらないよう、云々」に修正したうえで、当面、誘導換羽については従来通りの手法を認めていただきたい。	
指針では「24 時間以上の絶食は推奨されない」という一方で「絶食を行う場合であっても」との記述がある。絶食とは普通 24 時間以上ではないかと思うが、養鶏における絶食は 10 日間くらい行うので、指針案では絶食をして良いのか悪いのかハッキリしない。従って【実施が推奨される事項】のうち、「また、絶食を行う場合であっても、毎日、飼料へのアクセスを確保す	

る」との記述については削除すべきである。 また、絶食による換羽の禁止は当然飼料コストの増加につながる。現在は史上最高の飼料高が続いており、絶食による換羽をやめるタイミングとしては最悪である。本件推進のスケジュールについては格段のご配慮をいただきたい。	
【実施が推奨される事項】のうち、「誘導換羽中は、その後の採卵期間も含め、体重の減少が起こらないよう注意する。」との記述について、誘導換羽では低カロリー・低蛋白飼料を給与するため換羽開始前より体重が当然減少するため、体重の減少が起こらないよう休産させることはできない。このため、「休産までは生命維持に支障をきたすような体重の減少が起こらないように注意する。その後の採卵期間では回復した体重の減少が起こらないよう注意する」といった内容に変更すべきである。	採卵鶏の OIE コード案では、 「第 7. Z. 20 条 換羽の期間中、体重の減少は、後続する採卵期間中のウェルフェアを含む、採卵鶏のウェルフェアを損なわない。」と記載されていることから、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「誘導換羽中は、その後の採卵期間も含め、アニマルウェルフェア上の問題となるような体重の減少が生じないように注意する。」に改めました。
5 疾病、事故等の措置	
「毎日のように鶏がケージに挟まる状態が発生する場合は、ケージの形状を改善する」を追記すべきである。	御意見の内容は、「第 6 アニマルウェルフェアの状態確認等」の「2 設備の点検・管理」の【実施が推奨される事項】に、「全ての施設は、鶏のアニマルウェルフェアに対するリスクを可能な限り小さく抑えるよう、建築し、維持し、管理する。」の記述に包含されるものと考えていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「死亡した鶏がいる場合は、疾病等の感染を防ぐため、」との記述について、疾病等の感染を防ぐためだけではなく死亡鶏の隣で飼養されることがアニマルウェルフェア上問題であるため 「死亡鶏の隣で飼養されることはアニマルウェルフェア上の問題を発生させるため、」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 3 条の 8 死亡、淘汰及び罹患率 日ごと、週ごと及び累積の死亡、淘汰及び罹患の率は、予期される範囲内である。これらの率の予期せぬいかなる増加も、アニマルウェルフェア上の問題を反映している。3 つの率の記録及びそれらの原因の評価は、アニマルウェルフェア上の問題の診断及び解決における有益な助けになり得る。」と記載されており、死亡率等とアニマルウェルフェア上の問題

	に因果関係があるとしていますが、「死亡鶏の隣で飼養されることがアニマルウェルフェア上の問題」とは、具体的に記載されていないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「可能な限り丁寧に移動・分離し、治療が可能な場合は迅速に治療を行う」との記述について、「可能な限り」は個人差があると思うので削除すべきである。	最大限の努力を促す意図で「可能な限り丁寧に」と記述したところであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
国内では不適切な殺処分方法が一般的に行われている実態を踏まえ、「頸椎脱臼は正しい方法で行わなくてはならず、首を持って回すなど不適切な方法で行ってはならない。また正確な頸椎脱臼（C1（頭蓋骨に続く1番目の頸椎）で外すこと）は難しくどれほどの苦しみを与えているのか判断できないため、農場でのスタンピング機器導入と正しい技術への取り組みを行うものとする。なお、脊椎脱臼は少数の鶏を殺処分する際に用いられる方法であって数が多くなった場合には用いてはならない。 事前に意識を失わせるための、少羽数用の電氣的スタンピングを行う器具が国内でも販売可能である。」を追記すべきである。	本指針において、安楽死は、【実施が推奨される事項】において、「農場内で安楽死させる場合（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき殺処分を行う場合を除く。）、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」としています。この別途示している「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」の「第6 安楽死の手順」の「3 家畜の安楽死の方法」に、「頸椎脱臼（付録Ⅲを参照）及び頭部切断を行う場合、呼吸の停止や脳への血液供給を中断させることにより、脳を無酸素状態にして、家畜を死に至らしめる。なお、大型の家きんの場合、頸椎脱臼以外の方法を検討する。」と記述しています。また、当該指針の付録Ⅲにおいて、家きんの頸椎脱臼の方法例を示しており、「小型の家きんは、手で行う頸椎脱臼法で安楽死させることができるが、この方法は家きんが成長し、大きくなればなるほど技術、経験及び力が必要となる。」と記述しています。 さらに「第6 安楽死の手順」の「3 家畜の安楽死の方法」には、「これらの方法も含め、機械、電気又はガスを用いた安楽死を行う際の勧告のうち、日本の法律等に照らして農場段階で導入できる方法については、本指針の付録Ⅱに仮訳を掲載していることから、原文とともに、必要に応じて参照ありたい。」と記述し、付録Ⅱの仮訳において、農場の規模等に応じた電氣的

	方法を含む適切な方法を選択するための情報を記述することといたしました。
6 鶏舎等の清掃・消毒	
「排せつ物は適切に取り除き、鶏にとって快適な環境を提供する」との記述について、OIE コードに沿って、「また、敷料は、埃っぽく、固まったり湿ったりする状態ではなく、乾燥して砕けやすい状態で維持されるものとする」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 9 条 床 敷料が提供されるとき、それは、快適性及び運動性の行動といった行動の発現を許容し、乾燥して砕けやすく管理され、疾病の予防及びアニマルウェルフェア上のあらゆる有害な影響を最小限に抑えるために必要なときは、適切に取り扱われる又は置き換えられる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第 4 飼養方式、構造、飼養空間及び付帯設備」の「2 構造・床・敷料」の【実施が推奨される事項】を、「敷料を用いる場合は衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、快適行動及び運動行動がとれ、清潔でほぐれやすく乾燥した快適な状態を維持するとともに、疾病を防止しアニマルウェルフェアへの悪影響を最小限にするため、適切に追加又は交換を行う。」に改めました。
7 農場内における防疫措置等	
OIE コードに沿って、「疾病及び病原体の主な伝播経路」として、「他の家きん、飼育された及び野生の動物及び人間からの直接感染、器具、施設および運搬資材などの媒介物、ベクター（例えば、節足動物及び小型げっ歯類）、エアロゾル、水の供給、飼料」を追記すべきである。	「病原体のまん延に係る主な感染源及び感染経路」については、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」に記載されており、本指針においては、【実施が推奨される事項】に、「家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守する」と記述済みであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が奨励される事項】のうち、「管理者等が畜舎に出入りする場合等において、適切に消毒、」との記述の後に「消毒槽の有効濃度の維持」を追記すべきである。	十分な消毒の効果を得るためには、消毒槽内の消毒液の有効濃度のみならず、消毒する物からの泥や有機物の除去、消毒後の再汚染防止などが必要です。このため、「消毒槽内の有効濃

	度の維持」だけを記述すると、それ以外の十分な消毒の効果を得るための行為（例えば、消毒後の再汚染防止等）がなくとも良いとの誤解を与えかねないことから、「適切に消毒」と記述ものであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、農林水産省では、別途、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（都道府県による指導用）（令和4年10月3日一部改訂）」において、消毒に関する留意事項を解説しています。
8 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解の推進	
【実施が推奨される事項】のうち、「これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識を習得する」との記述について、知識の習得には個人差があるので熟知度を点数化する仕組みが必要である。十分な知識を有しない者を動物の作業に携わらせるべきではない。そういう部分まで含めたトレーニングシステムが必要である。また「アニマルウェルフェアに対する正しい理解と知識を習得」との記述は「知識と技術を習得」に変更すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】において、「管理者及び飼養者は、鶏の行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識（中略）と技術を身に付けるための適切な経験を積む、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得し、適性を有する。」に改めました。
第2 栄養	
1 必要栄養量・飲水量	
「餌または水が摂れない採卵鶏は、速やかに安楽死させるものとする」を追記すべきである。	ご意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第1 管理方法」の「5 疾病、事故等の措置」の【実施が推奨される事項】を、「捕鳥の際に損傷を受けた鶏、積載又は輸送に適さない鶏、治療を行っても回復の見込みがない鶏及び著しい発育不良や虚弱の鶏の農場内における安楽死は判断権限のある者が決定する。農場内で安楽死させる場合（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき殺処分を行う場合を除く。）」、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」に改めました。

2 飼料・水の品質の確保	
【実施が推奨される事項】のうち、「給餌器や給水器は、定期的なチェック及び清掃を行う」との記述について、毎日のチェックと汚れた場合の清掃など具体的な内容を記載すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 8 条 給餌及び給水システムは、有害微生物の増殖を防止するため、定期的に点検され、必要に応じて清掃される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「給餌器や給水器は、清掃が容易な構造であり、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮して、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。」に改めました。
3 給餌・給水方法	
OIE コードに沿って、「日々の水の消費量を監視することは、気温、湿度、飼料の消費やその他の関連事項を勘案した上で、疾病とその他の福祉の状態を示す有用なツールとなる。水の供給に問題があると、敷き料が湿ったり、下痢、皮膚炎や脱水を引き起こす可能性がある。餌の消費量に変化がある場合は、不適切な飼料、疾病又はその他の福祉の問題があることを示し得る。」を追記すべきである。	御意見を頂いた内容は、原案では、「(参考) 採卵鶏の測定指標」に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目と認識していただけるよう、「(参考) 採卵鶏の測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第 7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
【実施が推奨される事項】のうち、「輸送等のと鳥までの時間も考慮した上で、過度に長時間の絶食は行わない」との記述について、OIE コード(と畜)に沿って「と畜のための家きんの搬入は、12 時間を超えて施設内で水が飲めないということの無いよう計画されること。到着後 12 時間未満の間にと殺されない動物は、給餌され、その後も適切な間隔で、適度な量の餌を与えること」を追記すべきである。「過度に長時間」では各々感覚が異なる。 「出荷時まで飲水可能とする」との記述についても同様。また、「12 時間を超えた場合は給水が行われているかを確認する」	採卵鶏の OIE コード案の適用範囲は、採卵鶏の初生ひなの農場への到着から採卵を終えて農場から出荷されるまでの生産期間を対象としていることから、本指針もそれに倣い、食鳥処理場における管理は対象としていません。 しかし、食鳥処理場への鶏の計画的な出荷については、平成 30 年及び平成 31 年に、「食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について」(平成 30 年 3 月 26 日付け 29 生畜第 1114 号畜産振興課長及び食肉鶏卵課長連名通知並びに平成 31 年 2 月 22 日付 30 生畜第 1496 号畜産振興課長及び食肉鶏卵課長連名通知)を発出し、養鶏業者と食鳥処理業者が調整の上、関係法令に留意しつつ、

を追記すべきである。	計画的に出荷すべき旨、関係者等に対して指導してきたところです。 また、本指針とは別途、示している「家畜の輸送に関する技術的な指針」において、 「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「3 輸送にかかる時間」の【実施が推奨される事項】において、「家畜を輸送する際は、事前に輸送先と連絡をとり、積下ろしに要する時間を含む車両内等での待機時間が少なくなるよう、輸送開始時刻等を設定する。」 「第3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】の「過度の空腹、口渇、疲労が予測される長時間の輸送の場合、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに、休息を与えるようにする。」と記述しているところです。
【将来的な実施が推奨される事項】とのうち、「暑熱時は、1日で最も暑い時間帯の給餌は避けることが望ましい」との記述を、【実施が推奨される事項】に移すべきである。	御意見の記述については、ほかの畜種を含め、OIEコードには該当する記載がない中、乳用牛、肉用牛及び豚の指針においては【実施が推奨される事項】に位置付けられているところです。このため、御意見を踏まえ、乳用牛、肉用牛及び豚の指針における記述と並びを取り記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に移した上で、「暑熱時に鶏舎内の適温を維持することが困難な場合、暑い時間帯の給餌は避ける。」に改めました。
第3 鶏舎	
「鶏舎を新たに建設又は改修する際」の考慮事項に、「アニマルウェルフェアの5つの自由の全てを満たすこと」を追記すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「鶏舎を新たに建築し、又は改修する際、施設の場所は、火災及び洪水その他の自然災害による影響から安全な立地を可能な範囲で選択し、5つの自由を考慮しつつ、(以下略)」に改めました。
屋外エリアを設けた鶏舎について、この場合、地域により使用できる期間が変わるので、地域によるハンデが無いように取	本指針は、屋外エリアを設けることを強要するものではないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。

りまとめるべきである。	
1 屋外エリアを設けない鶏舎 (1) 開放型鶏舎	
開放型鶏舎の特徴として、自然光が入ることはアニマルウェルフェアに寄与することを追記すべきである。	御意見について、採卵鶏の OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切でないことから飼養方式の特徴や評価に関連する記述は削除しました。 なお、「動物福祉によって畜産物の質は変わるのか＜初報＞（養鶏の友 2022 年 8 月号）」の寄稿によれば、ケージ方式、平飼い方式といった飼養方式の違いが、採卵鶏および畜産物にどのような影響を与えるのかに関する研究が進められております。
開放鶏舎を推奨すべきである。	御意見について、採卵鶏の OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切でないことから、御理解をお願いします。
(2) ウィンドウレス鶏舎	
特徴に、「自然光から完全に遮断すること自体が動物の習性に反しており、アニマルウェルフェアを損なうものであることを認識する」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切でないことから、飼養方式の特徴や評価に関連する記述は削除しました。
【実施が推奨される事項】に、自然光を入れることを追記すべきである。	
【実施が推奨される事項】に、「ケージ飼育とウィンドウレス鶏舎を廃止。アニマルウェルフェアの向上のためにはこれが不可欠である。」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7.Z.2 条 採卵鶏生産システムは、以下を含む。 1 完全舎飼システム 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、機械的な環境管理の有無にか

	かわらず、鶏舎に完全に収容される。 2 部分的舎飼システム 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、指定された屋外区域へのアクセスがありつつ鶏舎で飼養される。 3 完全屋外システム 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、全ての生産期間中、鶏舎に収容されないが、指定された屋外区域に収容される。」と記載されています。採卵鶏の OIE コード案においては、多様な飼養方式が認められていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
第4 飼養方式、構造、飼養空間及び付帯設備 1 飼養方式	
「採卵鶏の飼養方式には、ケージ方式、平飼い方式、放し飼い方式等、多くの選択肢があり、それぞれ特徴を持っている。」に、「放し飼い方式、平飼い方式の順により高いアニマルウェルフェアと評価される。」を追記すべきである。価格差から考えても、一般人の社会通念から考えても、ケージ方式はアニマルウェルフェアに対応しているとは言えない。また、特にバタリーケージ方式は死亡率が高く、アニマルウェルフェア上の課題を払拭することは不可能である。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 2 条 採卵鶏生産システムは、以下を含む。 1 完全舎飼システム 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、機械的な環境管理の有無にかかわらず、鶏舎に完全に収容される。 2 部分的舎飼システム 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、指定された屋外区域へのアクセスがありつつ鶏舎で飼養される。 3 完全屋外システム 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、全ての生産期間中、鶏舎に収容されないが、指定された屋外区域に収容される。」と記載されています。採卵鶏の OIE コード案においては、多様な飼養方式が認められていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
1 ケージ方式は、バタリー(従来型)ケージとエンリッチドケ	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「(1) ケージ方

ージでは、利点と欠点が大きく異なるため、分けて記述すべきである。また、平飼い方式についても、同様の理由のほか、土地が限られている日本では、エイビアリー（多段式）方式と放牧を分けての記述が望ましい。 2 各飼養形式において、「5つの自由」を用いた表現は、下記理由から正確ではなく、また、アニマルウェルフェアに配慮した生産に移行したいと考える生産者が、指針案を見て、ケージ以外は一律に病気や怪我をしやすいとの誤った情報を受け取る懸念がある。生産者に選択肢をもたせるためには正確な記述が必要である。 (1) ケージ方式の『「苦痛、傷害及び疾病からの自由」の点では優れている』の記述は以下の主な理由から正確ではない。 ○バタリー(従来型)ケージ ・極端な行動制限のため、筋骨格系の病気（骨粗しょう症や骨折など）や足の病気になりやすい（趾瘤症、過角化症、足蹠皮膚炎）。また脂肪肝など非感染性疾が多い。 ・行動制限により毛繕いができないため、ダニなど外部寄生虫の蔓延 ・過密のためサルモネラや高病原性鳥インフルエンザなどの感染症を発生した場合、蔓延しやすい。 ・爪の過長による怪我 等 (2) 平飼い方式の『「恐怖及び苦悩からの自由」や「苦痛、傷害及び疾病の自由」などの点ではデメリット』の記述についても以下の主な理由により正確ではない。 ○ケージフリー ・ケージフリーでは、敷料が提供され、十分に維持されている場合、鶏は営巣、止まり木、砂浴びを含む全ての行動を実行できる。そのため、鶏の筋骨格を健康に維持し、廃用	式」に、「従来型のバタリーケージのほか、ケージの中に止まり木、巣箱、砂浴び場等の付帯設備を設置したエンリッチドケージがある。」を、「(2) 平飼い方式」に、「平飼い方式の一種として、多段式平飼い（エイビアリー）があり、鶏舎内に、止まり木を設置した休息エリア、巣箱を設置した産卵エリア、砂浴びのできる運動エリア等を備えている。」を追記しました。 また、採卵鶏の OIE コード案には、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているか本指針において示すことは適切でないことから、飼養方式の評価に関連する記述は削除しました。
--	---

性骨粗鬆症と骨折の発生率を低下させる。 ・深刻なつつき行動は、適切な飼養管理、照度改善及び品種選択などで改善する。 (3) 記述には、下記のように利点や欠点の事実を記述する方が、生産者には理解しやすいと考える。 例) ・バタリー(従来型)ケージの利点は、コクシジウムや高病原性鳥インフルエンザなど感染症の感染リスクが低く、グループサイズ が小さいため、重度のつつき行動が伝搬しにくい。 ・ケージフリー方式の欠点は、感染症や深刻なつつき行動の伝搬などのリスクがあり、産卵時期には骨折率は高いとの報告がある。これらは、バイオセキュリティを含む適切な飼養管理及び温和な鶏の選抜等で改善できる。	
ア ケージ方式	
「苦痛、傷害及び疾病からの自由」の点では優れているが、」を削除すべきである。ケージ内では羽つつきは同じように起きる。また、ケージに挟まったり金網に足や爪が絡んで怪我をしたり、羽を広げきれずに負傷することが非常に多い。死亡率の高さからも、苦痛や障害及び疾病からの自由がないことは明確であり、一方で優れていることについての根拠がない。あまりに恣意的。	採卵鶏の OIE コード案には、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているか本指針において示すことは適切でないことから、飼養方式の評価に関連する記述は削除しました。
「鶏の行動や運動が制約される。」との記述について、「運動ができず骨や筋肉が弱くなる」を追記すべきである。	
「健康状態の点検、産卵状況の確認等の個体管理を行いやすい。」を削除すべきである。実際には鶏がもともと動けないため動けない鶏を見つけにくいことと、数万羽の鶏が高密度に飼育されているため個体管理を行うことができず、疾病も見逃しや	

すい。 「死亡鶏の見落としによる長時間の死体との接触などのアニマルウェルフェア上の問題が発生しやすい。」を追記すべきである。	
「社会的順位の確立等による闘争行動が軽減されるため、それによる事故の発生や、飼料摂取の不足が生じにくい。」を、「ケージ内にはつつく素材や砂浴び場などがいないため、餌を食べるか水を飲む以外にやることがないため、飼料摂取の不足が生じにくい。」に変更すべきである。	採卵鶏の 0IE コード案には、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているか本指針において示すことは適切でないことから、飼養方式の評価に関する記述は削除しました。
「鶏と排せつ物が分離されることにより、衛生的な管理が可能であることから、コクシジウム症等の疾病予防上有効である。」を、「鶏と排せつ物が分離されることにより、排せつ物の管理が簡便である。」に変更すべきである。ケージ方式でもコクシジウムは発生しており、根拠がない。	なお、平飼い方式におけるアニマルウェルフェアに関する科学的知見としては、現時点で御紹介できるものとして、以下のものがあります。 〈飼養効率関連〉 ・一般的には活動性が増加すると飼養効率が悪くなり生産性が低下するといわれ、近年のエイビアリーシステムや従来型の平飼いシステムなどの非ケージシステムでは生産性が低くなると報告されている。このようなことから、本試験で福祉ケージの生産性が低かったことは、活動性が増加したためとも解釈できる。しかし、近年の福祉ケージにおいては、生産性がバタリーケージと同様であると報告されていることから、本試験で福祉ケージの生産性が低かった原因は、活動性が増加したことよりも、敵対行動が頻発していたことによる影響であると考えられた（『夏季環境下の大型福祉ケージにおける採卵鶏の飼養試験』 平原敏史ら、神畜技セ研報 No. 1 (2007)P. 18-23）。 〈排せつ物及び感染症関連〉 ・従来型は、糞がケージの下に落ちることで、糞との分離が完全になされるため、極めて衛生的で、感染症などの病気のリスクは低い。(Koelkebeck と Cain 1984;Appleby と Hughes

	1991 ; Mollenhorst ら 2006) ・ (非ケージシステムでは) 衛生面の悪化は避けられず、内部寄生虫やコクシジウム症などの感染症のリスクは高いため、全体として、死亡率は増加する。(Koelkebeck と Cain 1984; Appleby と Hughes 1991; Abrahamsson ら 1998; Tauson ら 1999 ; Tauson 2002 ; Blokhuis ら 2007) ・ 本症 (鶏コクシジウム症) は糞便と絶えず接触する平飼い鶏において最も問題となるが、ケージ飼い鶏であっても、特に直立多段式ケージのような飼育形態においては本症の発生が散発している。(『鶏コクシジウム症の対策および今後の戦略』川原史也、鶏病研究会報(2012)48 巻3号 P.185-192)
「鶏 1 羽当たりの望ましい飼養スペースは、死亡率等との関連を調べた国内外の知見等からは、飼養密度について鶏 1 羽当たり 430～555 cm² とされている。」との記述について、1 羽当たりの面積は「750cm² 以上」に変更すること。430～555cm² は日本の平均飼育密度であり、国内外の知見を元にしていない。根拠のない情報を記載すべきではない。海外ではケージの場合でも一般的に 750cm² 以上が求められる。なお、今どき 430cm² の飼育密度での研究は世界的にはほとんどなく、異常な値であることがわかる。研究によると (The effect of cage density on laying hen performance, egg quality, and excreta minerals Author links open overlay panel , A.Asghar Saki , 2012) 500cm² ではより広い飼育密度と比較すると体重、卵重、産卵日数、卵量すべてが低く、この研究では 1 羽あたり 1000～2000cm² を与えるべきだと結論付けている。	原案における記述については、 1. 低密度区 (432-561 cm²)、標準区 (355-426 cm²) 及び高密度区 (271-348 cm²) に分類して生産性を比較した結果、密度が高いほど生産性が低下 (卵生産量の減少、死亡率の増加) するのでは、と報告されている (Effect of Crowding and Cage Shape on Productivity and Profitability of Caged Layers: A Survey, 1985)、 2. 押すと壁が移動するボタンを設置したケージを使用し、鶏がどれくらい面積を広くしようと働くかを評価した結果、600 cm²/羽程度にまで拡張した所でボタンのつつき行動が停滞することが報告されている (Space requirements of caged layers, 1988)、 3. バタリーケージ廃止前の EU 基準では最低 550 cm²とされていたこと、全米鶏卵生産者組合 (UEP) のガイドラインにおいてバタリーケージ飼養空間の許容範囲 (Space allowance) は 432～555 cm²/羽の範囲にすべきとされてい
1 羽あたりの飼育面積も数値を示しているので、【将来的に実施が奨励される事項】に入れるべきである。	

【将来的に実施が奨励される事項】のうち、鶏 1 羽当たりの望ましい飼養スペースは 430～555cm²/羽、高さ 40cm とあるが、日齢を問わずこの基準を守るのは困難と考える。主に成鶏で適応される数値で、何かの文献から引用したものだろうが、例えば牛の飼養管理に関する指針案では、必要面積を算出するための数式が記載されており、体格や発育ステージによって飼養空間の異なることが加味されている。具体的な数値を記載するのであればせめて幼雛、中雛、成鶏で基準を設けるべきである。	ること などの知見を参考に紹介したのですが、様々な御意見を頂いたように、アニマルウェルフェア上の望ましい飼養密度については様々な知見があることや、採卵鶏の OIE コード案においては具体的な数値を示していないことを踏まえ、本指針から記述を削除することとしました。
飼育密度について 1 羽当たり 430 から 550 cm²は曖昧になりそうなので、きちんと面積を示すべきである。 例えば鶏 1 羽当たり 500 cm²以上にする。	
【実施が推奨される事項】のうち、「飼養される鶏の品種（系統）や鶏舎の構造、換気の状態、ケージのタイプ、鶏群の大きさ等の要素を考慮して、飼料及び水の摂取が可能で、自然な姿勢で移動したり姿勢を正常に調整できる飼育密度になるように収容する。」との記述について、飼育密度について具体的な数値を明記しないと、生産者はいわゆるアメリカの 2025 年問題のような急激な変化に対応しなければならない事態に直面する危険がある。前段で望ましい飼養スペースについて記載があるのだから、段階的にこの飼養スペースを最低ラインとするといった形で数字を明記すべきである。	
望ましい飼養スペースは、「鶏 1 羽当たり 430～555 cm²」とされているが、これは A4 サイズの紙より小さな面積で、アニマルウェルフェアの著しく支障するものになる。EU の規定 (Council Directive 1999/74/EC) でもケージの最低面積は 750 cm²である。また、ケージフリーの最低面積も 9 羽/m² (1 羽につき 1,111 cm²) と数値で明示している。EU の規定も科学的根拠によるもので、	

最低のアニマルウェルフェアを担保するためには EU の規定のような数値を明示した飼養スペースを提案すべきである。 理由 成鶏の大きさを知っていれば、ケージ飼育の面積は採卵鶏のアニマルウェルフェアを保証する「望ましい」飼養ではないはず。また、高さ 40 cm 以上とされていますが、これは成鶏の身長とほぼ同じである。これでは垂直運動はできない。EU、海外の知見ではこのようなケージの中で、複数に採卵鶏が飼育されていることを考えると、「5つの自由」に著しい支障があると考えられる。アニマルウェルフェアをさらに追求し「望ましい飼養」について、自由な行動を担保できる数値で示すべき。	
「鶏 1 羽当たり 430～550 cm²」の数値は公益社団法人 畜産技術協会がまとめた指針当時の数値であり、これは科学的根拠のある数値として本指針に引用されたと理解してよいか（質問）。 また、【実施が推奨される事項】の「飼養密度」について、このまま読むと「飼養密度＝430～550 cm²/羽」と読めてしまう。数値を記載する是非も含めて文章の精査をお願いする。	
【実施が推奨される事項】のうち、「ケージ方式はアニマルウェルフェアに反する飼養形態であることが世界的に確定付けられている。ケージ方式は世界的に廃止の方向に向かっており、新しい鶏舎を検討する際には、ケージ方式以外の飼養形態を取り入れる取り組みを進める」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 2 条 採卵鶏生産システムは、以下を含む。 1 完全舎飼システム
バタリーケージでの飼養を禁止すべきである。	採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、機械的な環境管理の有無にかかわらず、鶏舎に完全に収容される。 2 部分的舎飼システム 3 完全屋外システム 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、指定された屋外区域へのアクセスがありつつ鶏舎で飼養される。

	採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、全ての生産期間中、鶏舎に収容されないが、指定された屋外区域に収容される。」と記載されています。採卵鶏の OIE コード案においては、多様な飼養方式が認められていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
サルモネラ菌発生率は、ゲージ飼育が高いことは複数の研究により明らかにされている。	サルモネラの保有率は、平飼い飼育に比べケージ飼育の方が高いとの調査結果 (Report on the Analysis of the baseline study on the prevalence of Salmonella in holdings of laying hen flocks of Gallus gallus, The EFSA Journal (2007)) については承知しておりますが、採卵鶏の OIE コード案には、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているか本指針において示すことは適切でないことから、飼養方式の評価に関連する記述は削除しました。
イ 平飼い方式	
「恐怖及び苦悩からの自由」や「苦痛、傷害及び疾病からの自由」などの点ではデメリットがある。」を削除すべきである。平飼いでも内容次第であり、これらはケージ方式でも同じくデメリットとなっている。	採卵鶏の OIE コード案には、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているか本指針において示すことは適切でないことから、飼養方式の評価に関連する記述は削除しました。
「社会的順位の確立等による闘争行動が生じやすい」との記述について、「社会的順位の確立等による闘争行動はケージ方式などの他の飼養方式でも起こり、これらは事故の発生や、飼料摂取の不足に影響する」に変更すべきである。	なお、平飼い方式におけるアニマルウェルフェアに関する科学的知見としては、現時点で御紹介できるものとして、以下があります。 〈苦痛や障害に関連するもの〉 ・非ケージシステムは、骨・足の損傷および死亡率が増加するという短所が存在する。活動量・敷料掻きの増加により骨は強健になる。(Mclean ら 1986; Knowles と Broom 1990 ; Abrahamsson と Tauson 1995 ; Fleming ら 2004, 2006 ; Leyendecker ら 2005 ; Blokhuis ら 2007 ;
「鶏と排せつ物が分離されずに飼養されるため、コクシジウム症、寄生虫症等 が発生しやすい。」との記述について、「飼育密度と敷料管理への配慮が必要であり、適切に管理できなければ、コクシジウム症、寄生虫症等が発生しやすい」に変更すべきである。	

「敷料床の面積が大きく床面に糞が残存することから、粉塵やアンモニア濃度が増加し、空気環境が悪化しやすい。」を削除すべきである。空気環境の悪化は、ウィンドウレス鶏舎で発生しやすいものであることと、敷料の管理状態に左右されるものであり、平飼い方式の一律の特徴とは言えない。	Shimmura ら 2009a) ・設備などとの衝突により飼養期間中の骨折率および胸骨稜の奇形率は高くなる。(Gregory ら 1990 ; Abrahamsson と Tauson 1995 ; Tauson ら 1999 ; Blokhuis ら 2007) ・糞との接触により足の損傷・炎症 (Bumble foot) のリスクが高くなる。(Taylor と Hurnik 1994 ; Abrahamsson and Tauson 1995 ; Tauson ら 1999 ; Tauson 2002 ; Blokhuis ら 2007 ; Shimmura ら 2009a) ・ピーク・トリミングがされていないエイビアリーシステムにおいては、羽毛つつき・カニバリズムのリスクは極めて高くなる。(Abrahamsson ら 1998 ; Tauson ら 1999 ; Tauson 2002 ; Hadorn ら 2000 ; Blokhuis ら 2007) ・これは、羽毛つつきやカニバリズムを高頻度に発現している個体の間引きが困難であり、さらにそれが他個体に伝播して広まっていくことも一因となっていると考えられる。(Newberry 2004) ・加えて、衛生面の悪化は避けられず、内部寄生虫やコクシジウム症などの感染症のリスクは高いため、全体として、死亡率は増加する。(Koelkebeck と Cain 1984 ; Appleby と Hughes 1991 ; Abrahamsson ら 1998 ; Tauson ら 1999 ; Tauson 2002 ; Blokhuis ら 2007)
「敷料床の面積が大きく床面に糞が残存することから、粉塵やアンモニア濃度が増加し、空気環境が悪化しやすい」との記述について、「管理が不適切な場合、粉塵やアンモニア濃度が増加・・・」と変更すべきである。平飼いの場合、床の管理を適切に行えば生糞がそのまま堆積するタイプのケージ鶏舎よりも空気環境が良好な場合がある。その為、「管理が不適切な場合」と追記すべきである。	
「汚卵、破卵が生じやすい。」との記述は、すでに様々な解決策が開発されており、平飼い方式の一律の特徴とは言えない。	〈社会的順位の確立等による闘争行動に関連するもの〉 ・バッテリーケージはグループサイズが小さいので、カニバリズムの発生は少なくなり、死亡率は低くなる。(Appleby MC, Mench JA, Hughes BO. (2004) Poultry Behaviour and Welfare ,1st edn. CABI Publishing, Oxford, UK) ・(従来型ケージは) 小グループ管理であるため、敵対行動の頻度が低いだけでなく、羽毛つつきなどの問題行動も発

	生しにくく、カニバリズムによる死亡率は低い。(Appleby と Hughes 1991 ; Abrahamsson と Tauson 1995 ; Blokhuis ら 2007) ・従来型ケージでは、死亡率が高い場合でも 10%を超えることは極めて稀である。(Tauson 2005) 〈鶏のコクシジウム症に関連するもの〉 ・(非ケージシステムでは) 衛生面の悪化は避けられず、内部寄生虫やコクシジウム症などの感染症のリスクは高いため、全体として、死亡率は増加する。(Koelkebeck と Cain 1984 ; Appleby と Hughes 1991 ; Abrahamsson ら 1998 ; Tauson ら 1999 ; Tauson 2002 ; Blokhuis ら 2007) ・オーシストの成熟には適度な酸素、温度および湿度を必要とするが、一般に鶏舎の床敷きはオーシストの成熟にとって最適な条件を満たしてしまっている。感染した鶏は多量のオーシストを糞便中に排泄して新たな感染源となることから、鶏群内における感染は短期間に連鎖的に進行していく。(略) このような感染および伝播機序から、本症は糞便と絶えず接触する平飼い鶏において最も問題となるが、ケージ飼い鶏であっても、特に直立多段式ケージのような飼育形態においては本症の発生が散発している。(『鶏コクシジウム症の対策および今後の戦略』川原史也、鶏病研究会報 (2012) 48 巻 3 号 P.185-192) 〈空気環境の悪化に関連するもの〉 ・バタリーケージシステムの、空気環境は最も良好で放牧システムと同等であった。(Blokhuis, H. J. et al. 2006 The LayWel project: welfare implications of changes in production systems for laying hens. World's Poultry Science Journal. 63(1), P.101-115)
--	---

	・ バタリーケージシステムについて、環境のコントロールが容易であるため、アンモニア濃度は低く抑えられる。 (Tauson, R. 2005 Management and housing systems for layers -effects on welfare and production. World's Poultry Science Journal. 61(3), P. 477-490) ・ 特に、ウインドレス鶏舎においては、温湿度・換気が自動制御され、砂浴び場へのおが粉の供給がないことで粉塵の問題もなく、全体として空気環境は優れている。(Appleby ら 1989 ; Appleby 1991 ; Kangro 1993) ・ (非ケージシステムにおける) 物理環境については、敷料床の面積が大きいいため粉塵の増加は大きく、また、おが粉の交換が難しく糞は敷料中に多く残るため、アンモニア濃度は必然的に高くなる。(Appleby ら 1989 ; Kangro 1993 ; Wathes 1999 ; Tauson 2002 ; Blokhuis ら 2007) 〈汚卵、破卵に関するもの〉 ・ 汚卵・巢外卵抑制には巢箱にフタをつけることが有効であった。(『放飼養鶏技術開発試験』愛媛県の養鶏試験場)
闘争行動を防止するための対策に、「闘争が発生しにくい品種の選定、突きの素材の提供、広いスペースの提供、隠れる場所の提供、適切な照度の安定、給餌時間を長くするための餌の工夫、強制給餌を行わないこと」を追記すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「闘争行動を防止するため、状況に応じ、より穏和でおとなしい系統を選択するとともに、飼養管理の段階において、飼養空間の拡大、損傷した鶏やつつきをする鶏の分離（損傷した鶏は、治療又は安楽死させる。）、照度の低減、飼料形状の調整（細粒化）、付帯設備（高い止まり木、営巢のエリア、ついでみの材料等）の提供等の管理方法を行う。」に改めました。
鶏卵公正競争規約第5条の特定用語の使用基準で「平飼い」及び「放飼い」の定義を定めており、「平飼い」は指針(案)と全く同じである。「放飼い」については「平飼いのうち、日中の過半を屋外において飼養した場合」となっており、さらに120日	採卵鶏の01Eコード案には、平飼い、放し飼い等の具体的な飼養方式の基準についての記載はないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。

齢以降、1㎡当たり5羽以下で飼育したもの」を「放飼い（特定飼養卵）」と表示することができるとしているので、指針(案)でも参照することが望ましいと考える。	
現在の畜産技術協会による「アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針」では、エイビアリーを「平飼い鶏舎のこと」とし、一方では「エンリッチドケージ」にも言及しているが、これについては平飼いとは認めていない。指針(案)ではこの点について言及が無いようなので、触れておくべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「平飼い方式の一種として、多段式平飼い（エイビアリー）があり、鶏舎内に、止まり木を設置した休息エリア、巣箱を設置した産卵エリア、砂浴びのできる運動エリア等を備えている。」に改めました。
平飼いの説明箇所で畜産技術協会の「アニマルウェルフェアに対応した飼養管理基準」にあったエイビアリーの記述がすっぱり抜けています。完全な平飼いは無理としても少しでも鶏の生活環境をよくするためにエイビアリーは今後増えていくと思われるので、平飼いの一種としてのエイビアリー方式も明記すべきである。	
屋外飼養の方式においては、野生動物との接触等により鳥インフルエンザをはじめとした感染症のリスクが高くなることもデメリットの項目に該当すると考えられることから、このことを追記すべきである。 平飼い方式のデメリットとして、「汚卵、破卵が生じやすい」とのみ記載されているが、平飼い方式では、一定の割合でネスト（巣）の外、床・土の上に採卵される巣外卵が発生する。敷材や鶏糞と直接巣外卵が接触するリスクや、場合により産卵後に長期間放置されるリスクがあるため、食品の安全・衛生上の観点から、これらの点についても追記すべきである。特に、鶏卵の生食文化のある日本においては汚卵、破卵の比率を下げる取組の重要性や長期間放置しない・衛生的に取り扱う管理が【実施	採卵鶏のOIEコード案には、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているか本指針において示すことは適切でないことから、飼養方式の評価に関連する記述は削除しました。

が推奨される事項】に盛り込まれることが重要である。	
2 構造・床・敷料	
「鶏を収容する施設は、鶏が突起物等により損傷したりすることのない構造」との記述について、「鶏の足の構造を考慮し、金網ではない構造とし、とまり木や十分な敷料を提供すること」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 9 条 床の傾斜、設計及び構造は、採卵鶏の若鶏及び採卵鶏に適切な支えを提供し、損傷や挟み込みを防止し、健康を促進し、並びに快適性及び運動性の行動等の行動を発現できるようにする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「床の傾斜、設計及び構造は、鶏に適切な支えを提供し、損傷や挟み込みを防止し、健康を促進し、快適行動及び運動行動をとれるようにする。」に改めました。なお、採卵鶏の OIE コード案においては、止まり木及び敷料の提供は必須事項とされていないことから、本指針においては、これらを提供することとした場合の留意点等を、止まり木については「4 付帯設備」の【将来的な実施が推奨される事項】において「止まり木へアクセスできることが望ましい。」と記載しており、敷料については本項目の【実施が推奨される事項】において、「敷料を用いる場合は衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、快適行動及び運動行動がとれ、清潔でほぐれやすく乾燥した快適な状態を維持するとともに、疾病を防止しアニマルウェルフェアへの悪影響を最小限にするため、適切に追加又は交換を行う。」と記載しています。
「鶏の足及び爪の損傷は、ケージ飼育でより頻繁で、足は病変、亀裂および角質増殖し、爪は過度に成長し、捻れ、又は破損する。足の裏の損傷は、ケージ床の金網による局所的圧力によって引き起こされる」を追記すべきである。 (Tauson, R. 1980. Cages: how could they be improved? .	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 9 条 床の傾斜、設計及び構造は、採卵鶏の若鶏及び採卵鶏に適切な支えを提供し、損傷や挟み込みを防止し、健康を促進し、並びに快適性及び運動性の行動等の行動を発現できるようにす

Appleby M. 1991. Do hens suffer in battery cages?)	る。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「床の傾斜、設計及び構造は、鶏に適切な支えを提供し、損傷や挟み込みを防止し、健康を促進し、快適行動及び運動行動をとれるようにする。」に改めました。 なお、御意見の根拠とされた論文の内容は承知していますが、一方で、バタリーケージの場合、足の損傷率が最も低いとの報告もあります（Blokhuis, H. J. et al. (2006) The LayWel project: welfare implications of changes in production systems for laying hens. World's Poultry Science Journal. 63(1), P. 101-115）。
「床をスラット構造とする場合は、鶏が常時縦横2本以上の線をつかめる幅とする。」との記述について、「床をスラット構造とする場合は、1本のスラットの幅を2.5cm以上とし、局所的に圧力がかからないようにする」を追記すべきである。	採卵鶏のOIEコード案には、 「第7.Z.9条 床の傾斜、設計及び構造は、採卵鶏の若鶏及び採卵鶏に適切な支えを提供し、損傷や挟み込みを防止し、健康を促進し、並びに快適性及び運動性の行動等の行動を発現できるようにする。」 と記載されておりますが、スラット構造とした場合の詳細について具体的な記載はありません。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「敷料を用いる場合は、衛生的で非毒性であるなど適切なものを用い、必要な場合には、交換するなど適切な対応をとる。」との記述について、「常に衛生的な状態を保つために交換する」に修正すべきである。	採卵鶏のOIEコード案には、 「第7.Z.9条 敷料が提供されるとき、それは、快適性及び運動性の行動といった行動の発現を許容し、乾燥して砕けやすく管理され、疾病の予防及びアニマルウェルフェア上のあらゆる有害な影響を最小限に抑えるために必要なときは、適切に取り扱われる

	又は置き換えられる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「敷料を用いる場合は衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、快適行動及び運動行動がとれ、清潔でほぐれやすく乾燥した快適な状態を維持するとともに、疾病を防止しアニマルウェルフェアへの悪影響を最小限にするため、適切に追加又は交換を行う。」に改めました。
3 飼養空間	
「逆に、余分なスペースの追加も羽つつきが発生する原因となることが知られている」との記述については根拠がなく、またアニマルウェルフェアに反する記述である。十分なスペースとつつきの素材や止まり木、巣箱、砂浴びエリアなど設置が必要であるため、削除すべきである。	採卵鶏のOIEコード案には、 「第7.2.7条 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、資源を適切に利用し、正常な姿勢をとれるよう空間的ゆとりをもって収容される。良好な筋骨格の健康及び羽毛の状態に貢献する運動性及び快適性の行動の発現のために十分な空間を提供することは望ましい。空間的ゆとりの問題は、ストレスや損傷の発生を増加させる。 空間的ゆとりの決定時、英語におけるアルファベット順の以下の要因が考慮される。 —採卵鶏の若鶏及び採卵鶏の週齢及び体重 —周辺の状態 —バイオセキュリティ方針 —設備の選択 —給餌及び給水システム —床層 —遺伝的性質 —鶏舎のデザイン —管理能力 —生産システム

	—利用可能な空間 —換気」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、当該記述を削除することとし、「空間が過密な場合、鶏にとってストレスとなり、羽つき等の異常行動の発現、疾病、闘争、損傷の発生等の原因となる。」に改めました。
「良好な筋骨格の健康及び羽の状態に貢献する運動及び快適な行動の発現のためには、十分な空間を提供することが望ましい。」との記述について、「運動及び快適な行動の発現のためには、ケージ方式から平飼い方式への転換を検討することが望ましい」を追記すべきである。	採卵鶏のOIEコード案には、 「第7.Z.7条 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、資源を適切に利用し、正常な姿勢をとれるよう空間的ゆとりをもって収容される。良好な筋骨格の健康及び羽毛の状態に貢献する運動性及び快適性の行動の発現のために十分な空間を提供することは望ましい。」 と記載されていますが、御意見の飼養管理方式の転換に関する記載はないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
飼養スペースについて（当社はウィンドレス鶏舎、直立ケージ） 現在、1羽当たりの面積は確保されているが、今後、羽数を増やす取組が行われる場合に1羽当たりの面積を確保することが難しい。日々の清掃やしっかりとした飼養管理を行うことに重きを置き、エンリッチドケージの使用を必須とするのではなく、今後も推奨という位置付けにとどめるべきである。	採卵鶏のOIEコード案には、 「第7.Z.7条 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、資源を適切に利用し、正常な姿勢をとれるよう空間的ゆとりをもって収容される。良好な筋骨格の健康及び羽毛の状態に貢献する運動性及び快適性の行動の発現のために十分な空間を提供することは望ましい。」 と記載されています。この記述を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。」と記述しています。また、採卵鶏のOIEコード案においては、エンリッチドケージでの飼養は必須事項とされていないことから、本指針においては、止まり木等の付帯設備については、「4 付帯設備」の【将来的な実施が推奨される事項】に、これ

	らを設置することとした場合の留意点等を記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
いつも採卵鶏のアニマルウェルフェアで問題になるのは密飼いである。確かに現在の一般的な飼育状況では鶏本来の行動様式を発現できているとは言えない。生産者の立場としてもアニマルウェルフェアのために何かをしなければならないとは思っている。付帯設備は無理だが、せめて1羽当たりの飼育面積を国内外の知見である430 cm²とする、そのための科学的根拠を国で研究してほしい。これであれば生産者も経営的に何とか許容できるし、消費者からも一定の評価は得られるのではないか。	原案においては、海外の知見を参考に、飼養密度に関する数値を紹介していましたが、アニマルウェルフェア上の望ましい飼養密度については様々な知見があることや、採卵鶏のOIEコード案においては具体的な数値を示していないことを踏まえ、記述を削除することとしました。 また、現在、国において、国内外の研究機関等におけるアニマルウェルフェアの改善に資する研究成果の収集を行っているところであり、今後、飼養密度についても、参考となる科学的知見を提供し、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組について普及及び推進を図っていくこととしています。
「動物は感覚のある」存在という認識で、「鶏の快適性」と「5つの自由」を担保できないケージ飼育より、ケージフリーによる飼育を増やす動きが活発化している。バタリーケージだけでなく、垂直運動のできないエンリッチケージも自然な行動の発現と自由な運動が制限される飼育方式である。世界の動向は、企業レベルだけでなく、国や州レベルでケージフリーの法規制がされるとともに、生産者による自主基準としてケージフリーの基準を設けている国もある。このような状況にある中で、ケージフリーの飼養施設を新設や増設したい生産者にとって、日本政府の方向性が見えない状況にある。このため、ケージフリーによる飼育を支援し、促進する指針にすべきである。その際、ケージ方式、平飼い方式など多様な飼育施設の定義を設け、また飼育密度、飼育面積などは数値を明示したものにすべきである。	採卵鶏のOIEコード案においては、多様な飼養方式が認められており、特定の飼養方式のみを国が支援する状況にはありません。また、アニマルウェルフェア上の望ましい数値基準については、様々な知見があることや、採卵鶏のOIEコード案では具体的な数値を記載していないことから、現段階で、本指針において、数値を記述することは困難であることを御理解願います。
飼養スペース内での望ましくない鶏の状態(BCS、脱毛、羽毛	御意見を頂いた内容は、原案では、「(参考) 採卵鶏の測定指

の状態、眼の症状、嘴の状態、消化器症状、異常行動、足の病気、皮膚炎等)の明記も必要不可欠である。	標」に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目と認識していただけるよう、「(参考) 採卵鶏の測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
4 付帯設備	
【実施が推奨される事項】に、「砂浴びのエリア、ついでみのエリア、営巣のエリア及び止まり木 を設置する」「止まり木は、1羽につき、15 cmを与え、高い位置に設置する」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案においては、付帯設備の設置は必須事項とされておらず、また、具体的な数値も記載されていないことから、本指針においては、止まり木、砂浴びのエリア等の付帯設備については、「4 付帯設備」の【将来的な実施が推奨される事項】に、これらを設置することとした場合の留意点等を記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、飼養管理におけるアニマルウェルフェアの状況を判断する際の指標となる採卵鶏の行動については、原案では、「(参考) 採卵鶏の測定指標」に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目と認識していただけるよう、「(参考) 採卵鶏の測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
【将来的に実施が推奨される事項】のうち、「砂浴びを促すため、砕けやすく、乾燥した床質へアクセスできることが望ましい」の「望ましい」を削除し、「鶏のアニマルウェルフェアに必須」と修正すべきである。	
「砂浴びのエリアを設ける場合には、砂浴びを促し、」の「を設ける場合」を削除すべきである。	
EU では、ケージ飼い、非ケージ飼いを問わず、採卵鶏には巣、止まり木、啄み行為と引っ掻きができる引っ掻きエリアに全鶏が自由にアクセスできる必要性に言及している。特に OIE でも議論のポイントになっていた止まり木については、動機を知るオペラント条件付け反応の研究で、採卵鶏が止まり木に夜間止まりたいという欲求が高いことがわかっている。捕食されることから逃れる手段として、夜間、保身で鶏は高所に止まり休養する。これらの高い行動欲求を満たす施があることで、より高いアニマルウェルフェアを実現できる。 このため、砂浴びエリア、ついでみエリア、営巣エリア、止まり	

木は「アクセスできることが望ましい」とあるが、これらの設備の設置を必須とすべきである。	
止まり木に関し、採卵鶏は鶏の習性として、夜になると本能的に外敵から身を守るため、地面よりも高い場所（止まり木）で安心して過ごすことを好むと弊社では考えている。 今後新たに国内でアニマルウェルフェアに基づいた平飼い認証を推進していく中で、鳥が本来持つ習性をできる限り発揮することが可能となるようにして欲しい。	
将来的に推奨される事項として「砂遊び」「ついでみ」「営巣」「止まり木」へのアクセスが望ましいとされているが、これらの設備は平飼いや放し飼いを前提にしたものであり、通常のバタリーケージへの設置は物理的に不可能であり、エンリッチャブルケージでもこれら設備を追加するのは工事期間が長期にわたるため、事実上不可能である。つまり、設備全てを入れ替えねばならず1羽当り2000円の工事費だとしても国内1億羽で2000億円の設備投資になる。 1羽当たりの面積を定めずにこれらの設備の設置を強制すれば、既存ケージへの構造物の追加により1羽当たりの面積が狭くなり逆にアニマルウェルフェアに悪影響を及ぼすことが懸念されるのみならず、エンリッチドケージで生産しても鶏卵の売価アップにはつながらないので、生産者は増加したコストを回収しようとして今以上に密飼いとなる可能性もある。 ケージシステムを入れ替えれば30年は使えるが、通常のバタリーケージを新設した途端に「将来的推奨」が「今すぐ推奨」に変わり、施設の償却が終わらない中で鶏卵を売ることが出来なくなれば経営は破綻する。 また、高温多湿な日本では今でも吸血性寄生虫であるワクモやトリサシダニ等による被害に生産者は悩まされているが、ケ	採卵鶏の OIE コード案においては、付帯設備の設置は必須事項とされていないこと、また、具体的な数値も記載されていないことから、本指針においては、「砂遊び」「ついでみ」等の付帯設備については、「4 付帯設備」の【将来的な実施が推奨される事項】に、これらを設置することとした場合の留意点等を記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 また、農林水産省が主催する「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」や国の補助事業により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組を推進する重要性やアニマルウェルフェアの水準の向上に伴う費用の負担の必要性について、消費者や流通関係者等に御理解いただくための努力を行っていく考えです。

ージ内にネストエリアを設けるとその住処になり駆除が困難となる恐れがある。また、死角が多くなり、それが障害物となって滞留卵の発生を招き、衛生上の問題となる恐れがある。 以上のことから、将来的推奨事項であってもこれら付帯設備を設けることには絶対反対である。	
【将来的な実施が推奨される事項】で砂浴びのエリア、ついでにばみのエリア、営巣のエリア、止まり木にアクセスできることが望ましいと記載されており、これはケージ飼育であってもエンリッチケージであることが望ましいと考えていることに他ならない。ここの部分を「なし」とするのであれば付帯設備の【将来的な実施が推奨される事項】は同じく「なし」とするか、もしくは平飼い方式に限って望ましいとするよう表現を変更すべきである。	
第5 鶏舎の環境 1 熱環境	
「鶏にとって快適な温度域（最小限の恒常性維持機能で体温を維持できる環境温度域）は、20～30℃とされている。」との記述に、「成長した採卵鶏にとって適切な温度は、21℃から 22℃の間である」を追記すべきである。	御意見を踏まえ、改めて以下の参考に示した資料を確認し、記述を追記することとし、「鶏にとって快適な温度域は、発育段階等によって異なる。鶏の適温域は、成鶏では、15～25℃程度が目安となる。」に改めました。 （参考とした資料及び当該資料における温度に関する記載） ・動物飼養学（2011 年、養賢堂）：16～26℃（鶏：熱的中性圏） ・最新畜産ハンドブック（2014 年、講談社）：12～25℃（産卵期：熱的中性圏） ・日本飼養標準・家禽（2011 年版、中央畜産会）：12～25℃（産卵鶏：熱的中性圏） ・ハイライン利用者向け情報（2015 年、ハイライン社）：18～25℃（産卵期：熱的中性圏）

	・鶏病研究会報 51 巻 1 号（2015 年、鶏病研究会）：18～24℃ （成鶏：熱的中性圏）
「鶏の快適性は、温度だけでなく、湿度、風速、換気 方法、床の構造等の影響も受ける」との記述に、「飼育密度、飼育形式、床の状態、エンリッチメントの有無」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 15 条 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏の温度環境は、発育段階及び用いられた遺伝的形質に適した範囲内に維持され、極端な高温、湿度及び低温は避ける。熱指数は、変化する温度、気流速度及び相対湿度のレベルにおいて、採卵鶏の若鶏及び採卵鶏にとっての温度の快適範囲を特定することにおいて助けとなり得、また、採卵鶏の種鶏供給会社により提供される管理ガイドラインにおいて示されている。」 と記載されていることを踏まえ、原案における記述としましたが、 「第 7. Z. 7 条 良好な筋骨格の健康及び羽毛の状態に貢献する運動性及び快適性の行動の発現のために十分な空間を提供することは、望ましい。」 とも記載されていることから、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「鶏の快適性は、温度だけでなく、湿度、風速、換気方法、床の構造、放射熱、飼養密度等の影響も受けるため、鶏をよく観察し、快適性を維持することが重要である。」に改めました。
「暑熱ストレスを防止するため」の対策に、「飼育密度の低減」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 15 条 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、特に予想される状況に対して適切な品種や鶏舎が選択されれば、様々な温度環境に対して適応可能であるものの、急激な温度の変動は、高温又は低温ス

	トレスを引き起こし得る。 環境条件がこれらの範囲から外れるとき、採卵鶏の若鶏及び採卵鶏への悪影響を低減するための方策をとる。これらには、気流速度の調整、熱の供給又は気化熱式冷却が含まれ得る。」 と記載されていることを踏まえ、原案における記述としましたが、 「第 7. Z. 7 条 良好な筋骨格の健康及び羽毛の状態に貢献する運動性及び快適性の行動の発現のために十分な空間を提供することは、望ましい。」 とも記載されていることから、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「断熱材の利用や、窓の開閉、換気、通気、飼養密度の調整等を行い、可能な限り適温を維持する。」に改めました。
OIE コードに沿って、「温度環境の管理装置は、福祉上の問題が生じる前に故障が発見できるよう、頻繁に点検するものとする」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 15 条 温度環境は、システムの問題がアニマルウェルフェア上の問題を引き起こす前に検出され、是正されるよう、定期的に点検される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「鶏舎の熱環境を制御するシステムの不具合が、アニマルウェルフェア上の問題が起きる前に発見され修理がなされるよう、熱環境は定期的に監視し、システムは機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検する。」に改めました。
2 換気	
「25ppm を超える状態」は鶏にとっての極限值であり、15ppm	採卵鶏の OIE コード案には、

が推奨されることを追記すべきである。	「第 7. Z. 16 条 アンモニア濃度は、採卵鶏の若鶏及び採卵鶏の高さで日常的に 25ppm を超えない。」と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
3 照明	
「10 ルクス未満の暗い環境に継続的に置かれると、眼炎等の目の異常や行動障害を引き起こすことがある。様々な福祉保証制度で、鶏舎内の「活動」エリアでは 20 ルクス以上の明るさが必要である。」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 17 条 継続した明期を適切な期間設ける。明期における照度は、正常な成長を促進し、鶏舎に収容された後の採卵鶏の若鶏及び採卵鶏が、飼料及び水を見つけることができ、活動を促し、採卵の開始を促し、有害な羽つき及びカニバリズムが起きる可能性を最小限に抑え、適切な検査が行えるよう、十分かつ均質である。」 と記載されており、照度に関する具体的な数値は記述されていませんが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に「明期の照度は、鶏が飼料及び水を探すことができ、正常な発育が促されるとともに活動が刺激され、産卵開始が促され、有害な羽つき及びカニバリズムの可能性が最小限に抑えられ、管理者及び飼養者が適切な検査を行えるよう十分なものとし、均等に照射する。」に改めました。
「給餌場、水飲み場や敷料を敷いた場所で、最低でも 20 ルクスの明るさ（自然照明か人工照明かにかかわらず）を保つものとする。」を追記すべきである。	
「鳥が夜間の休息の準備をできるように、調光時間帯を設ける」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 17 条 また、採卵鶏の若鶏及び採卵鶏が、休息及び睡眠し、ストレスを軽減し、及び概日リズムを促進できるよう、24 時間ごとに、適切な暗期を設ける。照明の変化は、その間の急速な順応は考慮しつつ換羽が実施されている場合は除き、必要に応じて徐々に又は段階的に行う。」

	と記載されており、夜間の休息準備のための調光時間の設定に関する記載はありません。このことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「迅速な照明の調整が必要となる誘導換羽が行われている場合を除き、」を削除すべきである。誘導換羽時の照明の調整による日中の暗さは鶏の目の負担を増強する。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 17 条 照明の変化は、その間の急速な順応は考慮しつつ換羽が実施されている場合は除き、必要に応じて徐々に又は段階的に行う。」 と記載されていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「各 24 時間の間に継続した暗期」を、「各 24 時間の間に継続した 8 時間以上の暗期」に変更すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 17 条 また、採卵鶏の若鶏及び採卵鶏が、休息及び睡眠し、ストレスを軽減し、及び概日リズムを促進できるよう、24 時間ごとに、適切な暗期を設ける。」 と記載されており、暗期時間に関する具体的な数値は記載されていないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
24 時間ごとに継続して 4 時間以上の暗期を設けるべきである。	
4 騒音	
【実施が推奨される事項】のうち、「騒音は、可能な限り小さくする」の記述について、換気扇の真下にいる鶏などは、長時間、換気扇の音に晒されているため、騒音にも臭気と同様に具体的な数値の基準を設けるべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 18 条 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、様々なレベル及びタイプの騒音に順応できるが、ストレス及びお互いの上に積み重なる等の恐怖反応を防止するため、聞きなれない騒音、特に突然又は大きな騒音に採卵鶏の若鶏及び採卵鶏を曝すことは、可能な限り、最小限に抑える。」 と記載されており、騒音に関する具体的な数値は示されていないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【将来的な実施が推奨される事項】のうち、「絶え間ない騒音	採卵鶏の OIE コード案には、

や突然に騒音は避けるよう努める」との記述について、「努める」を削除し、「避ける」と修正すべきである。	「第 7. Z. 18 条 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏は、様々なレベル及びタイプの騒音に順応できるが、ストレス及びお互いの上に積み重なる等の恐怖反応を防止するため、聞きなれない騒音、特に突然又は大きな騒音に採卵鶏の若鶏及び採卵鶏を曝すことは、可能な限り、最小限に抑える。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「ストレス、圧死等の恐怖反応を防止するため、人によるものを含む、鶏が不慣れな突然の予期せぬ大きな騒音に曝すことを、可能な場合、最小限に抑える。」に改めました。
第 6 その他 2 設備の点検・管理	
【実施が推奨される事項】に、「鶏舎火災が起こった際は、原因を公表し、業界全体への注意喚起に貢献すること」を記載すべきである。	アニマルウェルフェアの観点から火災原因の公表を求めることは困難です。ただし、今後、鶏舎の火災の原因について関係者への注意喚起が必要であると考えられるケースが発生した場合には、畜産振興課長通知の発出や全国畜産課長会議等により情報共有を図るなど、業界全体への注意喚起を図ってまいります。
3 緊急時の対応	
「計画には、機能異常を検出するための安全警報装置、予備発電設備、維持管理業者の確保、代替暖房又は冷却設備、農場の貯水能力、水の運搬業者の確保、農場での飼料の適切な備蓄と代替飼料の供給先の確保並びに換気の非常事態への対応策といった事項を含むものとする」を追記すべきである。	採卵鶏の OIE コード案には、 「第 7. Z. 26 条 採卵鶏の若鶏及び採卵鶏の生産者は、自然災害、疾病の発生及び機械設備の故障の影響を、最小限に抑え低減するための緊急時計画を整備する。計画は、火災安全計画を含み、関連する場合は、避難手順、予備発電機及び不具合を検出するための安全警報装置の設置、維持管理及び試験、維持管理業者の利用、代替冷暖房設備の準備、農場における水の貯留能力、水の運搬業者の利用、農場内における適切な飼料備蓄及び代替飼
OIE コード（肉牛）に沿って、「熱ストレス、干ばつ、吹雪、火事や洪水といった自然災害や極端な気候条件などの影響を最小限に軽減する計画が整っているものとする」を追記すべきである。	

OIE コード（乳牛）に沿って、「緊急時計画には、避難計画が含まれ、それは文書化され、全ての関係者に伝達されるものとする。」を追記すべきである。	料供給並びに換気の緊急管理計画を含む。」と記載されています。このため、緊急時計画等については、各農場において記述すべき事項の検討が必要であり、御意見のように具体例を網羅的に全て示すことは困難であると考えられますが、既に、「各農場においては、主なサービス事業者の連絡先情報の把握、飼料及び燃料の備蓄や取水方法等の検討、換気、給餌等の設備のための自家発電機や代替システムの整備等の対策をとる必要がある。」と主な事項を記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「警報や発電機などの予備システムは、定期的に点検する」との記述について、「週に1回の点検」など具体的な頻度を追記すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「警報や発電機等の予備システムは、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検する。」に改めました。
孵卵場でのひなの扱いが抜けている。丁寧な取扱い、餌と水にできるだけ早くアクセスできるようにすべきである。 雄のひなが生まれる前に性別鑑定する技術への代替を推進すること、鶏の卵は産卵後7日目以降、苦痛を感じ始めることを認識すべきである。さらに、雛の殺処分を行う場合は、コンテナに入れて積み上げての圧死や窒息死、ごみ箱に生きたまま入れる行為や生きたまま冷蔵庫や冷凍庫に入れるなどして凍え死にさせる行為を禁じるべきである。	採卵鶏の OIE コード案の適用範囲は、採卵鶏の初生ひなの農場への到着から採卵を終えて農場から出荷されるまでの期間を対象としていることから、本指針もそれに倣い、孵卵場におけるひなの管理は対象としていません。しかし、本指針とは別途示している「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」において、ひなの適切な安楽死の方法について記述しています。
（参考）採卵鶏の測定指標	
（参考）採卵鶏の測定指標は、実施事情として重要であり、参考とすべきではなく、本文に組み込むべきである。	御意見を踏まえ、生産者等に本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目と認識していただけるよう、「（参考）採卵鶏の測定指標」とのタイトルから（参考）を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
前文の部分を中心に、分かりづらい文章となっており、もう	御意見を踏まえ、前文の記述を全体的に改めました。

少し平易な文章にすべきである。 「1. 嘴の状態」の部分のツールとはどこを見ればわかるのか不明なので、出典を示すべきである。	なお、各測定指標の詳細については、「第7 採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標」の記述の最後に、採卵鶏の OIE コード案が掲載されている URL を紹介していますので、当該 URL からお知りになりたい記述の参照元とされている文献を確認できます。
--	--

V 「ブロイラーの飼養管理に関する指針（案）」への御意見の概要と、当該御意見への農林水産省の考え及び指針での対応

御意見の概要	御意見への農林水産省の考え及び指針での対応
【指針全般への御意見】	
●指針の作成に際し考慮すべき事項に関する御意見 持続可能な畜産の発展のために、アニマルウェルフェアについては OIE コードと同水準を目指すだけでは不十分であり、EU と遜色のない水準のアニマルウェルフェアの基準を設けるべきである。	本指針は、国民のアニマルウェルフェアに関する関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際基準である OIE コードまで引き上げることを目指してお示しするものです。 また、本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コードを遵守することは、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、生産現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、全ての生産者の方々に遵守のための取組をお願いします。
【指針の個別事項への御意見】	
第1 管理方法 1 観察・記録	
「鶏の健康悪化の兆候としては、速く不規則な呼吸、持続的な咳や呼吸音の異常、震え、食欲不振、病的なうずくまり等」との記述について、OIE コードに沿って、歩様、接触性皮膚炎、羽毛の状態、寄生虫感染、恐れを示す行動、空間的分布、羽翼を広げる行動、羽根つつきと共食い、損傷、目の状態、鶏鳴を追記すべきである。	本記述は、ブロイラーの観察を行うことの重要性等を説明するため、兆候の主な例を記述したものであり、実際に観察を行う際に指標となる兆候については、原案では「(参考) ブロイラーの測定指標」に具体的に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「(参考) ブロイラーの測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第7 ブロイラ

	一のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。 ブロイラーのOIEコード（OIEコード「第7.10章 アニマルウェルフェアとブロイラー生産システム」をいう。以下、特に説明のない場合において同じ。）には、 「第7.10.4条の2 m) ブロイラーは、少なくとも毎日検査されるものとする。」と記載されており、1日に複数回観察することは求められていませんが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「鶏の観察は、飼養方法や、健康及びアニマルウェルフェア上のリスクに応じて適切な頻度で行い、少なくとも1日に1回は行う。特に、飼養環境が変化した直後や暑熱・寒冷時期等は、疾病や損傷の発生予防等のため、観察の頻度を増加させる。」に改めました。
「観察は、少なくとも1日に1回は実施」との記述について、「少なくとも1日2回」に変更すること。死亡鶏の多さや、ひっくり返った個体を考えると1日1回は明らかに少ない。	
「観察する際には、鶏の健康状態、損傷の有無、羽つつきの発生等が見られないか等を観察」との記述について、OIEコードに沿って、「死亡率、淘汰及び罹患率の増加、接触性皮膚炎、跛行あるいは歩行異常、羽根の汚れ、疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、恐れを示す行動、空間的分布、浅速呼吸と羽翼を広げる行動、砂浴び行動の減少、採餌や飲水行動の減少、羽つつきと共食いが見られないか」に改めるべきである。なお、それぞれの詳細は参考に記載されているが、本文にて説明を追記すべきである。	ブロイラーのOIEコードには、 「第7.10.4条の2 m) ブロイラーは、少なくとも毎日検査されるものとする。検査は3つの主な目的がある。治療又は淘汰のために病気又は損傷したブロイラーを確認すること、当該群れの中のウェルフェア又は健康上の問題を発見し。改善すること、並びに死亡したブロイラーを取り除くことである。」 と記載されており、観察する項目について、御意見のような具体的な内容は記載されていません。実際に観察を行う際に指標となる兆候については、原案では、「(参考) ブロイラーの測定指標」に具体的に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「(参考) ブロイラーの測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第7 ブロイラーのアニマル
「観察する際には、鶏の健康状態、損傷の有無、羽つつきの発生等が見られないか等を観察」との記述について、「脚の障害や捻転脚や頸椎側わん症などの個体」を追記すべきである。	

	ウェルフェアの測定指標」に改めるとともに、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「記録する項目は、アニマルウェルフェア上の問題を生じている可能性のある行動（第7の6を参照）が見られる場合等は、状況に応じて追加する。」に改めました。
「飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか等をチェック」との記述について、OIEコードに沿って、敷料の状態が悪化していないか、採光、騒音の有無を追記すべきである。	ブロイラーのOIEコードには、 「第7.10.4条の2 m) ブロイラーは、少なくとも毎日検査されるものとする。」と記載されており、観察する項目について、御意見のような具体的な内容は記載されていません。しかし、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか、敷料の状態が悪化していないか等を確認する。」に改めました。
「鶏の健康状態、疾病・事故の発生の有無、死亡羽数、飼料及び水の摂取量、最高及び最低温度、湿度等を毎日記録する」との記述について、OIEコードに沿って、「疾病・事故の発生の有無、死亡羽数、飼料及び水の摂取量、最高及び最低温度、湿度、接触性皮膚炎、跛行あるいは歩行異常、砂浴びをする鶏の割合、羽根の汚れ、疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、恐れを示す行動、空間的分布、浅速呼吸と羽翼を広げる行動、砂浴び行動の減少、採餌や飲水行動の減少、羽つつきと共食いの割合を毎日記録する」に改めるべきである。	ブロイラーのOIEコードには、記録に関する記載はありませんが、 「第7.10.3条の1 一日当たり、一週当たり及び累積の死亡、淘汰及び罹患の割合は、予期される範囲内であるものとする。これらの割合に不測の増加がある場合には、アニマルウェルフェア上の問題を反映していることがある。」 「第7.10.4条の2 a) ブロイラーの温度状況は、その発育段階にとってふさわしいものであり、極端な高温、湿度及び寒冷を避けるものとする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「鶏の健康状態、疾病

	及び事故の発生の有無並びにその原因、死亡羽数、羽つつきの発生の有無、飼料の給与量又は摂取量、水が適切に給与できているか、最高及び最低温度、湿度等を毎日記録する。1日当たり、1週当たり及び累積の死亡率、淘汰率、罹患率及び生産成績は、予期される範囲内とし、生産サイクルの主要な飼養管理の機会等に応じ、死亡率、疾病率、淘汰率を確認し、その増減の原因、治療の内容等とともに定期的に記録する。記録する項目は、アニマルウェルフェア上の問題を生じている可能性のある行動（第7の6を参照）が見られる場合等は、状況に応じて追加する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、見落としで数日見つけられず腐っている死亡鶏が出ないように「作業員がスムーズに歩けないほど飼育密度を上げてはならない」を追記すべきである。	ブロイラーのOIEコードには、 「第7.10.4条の2 h) ブロイラーは、飼料及び水の入手が可能であり、自然な姿勢で移動したり姿勢を正常に調整できる飼養密度になるように収容されるものとする。管理能力、周辺状況、舎飼システム、生産システム、敷料の質、換気、バイオセキュリティ方針、種鶏並びに出荷日齢及び体重といった要素を考慮するものとする。 m) ブロイラーは、少なくとも毎日検査されるものとする。検査は3つの主な目的がある。すなわち、治療又は淘汰のために病気又は損傷したブロイラーを確認すること、当該群れの中のウェルフェア又は健康上の問題を発見し、改善すること、並びに死亡したブロイラーを取り除くことである。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第4 飼養方式、構造及び飼養空間」の「3 飼養空間」の【実施が推奨される事項】を、「飼養空間を決定する際、鶏の日齢及び体重、周辺環境、バイオセキュリティ方針、設備の選択、給餌・給水システム、床層、鶏の品種、系統の遺伝的

	特性、鶏舎の構造、管理能力、生産システム、利用可能な空間、換気能力を考慮する。」に改めました。
農林水産省から令和3年に「農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について」という畜産振興課長名の通知が出ているように、どのような場合にどのような殺処分が行われているかについて透明性が低いため、殺処分方法の記録・情報収集・情報公開を行い、「農場での殺処分におけるアニマルウェルフェア向上の取組みが畜産業の信頼性の観点から必要」を追記すべきである。	別途、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を示しており、当該指針の「第2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務」の【実施が推奨される事項】に、「安楽死が完了した後、その実施内容について記録を作成する。その際、アニマルウェルフェア、実施者の安全及び家畜衛生への影響についても記載する。」と記述しています。このため、本指針においては、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
2 鶏の取扱い	
「鶏がストレスを感じないよう、・・・突発的な行動を起こさないよう努める。」との記述について、「起こしてはならない」に改めるべきである。	ブロイラーのOIEコードには、 「第7.10.4条の2 m) 検査は、家畜飼養管理者が当該群れの中を静かにゆっくりと動くなど、ブロイラーを不必要に混乱させることがないような方法で行われるものとする。 ブロイラーを取り扱う場合には、損傷を与えたり、不必要に驚かせたり、ストレスを与えないものとする。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、鶏舎内で作業をする、又は鶏に近づく際、不要なストレスや恐れを与える突発的な行動を起こさず、手荒な扱いは避け、損傷を与えないよう、可能な限り丁寧に扱う。」に改めました。

「手荒な扱いは避け、丁寧に取扱う」との記述について、「入雛時の高い位置からの放雛や出荷前の密度が増した際の見回り、及び捕鳥の際は特に注意する」ことを追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 m) ブロイラーを取り扱う場合には、損傷を与えたり、不必要に驚かせたり、ストレスを与えないものとする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「捕鳥は、食鳥処理までの時間が最小限に抑えられるよう計画し、能力のある動物取扱者が行い、なるべく薄暗い又は青色の照明の下でストレス、恐怖反応及び損傷を最小限に抑えるよう努め、首又は翼の先端を持って取り上げないようにし、強い衝撃を与えないよう注意して行う。捕鳥機を使用する場合、損傷やストレス及び恐怖を最小限に抑えるように設計し、操作し及び維持する。」に改めました。
「捕鳥の際は、強い衝撃を与えないよう注意するとともに、暗くなるとおとなしくなる習性を利用して、鶏舎内の照度を下げる等の対応をとる。」との記述について、OIE コードに沿って、「捕獲は熟練した動物取扱者が実施すること」、「捕獲時に肉用鶏が怪我をした場合には、安楽死させること」、「肉用鶏の首または翼を持って持ち上げてはならないものとする」ことを追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 q) 捕鳥は、熟練した家畜飼養管理者が実施し、ストレス及び恐怖反応並びに損傷を最小限に抑えるように努めるものとする。ブロイラーは捕鳥中に損傷した場合には、人道的に殺処分される。 ブロイラーは、首又は翼を持って取り上げないものとする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「捕鳥は、食鳥処理までの時間が最小限に抑えられるよう計画し、能力のある動物取扱者が行い、なるべく薄暗い又は青色の照明の下でストレス、恐怖反応及び損傷を最小限に抑えるよう努め、首又は翼の先端を持って取り上げないようにし、強い衝撃を与えないよう注意して行う。捕鳥機を使用する場合、損傷やストレス及び恐怖を

	最小限に抑えるように設計し、操作し及び維持する。捕鳥の際に損傷した鶏は、安楽死させる。」に改めるとともに、「3 疾病、事故等の措置」の【実施が推奨される事項】を、「捕鳥の際に損傷を受けた鶏、積載又は輸送に適さない鶏、治療を行っても回復の見込みがない鶏及び著しい発育不良や虚弱の鶏の農場内における安楽死は判断権限ある者が決定する。農場内で安楽死させる場合（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき殺処分を行う場合を除く。）、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」に改めました。
「治療的ビークトリミングが必要な場合には、可能な限り若齢のときに実施し、痛みを最小限に抑え」との記述について、ビークトリミングの痛みを最小限に抑える内容が不明なことから、説明を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 1) 治療的断嘴が必要な場合には、可能な限り若齢の時に、訓練を受けた熟練した者が実施するものとし、痛みを最小限に抑え、出血を抑制する方法を用いて、必要最小限の量のくちばしを取り除くよう注意を払うものとする。」 と記載されており、痛みを最小限に抑えるための具体的な内容については示されていませんが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「治療的ビークトリミングは、管理方法による対応では羽つつきを防止できない場合の最終的な手段として行う。その場合、熟練した者が可能な限り若齢の時に実施し、痛みを最小限に抑え、出血を抑制する方法を用いて、嘴のうち必要最小限の部分のみを取り除くよう注意する。なお、ビークトリミング実施後は、止血していることを確認するとともに、鶏を注意深く観察し、必要に応じてビタミン剤を投与する等、適切に処置する。」に改めました。
ブロイラーは育種改変によるアニマルウェルフェア上の課題が大きい。ゆっくり成長する種への切り替えを追記すべきであ	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.3 条の 2

る。 「育種改変により、起立不能、歩行困難、死亡率、心疾患、先天性疾患の増加が起きていることを考慮し、ゆっくり成長するスローグロワー種の選定を推奨する」などを追記すべきである。	ブロイラーは、様々な感染性及び非感染性の筋骨格系疾患を容易に発症する。これらの疾患が、跛行及び歩様異常に結びつくことがある。(略) 筋骨格系の問題には、遺伝、栄養、衛生、照明、敷料の質及びその他の環境上又は管理上の要因等多くの原因がある。利用可能ないくつかの歩様採点システムがある。」 「第 7.10.4 条の 2 k) 特定の場所又は生産システムに適した系統を選択する場合には、ウェルフェア及び健康への配慮が生産性及び成長率の決定と釣り合うものとする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「特定の地域や飼養方法のための鶏の品種、系統の選択は、生産性及び成長速度に加えて、健康及びアニマルウェルフェアを考慮して行う。」との記述を追記しました。
3 疾病、事故等の措置	
「可能な限り丁寧に移動・分離し、治療が可能な場合は迅速に治療を行う」との記述について、「可能な限り」は個人差があると思うので削除すべきである。	最大限の努力を促す意図で「可能な限り丁寧に」と記述したところであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「ブロイラーの殺処分の方法については、頸椎脱臼が一般的であり、管理者及び飼養者は、その方法を十分習得する。」との記述について、国内では不適切な殺処分方法が一般的に行われている実態を踏まえ、より詳細に記載すべきである。 「頸椎脱臼は正しい方法で行わなくてはならず、首を持って回すなど不適切な方法で行ってはならない。また正確な頸椎脱臼（C1（頭蓋骨に続く 1 番目の頸椎）で外すこと）は難しく、どれほどの痛みを与えているのか判断できないため、農場でのスタンピング機器導入と正しい技術への取組を行うものとする	本指針において、安楽死は、【実施が推奨される事項】において、「農場内で安楽死させる場合、(家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき殺処分を行う場合を除く。）」家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」としています。この別途示している「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」の「第 6 安楽死の手順」の「3 家畜の安楽死の方法」に、「頸椎脱臼（付録Ⅲを参照）及び頭部切断を行う場合、呼吸の停止や脳への血液供給を中断させるこ

る。なお、脊椎脱臼は少数の鶏を殺処分する際に用いられる方法であって数が多くなった場合には用いてはならない。 事前に意識を失わせるための、少羽数用の電氣的スタンピングを行う器具が国内でも販売可能である。」を追記すべきである。	とにより、脳を無酸素状態にして、家畜を死に至らしめる。なお、大型の家きんの場合、頸椎脱臼以外の方法を検討する。」と記述しています。また、当該指針の付録Ⅲにおいて、家きんの頸椎脱臼の方法例を示しており、「小型の家きんは、手で行う頸椎脱臼法で安楽死させることができるが、この方法は家きんが成長し、大きくなればなるほど技術、経験及び力が必要となる。」と記述しています。 さらに「第6 安楽死の手順」の「3 家畜の安楽死の方法」には、「これらの方法も含め、機械、電気又はガスを用いた安楽死を行う際の勧告のうち、日本の法律等に照らして農場段階で導入できる方法については、本指針の付録Ⅱに仮訳を掲載していることから、原文とともに、必要に応じて参照ありたい。」と記述し、付録Ⅱの仮訳において、農場の規模等に応じた電氣的方法を含む適切な方法を選択するための情報を記述することといたしました。
4 鶏舎等の清掃・消毒	
「排せつ物は適切に取り除き、鶏にとって快適な環境を提供する」との記述について、OIE コードに沿って、「また敷料は、埃っぽく、固まったり湿ったりする状態ではなく、乾燥して砕けやすい状態で維持されるものとする」を追記すべきである。 上記、敷料に関する記述に加え、床状態が良くなったわけでもないのに敷料を追加しただけで快適な環境を提供した、としてしまわないことの注意喚起を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 f) 敷料は、乾燥し、脆いものであって、埃っぽくなく、固まっていたり、湿っていたりしないよう、維持されるものとする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第 4 飼養方式、構造及び飼養空間」の「2 構造・床・敷料」の【実施が推奨される事項】を、「また、敷料は、乾燥し、ほぐれやすいものであって、埃っぽく、固まったり、湿っていないよう清潔で乾燥した快適な状態を維持する。」に改めました。

5 農場内における防疫措置等	
OIE コードに沿って、以下の「疾病及び病原体の主な伝播経路」を追記すべきである。 ・他の家さん、家畜、野生動物及び人間からの直接感染 ・器具、施設及び運搬資材などの媒介物 ・ベクター（例えば、節足動物及び小型げっ歯類） ・エアロゾル ・水の供給 ・飼料	「病原体のまん延に係る主な感染源及び感染経路」については、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」に記載されており、本指針においては、【実施が推奨される事項】に、「家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守する」と記述済みであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「管理者等が畜舎に出入りする場合等において、適切に消毒、」との記述の後に「消毒槽の有効濃度の維持」を追記すべきである。	十分な消毒の効果を得るためには、消毒槽内の消毒液の有効濃度のみならず、消毒する物からの泥や有機物の除去、消毒後の再汚染防止などが必要です。このため、「消毒層内の有効濃度の維持」だけを記述すると、それ以外の十分な消毒の効果を得るための行為（例えば、消毒後の再汚染防止等）がなくとも良いとの誤解を与えかねないことから、「適切に消毒」と記述したものであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、農林水産省では、別途、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（都道府県による指導用）（令和4年10月3日一部改訂）」において、消毒に関する留意事項を解説しています。
6 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進	
知識の習得といっても個人差があり、熟知度を点数化する仕組みが必要。知識が足りない者は動物の作業に関わらせてはいけない。そういう部分まで含めたトレーニングシステムが必要なことから、「知識と技術を習得」に改めるべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、鶏の行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識（中略）と技術を身に付けるための適切な経験を積む、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得し、適性を有する。」に改めました。
第2 栄養	

1 必要栄養量・飲水量	
OIE コードに沿って、「餌または水が摂れない肉用鶏は、速やかに安楽死させるものとする」を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 e) 飼料又は水の入手が身体的に不可能なブロイラーは、可能な限りすみやかに、人道的に殺処分させる。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第 1 管理方法」の「3 疾病、事故等の措置」の【実施が推奨される事項】に、「治療を行っても回復の見込みがない鶏及び著しい発育不良や虚弱の鶏の農場内における安楽死は判断権限ある者が決定する。農場内で安楽死させる場合（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき殺処分を行う場合を除く。）、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」に改めました。
2 飼料・水の品質の確保	
【実施が推奨される事項】のうち、「給餌器や給水器は、定期的なチェック及び清掃を行う」との記述について、毎日のチェックと汚れた場合の清掃など具体的な内容を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 e) 給水システムは、有害な微生物の増殖を予防するため定期的に清掃されるものとする。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を「給餌器や給水器は、清掃が容易な構造であり、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮して、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。」に改めました。
3 給餌・給水方法	
OIE コードに沿って、「日々の水の消費量を監視することは、気温、湿度、飼料の消費やその他の関連事項を勘案した上で、疾病とその他の福祉の状態を示す有用なツールとなる。水の供給	御意見を頂いた内容は、原案では、「(参考) ブロイラーの測定指標」に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目と認識して

に問題があると、敷料が湿ったり、下痢、皮膚炎や脱水を引き起こす可能性がある。餌の消費量に変化がある場合は、不適切な飼料、疾病又はその他の福祉の問題があることを示し得る。」を追記すべきである。	いただけるよう、「(参考)ブロイラーの測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第7 ブロイラーのアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。
【実施が推奨される事項】のうち、「輸送等のと鳥までの時間も考慮した上で、過度に長時間の絶食は行わない」との記述について、OIEコード(と畜)に沿って「と畜のための家きんの搬入は、12時間を超えて施設内で水が飲めないということの無いよう計画されること。到着後12時間未満の間にと殺されない動物は、給餌され、その後も適切な間隔で、適度な量の餌を与えること」を追記すべきである。「過度に長時間」では各々感覚が異なる。 「出荷時まで飲水可能とする」の記述についても同様とすべきである。 また、「12時間を超えた場合は給水が行われているかを確認する」も追記すべきである。	ブロイラーのOIEコードの適用範囲は、ブロイラーの初生ひなの農場への到着から出荷のための捕鳥までの生産期間を対象としていることから、本指針もそれに倣い、食鳥処理場における管理は対象としていません。 しかし、食鳥処理場への鶏の計画的な出荷については、平成30年及び平成31年に、「食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について」(平成30年3月26日付け29生畜第1114号畜産振興課長及び食肉鶏卵課長連名通知並びに平成31年2月22日付30生畜第1496号畜産振興課長及び食肉鶏卵課長連名通知)を発出し、養鶏業者と食鳥処理業者が調整の上、関係法令に留意しつつ、計画的に出荷すべき旨、関係者等に対して指導してきたところです。 また、本指針とは別途、示している「家畜の輸送に関する技術的な指針」において、 「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「3 輸送にかかる時間」の【実施が推奨される事項】において、「家畜を輸送する際は、事前に輸送先と連絡をとり、積下ろしに要する時間を含む車両内等での待機時間が少なくなるよう、輸送開始時刻等を設定する。」 「第3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】において、「過度の空腹、口渇、疲労が予測される長時間の輸送の場合、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに、休息を与えるようにする。」と記述しているところです。

第3 鶏舎 1 屋外エリアを設けない鶏舎 (1) 開放型鶏舎	
開放型鶏舎の特徴として、自然光が入ることはアニマルウェルフェアに寄与することを追記すべきである。	御意見について、ブロイラーの OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切ではないことから、飼養方式の特徴や評価に関連する記述は削除しました。
(2) ウィンドウレス鶏舎	
ウィンドウレス鶏舎の特徴として、自然光から完全に遮断すること自体が動物の習性に反しており、アニマルウェルフェアを損なうものであることを認識することを追記すべきである。	御意見について、ブロイラーの OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切ではないことから、飼養方式の特徴や評価に関連する記述は削除しました。
【実施が推奨される事項】に、自然光を入れることを追記すべきである。	
【将来的な実施が推奨される事項】に、「窓1つ無いウィンドウレス鶏舎は動物の飼養として不自然であり、アニマルウェルフェアに反するため廃止にする」を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.2 条 ブロイラー生産システムは、以下を含む。 1 完全舎飼型システム ブロイラーは、環境管理の有無にかかわらず、鶏舎に完全に収容されている。 2 半舎飼型システム ブロイラーが、制限された社外区域への通路を備えた鶏舎内で飼養されている。 3 完全屋外型システム ブロイラーは、当該生産期間のいずれの時期においても鶏舎内に収容されることはないが、指定された舎外区域内に収容されている。」 と記載されています。ブロイラーの OIE コードにおいては、多

	様な飼養方式が認められていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
第4 飼養方式、構造及び飼養空間 1 飼養方式	
「平飼い方式は、鶏の行動が制約されないという特徴がある一方で、個体管理を確実に行うことが難しく、また、鶏と排せつ物が分離されずに飼養される。」との記述について、ケージであったとしても鶏の場合、個体管理は確実に行うことは難しく、削除すべきである。 一方で、ケージでの飼養は明確にアニマルウェルフェアに反しており、また体重の重たいブロイラーにとってはより過酷であることから、避けるべきことを追記すべきである。	御意見について、ブロイラーの OIE コードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切ではないことから、飼養方式の特徴や評価に関連する記述は削除しました。
【実施が推奨される事項】のうち、「飼養管理技術及び設備等の使用方法について知識を習得する」との記述について、「知識」を「知識と技術を習得」に改めるべきである。また、点数化等をして証明できる仕組みが必要である。理解が不足している場合には、現場での作業に携わらせないことを追記すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「知識と技術を習得し、特に換気量が減少する冬場は鶏舎内の空気環境（温度、湿度等）をモニタリングし、適切に換気を行う。」に改め、また、「第1 管理方法」の「6 管理者等のアニマルウェルフェアへ理解等の促進」の【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、鶏の行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的欲求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識（中略）と技術を身に付けるための適切な経験を積む、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得し、適性を有する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】のうち、「平飼い方式は、鶏と排せつ物が分離されずに飼養されるため、コクシジウム症、寄生虫症の発生に注意する。」との記述について、「分離されずに飼養されるため、敷料の交換等、適正に管理し、」を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 f) 敷料は、ウェルフェア及び健康に対する有害な影響を最小限に抑えるよう管理されるものとする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記す

	ることとし、「平飼い方式は、鶏と排せつ物が分離されずに飼養されるため、敷料をこまめに交換又は追加する等、排せつ物の適切な管理を行うことにより、コクシジウム症やその他寄生虫症の発生に注意する。」に改めました。
2 構造・床・敷料	
OIE コードに沿って、「敷料の質の低下は、水の漏出、不適切な飼料配合、腸管感染症、換気不良及び過密飼育を含む一連の要因によって起こり得る」を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 f) 敷料の質は、水の漏出、不適切な飼料配合、腸管感染症、換気不良、過密等の広範な要因によって悪化する場合がある。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「敷料の質は、水の漏出、不適切な飼料配合、腸管感染症、換気不良、過密等の多様な要因によって悪化する場合がある。」との記述を追記しました。
「また、敷料は、乾燥し、ほぐれやすいものであって、埃っぽかったり、固まっていたり、湿っていたりしないよう維持する。」との記述について、敷料の追加などで常に適切な状態を保つよう管理するよう追記すべきである。	御意見については、ブロイラーの OIE コードにおいて具体的な記載がないものの、乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 5 コンクリート上で舎飼いされているすべての乳用牛に対し、敷料が提供するものとする。(中略) 敷料は、適切なもの(例えば、衛生的で非毒性なもの)であり、清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供するように維持されるものとする」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「また、敷料は、乾燥し、ほぐれやすいものであって、埃っぽく、固まったり、湿っていないよう清潔で乾燥した快適な状態を維持する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】のうち、敷料について、「次に導入される鶏群の疾病予防に必要な場合には、交換するなど適切な	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2

対応をとる」との記述について、「次に導入される鶏群の疾病予防のため交換する」に改めるべきである。	f) 敷料は、次に導入される群れの疾病予防に必要な場合には、交換され、適切に処理されるものとする。」と記載されています。 この記載を踏まえ、原案において既に、【実施が推奨される事項】に、「次に導入される群の疾病予防に必要な場合、交換する等適切な対応をとる。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「なお、床面の悪化は、足の裏の接触性皮膚炎（趾蹠）や胸ダコ（胸部水腫）等の原因となるので、快適性を維持するよう設計、管理する」との記述について、高い飼育密度や床の管理が発生率に大きく影響するため、「過密飼育をしてはならない」を追記すべきである。	ブロイラーのOIEコードには、 「第7.10.4条の2 f) 敷料の質が悪いことによって、接触性皮膚炎及び胸ダコが発生する場合がある。」と記載されています。 この記載を踏まえ、原案において既に、【実施が推奨される事項】を、「床面の悪化は、脚の裏の接触性皮膚炎（趾蹠）や胸ダコ（胸部水疱）等の原因となるため、快適性が維持されるよう設計し、管理する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。なお、「過密飼育をしてはならないと追記すべき」との御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「3 飼養空間」の【実施が推奨される事項】を、「同じ鶏群の全ての鶏に対し、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとる等のために十分な空間を与える。」に改めました。
【将来的に実施が推奨される事項】のうち、「ほぐれて乾燥した寝わら材」の記述については、一度敷いたわらは回収が難しいため、わらが排せつ物にまみれて腐敗し衛生状態を悪化させる可能性、鶏の転倒を招く可能性、現在のブロイラーが寝わらとして活用するのか、通常用いるおがくずに対する優位性があるのかなどの課題があると思われるので「寝わら材」に限定する必要はないと考える。	ブロイラーのOIEコードには、 「第7.10.4条の2 f) ひなを地面から隔離し、砂浴び及びついばみを促すため、ほぐれて乾燥した寝わら材/敷料(bedding materials)を提供することが望ましい。」と記載されています。 このため、御意見を踏まえ、【将来的な実施が推奨される事項】を、「ひなが地面に直接触れず、砂浴び及

【将来的な実施が推奨される事項】のうち、「ヒナを地面から遮断し、砂浴び及びついでを促すため、ほぐれて乾燥した寝わら材を提供することが望ましい」との記述については、「望ましい」を「提供する」に修正の上、【実施が推奨される事項】に記載すべきである。	びついでを促すため、ほぐれて乾燥した敷料を提供することが望ましい。」に改めました。 また、「望ましい」と記載されていることから【将来的な実施が推奨される事項】に記載しており、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
3 飼養空間	
「鶏の生産性や快適性を調べた海外の知見等からは、45～50羽／坪程度が目安となる」との記述について、具体的な数値が示されているが、本数値が【実施が推奨される事項】として、明文化され遵守する取り組みを行った場合、一般的なブロイラー飼養においては、生産コストの増加等の課題が発生する可能性がある。 また、「日本では、消費者ニーズ等から生体重 2.5 kg 以上で出荷されている」との記述について、3.0kg で出荷することが現実的である。 将来的に、「目安」という表現の基準を設定する場合や、【実施が推奨される事項】とする場合には、生産者側の意見を十分確認してから進めるべきである。	原案における記述は、日本におけるブロイラーの出荷重量と同程度である米国の業界団体ガイドラインを紹介したのですが、アニマルウェルフェア上の望ましい飼養密度については様々な知見があることや、ブロイラーの OIE コードには具体的な数値が記載されていないことを踏まえ、当該記述を削除することとしました。
「米国の業界団体ガイドラインをみると、生体重 6 ポンド (2.5kg) 以上、7.5 ポンド (3.4kg) 未満では、最大飼養密度は 42.5kg／㎡となっており、これを日本で慣行的に用いられている坪当たり羽数に換算すると 50 羽／坪程度に相当する。」との記述について、EU の基準 (原則 33kg／㎡) を追記すべきである。 海外では 42.5kg／㎡では高密度と考えられており、大手企業を含め 33kg／㎡が用いられているという事実から、これを明記すべきである。ただし、米国の業界団体ガイドラインも EU 規約もアニマルウェルフェアのための基準ではなく最大の飼養密度を記載しているにすぎず、アニマルウェルフェアに配慮した場	

合はこれらの数値では高すぎる。EU と北米ではベターチキンコミットメントに沿った飼育を目指す企業が急増しており、これは 30kg/m²であることから、アニマルウェルフェアの指針にはこの飼育密度も明記するべきである。 このため、「米国の業界団体ガイドラインをみると、生体重 6 ポンド (2.5kg) 以上、7.5 ポンド (3.4kg) 未満では、最大飼養密度は 42.5kg/m²となっている。EU 規約 (Council Directive 2007/43/CE) では最大貯蔵密度が常に 33 kg/m²を超えないようにするものとされている。さらに北米と EU の企業は 30kg/m²を 2026 年までに達成することを目指している。これを日本で慣行的に用いられている坪当たり羽数に換算すると 33 羽～47 羽／坪程度 (出荷体重 3 kg の場合) に相当する。アニマルウェルフェアに配慮した飼育をする場合は、最大飼育密度を 30kg/m²以下にするものとする。」に記述を改めるべきである。	
「日本では、消費者ニーズ等から生体重 2.5 kg 以上で出荷されていることから、鶏の生産性や快適性を調べた海外の知見等からは、45～50 羽／坪程度が目安となる。」との記述について、「鶏の生産性や快適性を調べた海外の知見等」を公平に見ても、より低い飼育密度が推奨されるべきである。 ブロイラーの飼育密度とアニマルウェルフェアや生産成績に関する研究は上げればキリがないが、そもそも 50 羽/坪の飼育密度は多くの研究で最大値の密度として悪いケースの比較対象になっている。例えば、一つの研究を見ても (Impacts of Stocking Density on the Performance and Welfare of Broiler Chickens Alaeldein , M. Abudabos , 2012)、飼育密度を 40.0 kg/m²に上げると濃厚赤血球量 (PCV) の顕著な減少と考えられる血液希釈状態を誘発しており、肝細胞の損傷と考えられる血清アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST) の増加する	

などしており、パフォーマンスも低下している。別の新たな研究 (Effects of stocking density and dietary vitamin C on performance, meat quality, intestinal permeability, and stress indicators in broiler chickens , Dong Gwon Yu, 2021) でも、18 羽/㎡=36kg/㎡程度の高密度の場合、その半分の密度と比較するとストレス反応が増加し、成長能力が失われることを示している。その他にも接触性皮膚炎の増加や免疫の低下など、42kg/㎡のような高密の場合は様々な悪影響が表れている。「45～50 羽／坪程度」を導き出した科学的で適切な根拠は見当たらない。 このため、【実施が推奨される事項】には 33kg/㎡を目指すことを追記すべきである。また、【将来的な実施が推奨される事項】には 30kg を目指すことを追記すべきである。	
第5 鶏舎の環境 1 熱環境	
OIE コードに沿って、「成育期には、変化する気温と相対湿度において肉用鶏の快適な範囲を決めるためには、熱指標 (heat index) が活用できる」を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 a) ブロイラーの温度条件は、その発育段階にとってふさわしいものであり、極端な高温、湿度及び寒冷を避けるものとする。発育期には、多様な温度及び相対湿度の基準の中で、熱指数が、ブロイラーにとっての快適範囲を同定するのに役立つ場合がある。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「発育期には、変化する温度及び相対湿度の環境下において、鶏にとっての快適範囲を同定するのに温湿度指数が役立つ場合がある。」との記述を追記しました。
「鶏の快適性は、温度だけでなく、湿度、風速、換気方法、エンリッチメントの有無等の影響も受ける。」との記述について、	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2

OIE コードに沿って、「飼育密度」を追記すべきである。	a) 環境条件がこれらの範囲から外れたとき、ブロイラーに対する悪影響を緩和するための方策が講じられる。これらには、風速の調整、熱の供給、気化熱式冷却及び飼養密度の調整等を含む。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「鶏の快適性は、温度だけでなく、湿度、風速、換気方法、放射熱、飼養密度等の影響も受けるため、鶏をよく観察し、快適性を維持することが重要である。」に改めました。
「暑熱ストレスを防止するため」の対処方法に、OIE コードに沿って、「飼育密度の低減」を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 a) 環境条件がこれらの範囲から外れたとき、ブロイラーに対する悪影響を緩和するための方策が講じられる。これらには、風速の調整、熱の供給、気化熱式冷却及び飼養密度の調整等を含む。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「極度の高温、多湿及び低温は避けるよう、断熱材の利用や、窓の開閉、換気、通気、飼養密度の調整等を行い、可能な限り適温を維持する。」に改めました。
OIE コードに沿って、「温度環境の管理装置は、福祉上の問題が生じる前に故障が発見できるよう、頻繁に点検するものとする」を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 a) 温度環境の管理は、当該システムの不具合がウェルフェア上の問題を引き起こす前に発見できるように十分な頻度で点検されるものとする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「鶏舎の熱環境を制御するシステムの不具合が、アニマルウェルフェア上の問題が起きる前に発見され修理がなされるよう、熱環境は定期的に監視し、システムは機器の製造

	メーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検する。」との記述を追記しました。
2 換気	
【実施が推奨される事項】のうち、「(25ppm を超える状態)」との記述について、アニマルウェルフェアを考慮すれば「15ppm」くらいが目安ではないか。25ppm は限界値であり基準ではない。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 c) アンモニア濃度は、ブロイラーの頭の高さで日常的に 25ppm を超えないものとする。」 と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
3 照明	
「鶏が鶏舎に入れられてから 7 日以内から屠殺予測時間の 3 日前まで、照明操作は 24 時間のリズムに従うものとする」を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 b) 継続した明期を適切な期間設ける。 明期の照度は、ブロイラーが鶏舎に収容された後、飼料及び水を探し、活動を刺激し、適切な検査ができるくらい十分なものであり、均等に分布されるものとする。 各 24 時間の間に、ブロイラーの休息を可能にし、ストレスを低減し、正常な行動、歩様及び良好な肢の健康を促進するために、適切な継続した暗期が設けられるものとする。 照明の変化に徐々に順応するための期間が設けられるものとする。 と記載されており、御意見のような具体的な日数や時間に関する記載はないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「鳥の目線の高さで計測して 20 ルクスの明るさの照明があり、鶏が利用可能なエリアの少なくとも 80%が明るくなるものとする」を追加すべきである。なお、20 ルクスは最低ラインであり日中の照度としては適切と言えない程度の暗さであること	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 b) 継続した明期を適切な期間設ける。 明期の照度は、ブロイラーが鶏舎に収容された後、飼料及

を認識すべきである。	び水を探し、活動を刺激し、適切な検査ができるくらい十分なものであり、均等に分布されるものとする。 各 24 時間の間に、ブロイラーの休息を可能にし、ストレスを軽減し、正常な行動、歩様及び良好な肢の健康を促進するために、継続した暗期が設けられるものとする。 照明の変化に徐々に順応するための期間が設けられるものとする。」 と記載されており、照度に関する具体的な数値は記載されていませんが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「明期の照度は、鶏が飼料及び水を探すことができ、正常な発育が促されるとともに活動が刺激され、管理者及び飼養者が適切な検査を行えるよう十分なものとし、均等に照射する。」との記述を追記しました。
「鶏の休息やストレス低減、正常行動の発現、歩様、脚の健康強化等のため、各 24 時間の間に継続した暗期を適切に設ける」との記述について、「6 時間以上の暗期」を追記すべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 b) 各 24 時間の間に、ブロイラーの休息を可能にし、ストレスを軽減し、正常な行動、歩様及び良好な肢の健康を促進するために、継続した暗期が設けられるものとする。
照明は、24 時間ごとに継続して 4 時間以上の暗期を設けること。	照明の変化に徐々に順応するための期間が設けられるものとする。」 と記載されており、暗期の時間に関する具体的な数値は記載されていないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
4 騒音	
【実施が推奨される事項】のうち、「騒音は、可能な限り小さくする」との記述について、換気扇の真下にいる鶏などは、長時間、換気扇の音に晒されているため、騒音にも臭気と同様に具体的な数値の基準を設けるべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 d) ブロイラーは、さまざまな程度及び種類の騒音に順応可能である。ただし、ストレス及びお互いの上に積み重なる

	等の恐怖反応を予防するために、可能な場合には、突然又は大きな騒音に肉用鶏を曝すことを最小限に抑えるものとする。換気扇、給餌機又はその他の舎内外の設備は、発生する騒音の量を可能な限り最小限に抑えるような方法で建設、配置、運用及び維持されるものとする。」 と記載されており、騒音に関する具体的な数値は記載されていないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【将来的な実施が推奨される事項】のうち、「絶え間ない騒音や突然に騒音は避けるよう努める」との記述について、「努める」を削除し、「避ける」と改めるべきである。	ブロイラーの OIE コードには、 「第 7.10.4 条の 2 d) ブロイラーは、さまざまな程度及び種類の騒音に順応可能である。ただし、ストレス及びお互いの上に積み重なる等の恐怖反応を予防するために、可能な場合には、突然又は大きな騒音に肉用鶏を曝すことを最小限に抑えるものとする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「ストレス、圧死等の恐怖反応を防止するため、人によるものを含む、鶏が不慣れな突然の予期せぬ大きな騒音に曝すことを、可能な場合、最小限に抑える。」に改めました。
第 6 アニマルウェルフェアの状態確認等 2 設備の点検・管理	
【実施が推奨される事項】に、「鶏舎火災が起こった際は、原因を公表し、業界全体への注意喚起に貢献すること」と追記すべきである。	アニマルウェルフェアの観点から火災原因の公表を求めることは困難ですが、今後、鶏舎の火災の原因について関係者への注意喚起が必要であると考えられるケースが発生した場合には、畜産振興課長通知の発出や全国畜産課長会議等により情報共有を図るなど、業界全体への注意喚起を図ってまいります。
3 緊急時の対応	
「管理者及び飼養者は、電気、水及び飼料の供給システムの	ブロイラーの OIE コードには、

停止に対処し、災害による影響を可能な限り小さく抑え、これを緩和するため、避難計画を含む緊急時計画又は危機管理マニュアル等を整備し、これについて習熟する」との記述について、OIE コードに沿って、「計画には、機能異常を検出するための安全警報装置、予備発電設備、維持管理業者の確保、代替暖房又は冷却設備、農場の貯水能力、水の運搬業者の確保、農場での飼料の適切な備蓄と代替飼料の供給先の確保並びに換気の非常事態への対応策といった事項を含むものとする」を追記すべきである。	「第 7.10.4 条の 2 o) 計画は、不具合を検出するための安全警報装置、予備発電装置、維持管理業者の利用、代替の冷暖房設備の準備、農場における水の貯留能力、水の運搬業者の利用、適切な農場内飼料備蓄及び代替飼料供給並びに空調緊急事態管理計画の準備を含む。」 と記載されています。このため、緊急時計画等については、各農場において記述すべき事項の検討が必要であり、御意見のように具体例を網羅的に全て示すことは困難であると考えられますが、既に「各農場においては、主なサービス事業者の連絡先情報の把握、飼料及び燃料の備蓄や取水方法等の検討、換気、給餌等の設備のための自家発電機や代替システムの整備等の対策をとる必要がある。」と主な事項を記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
危機管理マニュアル等の整備については、網羅すべき項目や参考になるひな型などがあることが望ましい。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「警報や発電機等の予備システムは、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検する。」に改めました。
OIE コード（肉牛）に沿って、「熱ストレス、干ばつ、吹雪、火事や洪水といった自然災害や極端な気候条件などの影響を最小限に軽減する計画が整っているものとする」を追記すべきである。	
OIE コード（乳牛）に沿って、「緊急時計画には、避難計画が含まれ、それは文書化され、すべての関係者に伝達されるものとする。」を追記すべきである。	御意見のとおり、地鶏等ブロイラー以外の肉用鶏とブロイラーでは、飼養期間や飼養密度等が異なる場合もありますが、本指針における【実施が推奨される事項】及び【将来的な実施が推奨される事項】は、地鶏等の飼養においても参考となる事項が多いことから、その生産の際に参考として頂きたいため、「準用
4 ブロイラー以外の肉用鶏の取扱い	
地鶏も準用と記載があるが、飼育期間や飼養密度等がブロイラーと全く異なるのに同じ対応とすべきではない。	

	する」との原案の記述の維持に御理解をお願いします。
付録Ⅱ チェックリスト	
歩き方の評価点や羽毛汚れの評価点の活用は必ずしも一般的ではなく、実用するには検証が必要ではないか。	チェックリストは、指針における各事項の進捗状況を農家自ら確認するツールであること等から、指針から削除することとしました。

VI 「馬の飼養管理に関する指針（案）」への御意見の概要と、当該御意見への農林水産省の考え及び指針での対応

御意見の概要	御意見への農林水産省の考え及び指針での対応
【指針全般への御意見】	
●指針の作成に際し考慮すべき事項に関する御意見 持続可能な畜産の発展のために、アニマルウェルフェアについては OIE コードと同水準を目指すだけでは不十分であり、EU と遜色のない水準のアニマルウェルフェアの基準を設けるべきである。 馬は知的能力や、思考能力が優れており、痛み苦痛を感じる能力が私たち人間同様、発達していることをしっかり認識すべきである。また、産業的観点からみても、昨今は欧米をはじめ世界的にアニマルウェルフェアへの関心が高まりつつあり、現在の高度情報化社会の中で、その余波は確実に日本にも波及しつつあり、今後ますます国民のアニマルウェルフェアへの関心は高まることが予想される。我が国においても、アニマルウェルフェアの水準を欧米に準ずる形で引き上げていかなければ、今後、国産の畜産物のイメージが悪化し、消費が減り畜産業界への大きな打撃となることが容易に予想される。それを防ぐためにも、目先の効率や生産性で判断せず、長期的視点からのアニマルウェルフェアの向上が求められる。 闘牛や闘鶏など、娯楽のない時代の悪しき慣習を断ち切るべく、禁止と罰則（厳しいものを。日本の罰則は軽すぎて効力がない）を入れるべきである。 馬の取扱について、具体的に明記すべきである。五輪競技や競馬での騎手等の馬への暴力（映画撮影で馬を縛り付けて死	本指針は、国民のアニマルウェルフェアに関する関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際基準である OIE コードまで引き上げることを目指してお示しするものです。 また、本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コードを遵守することは、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、生産現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、全ての生産者の方々に改善のための取組をお願いします。 また、本指針の対象となる馬は、具体的には、繁殖用の馬、将来の競馬や乗馬クラブ等での使用に向けた馴致やトレーニングを開始する前の子馬、農耕や農林水産業に関する運搬の用途に供される予定又は供されている馬、食用に供するために飼養されている馬を想定しています。なお、競馬に供される馬については、既に国際的な指針として、国際競馬統括機関連盟（IFHA：International Federation of Horseracing Authorities）により「馬の福祉に関するミニマムスタンダード」が 2020 年に策定されています。 さらに、馬を含む家畜の虐待事案に対しては、「動物の愛護

亡)が報道されており、鞭の扱い(鞭は人間でいえば肩をトントンとたたいて意識を向けるものである)も含め、暴力を防ぐための記載を追加すべきである。また、競走馬は賭け事の対象であるため、走れなくなった馬や勝たない馬は殺処分するというアニマルウェルフェアの無い世界であり、競走馬に対する福祉も指針に含有すべきである。	及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)に基づき適切に対応すべきであり、日頃より、都道府県の動物愛護管理部局や畜産部局等に対し、産業動物の適切な取扱いの確保及び虐待等の防止に係る事業者への指導助言や情報共有の徹底を図るとともに、飼養保管が適切でないことに起因して産業動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が認められたときは、速やかな改善を求め、改善の意思がない場合は、警察への告発を含めて厳正に対処するよう対応を依頼しています。
競馬、馬術、乗馬などにおいて馬が利用されることには個人的には違和感を感じる。動物が利用されるのであれば、最低限動物福祉に配慮された扱いが推し進められるよう要望する。馬の自然な生き方が尊重されるべきである。	なお、「使役自体を禁止すべき」との御意見については、馬のOIEコード(OIEコード「第7.12章 役用馬のウェルフェア」をいう。以下、特に説明のない場合において同じ。)には、
「競馬や乗馬クラブ等で供用されている馬を対象として想定していない」とのことであるが、具体的にどのような馬を対象とする指針なのか。馬は大きく繊細な動物であり、ニュースで話題になる虐待でしかないような使役の目的は、動物愛護からも、その使役自体を禁止すべきである。	「第7.12.1条 多くの国において、運搬及び牽引に用いられる役用馬は、直接的及び間接的に世帯の生計に貢献し、地域社会全体に利益をもたらす。役用馬は、直接的又は間接的に生産及び商業活動において役立っている。 具体的には、役用馬は、例えば水及び飼料を他の家畜に、薪及びその他の日用品を家に、及び農産物を市場に運搬することにより、農業生産及び食糧安全保障に貢献する。役用馬は、農業活動及び輸送のための牽引力を提供する。役用馬は、堆肥、乳、肉及び皮を家での使用や収入のために提供する。」と記載されており、馬に対する特定の使役の用途を否定又は禁止していないことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「競馬や乗馬クラブ等で供用されている馬を対象として想定していない」とのことであるが、国内で繋養されている馬の多くは競走用馬である。昨今、世界的なアニマルウェルフェアに関する意識の高まりから、積極的な競走馬の転用が行われてい	御意見を頂いた、競走用にトレーニングされていた2歳未満の馬が用途変更され使役用等に転用された場合は、農耕や農林水産業に関する運搬の用途に供される予定又は供されている馬として、本指針の対象となりますが、将来の競馬や乗馬クラブ

る。競走馬では2歳までの育成期におけるトレーニングは当然必要となるが、トレーニング中の運動器疾患や馬の性質の問題から競走馬として不適切とされた馬が、乗馬以外の馬（この指針の対象となる使役馬）に転用されるケースは十分想定される。それにもかかわらず、1. 管理方法-2. 馬の取扱いに記載されている「2歳未満の馬は使役作業に用いない」との記載は、このような用途変更を想定していない。馬の用途に関わらず、馬の活用を前提とした場合、2歳までの時期にある程度の使役を行うことはその後の馬の取り扱いを考える上で大変重要であることから、記述を改めるべきである。	等での使用に向けた馴致やトレーニングを開始した後の子馬は、本指針の対象外と想定しています。 馬のOIEコードには、 「第7.12.12条 馬は5歳を超えるまで成長を続けるため、労働負荷に応じ、労働を開始する時期に配慮が払われる。一般的に3歳齢以上だが、2歳を下回っては決してならない。」と記載されており、この記載を踏まえ、原案において「2歳未満の馬は使役作業には用いない」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
全体の記載内容は、競走馬における管理を想定して記載されたものとなっており、特に付録として出典されている資料は競走馬用のものであり、あまり参考にならない。このため、使役馬を前提としているならばそのような記載に終始すべきである。 問題が起きたと感じたときに馬をよく理解している獣医師は少ないので、実際には困ることが多い。そのような場面で管理者にとってこの指針が馬を管理する上で有益なものであることが望まれるが、不適切な行動や管理という曖昧な記載では、どこからが不適切なのか明確な基準が示されておらず、馬を理解していないと思しき者が海外の教科書や文献から和訳したような体裁であり、指針を理解するのは難しくそのような期待に応える指針となっていない。 せっかく指針を出すのであれば、国内で飼養されている競走馬や乗馬以外の対象となる馬について、できれば用途別に記載された役立つ指針を再考いただきたい。	御意見のとおり、「付録Ⅰ 馬のボディコンディションスコア」については、軽種馬の例を紹介しておりますが、基本的な考え方については、他の種類の馬においても参考となることから、掲載したものです。 また、指針の内容については、できるだけ具体的な記述を心がけるとともに、馬の管理者等が実際に馬の観察を行う際に指標となる兆候については、原案では、「(参考) 馬の測定指標」としていました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけるよう、「(参考) 馬の測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第6 馬のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。 なお、用途別に記載すべきとの御意見については、本指針の作成に当たっては、アニマルウェルフェアの国際基準であるOIEコードの記載に沿った形で記述を整理し、国内における馬に関する有識者から御意見を伺いながら作成したものであることから、御理解をお願いします。

【指針の個別事項への御意見】	
第1 管理方法 1 観察・記録	
【実施が推奨される事項】のうち、「馬の観察は、少なくとも1日に1回は実施する」との記述について、「少なくとも1日2回」に改めるべきである。	馬のOIEコードには、観察及びその頻度に関する記載がないことから、他の畜種と並びを取り、「馬の観察は、飼養方法や、健康及びアニマルウェルフェア上のリスクに応じて適切な頻度で行い、少なくとも1日に1回は行う。」と記述したところであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
2 馬の取扱い	
【実施が推奨される事項】のうち、「使役作業による負荷は馬の状態や天候その他の要因に注意した上、炎天下での使役作業を減らすなど作業内容を調整する。また、少なくとも2時間おきに休憩を与え、休憩時には飲用に適した水を提供する。」との記述について、 「炎天下での使役作業をさせない」と改めるべきである。 また、休憩も「1時間おきに、」と改めるべきである。	馬のOIEコードには、 「第7.12.12条 天候条件に配慮が払われる（作業は、非常に高温の天候においては減らされる）。少なくとも2時間おきに休憩が与えられ、飲用に適した水が提供される。」 と記載されています。この記載を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「馬の状態や天候その他の要因に注意した上で、炎天下や高温での使役作業を減らす等作業内容や労働負荷を調整する。また、少なくとも2時間おきに休憩を与え、休憩時は飲用に適した水を提供する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
3 馬具	
【実施が推奨される事項】のうち、「荷車は、適切なバランス及びタイヤの空気圧を維持する」、「はみは、馬に損傷を与えない使役作業に応じた形状とし、清潔に保つ」との記述について、荷車について、「負荷のかからない最大の重量を決める。」、はみについて、「馬に損傷と痛みを与えない」と追記すべきである。	馬のOIEコードには、 「第7.12.13条の2 荷車は、正確なバランス及び適切なタイヤの空気圧を確保するよう維持される。荷車用馬には、牽引のバランスをとることにより結果として馬具による痛みのリスクを減らすため、連結横木の使用が推奨される。 ハミは、作業に応じ、単純なタイプ（まっすぐな棒状等）

	であるものとするが、常になめらかで、馬に合った適切な大きさであり、清潔に保たれる。細いひも又はワイヤ等不適切な材料は、ハミとして又はハミを修理するため決して使用されない。」 と記載されています。 このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、荷車については、最大の重量は馬の大きさや品種等によって牽引能力が異なることから決めることはできないものの、【実施が推奨される事項】に、「牽引する馬には、牽引のバランスをとることによって馬具による痛みのリスクを減らすため、連結横木の使用が推奨される。」との記述を追記し、 また、ハミについては、【実施が推奨される事項】を、「ハミは、馬に損傷を与えない使役作業に応じた形状（まっすぐな棒状等）であり、常になめらかで、馬に合った大きさとし、清潔に保つ。また、ハミの製造や修理の際に、細いひも又はワイヤ等の不適切な材料を使用しない。」に改めました。
【実施が推奨される事項】のうち、「馬具の故障に関しては利用前後に点検する、はみ以外の馬具に関しても清潔に保つ」旨を追記すべきである。	御意見について、馬の OIE コードには記載がなく、原案において既に、【実施が推奨される事項】に、「馬具による馬体への損傷等を防止するため、馬具の故障や摩耗等について毎回、利用前に点検する。馬具の故障や馬具による馬体への損傷等を発見した場合、迅速に馬具の修理や調整を行い、対応する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
敏感な口に刺激を与えて馬を操縦するために使用されるハミは、口内の痛みや病変、裂傷の原因になることがあり、動物福祉上大きな問題を抱えるものであると考える。また、ハミによる圧迫、裂傷、炎症、流血、組織が伸ばされることによる痛みが引き起こされる可能性があること、ハミのあるなしで69の疼	馬の OIE コードには、 「第7. 12. 13条の2 馬具は、損傷を負わせる鋭利な角がなく、過剰な動きにより創傷又は擦傷を負わせないよう適合しており、役用馬の体に課される負荷が広い範囲に拡散するようなめらかに仕上

痛指標を評価した結果、ハミなしの場合に疼痛指標が平均55パーセント減少したことに加え、66頭中65頭がビットを取り除くことにより動物福祉が強化されたとの文献がある。野生馬と飼育馬の比較研究からも、飼育馬の方が有意に病変などが見られることが確認されている。 またハミにより空気が口の中に入ることや顎が胸側に傾くことに起因する運動時の気道閉塞及び異常な吸気音の一般的な要因にもなる。 以上のことなどを考慮して、ハミの使用は必要最低限に制限すること、乗馬を行う際にはハミを用いない頭絡への移行がベターであることを追記すべきである。 さらに、ハミは一部の馬について窒息を防ぐ可能性があることから、そもそも窒息の危険性のあるようなハミの使用はされないようにすべきである。	げられ又は詰め物が当てられ、動物の動き若しくは自然な呼吸を妨げ又は血液の流れを制限しない。 ハミは、作業に応じ、単純なタイプ（まっすぐな棒状等）であるものとするが、常になめらかで、馬に合った適切な大きさであり、清潔に保たれる。細いひも又はワイヤ等不適切な材料は、ハミとして又はハミを修理するため決して使用されない。」 と記載されており、ハミの使用自体は否定されていませんが、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「ハミは、馬に損傷を与えない使役作業に応じた形状（まっすぐな棒状等）であり、常になめらかで、馬に合った大きさとし、清潔に保つ。」に改めました。
舌縛りについて、ドイツや国際馬術連盟ではその深刻さが問題視され禁止等がされ、最近の国際馬ワークショップでは舌縛りが馬の福祉に深刻な問題を与えると評価された。関連する問題に痛み、不安、苦痛、切り傷、裂傷、あざ、腫れ、舌が青くなり永久的な組織損傷を引き起こす等がある。こうした動物福祉上のリスクから、舌縛りは動物福祉上必要と判断される場合を除き、禁止にする必要があると考える。	馬の OIE コードには、 「第7.12.9条 管理行為は、適切な設備及び必要に応じ鎮痛剤を用いて専門的に遂行される。苦痛を伴う飼養管理手順は、獣医師の勧告又は管理の下で実行される。 劣悪な管理行為は、未熟な操作、きつすぎる係留又は足かせ等の不適切な拘束、使役に適さない又は未熟な動物、当該馬を悪天候から保護しない劣悪な収容施設、不適切な取扱設備、過剰な使役時間、飼料不足、水の利用機会の欠如、休息時間の欠如、高温ストレス下での使役、過積載、たたく又はむち打つ及びその他の伝統的な行為を含む。 規制当局及び獣医師は、役用馬の所有者及び取扱者に、危険で効果的でなく、非人道的な行為をやめさせ、また、良好な管理及び取扱技術を奨励するため、教育する。」

	と記載されており、舌縛りに関する記載はありませんが、「2馬の取扱い」の【実施が推奨される事項】を、「馬を取り扱う際に道具を使用する場合、鞭や突き棒等の馬に痛みを与える可能性があるものはやむを得ない場合を除き使用せず、良好なドライビングの習慣を育むことに焦点を当て、苦痛を与えない調教を促進する。」に記述を改めました。
4 蹄の管理	
蹄の管理について、「削蹄、蹄鉄の装着、交換又は調整をする際は、痛みを与えないこと」を記載すべきである。	馬のOIEコードには、 「第7. 12. 13条の1 役用馬の削蹄及び蹄鉄は、必要な知識と技術を有する者によってのみ行われる。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、 【実施が推奨される事項】に、「蹄の状態は、床の状態、栄養管理によっても変わることから、定期的な削蹄だけでなく、管理者及び飼養者が正しい知識と基本技術を習得し、日常的にこまめに蹄を観察し、獣医師や装蹄師等とも相談しつつ蹄を管理する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
馬について、「牧草地等で放し飼いにした馬の蹄は・・・削蹄を行うことが必要である。」との記述について、馬は放し飼いの場合も定期的な削蹄が不可欠とされているので、削除が適当である。	御意見を踏まえ、当該記述は削除しました。
5 分娩	
「分娩時は雌馬を自然体で分娩出来るよう、広いスペースを確保し、拘束をしない」と追記すべきである。	馬のOIEコードには、 「第7. 12. 7条 役用馬のため、休息及び作業環境の両方において、効果的な収容場所が提供される。収容場所は、良好な換気及び快適に休息できることだけでなく、悪い天候条件並びに捕食者及

	び損傷からの保護を提供する。休息空間は、乾燥して清潔であり、当該馬が容易に横臥し、起き上がり、向きを変えるために十分な大きさがある。」 「第7.12.9条 出産間近の又は子馬と一緒にいる牝馬は繋がれない。」と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「第3 厩舎」の「1 飼養方式」の「(1) 舎飼い方式」の【実施が推奨される事項】に、「分娩間近の雌馬又は子馬と一緒にいる雌馬は繋がらない。」、また、「3 飼養空間」の【実施が推奨される事項】に、「全ての馬に快適性及び社会化のための適切な空間を提供し、休息及び作業場所の両方に適切な空間を確保する。(中略) 飼養空間は、横臥、起立及び採食のための様々な空間を考慮して管理し、密飼いによる通常行動や横臥への悪影響を避ける。特に、哺乳期の子馬を伴っている母馬や妊娠中の馬については、十分な空間を与える。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
6 母子分離及び離乳	
【将来的な実施が推奨される事項】のうち、「人為的に離乳を行う場合は、6か月齢頃に離乳を行うことが望ましい」との記述について、「人為的な離乳を行うため、必ず6か月齢以降に離乳を行う」に改めるべきである。	御意見について、馬のOIEコードには人為的離乳に関する記載はありませんが、『軽種馬飼養標準』（日本中央競馬会 2004年版）の第4章の3の5において、 「離乳は馬の生涯において最もストレスを受ける出来事の1つであり、離乳に伴う一時的な増体の減少や免疫機能の低下などが観察されている。早期に行うほどそれらの影響は大きいとされ、通常は生後6か月前後で行うのが適当とされている。」 と記載されていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
7 去勢	

【実施が推奨される事項】のうち、「可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択する。また、必要に応じて獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う」との記述について、「必要に応じて」を「必ず」に改めるべきである。	馬の OIE コードには、 「第7.12.4条の6 取扱いを容易にし、人の安全性及びアニマルウェルフェアを向上させるため、役用馬に対し、去勢及び蹄管理等の管理行為が一般的に行われる。」 「第7.12.9条 管理行為は、適切な設備及び必要に応じ鎮痛剤を用いて専門的に遂行される。苦痛を伴う飼養管理手順は、獣医師の勧告又は管理の下で実行される。」 と記載されています。この記載を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「去勢を行う必要がある場合、当該馬の品種及び飼養方法にとって可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法並びに時期について獣医師の指導を求め、離乳時期と重ならないよう考慮する等、馬へのストレスの防止や感染症の予防に努めつつ、若齢時に行う。その際、麻酔や鎮痛について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
8 個体識別	
烙印による識別を行う場合は凍結烙印に限定すべきである。焼きごてによる烙印は著しい苦痛を伴うため非推奨とすべきである。	馬の OIE コードには、 「第7.12.4条の6 取扱いを容易にし、人の安全性及びアニマルウェルフェアを向上させるため、役用馬に対し、去勢及び蹄管理等の管理行為が一般的に行われる。」 「第7.12.9条 管理行為は、適切な設備及び必要に応じ鎮痛剤を用いて専門的に遂行される。苦痛を伴う飼養管理手順は、獣医師の勧告又は管理の下で実行される。」
【実施が推奨される事項】のうち、「凍結烙印及び焼きごてによる烙印は、代替の個体識別方法が存在する場合には実施しない。」との記述について、「凍結烙印及び焼きごてによる烙印は実施しない。」と改めるべきである。	
マイクロチップの挿入、烙印等を行う場合には麻酔をすると	

明記すべきである。	と記載されています。この記載を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「凍結及び焼きごてによる烙印は、代替の個体識別方法が存在する場合は行わない。烙印を行う技術者は、合併症の兆候を識別できるよう、使用する方法に関する知識を習得する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 なお、我が国においては、競走馬と異なり、役用馬についてはマイクロチップ挿入の義務付けはありません。
9 疾病、事故等の措置	
【実施が推奨される事項】のうち、「農場内において馬を殺処分することが決定した場合」との記述について、方法は必ず安楽殺とするよう追記すべきである。	馬の OIE コードには、農場における安楽死の方法の記録についての記載はありません。 本指針において安楽死は、【実施が推奨される事項】において、「農場内で安楽死させる場合（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき殺処分を行う場合を除く。）、『家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針』を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」としています。この別途示している「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」においては、「安楽死が完了した後、その実施内容について記録を作成する。」と記述していることから、本指針においては、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「歩行困難な馬であっても、常時飲水できるようにするとともに、少なくとも 1 日 1 回は飼料を給与する」との記述について、「少なくとも 1 日 2 回は飼料を給与する」に改めるべきである。	馬の OIE コードには、 「第 7.12.8 条の 2 歩行困難な役用馬は、常時飼料及び水を利用できる。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「歩行困難な馬であっても、常時採食や飲水できるようにする。」に改めました。
【実施が推奨される事項】のうち、「歩行困難な馬は、治療	馬の OIE コードには、

又は診断を行う場合を除き、輸送又は移動を行わない。この場合の移動は、引きずりや過度な持ち上げを避け、慎重に行う。」との記述について、「苦痛を与えない。」ということを追記すべきである。	「第7. 12. 8条の2 歩行困難な役用馬は、常時飼料及び水を利用できる。治療又は診断のため絶対的に必要な場合を除き、運搬又は移動されない。移動は、引きずりや過度な持ち上げを避ける方法を用い、注意深く行われる。」 と記載されています。この記載を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「歩行困難な馬は、治療又は診断を行う場合を除き、輸送又は移動を行わない。移動する必要がある場合、さらなる苦痛又は損傷の悪化を起こす引きずり方や過度な持ち上げ方を避け、細心の注意を払い、慎重に行う。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
10 厩舎等の清掃・消毒	
敷料を乾燥し清潔に保つことを追記すべきである。	馬のOIEコードには、 「第7. 12. 7条 収容場所は、良好な換気及び快適に休息できることだけでなく、悪い天候条件並びに捕食者及び損傷からの保護を提供する。休息空間は、乾燥して清潔であり、当該馬が容易に横臥し、起き上がり、向きを変えるために十分な大きさがある。」 と記載されており、敷料に関する具体的な記載はありませんが、原案において既に、【実施が推奨される事項】に、「床、敷料、寝床の表面及び舎外の用地は、良好な衛生状態を確保し、疫病及び損傷のリスクを可能な限り小さく抑えるため、必要に応じて清掃する。(中略) 排せつ物は適切に取り除き、馬にとって快適な環境を提供するため、敷料の追加又は交換により床表面を乾燥した状態に保つ。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
12 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進	

知識の習得とともに実践を行い、管理者及び飼養者、従業員の各々がアニマルウェルフェアの向上に努めることを追記すべきである。	馬のOIEコードには、 「第7.12.9条 運転者及び取扱者は、良好な管理技術を身につけるため訓練を受ける。」 「第7.12.10条 家畜飼養管理者は、観察されている状態のウェルフェア上の意味を解釈するため、各種の使役馬の正常及び異常な行動に精通している。」
経営者、従業員、外部作業者が十分なアニマルウェルフェアの手技や指針の内容の習得についてトレーニングを受けるとともに、理解が不足している場合には現場に関わらせないことを追記すべきである。	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、馬の行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的要求及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識（疾病又は苦痛の初期における特有の兆候、例えば、咳、眼漏、運動行動の変化等や、飼料や水の摂取量の減少、体重やボディコンディションの変化、行動の変化や外見の異常等の非特異的な兆候を承知している等）と技術を身に付けるための適切な経験を積む、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得し、適性を有する。特に、歩行困難馬、出産したばかりの馬及び慢性疾病への罹患や損傷が疑われる馬を識別し、適切に管理する知識と技術を習得するとともに、（以下略）。」に改めました。
移動ドライバー、飼養員、外部作業者もアニマルウェルフェアの手技や指針の内容を習得し、そうでない場合は関わらせてはいけないことを追記すべきである。	
第3 厩舎 1 飼養方式	
（1）舎飼い方式	
「馬が他の家畜と・・・」という記述の後に、「有角牛による損傷から馬を保護する」という畜種を限定した記述になっているので、「等」や「など」を追記するか、他の家畜での注意事項を追記すべきである。	馬のOIEコードには、 「第7.12.7条の3 使役馬が、有角の牛と一緒に収容される場合、損傷から保護するための注意が払われる。」

	と記載されており、有角牛以外 家畜での注意事項に関する記載はありませんが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「有角牛等」に改めました。
舎飼いであっても、1日1回は必ず放牧させ、十分な運動、行動が自由にできるようにすることを追記すべきである。	馬のOIEコードには、 「第7.12.9条 役用馬は、長期間、屋内に閉じ込めない。」 と記載されています。この記載を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「屋内のみでの飼養を避け、長時間屋内に閉じ込めない。日常的に繋ぐことを避け、常時繋ぐ又は足かせを付けることのないようにする。繋ぐ必要がある場合、馬が横臥できるようにする。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
3 飼養空間	
OIE コードに沿って、空間的ゆとりの内容を追記すべきである。	馬のOIEコードには、 「第7.12.7条 休息空間は、乾燥して清潔であり、当該馬が容易に横臥し、起き上がり、向きを変えるために十分な大きさがある。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「空間が過密な場合は、馬にとってストレスとなり、疾病の発生、発育の低下等の原因となる。」と記述しているとともに、【実施が推奨される事項】に、「全ての馬に快適性及び社会化のための適切な空間を提供し、休息及び作業場所の両方に適切な空間を確保する。なお、異常行動が見られる場合、空間的ゆとりの増加、横臥等のための空間の再設定等の是正措置を講じる。収容場所は、悪天候、捕食動物及び損傷から馬を保護し、良好な換気や快適に休息が取れる構造であり、全ての馬に対し、同時に横臥し、容易に体の向きを変えることができる、乾いていて清潔
感染症を引き起こしやすいため、過密な飼育をしないことについて、追記すべきである。	

	で十分な大きさの、休息のための空間を与える。また、飼養空間は、横臥、起立及び採食のための様々な空間を考慮して管理し、密飼いによる通常行動や横臥への悪影響を避ける。特に、哺乳期の子馬を伴っている母馬や妊娠中の馬については、十分な空間を与える。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
第5 アニマルウェルフェアの状態確認等 2 設備の点検・管理	
【実施が推奨される事項】のうち、「設備が正常に作動しているかどうかを、少なくとも1日1回は点検する」との記述について、「少なくとも、1日2回は点検する」に改めるべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮し、設備が正常に作動しているか少なくとも1日1回は点検する。」に改めました。
3 緊急時の対応	
避難計画の下、非常時に備えて冷暖房や自動給水用の自家電源や食料、水の確保を追記すべきである。	馬のOIEコードには、 「第7.12.6条 飼料不足の場合、家畜取扱者は、飼料削減期間を可能な限り短くし、ウェルフェア及び健康が損なわれるリスクがある時は、緩和措置が実施されることを確保する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「管理者及び飼養者は、電気、水及び飼料の供給システムの停止に対処し、災害（地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、台風、高温ストレス等）による影響を可能な限り小さく抑え、これを緩和するため、災害の結果に対する対処ではなく、あらかじめ想定される事項に備える予防的措置として、避難計画を含む文書化された緊急時計画又は危機管理マニュアル等を整備し、これについて習熟するとともに、全ての関係者と共有する。」に改めました。

Ⅶ 「家畜の輸送に関する指針（案）」への御意見の概要と、当該後意見への農林水産省の考え及び指針での対応

御意見の概要	御意見への農林水産省の考え及び指針での対応
【指針全般への御意見】	
●指針の作成に際し考慮すべき事項に関する御意見 持続可能な畜産の発展のために、アニマルウェルフェアについては OIE コードと同水準を目指すだけでは不十分であり、EU と遜色のない水準のアニマルウェルフェアの基準を設けるべきである。	本指針は、国民のアニマルウェルフェアに関する関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際基準である OIE コードまで引き上げることを目指してお示しするものです。 また、本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コードを遵守することは、畜産業及び関連事業にとって欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、輸送事業者を含む全ての関係者の方々に改善のための取組をお願いします。
輸送中に全ての家畜が、一切のストレスや怪我等が無いように熱中症や餓死や家畜同士で闘争しないようしっかり管理して輸送することを全て義務化し、違反者は厳罰にすべきである。	本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コードを遵守することは、畜産業及び関連事業にとって欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、輸送事業者を含む全ての関係者の方々に改善のための取組をお願いします。
採卵鶏で問題が指摘されている廃鶏処理場への出荷の際の夜間放置や籠に詰め込まれている実態がこの指針で改善されるのか、読んでいてよく分からない。是非、実効性のある運用を求	食鳥処理場への鶏の計画的な出荷については、平成 30 年及び平成 31 年に、「食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について」（平成 30 年 3 月 26 日付け 29 生畜第 1114 号畜産振興課長及び

める。	食肉鶏卵課長連名通知並びに平成 31 年 2 月 22 日付け 30 生畜第 1496 号畜産振興課長及び食肉鶏卵課長連名通知）を発出し、養鶏業者と食鳥処理業者が調整の上、関係法令に留意しつつ、計画的に出荷すべき旨、関係者等に対して指導してきたところです。
ブロイラーや廃鶏を食鳥処理場へ搬入する際、暑さを避け、夜間に移動すべきである。また、輸送コストを下げるため、籠を高く積み上げ搬送することは止めるべきである。夜中であっても下の段は熱がこもり暑熱で斃死する事例がある。更に、下の段の鶏は、上の段の糞にまみれ、処理場に到着する頃には多量の糞便に汚染されてしまう。（中小食鳥処理施設の会議でアニマルウェルフェアや食品衛生の面で問題となっていた。）改善策を国として考案願いたい。	また、御意見については、本指針において、 「第 1 家畜の輸送に関する基本事項」の「3 輸送にかかる時間」の【実施が推奨される事項】に、「家畜を輸送する際は、事前に輸送先と連絡をとり、積下ろしに要する時間を含む車両内等での待機時間が少なくなるよう、輸送開始時刻等を設定する。」 「第 4 輸送中の環境」の「1 気象環境」の【実施が推奨される事項】に、「家畜にとって暑すぎる場合、直射日光を防ぎ、扇風機等により送風する、細霧システムを導入する、涼しい夜間に輸送する等の暑熱対策を行い、可能な限り適温を維持する。駐停車する際は、駐停車時間を短くし、適切に換気が行われる環境下で直射日光を避け駐停車する。」 「第 3 輸送する家畜の管理方法」の「4 疾病・事故等の措置」の【実施が推奨される事項】に、「伝染性疾病の拡大を防止するため、輸送する家畜同士の接触、又は輸送する家畜の排せつ物との接触、さらに他の農場に由来する家畜との接触は、可能な限り少なくする。」 とそれぞれ記述しているところです。
と畜場までの輸送距離等について、規制をせざるを得なくなった場合は、10 年、20 年の猶予期間を設けるべきである。	と畜場までの輸送に関し、アニマルウェルフェアを目的としたものは、現時点では、本指針以外のものは検討しておりません。ただし、本指針において、「第 1 家畜の輸送に関する基本事項」の「3 輸送にかかる時間」の【実施が推奨される事項】に、「輸送にかかる総時間は最小限となるようにする。特

	に、コンテナや天井が低い複層式の車両等に家畜を収容する場合、内部を詳細に観察することが難しく、疾病や深刻な損傷の発見が遅れる場合があるため、輸送に要する時間を可能な限り短くする。」と記述しておりますので、当該記述を踏まえた対応をお願いします。
【指針の個別事項への御意見】	
第1 家畜の輸送に関する基本事項	
1 家畜の輸送に携わる者の責務	
冒頭に、OIEコードに沿って、「動物を輸送する意志が決定されたら、輸送中の動物の福祉は最重要の考慮すべき事柄であり、関連する人々全員の連帯責任となる」を追記すべきである。	輸送に関するOIEコード（OIEコード「第7.3章 動物の陸上運送」をいう。以下、特に説明のない場合において同じ。）には、「第7.3.3条 責任 ひとたび動物の輸送が決定されれば、旅程中の動物のウェルフェアは最優先事項であり、関わる者全員の連帯責任である。関わる者の個別の責任については、本条において、より詳細に記述される。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「家畜の所有者及び管理者だけでなく、輸送業者、車両の運転手や船舶の責任者等を含めた家畜の輸送に携わる者の全てが連携し、責任を持って家畜を輸送する必要がある。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
OIEコードに沿って、「動物取扱者は、家畜の取扱いと移動に関して適切な訓練を受け、各々の責任に見合った経験と能力があり、また動物の行動パターンを知っており、実行すべき職務に必要な根本的な原則を理解していること」を追記すべきである。	輸送に関するOIEコードには、「第7.3.2条の1 動物取扱者は、家畜の取扱い及び移動について経験が豊富で有能であり、動物の行動パターン及び自身の職務の遂行に必要な基本原則を理解する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜取扱責任者は、日頃から必要に応じて、獣医師等のアドバイスも受けながら、

	家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切な家畜の輸送と管理に責任を持つ。」に改めました。
OIE コードに沿って、「動物取扱者は思いやりのある動物の取扱いと世話をする責任がある」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.3 条の 3 動物取扱者は、動物の人道的な取扱い及び世話、とりわけ積込み及び積み下ろしの間の取扱い等並びに旅程の記録の維持管理に対し責任を負う。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜のアニマルウェルフェアに配慮した輸送とそのための適切な対策が講じられるよう、家畜の輸送に携わる全ての者が家畜を丁寧に取り扱い快適な環境を確保することの重要性や必要性について知識を習得し、責任を果たすために必要な能力を有する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コード第 7.3.4 条の 2 「能力を有する」 ことについて追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.4 条の 2 動物取扱者の能力に関する評価は、少なくとも以下の分野における知識及び当該知識を適用できる能力に対して行う。 (以下略)」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜取扱責任者は、日頃から必要に応じて、獣医師等のアドバイスも受けながら、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切
推奨される事項について、知識を習得するとあるが、知識の習得だけでなく、実践されることを推奨事項に入れるべきである。 また、快適な環境の確保などの記述があるが、具体性を持たせる（給餌・給水量の明確化、収容スペースの定量化等々）べきである。	

	な家畜の輸送と管理に責任を持つ。」に改めました。 また、御意見の「快適な環境の確保」等については、輸送に関する OIE コードにおいて具体的な数値が記載されていないことを踏まえ、定量化はしていませんが、検討に必要な具体的な内容は、「第 7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」等において記述しました。 例えば、飼料の給与量については、「第 7」の「6 家畜の種類ごとの特徴」において、「豚は、輸送中、乗り物酔いになりやすい。積込み前の断餌は乗り物酔いの防止に有効になり得る。」等と記述するとともに、「第 2 輸送の準備」の「2 輸送する家畜の状態確認及び事前準備等」の【実施が推奨される事項】に、「輸送中に給餌する飼料の内容や給餌及び給水方法が、通常の飼養管理と変わる場合、事前に馴致する。なお、畜種によっては、積込み前に短期間の絶食が必要な場合もあることに注意する。」と記述しており、各畜種別の指針において示した飼料の給与量に関する記述も参考に検討していただきたいと考えております。 また、収容スペースについては、「第 4 輸送中の環境」の「3 収容スペース」の【実施が推奨される事項】に、「家畜の収容に必要なスペースの計算は、国内外の文献に記載されている数値を参考に行う。」との記述を追記し、「家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関する Q & A」において、参考文献等を紹介していますので、御参照下さい。
家畜の生態やアニマルウェルフェアの習熟ができた者に資格を与えて家畜の輸送業務に従事させるべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.2 条の 1 動物取扱者は、家畜の取扱い及び移動について経験が豊富で有能であり、動物の行動パターン及び自身の職務の遂行に必要な基本原則を理解する。」

	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜取扱責任者は、日頃から必要に応じて、獣医師等のアドバイスも受けながら、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切な家畜の輸送と管理に責任を持つ。」に改めました。
輸送に携わる者に、家畜市場・と畜場で家畜の移動に関係する者が含まれることを明記すべきである。 「家畜の輸送に携わる者の全て」との記述について、「責任を持った輸送」には家畜の飼養者や運転手だけでなく、家畜市場・と畜場の責任者が含まれることを明記すべきである。これらの施設にも家畜の積下ろし積込み、移動等にハンドリング技術の習得や、搬入口の滑り止め対策等の知識が必須である。 「輸送管理者」には、飼養者、運転手、運航責任者だけでなく前述の施設の責任者も含めるべきである。	本指針において、「輸送中」とは、「家畜の積込みから、運搬、積下ろしまで」と定義しており、家畜市場で売買される際の家畜の積下ろし、係留、積込みも当然、本指針の対象に含まれます。このことから、「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「1 家畜の輸送に携わる者の責務」に輸送に携わる各者の責任を記述するとともに【実施が推奨される事項】に、「家畜の輸送に携わる全ての者が家畜を丁寧に取り扱い快適な環境を確保することの重要性や必要性について知識を習得し、責任を果たすために必要な能力を有する。」と記述しています。 なお、と畜場及び食鳥処理場における管理については、別途OIEコード「第7.5章 動物のと畜」があり、その適用対象となっていることから、輸送に関するOIEコードの適用の対象外です。本指針は、輸送に関するOIEコードの適用範囲に倣っていることから、と畜場及び食鳥処理場における管理は対象としておりません。
2 家畜への配慮	
【実施が推奨される事項】に、OIEコードに沿って、「もし輸送の時間が、普段のその動物への給餌・給水間隔よりも長くなる場合には、輸送前に餌と水を与えること。」を追記すべきである	輸送に関するOIEコードには、 「第7.3.7条の1 d) その動物の通常の給餌の間隔及び給水の間隔より旅程の期間が長い場合、輸送に際し予め餌及び水が提供される。特

	定の動物種に対する推奨事項は、第 7.3.12 条に詳細に記述される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第 3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】を、「通常の給餌や給水の間隔よりも長い時間輸送するなど、過度の空腹、口渇、疲労が予測される長時間の輸送の場合、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに、休息を与えるようにする。」に改めました。
「輸送中、動物に新規の餌、もしくは給餌方法や給水方法が提供される予定の場合には、適切な適応期間を与えること。」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.7 条の 1 e) 旅程中に動物に新たな飼料、飼料の給与方法又は給水方法の提供がなされる時には、十分な順応のための期間が与えられる。」 と記載されています。この記載を踏まえ、既に原案において、「第 2 輸送の準備」の「2 輸送する家畜の状態確認及び事前準備等」及び「第 3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】に、「輸送中に給餌する飼料の内容や給餌及び給水方法が、通常の飼養管理と変わる場合、事前に馴致する。」と記述しています。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「休憩の頻度と休憩時に動物を積み下ろすかどうかは、輸送方法、輸送される動物の年齢と種、及び気象条件に応じて決定すること」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 7 b) 旅程中は、動物は休憩場所で適切な頻度で休憩することが認められる。輸送方法、輸送される動物の年齢及び種類並びに気象条件が、休憩のための停車の頻度及び動物が積み下ろされるべきかを決定する。(以下略)」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第 3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】を、「給餌、給水及び

	休息の必要性は、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する。」に改めました。
3 輸送にかかる時間	
「輸送先での待機時間が少なくなるよう、輸送開始時刻等を設定することが重要である」との記述について、輸送当日中にと殺できるだけの輸送量に制限し、輸送先で日をまたぐことが無いよう努めるべきである。 食肉市場でトラックに積まれたままの牛や豚を見かける。身動きの取れない状態で夏は暑く、冬は寒く、雨風がしのげない状況下で、食事や水が与えられない状態が続く個体もいると想像すると負担が大きく、アニマルウェルフェアの精神とはかけ離れている。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、 「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「3 輸送にかかる時間」の【実施が推奨される事項】を、「輸送にかかる総時間は最小限となるようにする」及び「家畜を輸送する際は、事前に輸送先と連絡を取り、(中略)車両内等での待機時間が少なくなるよう、輸送開始時刻等を設定する。」に改めるとともに、 「第2 輸送の準備」の「1 輸送行程計画の作成」の【実施が推奨される事項】を、「輸送時の暑熱や寒冷、激しい揺れ等は家畜に与えるストレスが大きくなることから、輸送に知見のある者からの助言、輸送する家畜の年齢や天候等を考慮して輸送行程計画を作成する。」と改めました。 さらに、「第3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】を、「過度の空腹、口渇、疲労が予測される長時間の輸送の場合、輸送前に適切に給餌・給水を行うとともに、休息を与えるようにする。(中略)輸送中に給餌又は給水を行う場合、全ての家畜が畜種、年齢、健康状態、輸送時間、天候等に応じて必要な量を摂取できるようにし、(以下略)」に改めました。
第2 輸送の準備	
1 輸送行程計画の作成	
OIE コードに沿って、「運転手に関連する規則（例えば、最大の連続運転時間など）も可能であればアニマルウェルフェアの考慮に入れるべきである」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 1 c) 運転手に関する規則（例えば、最大運転時間）は、可能な

	限りアニマルウェルフェアを考慮する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「連続最長輸送時間の設定には、第7の4に記載する指標を踏まえ、可能な限りアニマルウェルフェアを考慮する。」に改めました。
「輸送計画」の項目に、OIE コードに沿って、「横断する地形、道路の路面と質」を追記すべである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 3 i) 使用される車両のタイプ、横断する地形、路面状況及び道路の質、運転者の技術及び家畜輸送の経験」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「輸送行程計画は、輸送する畜種とその状態を踏まえた家畜の準備、輸送に必要な書類、輸送ルート及び輸送の特徴（地形、路面状況等）、輸送距離や輸送に要する時間、輸送手段と家畜の収容スペース（車両、コンテナ及び船舶等に収容する家畜の頭羽数や家畜の密度）、輸送の際の天候の予想、輸送時の家畜の観察、給餌、給水及び休息の必要性和その方法を含む家畜の管理、家畜の積込み及び積下ろしの場所や予定時刻、防疫措置、緊急時の対応等を含む。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「疲労を感じ始める見込み、特別な世話の必要性、怪我や病気のかかりやすさなども踏まえて輸送を計画する」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 3 家畜の輸送の最長時間は以下の指標を踏まえて判断する： a) 輸送を予定している家畜の輸送に伴うストレスに対処する能力（例えば、幼齢、老齢、泌乳中又は妊娠中の家畜） b) 輸送を予定している家畜の過去の輸送に関する経験 c) 疲労の開始の見込み d) 特別な配慮の必要性

	e) 給餌及び給水の必要性 f) 損傷及び疾病への感受性の増加 g) 空間的ゆとり、輸送車両の設計、道路状況、運転の質 h) 天候 i) 使用する輸送車両のタイプ、横断する地形、路面状況と道路の質、運転者の技術や家畜輸送の経験」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「連続最長輸送時間の設定には、第7の4に記載する指標を踏まえ、可能な限りアニマルウェルフェアに考慮する。」との記述を追記し、「第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」を新たに項目として立て、「4 家畜を連続して輸送した場合、休憩を要する長時間輸送に相当するかを判断するための指標」において、第7.3.5条の3の記載を追記しました。
2 輸送する家畜の状態確認及び事前準備等	
「輸送が負担になる可能性がある」動物の種類に、OIE コードに沿って、「体が大きい、あるいは肥満した個体、興奮しやすい、あるいは攻撃的な動物、人間と接したことがほとんどない動物、乗り物酔いしやすい動物、高泌乳の牛、母牛と子牛、輸送の前に、ストレス要因にさらされたり、病原の媒介物と接触があったりする履歴をもつ動物」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.7 条の 3 e) 特に輸送中の低いウェルフェアが損なうリスクを受け、輸送中に特別な条件（例えば、設備及び車両のデザイン、並びに旅程の長さ）を必要とし、及び追加的な注意を必要とする動物は以下を含む： i) 大きい又は肥満の家畜 ii) 非常に若齢又は老齢の家畜 iii) 興奮しやすい又は攻撃的な家畜 iv) 人に慣れていない家畜 v) 乗り物酔いしやすい家畜 vi) 妊娠後期の家畜、授乳中の家畜又は母親とその子畜
「妊娠後期の家畜」を、OIE コードに沿って、「授乳中の、あるいは妊娠している動物」に変更すべきである。	

	vii) 輸送前にストレスを受けた又は病原体への接触経験のある家畜 viii) 除角などの外科的処置の傷が治癒していない家畜」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「輸送が過度な負担となると考えられる家畜や輸送が負担になる可能性がある家畜として第7の2に掲げる家畜に該当する場合、輸送の対象から外す、又は輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい。」に改めた上で、「第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」を新たに項目として立て、「2 家畜の輸送適合性」の「(2) 輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい家畜」において、第7.3.7条の3のe)の記載を追記しました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、以下を追記すべきである。 「輸送には不適合な動物には以下のものが考えられるが、これらに限定されることはない。 i) 病気、怪我、衰弱、身体の障害、又は疲労のある動物 ii) 助けを借りずに立ち上がることができず、また四肢で体重を支えられない動物 iii) 両目とも見えなくなっている動物 iv) 苦痛を伴わずには動くことができない動物 v) へその緒が治癒していない新生児 vi) 積下ろしのときに妊娠期間の最後の10%の段階に入る可能性のある子どもを宿した動物 vii) 輸送により、48時間以内に生んだ子どもと離れてしまう母獣 viii) 予想される気象状況のために、福祉状態の悪い体の状態になりそうな動物」	輸送に関する OIE コードには、 「第7.3.7条の3 c) 輸送に適さない動物は以下を含むが、これに限定されない： i) 疾病、損傷、衰弱、身体的障害のある又は疲労している家畜 ii) 介助なしに立つことができず、各脚で体重を支えることができない家畜 iii) 両目が見えない家畜 iv) 動くことにより更なる痛み等が生じるため、動くことが困難な家畜 v) 臍帯が治癒していない新生子 vi) 計画している積下ろしの時点で、妊娠期間の最後の1割に入る妊娠後期の家畜 vii) 積込み前48時間以内に分娩し、子畜を同伴しない雌

	の家畜 viii) 輸送時に予想される天候条件により、アニマルウェルフェアの低下に陥ることが懸念される家畜」
「輸送が過度な負担となると考えられる家畜」の種類に、OIEコードに沿って、「苦痛を伴わずには動くことができない動物、予想される気象状況のために、福祉状態の悪い体の状態になりそうな動物」を追記すべきである。	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「輸送が過度な負担となると考えられる家畜や輸送が負担になる可能性がある家畜として第7の2に掲げる家畜に該当する場合、輸送の対象から外す、又は輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい。」に改めた上で、た「第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」を新たに項目として立て、「2 家畜の輸送適合性」の「(1) 輸送を避けることが望ましい家畜」において、第7.3.7条の3のc)の記載を追記しました。
貨物の輸送では輸送途中の輸送者の責任を明確にするため輸送前の貨物車両等の確認（外装に破損汚れの有無）を実施すべきである。家畜の輸送も出荷前に獣医師が家畜の健康状態をチェックし証明書を発行すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.7 条の 1 f) 輸送の前毎に、車両及びコンテナは完全に清掃し、もし必要な場合は、家畜衛生及び公衆衛生を目的として、当局が認可した方法を用いて扱われる。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「第3 輸送する家畜の管理方法」の「5 清掃・消毒」の【実施が推奨される事項】に、「家畜にとって快適な環境を提供するため、また、輸送中の疾病、損傷等の発生予防の観点や、伝染性疾病等のまん延防止の観点からも、家畜の輸送に用いる車両、コンテナ及び船舶等の家畜と接触する部分等について、家畜の輸送前にあらかじめ疾病の伝搬を防止するために適した方法で家畜排せつ物等を除去する等、掃除、洗浄及び消毒をしっかりと行い、清潔に保つ。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。 また、家畜の輸送に関する OIE コードには、

	「第 7.3.7 条の 3 a) 各動物は、獣医師又は動物取扱者によって、輸送への適合性を評価するため検査を受ける。もし、輸送への適合性が疑わしい場合は、獣医師による診断を受ける。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、 【実施が奨励される事項】に、「家畜の所有者及び管理者等は、輸送前に全ての家畜について健康状態や損傷の有無等を確認するとともに、家畜の輸送への適合性に疑問がある場合、獣医師に相談し、必要に応じ獣医師による検査を受けさせ、過去の輸送の経験、馴致の内容、体調を考慮し、輸送前に休憩を与える必要があるか、輸送が過度な負担にならないかなど輸送の適否を判断する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
第 3 輸送する家畜の管理方法 1 観察・記録	
【実施が奨励される事項】に、OIE コードに沿って、「停泊中は、動物が正しく収容された状態が続いており、適度な餌と水があり、また物理的な環境が満足のいくものであるかを確認すること」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.9 条の 7 c) 停車中は、動物は引き続き適切に収容され、適切な飼料及び水を摂取し、身体の状態が良好であることが確保される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が奨励される事項】を、「駐停車中は、家畜は適切に収容され、適切に給餌及び給水がなされ、物理的状況が良好であることを確保する。観察は、家畜に健康悪化の兆候や損傷等の発生が見られないかを確認するとともに、換気が適切に行われているか、給餌又は給水の必要がないか等を確認する。」に改めました。
【実施が奨励される事項】に、OIE コードに沿って、「暑い天	輸送に関する OIE コードには、

候および温暖な天候では、輸送中の停泊時間は最小にし、輸送車の駐車は日陰の下、適切な換気がなされた状態で行われること」を追記すべきである。	「第 7.3.9 条の 3 b) 暑熱及び温暖な天候時における車両又はコンテナの内部の環境は、車両の移動に伴って作り出される空気の流れにより制御可能である。温暖及び暑熱な天候時において、旅程の停止期間は最小限にされ、車両は、十分かつ適切な換気を施して日陰に停車される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追加することとし、「第 4 輸送中の環境」の「1 気象環境」の【実施が推奨される事項】を、「家畜にとって暑すぎる場合、直射日光を防ぎ、扇風機等により送風する、細霧システムを導入する、涼しい夜間に輸送する等の暑熱対策を行い、可能な限り適温を維持する。駐停車する際は、時間を短くし、適切に換気が行われる環境下で直射日光を避ける。」に改めました。
「観察は、家畜に健康悪化の兆候や損傷等の発生が見られないかを確認するとともに、換気が適切に行われているか、給餌・給水の必要性がないか等を確認する」との記述について、OIE コードに沿って、「家きん類についても、枠箱内の全体的な状態を点検するように努めること。もし動物が枠箱や多層構造の輸送車に入れられており、点検のための自由なアクセスが出来ない場合には（例えば各層の天井が低すぎる、詰め込みすぎているなど）、動物を適切に点検することができず、深刻な怪我や病気に気付かないままになる可能性がある。このような環境では、短期間の輸送のみを許可すること」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 8 b) 動物が、観察が自由にできない収容箱内や収容層の天井が低すぎる複層式の車両に収容される場合、動物は適切に検査されず、深刻な傷害又は疾病を検出できなくなり得る。これらの状況では、より短時間の輸送が許容され、最大期間は、動物種及び輸送条件における問題の発生率に従って変わる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第 1 家畜の輸送に関する基本事項」の「3 輸送にかかる時間」の【実施が推奨される事項】を、「コンテナや天井が低い複層式の車両等に家畜を収容する場合、内部を詳細に観察することが難しく、疾病や深刻な損傷の発見が遅れる場合があるため、輸送に要する時間を可能な限り短くする。」に改めました。

「健康状態の悪化や損傷等の発生の有無、換気の状態、温度・湿度、給餌・給水の回数や量、休憩の回数、輸送距離や時間等について記録する」との記述について、OIEコードに沿って、「死亡率、行った対応措置、気象状態、投薬した薬、機械の故障の記録」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.6 条の 2） i) 旅程記録－罹病率及び死亡率、行われた対応、天候状況、休息、輸送時間及び距離、飼料及び水の給与量及び推定消費量、投与された医薬品、機械の故障についての記録を含む、毎日の検査及び重要な出来事に関する記録。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「健康状態の悪化や損傷等の発生の有無、死亡率、対応措置、天気、換気の状態、温度及び湿度、給餌及び給水の回数や量、投与した薬、休憩の回数、輸送距離や時間、道具の故障等について記録する。特に、健康状態の悪化や損傷等が発生した場合の状況については、詳細に記録する。」に改めました。
「健康状態の悪化や損傷等の発生の有無、換気の状態、温度・湿度、給餌・給水の回数や量、休憩の回数、輸送距離や時間等について記録する」との記述について、アニマルウェルフェアの観点から適切な回数を明示すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.6 条の 2） i) 旅程記録－罹病率及び死亡率、行われた対応、天候状況、休息、輸送時間及び距離、飼料及び水の給与量及び推定消費量、投与された医薬品、機械の故障についての記録を含む、毎日の検査及び重要な出来事に関する記録。」 と記載されており、具体的な回数等の数値は記載されておりません。輸送時の給餌・給水・休憩の回数は、輸送する家畜の状態や輸送時間、天候等によって変化するものであり、一律に数値を記述することは困難であることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「出発直前及び運搬中の早い段階に家畜の状態や収容状況等を確認する」との記述について、対処を行わなければならない基準を明文化すべきである。	輸送に関する OIE コードには、第 7.3.7 条の 3 において、「輸送に適さない動物」及び「輸送中に特別な条件（例えば、設備及び車両のデザイン、並びに旅程の長さ）を必要とし、追加的な注意が必要とする動物」に関する具体的な例示の記載があります。

	このため、御意見を踏まえ、「第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」を新たに項目として立て、「2 家畜の輸送適合性」に、「(1) 輸送を避けることが望ましい家畜」及び「(2) 輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい家畜」において、第7.3.7条の3の記載を追記しました。
2 家畜の取扱い	
OIE コードに沿って、「逃避ゾーンや社会的なやりとり、その他の振る舞いは動物の種により大きく異なり、ときには同種内でも異なる。ある動物種には有効であった設備と取扱い方法は、しばしば他の種では効果がなかったり、危険であったりする」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第7.3.2条の1 家畜は、人がある一定の距離以上に近づくと逃げようとする。この臨界距離はフライトゾーンと定義され、動物種及び同種であっても個体により異なり、それまでの人間との接触歴にもよる。人間の近くで飼養された動物（すなわち飼いならされた動物）は、フライトゾーンがより小さく、一方、放し飼い又は広大なシステムで飼養された動物は、1m～数mと異なるフライトゾーンを持つ。動物取扱者は、攻撃又は逃亡につながる錯乱状態を引き起こし、アニマルウェルフェアを損なうフライトゾーンへの突然の侵入を避ける。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「家畜は、境界線（フライトゾーン）を持ち、人が一定の距離を超えて近づくと逃げようとするが、そのフライトゾーンは畜種や個体によって異なる。家畜に近づく、又は捕まえる際は、フライトゾーンを考慮するとともに、突発的な行動や手荒な扱い等を避け、家畜がパニックを起こしたり、転倒、スリップ又は転落することのないよう注意する必要がある。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「鶏を捕鳥する場合は」との記述について、捕鳥準備のためのレール敷や枠箱の設置時などに手荒な取り扱いが観察されるため、「鶏の捕鳥の準備及び、捕鳥する場合は」に変更すべきで	輸送に関する OIE コードには、御意見の内容に該当する記述はありませんが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「捕鳥のための作業を行う場合には、強い衝撃を与えないよう

ある。	に注意し、コンテナに出し入れする際は、コンテナに挟む、又は骨折させないように丁寧に取り扱う必要がある（付録Ⅲを参照）。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「積み込みや積み下ろしは的確な管理・監督のもと実施されること」を追記すべきである。	御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「1 家畜の輸送に携わる者の責務」の記述を整理し、「家畜取扱責任者」の責務として、「積み込み及び積み下ろしの際、家畜を人道的に取扱い及び世話すること。」及び「家畜取扱責任者はその責任を果たすため、速やかな行動を取り得る職務権限を有すること。」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「動物をつかまえたり持ち上げたりするときは、痛み、または苦しみと身体的ダメージ（例えば、あざ、骨折、脱臼など）を避けるようなやり方を用いること。四足の哺乳類の場合、人の手で持ち上げるのは、若い動物か体の小さい種のみにするものとし、またその種に適した方法を用いること。羊毛、体毛、羽毛、足部、首、耳、尻尾、頭、ツノ、肢の1箇所だけで動物をつかまえたり持ち上げたりするのは、痛みや苦しみの原因となり、そうしなければ動物の福祉や人間の安全が損なわれるような緊急時を除き、許されないものとする。 また、意識のある動物を投げたり、引きずったり、落下させない。」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3 d) 痛みを伴う行為（鞭を打つ、尻尾をねじる、鼻ねじの使用、目、耳又は外部生殖器を押すことを含む）、又は痛み及び苦しみをもたらす突き棒又はその他の道具（大きな棒、先端の尖った棒、金属のパイプ、柵用のワイヤー又は重い革ベルトを含む）は動物を移動させるために用いない。 g) 動物は、痛み又は苦しみ及び身体的損傷（打撲傷、骨折、脱臼等）を避ける方法で捕まえられ、又は持ち上げられる。四足動物の場合、人の手により持ち上げることは、若齢の動物又は小さな種類に限り、その種類に適した方法でのみ用いられる。被毛、羽毛、足、首、耳、尻尾、頭、角、脚だけで動物を捕まえ、又は持ち上げ、痛み又は苦しみをもたらすことは、アニマルウェルフェア又は人間の安全が、そうしなければ損なわれるかもしれない緊急時を除き、許可されない。 h) 意識のある動物は、投げられず、引きずられず、落とされない。」

	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜に不要なストレスを与えないよう、不必要な騒音をたてる等の家畜が嫌がる取扱いは避け、損傷（骨折、脱臼、裂傷等）の原因となる手荒な取扱いをせず、十分な時間を確保して作業する。（中略）人が家畜を捕獲する、又は持ち上げる取扱いは、幼畜又は小さい畜種のみ対象とし、それぞれの畜種に適した方法を用いる。家畜の被毛や羽毛、後肢、首、耳、尾部、頭部、角又は前肢のみを掴む、又は持ち上げることは、家畜取扱者の作業上の安全が確保されない場合を除き行わない。意識のある家畜を投げる、引きずる、又は落としてはならない。」に改めました。
「家畜を追い立てる際に道具」に、OIE コードに沿って、「羽根板、プラスチック製の櫓、フラッパー（キャンバス地の短いストラップが一本ついた杖）、プラスチック製バッグ」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3 c) 有益かつ許可された追い立て道具は、パネル、旗、プラスチックの櫓（かい）、フラッパー（革又は布の短い紐がついた杖）、プラスチックのバッグ及びガラガラを含む。それらは、不必要なストレスをもたらさずに動物の移動を促し、及び仕向けるために十分な方法で用いられる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜を追い立てる際に道具が必要となる場合、痛みを与える追い立て棒やその他の道具（大きな杖、先の尖った杖、金属製のパイプ、柵用のワイヤー、革製のベルト、鋭い角のあるもの等）を用いてはならず、パネル（板）や旗、音が出る道具等を用いて必要以上のストレスを与えることのないよう家畜の移動を促し、誘導する（付録Ⅳを参照）。」に改めました。
「家畜に損傷を負わせたり、不要な痛みを与えたりする可能性のある道具（先端が尖った棒、鋭い角のあるもの等）の使用は	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3

避け、電気棒や電気ムチは、やむを得ない場合を除いて使用しない。」との記述について、OIE コードに沿って、「痛みを伴う手段（鞭打ち、尻尾をねじること、鼻ねじの利用、目・耳・外性器への苦痛）や、痛みと苦しみを伴う突き棒、その他の補助具（長い棒、先のとがった棒、金属パイプ、柵用針金、あるいは重い皮ベルトといったもの）は、動物を動かすのに用いない。」、「また動物を動かすのを促すために、動物に対して過剰にどなったり、大きな騒音をたてたりなど（例えば、鞭をピシッと打つなど）は行わないこと。そのような行動は、動物を興奮させ、押し寄せたり倒れたりする可能性がある。」を追記すべきである。	d) 痛みを伴う行為（鞭を打つ、尻尾をねじる、鼻ねじの使用、目、耳又は外部生殖器を押すことを含む）、又は痛み及び苦しみをもたらす突き棒又はその他の道具（大きな棒、先端の尖った棒、金属のパイプ、柵用のワイヤー又は重い革ベルトを含む）は動物を移動させるために用いない。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜を追い立てる際に道具が必要となる場合、痛みを与える追い立て棒やその他の道具（大きな杖、先の尖った杖、金属製のパイプ、柵用のワイヤー、革製のベルト、鋭い角のあるもの等）を用いてはならず、パネル（板）や旗、音が出る道具等を用いて必要以上のストレスを与えることのないよう家畜の移動を促し、誘導する（付録Ⅳを参照）。」に改めました。
OIE コードに沿って、「もし動物が反応しなかったり動かなかったりした場合には、何か身体的、もしくはそれ以外の障害によって移動が妨げられているのではないかを調査すること」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3 a) 動くための場所がほとんど又は全くない動物は、物理的な強制又は追い立て棒及びその他の動かすことを強制する補助具に課されない。電気追い立て棒及びムチは、特殊な場合にのみ用いられ、動物を移動させるために日常的に用いられない。その使用及び出力は、動物を動かす補助に必要な範囲に制限され、動物が前方に動くための明らかな通路を持つ場合に限り用いられる。追い立て棒やその他の補助具は、動物が反応又は動けない場合、繰り返し使用されない。こうした場合、どのような物理的又は他の障害が、動物を動かすことから妨げているかが検証される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「やむを得ず使用する

	場合、家畜の前方に移動できる空間があることを確認した上で、後軀に当て、目、口、耳、肛門、外部生殖器及び乳房等の敏感な部分に当てないようにするとともに、家畜が反応しない又は移動しない場合、連続して使用せず、家畜の行動等を妨げる要因を確認する。」に改めました。
OIE コードに沿って、「こういった器具の利用を評価するため、電動式の道具で動かした動物の割合と、その道具の利用の結果、すべったり転倒したりする動物の割合を計測するため、数値採点を用いた実績基準を設けること」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3 i) そのような道具の使用を評価し、また、電氣的道具により動物が移動したパーセンテージ及びそれらの使用の結果、動物が滑る又は転倒したパーセンテージを測定するため、数値的な採点方が用いられた成績基準が定められる。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜が転倒、スリップ又は転落することのないよう注意し、電気棒や電気ムチの使用により、家畜が転倒やスリップした頻度を重要なアニマルウェルフェアの指標とする。」に改めました。
3 給餌・給水・休息	
「全ての家畜が必要な量」を、OIE コードに沿って、「全ての家畜が動物種、年齢、健康状態、および輸送の期間と気象条件等にふさわしい必要な量」に変更すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 7 a) 旅程の期間、天候等だけではなく、動物の種類、年齢及び状態に見合ったかつ必要に応じた適切な水及び飼料を利用できる。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「給餌、給水及び休息の必要性は、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する。輸送中に給餌又は給水を行

	う場合、全ての家畜が畜種、年齢、健康状態、輸送時間、天候等に応じて必要な量を摂取できるようにし、家畜に過度な闘争が起こらないよう、給餌及び給水方法に応じて適切な空間が確保されているかどうかをよく観察し、適切に対応する（付録Ⅴを参照）。」に改めました。
長時間の輸送の際に、給餌・給水を行う場合、飼料や水の品質管理を適切に行う必要がある。また、運転手の拘束時間が長くなり、長距離輸送ができなくなる可能性がある。その結果として、輸送効率の低下、輸送コストの上昇が予想される。従って、輸送実態を十分に確認する必要がある。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 2 a) 全ての動物にとって、長い旅程の間の休息のための停車は、各動物の飼料及び水の必要性を満たすために十分に長いことが不可欠である。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追加することとし、【実施が推奨される事項】を、「輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する。輸送中に給餌又は給水を行う場合、全ての家畜が畜種、年齢、健康状態、輸送時間、天候等に応じて必要な量を摂取できるようにし、（以下略）」に改めました。 また、長距離輸送に伴う家畜の負担軽減、輸送コストの低減及びその効率の確保に向け、農林水産省では、各地域の食肉処理施設及び家畜市場の整備への支援を行ってきたところです。輸送実態を十分に確認する必要があるとの御意見は、農林水産省としても同じ認識であり、令和 5 年度畜産業振興事業において、預託牛輸送のモーダルシフトの実証のために必要な経費を計上しているところです。
8 時間を超えて輸送する場合は、必ず給餌と給水のための休息時間を設けるべきである。長時間という記載では不明瞭である。	輸送に関する OIE コードには、長距離輸送について具体的な距離や時間に関する数値は示されていませんが、
「長時間」には目途の時間を設定すべきである。出す側、運ぶ	「第 7.3.5 条の 3 家畜の輸送の最長時間は以下の指標を踏まえて破断する：

側、受け取る側のそれぞれの見解でどうにでも解釈されてしまう。	
鶏の輸送について、長時間の輸送とは具体的に何時間を想定しているのか。鶏の輸送では、「給餌給水休息を取ることができるように」とあるが、どのようにすれば取れると考えているのか。	a) 輸送を予定している家畜の輸送に伴うストレスに対処する能力（例えば、幼齢、老齢、泌乳中又は妊娠中の家畜） b) 輸送を予定している家畜の過去の輸送に関する経験 c) 疲労の開始の見込み d) 特別な配慮の必要性 e) 給餌及び給水の必要性
家畜の輸送には、距離及び時間の制限が必要であり、その数値を記載すべきである。また、時間ごとの給水・給餌も必要であり、その数値の記載も重要である。 現状で特に長距離・長時間輸送の多い肉用牛の場合には、輸送中に給水がなく放置されて消耗が激しく、大量死亡事故が起きたこともある。輸送での家畜の健康異変・事故は防疫に関わることもあり、専門家委員の意見交換会等でも議論していただきたい問題である。	f) 損害及び疾病への感受性の増加 g) 空間的ゆとり、輸送車両の設計、道路状況、運転の質 h) 天候 i) 使用する輸送車両のタイプ、横断する地形、路面状況及び道路の質、運転者の技術や家畜輸送の経験 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」を新たに項目として立て、「4 家畜を連続して輸送した場合、休憩を要する長時間輸送に相当するかを判断するための指標」において、第7.3.5条の3の記載を追記しました。また、 「第7.3.9条の6 a) 輸送中の動物は、旅程中に適切な間隔で休息させられ、車両上か、必要な場合は適切な施設に積み下ろされ、飼料及び水が与えられる。 b) 休息に動物の積降ろしが必要な場合、経路途中の適切な施設が利用される。これらの施設は、特定の動物の種類の必要性を満たし、全ての動物の飼料及び水の利用を可能とする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】に、「休息場所では、給餌及び給水を行うこととし、畜種などを考慮し、必要があれ

	ば家畜を輸送車両等から経路上の適切な施設等に積み下ろす。」に改めました。
長時間の輸送とあるが、短時間でも適切に給餌・給水・休息は必ず義務化すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 7 a) 旅程の期間、天候等だけではなく、動物の種類、年齢及び状態に見合ったかつ必要に応じた適切な水及び飼料を利用できる。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、 【実施が推奨される事項】に、「給餌、給水及び休息の必要性は、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
4 疾病・事故等の措置	
「輸送中に疾病に罹患したり、損傷したりした家畜を確認した場合は、可能な限り他の家畜と隔離し」との記述について、「可能な限り」を、OIE コードに沿って削除すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.9 条の 4 b) 疾病に罹患した、又は損傷を受けた動物は、分離される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「輸送中に疾病に罹患し、又は損傷した家畜を確認した場合、他の家畜と隔離し、(以下略)」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「動物が疲労、怪我、または病気のため歩くことができなくなっているような場合には、輸送車上でその動物を治療、あるいは殺処分するのが福祉の面で最良である可能性もある」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.10 条の 2 a) 旅程中に、疾病に罹患した、損傷した、又は身体障害となった動物は、適切に治療されるか又は人道的に殺処分される(第 7.6 章を参照)。必要があれば、これらの動物の世話又は治療において、獣医上の助言が求められる。疲労、損傷又は疾病により動物が歩行困難となった場合には、車両の

	上で治療され、又は殺処分されることがウェルフェアにとって、最善となることもある。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「輸送中に疾病に罹患し、又は損傷した家畜を確認した場合、他の家畜と隔離し、輸送行程計画において策定した緊急対応計画を踏まえ、必要に応じ獣医師等と相談の上、治療や安楽死を行うなど適切に対応する。」に改めました。
「殺処分が必要な場合は、獣医師等の助言に従い、可能な限り迅速に行う。」との記述について、OIEコードに沿って、「動物に苦痛を与えずに殺処分できる設備とその能力を有したスタッフの提供を行う」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.3 条の 5） 旅程の開始時及び終了時並びに休憩地点の施設の管理者は、以下について責任を負う。（中略） g) 必要な時は、動物を人道的に殺意処分できるよう、施設及び能力のあるスタッフを提供すること。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「輸送中の家畜のアニマルウェルフェアに配慮するため、必要に応じて安楽死できる施設等とスタッフを準備することも有益である。」との記述を追記しました。
【実施が推奨される事項】に、OIEコードに沿って、「目的地にて、輸送側の動物取扱者、または運転手は、病気、怪我、または障害を負った動物の福祉に関する責任を、獣医、または他の適任者へ確実に移譲すること」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.10 条の 2 b) 到着地において、輸送中の動物取扱者又は運転者は、疾病に罹患した、損傷を受けた、又は身体障害となった動物のウェルフェアに関する責任が、獣医師又はその他の適切な者に委ねられることを確保する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「輸送中に疾病に罹患し、又は損傷した家畜を確認した場合、他の家畜と隔離し、輸送行程計画において策定した緊急対応計画を踏まえ、必要に応じ

	獣医師等と相談の上、治療や安楽死を行うなど適切に対応する。また、輸送中に損傷や疲労等によって動けなくなった家畜を積み下ろす場合、可能な限り苦痛の少ない方法を用い、疾病や損傷を受けた家畜に適した隔離された区画やその他の適切な施設等に収容する。(中略) 到着地において、家畜取扱責任者又は運転手は、病気に罹患し、又は損傷を受けた家畜を獣医師又は適切な者の元に移送する。」に改めました。
5 清掃・消毒	
家畜の輸送に用いる車両等の家畜と接触する部分については、(略) 掃除、洗浄及び消毒を行い、清潔に保つ。そのため、家畜の積み下ろしが行われる場所等には、輸送に用いた車両等の清掃、洗浄、消毒が行える場所を設ける。と記載がある。 車両等の清掃、洗浄、消毒を誰の責任で誰が行うのか、具体的に記載すべきである。また、車両等の清掃、洗浄、消毒が行える場所については、新たに設ける必要はないと分かるように、記載内容を工夫すべきである。	車両等の清掃、洗浄、消毒について、誰の責任で誰が行うのかについては、車両の所有者や借受者など輸送行程によって責任者が異なることが想定されるため、本指針において具体的に一律に記述すること困難であることに御理解をお願いします。 また、車両等の清掃、洗浄及び消毒が行える場所について、現在、敷地内や近隣に適切な場所が存在しないのであれば、新たに清掃等が行える場所を設けていただく必要があります。
6 防疫措置	
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「動物の輸送が原因で発生する病気のリスクの大きさを測るため、また目的地にて輸送した動物の隔離が必要かどうかの検討のため、以下の点を考慮すべきである。 a) 異なる産地からの動物や、異なる病歴の動物を含め、動物同士の接触の増加 b) 病原菌の発散の増加、また免疫抑制を含め、ストレスや、病気への防御力の低下に関連する伝染病の感染性の増加 c) 輸送車、休憩地点、市場等々を汚染する可能性のある病原菌への動物の露出」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.10 条の 3 動物の輸送を原因とする疾病リスクの拡大及び到着地における輸送された動物の分離の必要の可能性に対応するに当たり、以下について考慮される。 a) 異なる産地からの異なる病歴を有する動物を含む、動物間の接触の増加 b) ストレス及び免疫抑制を含む疾病に対する低下した防御機能に関連した病原体の排出量の増加及び感染への感受性の増加 c) 車両、休憩地点、市場等を汚染する病原体への動物の暴

	露」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「家畜の輸送による疾病リスクの拡大及び到着地における輸送した家畜の隔離の必要性に対応するに当たり、生産地や病歴の異なる家畜の接触の増加、ストレス等による病原体の排出量の増加や感染への感受性の増加、家畜の車両や休息場所を汚染している病原体への暴露等を考慮する。」との記述を追記しました。
第4 輸送中の環境 1 気象環境	
【実施が推奨される事項】を、OIE コードに沿って、「暑い天候及び温暖な天候では、輸送中の停泊時間は最小にし、輸送車の駐車は日陰の下、適切な換気がなされた状態で行われること」にすべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.9 条の 3 b) 暑熱及び温暖な天候時における車両又はコンテナの内部の環境は、車両の移動に伴って作り出される空気の流れにより制御可能である。温暖及び暑熱な天候時において、旅程の停止期間は最小限にされ、車両は、十分かつ適切な換気を施して日陰に停車される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜にとって暑すぎる場合、直射日光を防ぎ、扇風機等により送風する、細霧システムを導入する、涼しい夜間に輸送する等の暑熱対策を行い、可能な限り適温を維持する。駐停車する際は、時間を短くし、適切に換気が行われる環境下で直射日光を避ける。」に改めました。
豪雨、高温多湿時に対応して、家畜の輸送車両は家畜用のエアコンの設置義務を負わせるべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 4 e) 車両やコンテナは、気候の変化及び輸送される動物の種類による体温調節の必要性を満たす適切な換気が行われる。換気システム（自然又は機械）は、車両が停止時有効

	であり、空気の流れが調整可能である。」 と記載され、輸送車両への家畜用エアコンの設置は必須事項とはなっておりません。しかし、御意見を踏まえ、暑熱時の換気について記述を追記することとし、「第4 輸送中の環境」の「2 換気」の【実施が推奨される事項】を、「輸送中は、積み込み作業中も含め常に新鮮な空気を供給できるようにし、余分な熱、湿気、発生したアンモニア、一酸化炭素、二酸化炭素やほこり等が家畜を収容した場所から排出されるよう、輸送中の気温の変化や輸送する畜種の体温調整の必要も踏まえ、適切に換気を行い、有害なガス等の濃度の上昇を避ける。その際、暑熱時における換気は、熱の排出や体熱放散を助ける効果もあることから、各家畜の対流冷却を可能とするよう、適切に換気を行う。特に、閉鎖された空間内に家畜を収容して輸送する場合、換気や温度調整が確実に行えるよう、換気扇や扇風機等を適切に配置する又は強制換気システムを導入するなどにより、新鮮な空気を供給する（付録VIを参照）。」に改めました。
家畜にとって暑すぎる場合はとありますが、適切な温度を定義すべきである。	輸送に関する OIE コードには、各畜種にとって適切な温度について具体的な数値は記載されていませんが、御意見を踏まえ、これまでに得られている知見を、「家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関する Q&A」において紹介していますので、御参照下さい。
2 換気	
OIE コードに沿って、「積み上げ中及び輸送中は換気を行い、新鮮な空気の供給、過剰な熱、湿気、有害な蒸気（アンモニアや一酸化炭素など）の除去、並びにアンモニアと二酸化炭素の蓄積防止をすること」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 2 c) 積込及び旅程の間の換気は、新鮮な空気を供給し、過剰な熱、湿気及び有毒ガス（アンモニア及び一酸化炭素）を除去し、アンモニア及び二酸化炭素の蓄積を防ぐ。温暖又は暑熱の状況下において、換気は、各動物の適切な対流冷却ができ

	るようにする。場合によっては、適切な換気は、動物の空間的ゆとりの増加により達成されることがある。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追加することとし、【実施が推奨される事項】に、「輸送中は、積込み作業中も含め常に新鮮な空気を供給できるようにし、余分な熱、湿気、発生したアンモニア、一酸化炭素、二酸化炭素やほこり等が家畜を収容した場所から排出されるよう、輸送中の気温の変化や輸送する畜種の体温調整の必要も踏まえ、適切に換気を行い、有害なガス等の濃度の上昇を避ける。その際、暑熱時における換気は、熱の排出や体熱放散を助ける効果もあることから、各家畜の対流冷却を可能とするよう、適切に換気を行う。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「換気装置（天然、あるいは機械的なもの）は輸送車が停泊中に稼働すること。また空気流量は調整可能であること」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 4 e) 車両やコンテナは、気候の変化及び輸送される動物の種類による体温調節の必要性を満たす適切な換気が行われる。換気システム（自然又は機械）は、車両が停止時でも有効であり、空気の流れが調整可能である。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「車両、船舶等には、駐停車中等であっても換気が可能なシステムを導入する。駐停車中等に外部からの新鮮な空気の供給量が減ることが見込まれるシステムの場合には、換気の状態を確認し、空気の流量等を調節する。」に改めました。
3 収容スペース	
「常に新鮮な空気を供給できる高さを確保する。」の後ろに、OIE コードに沿って、「家禽類の場合、日本のように湿度と温度が上がる地域では、頭を冷やせるだけの適切な頭上スパー	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 6 e) 熱帯及び亜熱帯の条件では、頭部の冷却を確保するた

スがあれば、家禽類にとって利となる」を追記すべきである。	め、十分な頭上の空間を有することから恩恵を受ける。 (研究中)」 と記載されています。御意見については、OIE コードにおいても、研究中との位置付けであることから、本指針において記述することが困難であることについて御理解をお願いします。
「鶏は観察や疾病の防止、緊急時の対応のために、出荷カゴに詰め込み過ぎず、適度なゆとりを持たせる」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、御意見の内容に対応する記載はありませんが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、 【実施が推奨される事項】を、「家畜取扱責任者は、家畜を輸送車両等に積み込む前によく観察し、1 頭又は 1 羽当たりの収容スペースの広さ等が適切となるよう、積み込む家畜の頭数やその収容場所を決定する。」に改めました。
輸送トラックの 1 頭当たりの必要な収容スペースを確保するには、現行の輸送頭数より減少させる必要があることから、トラックの台数増加及び運転手の確保が課題となり、コストの増加につながる事が予想される。	アニマルウェルフェアに配慮した輸送を適切に実施することによるコストの増加等については、農林水産省が主催する「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」や国の補助事業により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組を推進する重要性やアニマルウェルフェアの水準の向上に伴う費用の負担の必要性について、消費者や流通関係者等に御理解いただくための努力を行っていく考えです。
【将来的な実施が推奨される事項】に、「輸送車両内で進行方向に対して家畜を直角に繋留して輸送する方法、急停車時に足に怪我を負う可能性、家畜の身体を進行方向と同じ向きに伏せた状態で輸送する方法等の研究が必要である。」と追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、御意見の内容に対応する記載はありませんが、 「第 7.3.5 条の 6 b) 車両上又はコンテナ内で必要とされる空間は、動物が横臥（例えば、牛、羊、豚、ラクダ及び家きん）又は立位（馬）する必要があるか、又はないかに依拠する。横臥する必要がある動物は、初めて積込まれた時又は車両があまりに多い横方向の揺れ又は急ブレーキと共に運転される時は、しばしば立位となる。 c) 動物が横臥している時、全ての動物が、互いに積み重な

	らず、必要な体温調節ができ、通常の横臥の姿勢をとることができる。 d) 動物が立位でいる時、気候及び輸送される動物の種類に対して適切なバランスの取れた姿勢を取るために十分な空間を保有する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜を立位で輸送する場合、家畜が自ら気候や品種に適したバランスポジションを確保できる十分な空間を確保する。家畜を横臥又は伏臥で輸送する場合、体温調整ができるようにするとともに、全ての家畜が互いに重ならないようにする。」に改めました。
4 照明	
「照明の位置を変えるなどの工夫が推奨される」との記述については、OIE コードに沿って、「照明の位置を変えるなどの工夫をする」に変更すべきである。 また、OIE コードに沿って、「動物の目を直接照らさない」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.2 条の 2 a) 光沢のある金属又は濡れた床の反射－照明器具を動かす、又は照明を変更する。 b) 暗い入口－近づいてくる動物の目に直接射し込まない間接照明で明るくする。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「金属の光沢や濡れた床の反射光等は、家畜が立ち止まり、移動を躊躇する原因となるため、照明の位置を変えるなどの工夫が推奨される。また、暗い通用口では、照明が家畜の目を直接照らすことがないよう、間接照明を用いることも有用である。」に改めました。
5 騒音・臭い	
OIE コードに沿って、「家畜は、人間よりも広い範囲に渡る周波数を聞き取ることができ、高周波域にはより敏感である」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.2 条の 1 家畜は、人間より広い範囲の周波数を聞き取ることができ、

	また、高い周波数により敏感である。動物は、繰り返される大きな騒音又は突然の騒音により怖がらせられる傾向があり、それらは動物にパニックを引き起こすことがある。動物を取り扱う際は、このような騒音に対する感受性も考慮する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「家畜は、人間よりも広範囲の周波数の音を聞き取ることが可能であり、高周波の音に敏感である。このため、過度な騒音、突然の騒音及び高周波の音は、家畜が驚き事故を招くおそれや家畜が不安や恐怖を感じ、休息をとれずにストレス状態に陥るおそれがあるため、発生を防止する必要がある。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「ネガティブな反応を示した臭いについては、家畜を管理する際に考慮に入れる、輸送車とコンテナは排せつ物の密閉が可能なように設計し、また排せつ物は必要に応じて取り除く」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.2 条の 1 家畜は、臭いに対して極めて敏感だが、輸送中に遭遇した臭いに対して、動物は異なる反応をすることがある。ネガティブな反応を引き起こす臭いは、動物を管理する時、考慮する。」 「第 7.3.5 条の 4 c) 輸送中の感染性疾患のまん延の可能性を最小限にするため、車両及びコンテナは、徹底した洗浄及び消毒、及び旅程中の糞尿の封じ込めができるよう設計される。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「第 3 輸送する家畜の管理方法」の「5 清掃・消毒」の【実施が推奨される事項】に、「家畜にとって快適な環境を提供するため、また、輸送中の疾病、損傷等の発生予防の観点や、伝染性疾患等のまん延防止の観点からも、家畜の輸送に用いる車両、コンテナ及び船舶等の家畜と接触する部分等について、家畜の輸送前にあらかじめ疾病の伝搬を防止するために適した方法で家畜排せつ物等を除去する等、掃除、洗浄及び消毒をしっかりと

	行い、清潔に保つ。」、「第4 輸送中の環境」の「5 騒音・臭い」の【実施が推奨される事項】に、「家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する。」、「第5 輸送のための施設等の構造」の「2 車両・コンテナ・船舶等」の【実施が推奨される事項】に、「伝染性疾病等のまん延の防止や周辺環境への配慮から、徹底した洗浄や消毒が可能な構造とし、輸送中に排せつ物等が外部に流出しないように設計する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
第5 輸送のための施設等の構造 1 積み込み・積み下ろしのための施設 (1) 待機場所・積み下ろし場所	
OIE コードに沿って、 「積み込み・積み下ろしは的確な管理・監督の下、実施される。」、 「動物の積み上げ・積み下ろしのための適切な訓練を受けたスタッフを確保する」、「動物によっては、自分の個人スペースを自分で制御したがるものもいるということを、積み上げ・積み下ろし設備、輸送車やコンテナの設計時に考慮する」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第7.3.3条の1） d) 動物の積み込み及び積み下ろしの間、適切な数の動物取扱者の配置」 「第7.3.2条の1 いくつかの動物の自身の個体空間の制御要求は、積み込み及び積み下ろしの施設、輸送船及びコンテナの設計において考慮される。」 「第7.3.8条の1 b) 積み込みは、動物取扱者により監督され及び／又は実施される。動物は、静かにかつ不必要な騒音、強制なしに行われる。訓練されていない補助員又は見物者は、作業を妨げない」。 「第7.3.10条の1 a) 第7.3.8条において詳述されている、必要とされる施設及び動物の取扱いの原則は、積み下ろしに対して等しく適用されるが、動物が疲労している可能性が考慮される。」

	と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「第3 輸送する家畜の管理方法」の「2 家畜の取扱い」の【実施が推奨される事項】に、「家畜を積み込む又は積み下ろす、家畜を移動させる又は捕まえる場合、家畜取扱者を家畜の頭羽数等に応じた人数確保する。補助員等を作業に参加させる場合、訓練されていない者が作業を遅らせることにならないよう注意する。また、家畜に不要なストレスを与えないよう、不必要な騒音をたてる等の家畜が嫌がる取扱いは避け、損傷（骨折、脱臼、裂傷等）の原因となる手荒な取扱いをせず、十分な時間を確保して作業する。」、「第5 輸送のための施設等の構造」の「2 車両・コンテナ・船舶等」の【実施が推奨される事項】に、「家畜の輸送に使用する車両、コンテナ及び船舶等は、パーソナルスペースの確保を望む家畜が存在することを設計段階において考慮し、家畜を悪天候から保護し家畜の逃亡の可能性が最小限となるよう設計する。輸送する家畜の種類、年齢及び体重に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取扱いを可能とし、機能的にも構造的にも適切な状態で運用できるよう維持管理する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「必要に応じて、給餌・給水ができるようにする。」との記述について、OIE コードに沿って、「全ての動物に対して、給餌・給水ができるようにする。」と変更すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第7.3.10条の1 c) 施設は、全ての動物に対し、適切な世話、快適で適切な空間、換気、飼料（必要な場合）や水の利用及び極端な天候からの避難場所を提供する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「待機時間や輸送にかかる時間が長期にわたるため給餌及び給水が必要な場合、全ての家畜に適切に給餌及び給水を行う。」に改めました。

(2) 通路・傾斜路	
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「動物用通路などの設備は、寸法、勾配、塗装、するどい突起がないこと、床面、等々の点で、動物の生理的要求や能力を考慮した設計・構築をされる」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 2 a) 収集区域、経路、積込みのためのスロープを含む積込みのための施設は、大きさ、スロープ、表面、鋭利な突起物がないこと、床等に関し、動物の必要性及び能力を考慮し、設計及び建設される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜の積込み及び積下ろし、輸送のために家畜を移動させる通路や傾斜路は、輸送に使用する車両やコンテナ等に円滑に家畜を収容するため、利用する家畜に適した構造（通路の幅、壁や柵の高さ、安全で滑らない床、障害物や鋭い突起物がない等）とするとともに、家畜の能力、性質、基本的な行動様式等を考慮し、傾斜の角度や傾斜路側面からの落下防止等に注意して設計し、整備する。」に改めました。
「同じ場所で立ち止まったり、引き返したりする」理由に、OIE コードに沿って、「動物の前方に向かって動いてくる人や設備、行き止まり、金属製の物体がたてるガランガランという音」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.2 条の 2 c) 動物が前方に移動する人及び設備を見る - 傾斜路及び通路への頑丈な側壁の設置又は遮蔽版の設置 d) 行き止まり - 可能であれば、通路を曲げるか又は錯覚の通路を作成することにより防ぐ。 h) 金属物質の大きな騒音 - 金属と金属の接触を減らすため、門及び他の設備にゴム製の止め具を取り付ける。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜が通路や傾斜路を移動する際、同じ場所で立ち止まったり引き返したりする場合、傾斜の角度や家畜の進行方向の障害物や行き止まり、床の

	大きな段差、暗い場所への移動、金属の光沢や濡れた床の反射光、機械装置の音や扇風機の風、作業員の動線等が影響している可能性があるため、その影響を可能な限り小さくする。」に改めました。
2 車両・コンテナ・船舶等	
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「輸送車とコンテナは、気候の変化に対処できるように、また輸送する動物種の温度調整の必要性を満たせるように、適切な換気装置を備える。換気装置（天然、あるいは機械的なもの）は輸送車が停泊中に稼働できること。また空気流量は調整可能である。」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 4 d) 車両及びコンテナは、良好な機能的及び構造的状態で維持管理される。 e) 車両やコンテナは、気候の変化及び輸送される動物の種類による体温調節の必要性を満たす適切な換気が行われる。換気システム（自然又は機械）は、車両が停止時も有効であり、空気の流れが調整可能である。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第 4 輸送中の環境」の「2 換気」の【実施が推奨される事項】を、「輸送中は、積込み作業中も含め常に新鮮な空気を供給できるようにし、余分な熱、湿気、発生したアンモニア、一酸化炭素、二酸化炭素やほこり等が家畜を収容した場所から排出されるよう、輸送中の気温の変化や輸送する畜種の体温調整の必要も踏まえ、適切に換気を行い、有害なガス等の濃度の上昇を避ける。その際、暑熱時における換気は、熱の排出や体熱放散を助ける効果もあることから、各家畜の対流冷却を可能とするよう、適切に換気を行う。特に、閉鎖された空間内に家畜を収容して輸送する場合、換気や温度調整が確実にできるよう、換気扇や扇風機等を適切に配置する又は強制換気システムを導入するなどにより、新鮮な空気を供給する（付録Ⅵを参照）。車両、船舶等には、駐停車中であっても換気が可能なシステムを導入する。駐停車中等に外部からの新鮮な空気の供給

	量が減ることが見込まれるシステムについては、換気の状態を確認し、空気の流量等を調節する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「必要性があれば、適切な寝床を輸送車の床に追加し、排泄物の吸収を補ったり、動物が滑って転ぶのを最小限に抑えたり、動物（特に若い動物）を固い床面や悪天候から守る」を追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第7.3.5条の4 i) 適切な場合には、糞尿の吸収を補助し、動物によるスリッ プを最小限に抑え、動物（特に若い動物）を硬い床表面及び 悪天候から保護するため、車両の床に適切な敷料が追加さ れる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記 することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜と接触する部 分は、突起物等による損傷を防止するとともに、床は平滑でス リッパ等によって損傷しない構造を選択し、排せつ物の吸収、 硬い床面や悪天候からの家畜の保護のために必要に応じて敷料 を入れるなど、家畜と家畜取扱者等が損傷をしないよう配慮す る。」に改めました。
「敷料を乾燥し清潔にする」、「避難計画の下、非常時に備えて冷暖房や自動給水用の自家電源や食糧、水を確保する」、「過密飼育は、感染症を引き起こしやすい」、「移動ドライバー、飼養員、外部作業員もアニマルウェルフェアの手技や指針の内容を習得し、そうでない場合は関わらせてはいけない」ことを追記すべきである。	輸送に関する OIE コードには、 「第7.3.5条の4 i) 適切な場合には、糞尿の吸収を補助し、動物によるスリッ プを最小限に抑え、動物（特に若い動物）を硬い床表面及び 悪天候から保護するため、車両の床に適切な敷料が追加さ れる。」 「第7.3.5条の10 旅程中に遭遇するかもしれない重要かつ有害な事象及び各 事象への対応手順及び緊急時に採られる行動を特定した緊急 管理計画が整備される。」 「第7.3.2条の1 動物取扱者は、家畜の取扱い及び移動について経験が豊富 で有能であり、動物の行動パターン及び自身の職務の遂行に

	必要な基本原則を理解する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜と接触する部分は、突起物等による損傷を防止するとともに、床は平滑でスリップ等によって損傷しない構造を選択し、排せつ物の吸収、硬い床面や悪天候からの家畜の保護のために必要に応じて敷料を入れるなど、家畜と家畜取扱者等が損傷をしないよう配慮する。」に、「第6 アニマルウェルフェアの状態確認等」の「2 緊急時の対応」の【実施が推奨される事項】を、「輸送中の急激な天候悪化等による遅延や、車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康、安全及びアニマルウェルフェアへの悪影響を可能な限り小さくするため、緊急時の対策や連絡先等を記載した危機管理マニュアル等を作成し、これについて輸送に携わる者は習熟する。」に、「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「1 家畜の輸送に携わる者の責務」の【実施が推奨される事項】を、「家畜取扱責任者は、日頃から必要に応じて、獣医師等のアドバイスを受けながら、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切な家畜の輸送と管理に責任を持つ。」に、それぞれ改めました。
付録Ⅲ 鶏の捕鳥方法	
「捕鳥する際は、両手又は片手で、体又は翼の付け根を持つことが重要である。」の「片手」を削除すべきである。片手で翼の付け根を持つと、特に体重の重いブロイラーなどではミシッと骨が外れたような音がし、鶏は苦痛を訴える。必ず両手で捕鳥する必要がある。	輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3 g) 動物は、痛み又は苦しみ及び身体的損傷（打撲傷、骨折、脱臼等）を避ける方法で捕まえられ、又は持ち上げられる。四足動物の場合、人の手により持ち上げることは、若齢の動

	物又は小さな種類に限り、その種類に適した方法でのみ用いられる。被毛、羽毛、足、首、耳、尻尾、頭、角、脚だけで動物を捕まえ、又は持ち上げ、痛み又は苦しみをもたらすことは、アニマルウェルフェア又は人間の安全が、そうしなければ損なわれるかもしれない緊急時を除き、許可されない。」 と記載されています。 また、OIE コード「第 7.10 章 アニマルウェルフェアとブロイラー生産システム」には、 「第 7.10.4 条の 2 q) 捕鳥は、熟練した動物飼養管理者が実施し、各試みはストレス及び恐怖反応並びに損傷を最小限に抑えるように努める。ブロイラーが捕鳥中に損傷した場合は、人道的に殺処分される。 ブロイラーは、首又は翼により持ち上げられない。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「捕鳥する際は、ストレス及び恐怖反応並びに損傷を最小限に抑えるよう、注意深く体又は翼の付け根を持つことが重要である。首又は翼の先端を持って持ち上げないように注意する必要がある。」に改めました。
付録X チェックリスト	
チェックのタイミングや実施頻度や、各問に 1 頭でも対象牛が確認された場合に、はいにチェックをするのか等、チェックリストの活用方法について具体的に示すべきである。 また、チェックリストは誰の責任（出発側・到着側・輸送会社）で作成・確認・保管するのか示すべきである。	付属Xの「家畜の輸送に関する技術的な指針チェックリスト」は、指針における各事項の対応状況を輸送に携わる者自ら確認するツールであること等から、指針から削除することとしました。

Ⅶ 「家畜の農場内における殺処分に関する指針（案）」への御意見の概要と、当該御意見への農林水産省の考え及び指針での対応

御意見の概要	御意見への農林水産省の考え及び指針での対応
【指針全般への御意見】	
●指針の作成に際し考慮すべき事項に関する御意見 持続可能な畜産の発展のために、アニマルウェルフェアについては OIE コードと同水準を目指すだけでは不十分であり、EU と遜色のない水準のアニマルウェルフェアの基準を設けるべきである。	本指針は、国民のアニマルウェルフェアに関する関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際基準である OIE コードまで引き上げることを目指してお示しするものです。 また、本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コードを遵守することは、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、生産現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、全ての生産者の方々に改善のための取組をお願いします。
生産農場では一定数の予後不良の家畜が発生するため、安楽死による殺処分が必要。しかし、その手法について有効かつ統一的な方法が普及している状況とは言い難い。 米国などでは銃殺による処分も行われると聞くが、銃刀法の厳しいわが国では適用できない。食肉センターで使用されている方法、すなわちエアスタナーで家畜を失神させてから放血殺する方法は農場での殺処分にも適用可能かもしれない。エアスタナーを販売する専門業者に聞いたところ、エアスタナーを扱うには資格や専門技術は不要とのこと。ただしエアスタナーを導入するには初期導入費用として200万円以上かかる（エアガ	動物の殺処分方法については、「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」（本指針の付録Ⅰを参照）において、「化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること」とされています。 また、OIE は、疾病のまん延防止を目的とした殺処分のために策定した殺処分の OIE コード（OIE コード「第 7.6 章の疾病の管理を目的とした動物の殺処分」をいう。以下、特に説明のない場

ンとコンプレッサー) そうで、コストの問題がある。 麻酔薬で家畜を全身麻酔してから放血その他の方法で安楽死させることも選択肢である。かつてはケタミンの筋肉注射で容易に牛・豚を麻酔状態にできたが、麻薬管理法の指定により使用が困難になった。今後、安全・簡便で効果の高い麻酔薬が生産現場でも使用可能になり、家畜を処置する際に適切な麻酔状態を得られるようになることが望まれる。また、失神や麻酔状態が得られた後にどのような方法で家畜を殺処分するのが家畜にとって最も苦痛が少ないかの科学的な検証も行っていく。消費者からみると、家畜の殺処分は家畜福祉の上で最もデリケートな一面と考えられる。しかし、生産現場では必須の業務であるため、議論を敬遠せず、消費者にもきちんと認知されるような科学的根拠に基づいた手法が確立されることが望ましい。	合において同じ。) において、農場内の通常の安楽死の際にも同コードを参照することを推奨しています。 本指針は、これらを踏まえ、農場内における通常の安楽死の方法等について、「動物の殺処分方法に関する指針」を補完するために作成したものです。 今後も、農林水産省では、科学的知見を踏まえ、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組について普及及び推進を進めてまいります。
【指針の個別事項への御意見】	
第2 農場内における家畜の殺処分に携わる者の責務	
「家畜にとっての適切な環境等に関する作業に必要な知識を習得する。」との記述について、OIE コードに沿って、「技量及び能力を保持する」を追記すべきである。	殺処分の OIE コードには、 「第 7.6.1 条の 1 動物の人道的な殺処分に従事する全ての職員は、関連する技能と適性を有する。適性は、正式な訓練及び／又は実地の経験を通じて獲得される。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、 【実施が推奨される事項】に、「実施者は、日頃から必要に応じて獣医師等の指導も受けながら、作業の方法及び手順、使用する道具等の扱い方、家畜の保定方法等に関する知識及び技術を習得する」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「動物の	殺処分の OIE コードには、

殺処分担当者は有効な失神法及び殺処分を通じて、動物の人道的殺処分を確保するものとする」を追記すべきである。	「第 7.6.3 条の 4 a) (殺処分を行う職員の) 責務 効果的な意識喪失や殺処分を通じ人道的な殺処分が確保される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「実施者は、(中略)効果的な方法を用いて適切に意識喪失及び安楽死させられるよう、使用する道具等の整備及び点検を日頃から行う。」に改めました。
第 6 殺処分の手順 1 法令に準拠した殺処分方法の実施	
日本で行われていた事例のあるやっではない方法方法を明記し、「首吊りや餓死、衰弱死、生きているまま焼却炉に入れる、高所から投げ落とす、生きたままレンダリングに出すなどは社会的に容認されている通常の方法ではないことを十分に理解する。」を追記すべきである。	御意見については、原案において既に、『動物の殺処分方法に関する指針』には、殺処分の方法として『化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識喪失の状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること』とされており、アニマルウェルフェアの観点からもこれを遵守する必要がある。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
日本では近年殺しきらないまま放置やレンダリングに出すなどがあったため、「処置後には必ず死亡確認を行い、死に至っていない場合は早急に緊急の方法で処置しなくてはならない。」を追記すべきである。	御意見については、原案において既に、【実施が推奨される事項】に、「安楽死させる場合、意識がなくなってから、脳幹反射のない(瞳孔の拡大や呼吸の欠如等) 確実な死に至るまで、家畜を常に観察する。」「使用する道具等の整備や実施者等の知識及び技術の習得等が不十分な場合や畜種に合わない不適切な方法で安楽死させられた場合、家畜に不要なストレスを与えるため、十分な検討と事前の準備を行う。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
【実施が推奨される事項】のうち、「② 致死薬物の注入等に	

よって意識喪失と同時に家畜を死に至らしめる方法」との記述について、「薬物は、OIE コードに沿ったものでなくてはならずストリキニーネ、ニコチン、カフェイン、洗浄剤、溶剤、農薬、消毒剤、その他治療又は安楽死の使用のために特別に設計されていない毒性物質は使用してはならない」を追記すべきである。 OIE コード第 7.6.4 条 動物の人道的殺処分を計画する際の注意事項に、「制限された動物用医薬品又は毒薬の使用」とあるが、パコマ（逆性石鹼、または消毒薬）は動物の殺処分に使用することが認められたものではない。 米国獣医学会 AVMA による安楽死に関するガイドライン（AVMA Guidelines for the Euthanasia of Animals:2020 Edition）には「ストリキニーネ、ニコチン、インシュリン、カフェイン、洗浄剤、溶剤、殺虫剤、消毒剤、その他治療用または安楽死用に特別に設計されていない毒物は、いかなる状況においても安楽死剤として使用することはできない。」と規定されている。消毒薬を投与した後に動かなくなるがこれは意識喪失を意味するものではない。アニマルウェルフェア上の検証が行われておらず、かつ目的外の使用であり、これらの使用を排除すべきである。	殺処分の OIE コードには、 「第 7.6.4 条 チームリーダーは、以下に関する検討を含む当該施設における動物の人道的な殺処分の計画を作成する。 10) 例えば、制限された動物用医薬品又は毒物が用いられる場合、一連の作業が環境に影響を与える場合といった、関係し得る法的問題。」 「第 7.6.15 条 高用量の麻酔薬と鎮静薬を用いた致死薬物注入は、中枢神経系の抑制、意識喪失及び死をもたらす。実際には、バルビツール酸誘導体と他の薬剤との併用が一般的に使用される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、本指針において、殺処分の OIE コード第 7.6.15 条「致死薬物注入」の仮訳を付録Ⅱに掲載することとしました。農林水産省として、薬物の適切な使用を含め、農場内における安楽死が適切に行われることを推進してまいります。
2 家畜の意識を喪失させる方法	
「鶏の場合も、電氣的に事前に意識を失わせる安価な機器が日本でも購入可能になっている」を追記すべきである。（VE MEMORY STUNNER（BURDIS 社）） 日本の農場では多くの従業員が適切に頸椎脱臼を行っていない実態がある。力のない女性などでは頸椎脱臼が難しかったり、適切なトレーニングなしには難しい。事前に意識を失わせる機器があれば致死処分は容易である。また、豚の電撃は多く	殺処分の OIE コードには、 「第 7.6.11 条 単段階式電殺 3 方法 3 方法 3 は、家さんの頭部、脳を横断する位置で十分な電流を一度流すことで成り立ち、意識喪失を引き起こす。続けて、頸椎脱臼や頸部切断等による安楽死の方法が行われる。（以下略）」

の人が知識として持っているが鶏の殺処分方法として頸椎脱臼しか知らない人が多いため追記すべきである。	と記載されています。このため、御意見を踏まえ、本指針において、殺処分の OIE コード第 7.6.11 条「単段階式電殺」の仮訳を付録Ⅱに掲載し、その中で家きんに対する電氣的意識喪失法と頸椎脱臼の併用について記載しました。
「正しい部位に電気を流す」との記述について、打撃同様に、正しい位置の説明を、図を交えて追記すべきである。	殺処分の OIE コードでは、 「第 7.6.10 条 2 段階式電殺 1 序論 2 段階式電殺は、最初にはさみ型のトングにより頭部に電流を流すことと、その後すぐにトングを心臓にまたがるように胸に当てることで構成される。 頭部への十分な電流の適用により、強直性・間代性の痙攣と意識喪失を誘発する。動物が意識喪失の状態となった後、第 2 段階として心室細動（心停止）を起こし、死に至らしめる。第 2 段階（胸部を横断するように周波数の低い電流を流すこと）は、容認できないレベルの苦痛を避けるため、意識喪失に至った動物にのみ適用する。」 「第 7.6.11 条 単段階式電殺 1 方法 1 方法 1 は、一度に頭部と背中に十分な電流を流し、動物の意識喪失と心細動を同時に起こす。脳と心臓の両方を横断する位置に十分な電流が流れた場合、動物は意識喪失状態から戻らない。 2 方法 2 方法 2 は、通電した水浴槽装置に逆さに保定された家きんを入れることにより、意識を喪失させ、死に至らしめる。電氣的接触は、電気の流れた水とアースされた保定器具の間でなされる。十分な電流が流れれば、家きんは意識喪失と同時に死亡する。

	3 方法3 方法3は、家きんの頭部、脳を横断する位置で十分な電流を一度流すことで成り立ち、意識喪失を引き起こす。続けて、殺処分の方法（第7.6.17条を参照）が行われる。」 と、各方法について、電流を流す位置に関する情報を含む具体的な方法が記載されています。このため、御意見を踏まえ、本指針において、当該箇所を含む殺処分の OIE コードの仮訳を付録Ⅱに掲載することといたしました。															
「適切な電圧・電流」の記述について、OIE コードに沿って、動物種ごとに必要となる電圧及び電流の数値を追記すべきである。	殺処分の OIE コードには、 「第7.6.10条 2段階式電殺 2 効果的な利用のために必要な事項 a) 意識喪失を制御する装置は、下記表に定める最低電圧及び最低電流をもつ低周波数（50Hz 正弦波交流）の電気を発生させる必要がある。 <table><tr><th>動物</th><th>最低電圧 (V)</th><th>最低電流 (A)</th></tr><tr><td>牛</td><td>220</td><td>1.5</td></tr><tr><td>羊</td><td>220</td><td>1.0</td></tr><tr><td>6 週齢以上の豚</td><td>220</td><td>1.3</td></tr><tr><td>6 週齢未満の豚</td><td>125</td><td>0.5</td></tr></table> 」 「第7.6.11条 単段階式電殺 1 方法1 a) 効果的な利用のために必要な事項 i) 意識喪失を制御する装置は、低い周波数（30-60Hz）の電流で負荷をかけた状態で、真の実効電圧が最低 250V 発生させるべきである。 2 方法2	動物	最低電圧 (V)	最低電流 (A)	牛	220	1.5	羊	220	1.0	6 週齢以上の豚	220	1.3	6 週齢未満の豚	125	0.5
動物	最低電圧 (V)	最低電流 (A)														
牛	220	1.5														
羊	220	1.0														
6 週齢以上の豚	220	1.3														
6 週齢未満の豚	125	0.5														

	a) 効果的な利用のために必要な事項 ii) 鳥の意識を喪失させ死に至らしめるには、50-60Hz の低周波電流に最低3秒当てる必要がある。 iv) 乾燥した鳥を意識喪失させ殺処分するために最低限必要な電流は以下のとおりである。 －鶉で 100mA／羽 －鶏で 160mA／羽 －家鴨と鴨で 200mA／羽 －七面鳥で 250mA／羽 濡れた鳥にはより高い電流が必要となる。 3 方法3 a) 効果的に実施するために必要な事項 i) 意識喪失を制御する装置は、意識を喪失させるのに十分な電流（家鴨1羽当たり 600mA 以上、鳥1羽当たり 300mA 以上）を発生させるべきである。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、本指針において、当該箇所を含む殺処分の OIE コードの仮訳を付録Ⅱに掲載することといたしました。
「ガスで家畜の意識を喪失させるためには、気密性のあるコンテナや容器等にガス（二酸化炭素、窒素、不活化ガスやその混合気体等）を充満させ、密閉する」との記述について、OIE コードに沿って、「コンテナ又は装置は、必要なガス濃度が維持され、正確に測定することが可能なものであるものとする」とし、ガス濃度の維持が可能であることと、正確に濃度の測定が可能である必要性を追記すべきである。ただの箱やゴミ箱に入れて行う方法では適切な方法ではないことを認識させるべきである。 「ガスを充満させたコンテナや容器等に留めおくこと」と	殺処分の OIE コードには、 「第 7.6.12 条（第 7.6.13 条, 第 7.6.14 条においても同記述あり） 二酸化炭素/混合気体 2 方法1 動物はガスの充満したコンテナ又は装置に入れられる a) コンテナ又は装置の効果的な利用のために必要な事項 i) コンテナ又は装置は必要なガス濃度を維持し、正確に濃度測定できるようにすべきである。」

の記述について、OIE コードに沿って、「コンテナ又は装置は、必要なガス濃度が維持され、正確に測定することが可能なものであるものとする」と、「鳥が死亡するのに十分な曝露時間が、扉が開かれるまでに与えられるものとする」を追記すべきである。	と記載されています。また、「第 7.6.13 条 二酸化炭素と混合した窒素又は不活性ガス」及び「第 7.6.14 条 窒素又は不活性ガス」においても同旨の記載があります。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「ガスを用いて家畜の意識を喪失させる場合、気密性のあるコンテナや容器等にガス（二酸化炭素、窒素、不活化ガス又はその混合気体等）を充満させ、密閉する。コンテナや容器等は、ガス濃度を正確に測定でき、必要なガス濃度の維持が可能なものとする。（中略）なお、新生家畜や家きんの場合、ガスを充満させたコンテナや容器等に死に至るために十分な時間留め置くことで、直接、死に至らしめるよう注意する。」に改めました。
【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「気絶処置が失敗した場合の予備の方法を準備する」を追記すべきである。	殺処分の OIE コードには、御意見の内容の記載はないため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
3 家畜の殺処分方法	
OIE コードに沿って、「飼料又は水への麻酔薬添加、ガス、電気、家畜銃、」を追記すべきである。なお、銃弾は日本では難しいが家畜銃のような産業銃は法的に可能なはずである。	御意見を踏まえ、本指針において、機械、電気及びガスを用いた殺処分を行う際の勧告等が記載されている殺処分の OIE コードの第 7.6.9 条から第 7.6.17 条及び第 7.6.18 条の 2 の仮訳を付録Ⅱに掲載することといたしました。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 3 条第 2 項及び第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、と殺の用途に供するためにと殺銃の所持については許可されていますが、農場内における安楽死されるために用いるための銃の所持については、同法第 3 条第 1 項の規定により禁止されているところです。 【参考】 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）（抜粋）

	(所持の禁止) 第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲若しくはクロスボウ(引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。)(以下「銃砲等」という。)又は刀剣類を所持してはならない。 一～十五 (略) 2 第四条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため必要な銃砲等の所持の許可を受けた者の監督の下に人命救助、動物麻酔、と殺又は当該産業の作業に従事する者(許可を受けた者があらかじめ住所地(法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこれらの規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地)を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。第十一条第三項において「人命救助等に従事する者」という。)は、前項の規定にかかわらず、許可に係る銃砲等を許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するために所持することができる。 3・4 (略)(許可) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。 一 (略) 二 人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の作業の用途に供するため、それぞれ救命索発射銃、救命用信号
--	---

	銃、麻酔銃、と殺銃又は捕鯨銃、もり銃、捕鯨用標識銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるもの（鉋さい破碎銃）を所持しようとする者。 三～十 （略） 2～5 （略）
「大きな鶏の場合、道具等を用いて頸椎脱臼することに注意する」との記載について、意味が曖昧であり、誤った機器が選択される可能性があるため変更すべきである。特に、頸椎脱臼は頸椎を脱臼させるのであって、米国獣医師会もガイドラインでも禁止している切断したり砕いたり潰したりするのではないことを明記する必要がある。 また、ペンチや絞り器を絶対に使用してはいけないことを明記すべきである。	殺処分の OIE コードには、 「第 7.6.17 条 頸椎脱臼及び頸部切断 1 頸椎脱臼（手作業及び機械による） a) 序論 （略） 殺処分される鳥の数が少なく他の殺処分方法が適用できない場合に、3 kg 未満の意識のある鳥においては、頸の血管が切断され即時に死に至らしめるような方法により頸椎脱臼を用いて殺処分できる。 c) 利点 （略） ii) この方法は、小型の鳥に用手で実施することができる。 d) 欠点 （略） ii) 鳥が大きくなればその実施がより難しくなる。（以下略）」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、本指針において、当該箇所を含む殺処分の OIE コードの仮訳を付録Ⅱに掲載することといたしました。また、指針本文に「大型の家きんの場合、頸椎脱臼以外の方法を検討する。」との記述を追記しました。
「致死薬物の注入は、全ての家畜で実施可能な方法で、速やかに意識を喪失させて、家畜を死に至らしめるものであることから、確実な死に至るまで、家畜を常に観察する。」に、消毒薬	殺処分の OIE コードには、 「第 7.6.4 条 チームリーダーは、以下に関する検討を含む当該施設にお

(パコマ) は許容される薬物ではないことを明記すべきである。 米国獣医学会 AVMA による安楽死に関するガイドライン (AVMA Guidelines for the Euthanasia of Animals:2020 Edition) には「ストリキニーネ、ニコチン、カフェイン、洗浄剤、溶剤、農薬、消毒剤、その他治療または安楽死の使用のために特別に設計されていない毒性物質は、いかなる状況下でも安楽死剤として使用することはできない。」と規定されている。消毒薬を投与した後に動かなくなるがこれは意識喪失を意味するものではない。アニマルウェルフェア上の検証が行われておらず、かつ目的外的の使用であり、これらの使用を排除すべきである。よって「ストリキニーネ、ニコチン、カフェイン、洗浄剤、溶剤、農薬、消毒剤、その他治療または安楽死の使用のために特別に設計されていない毒性物質は使用してはならない」を追記すべきである。	ける動物の人道的な殺処分の計画を作成する。 10) 例えば、制限された動物用医薬品又は毒物が用いられる場合、一連の作業が環境に影響を与える場合といった、関係し得る法的問題。」 「第 7.6.15 条 高用量の麻酔薬と鎮静薬を用いた致死薬物注入は、中枢神経系の抑制、意識喪失及び死をもたらす。実際には、バルビツール酸誘導体と他の薬剤との併用が一般的に使用される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、本指針において、殺処分の OIE コード第 7.6.15 条「致死薬物注入」の仮訳を付録Ⅱに掲載することとしました。農林水産省として、薬物の適切な使用を含め、農場内における適切な安楽死を推進してまいります。
OIE コードに沿って、「意識の喪失が即時でない場合には、意識喪失への導入は、不可逆的又は可逆的可能性が最小であるものとし、避けることができる不安、痛み、苦難又は苦痛を動物に与えないものとする」を追記すべきである。 苦痛を与えない殺処分などないが、できる限り苦痛の時間が短いよう、配慮して行ってほしい。(現場では廃用鶏・脚弱鶏・余剰鶏における CO₂ での殺処分、食鳥における放血、余剰・奇形初生雛のビニール袋投入による殺処分などがある。)	殺処分の OIE コードには、 「第 7.6.1 条の 6 動物が疾病の管理を目的として殺処分される時は、直ちに死亡するか、死に至るまでの間、直ちに意識喪失に至る方法を用いる。意識喪失が瞬時でない場合は、意識喪失の誘発は非嫌悪的か、可能な限り嫌悪を最小とし、回避可能な動物における不安、苦痛、苦悩又は苦しみを引き起こさない。」と記述されています。この記述も踏まえ、「第 6 安楽死の手順」の「1 法令に準拠した安楽死の方法の実施」において、『動物の殺処分方法に関する指針』には、殺処分の方法として「化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識喪失の状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること』とされており、アニマルウェ

	ルフェアの観点からもこれを遵守する必要がある。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
「このほか、機械、電気又はガスを用いた殺処分の際の指針等については、OIE コードの第 7.6 章の疾病の管理を目的とした動物の殺処分の第 7.6.6 条から第 7.6.18 条に記載されているので、必要に応じて参照すること。」とあるが、少なくとも仮訳を掲載すべきである。今後電気又はガスを用いたより安楽な殺処分が可能になる可能性もある。また伝染病の発生時などは電気やガスが使われるが、正しい方法をより細かく明記すべきである。	御意見を踏まえ、本指針において、第 7.6 章の殺処分の OIE コードのうち、「第 7.6.6 条 銃弾」、「第 7.6.7 条 貫通式家畜銃」、「第 7.6.8 条 非貫通式家畜銃」及び「第 7.6.18 条の 1 中枢破壊」については、我が国においては、「銃砲刀剣所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）」第 4 条に基づき、と畜の作業の用途に供するためのと殺銃を所持することは、住所地を管轄する都道府県国家公安委員会の許可を受ければ可能であるものの、家畜を農場内で安楽死させる目的でと殺銃を所持することはできないため、仮訳の掲載は不適切であることから掲載をしていませんが、第 7.6.9 条から第 7.6.17 条及び第 7.6.18 条の 2 の仮訳を付録Ⅱに掲載することといたしました。
OIE コード「第 7.6 章 疾病の管理を目的とした動物の殺処分」の全ての仮訳を掲載すべきである。	
「粉砕は、回転刃や回転する突起物の付いた装置を用いて、ふ化直後のひなや発育卵を粉砕する方法であり、瞬時に死に至らしめることができる。」との記述について、回転刃や回転する突起物の付いた装置によって人間が死亡する時、苦痛や恐怖なく死ぬことはありません。それはひなも一緒です。現場では、ひなが瞬時に死亡できたか 1 匹 1 匹チェックすることもあります。このような殺処分方法はあまりに残酷であるため、廃止を命じるべきである。	殺処分の OIE コードには、 「第 7.6.9 条 マセレーション（粉砕） 1 序論 マセレーション（粉砕）は、回転刃や回転する突起物の付いた装置を用いて、1 日齢の家きんや発育卵を直ちに破碎し、死に至らしめる。 2 必要な事項 a) 粉砕には、特別な装置が必要であり、良好な動作状態で保ち続けなければならない。 b) 導入する鳥の速度は、装置が詰まったり、鳥が刃から跳ね返ったり、鳥が粉砕される前に窒息しないようにすべきである。（以下略）」 と記載されており、マセレーション（粉砕）自体は否定されて

	おらず、認められています。また、「専用の装置を用いて作業を行うが、瞬時に死亡させることが必要であり、装置が詰まったり、ひな等が回転刃から跳ね返ったり、ひな等が粉砕される前に窒息する等により苦痛を感じることがないように、装置の能力に応じて投入羽数を調整する等の作業を行う。」と、粉砕を行う際に、瞬時に死に至らしめるための注意事項についても記述していることから、記述の維持に御理解をお願いします。
5 ページ目最後に「このほか、機械、電気又はガスを用いた殺処分の際の指針等については、OIE コードの第 7.6 章の疾病の管理を目的とした動物の殺処分の第 7.6.6 条から第 7.6.18 条に記載されているので、必要に応じて参照すること。」とあります。この「OIE コードの第 7.6 章の疾病の管理を目的とした動物の殺処分の第 7.6.6 条から第 7.6.18 条」部分についてもですし、それまでの記載についてもですが、殺処分の具体的な方法については実施者に対して講習会等を開くべきである。	現時点において、安楽死の具体的な方法に関する講習会等の開催予定はありませんが、御意見について、今後のアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進に当たっての参考とさせていただきます。
記録は本当に必要なのか。また、具体的な書式・方法・記入者は誰か明確でない。	殺処分の OIE コードには、 「第 7.6.1 条 一般原則 9) 作業手順が完了した時、適用された実施内容並びにそれらのアニマルウェルフェア、従事者の安全及びバイオセキュリティへの影響を記載した報告書が作成される。」 と記述されており、安楽死に関する報告書を作成することとされているところです。書式、方法、記入者のような詳細な事項については、国から一律に示すのではなく、OIE コードの記述を参考に、各現場に合った内容を御検討いただくことが適切であると考えております。
鶏の頸椎脱臼の行い方も統一すべきである。個々で違いがあると問題にも繋がる恐れがある。	御意見を踏まえ、本指針において、頸椎脱臼の具体的な方法についての殺処分の OIE コード第 7.6.17 条の仮訳を付録Ⅱに掲載することといたしました。また、付録Ⅲにおいても鶏の頸椎

	脱臼の方法の例を解説しております。
付録 2	
付録 2 の方法の「バルビツレートと他の薬物の注入」との記述について、現在、動物用のペントバルビタールが国内で購入可能なのか。	我が国において、動物用ペントバルビタールについては、ソムノペンチルという製剤として薬事承認されていますが、製造メーカーは国内における販売を終了しています。 バルビツール系（バルビツレート）動物用麻酔薬については、この製剤以外にありませんので、現状では動物用医薬品として国内で入手可能なペントバルビタールはありません。 この代替として、人用バルビツール系の医薬品（ラボナール（チオペンタール））が入手可能です。